



前期基本計画



第1部 次世代を育むまち

第2部 交流連携のまち

第3部 力強い経済・産業のまち

第4部 安心・安全なまち

第5部 多様性を認め合い学び活躍できるまち

第6部 快適に暮らせるまち

第7部 まちを支える市役所

第 1 部

次世代を育むまち

第 1 章 子育て

第 2 章 学校教育

第 1 節 教育内容の充実

第 2 節 教育環境の整備

第 3 章 青少年の健全育成

体 系 図

第1章 子育て

1.子育て家庭への支援

- (1) 地域での子育て支援
- (2) 企業・大学等との協働
- (3) 児童虐待等の防止と支援
- (4) 自立と安定を目指したひとり親家庭の支援
- (5) 子育て世帯の家計の負担軽減

2.安心して子育てできる環境づくり

- (1) 質の高い幼児教育・保育サービスの提供
- (2) 子育てニーズに応じた支援
- (3) こどもの居場所づくり

3.出会いの機会の創出による結婚支援

- (1) 出会いの機会の創出による結婚支援

第2章 学校教育

第1節 教育内容の充実

1.認定子ども園・幼稚園・保育所（園）・小中学校教育の充実

- (1) 幼保小中連携教育の推進
- (2) 学力の向上
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) キャリア教育及びふるさと教育の推進
- (6) 健やかな心身の育成

2.教育コミュニティづくりの推進

- (1) 教育コミュニティづくりの推進
- (2) 様々な機関との連携強化

第2章 学校教育

第2節 教育環境の整備

1.学校施設の整備

- (1) 施設の整備充実と維持補修
- (2) 防災機能の強化

2.教育環境の充実

- (1) 児童生徒の安全確保
- (2) 防災教育の推進
- (3) 教材・教具の整備と情報化への対応
- (4) 自主的・自立的な学校経営の推進
- (5) 部活動の地域展開
- (6) 奨学金制度の充実

第3章 青少年の健全育成

1.家庭や地域における教育環境の充実

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 体験活動の充実

2.青少年を取り巻く環境の整備

- (1) 関係団体及び青少年指導員等の育成
- (2) 非行防止活動の充実

3.青年活動の活性化

- (1) 青年活動の活性化

4.子どもたちのたくましく「生きる力」を培う学びの推進

- (1) 子どもたちの「生きる力」や「郷土愛」を育む体験事業の推進

5.「自己信頼」を持てる人材の育成

- (1) 学校ではなかなか学べないことを楽しく学ぶ取組
- (2) こころを育む取組

第1章

子育て

現状と課題

【1. 子育て家庭への支援】

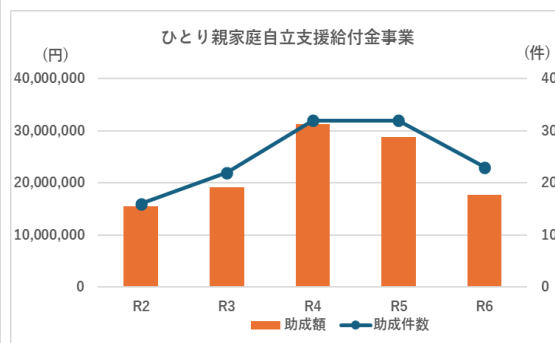
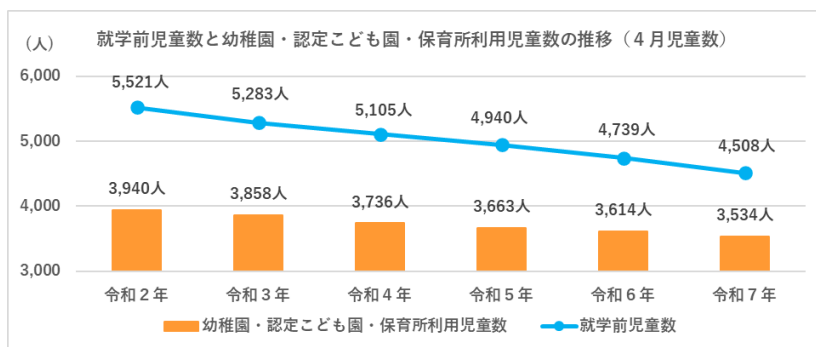
- 子育て家庭が抱える課題として、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担などが挙げられます。
- こどもたちが直面する困難は、多様かつ複合的になっていると考えられ、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応の仕組みづくりが課題となっています。また、虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況があります。
- 発達に関する相談や、学習活動・日常生活に際して、支援を必要とするこどもが増加しており、今後も早期把握とライフステージに応じた切れ目のない支援の提供に取り組む必要があります。
- 家庭の経済的困窮に起因して、こどもたちに様々な影響が及ぶことが懸念されています。また、貧困の連鎖を防ぐための生活支援や学習支援が求められています。
- 家事や家族の世話を過度に行っているヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるため、関係機関と連携し広く啓発していく必要があります。
- ひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な困難に直面し、その負担が大きくなりやすいことから、母子家庭や父子家庭の自立に向けた幅広い対応が課題となっています。
- 令和4年度に策定した「第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困率が高いひとり親家庭への教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援に取り組んでいます。

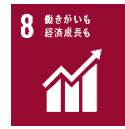
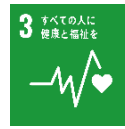
【2. 安心して子育てできる環境づくり】

- 女性の就業率向上に伴い、特に0歳～2歳の保育ニーズが年々高まっている現状を踏まえ、保育所や認定こども園の利用定員を適切に見直すとともに、各種保育サービスを適切に提供するため、市内で働く保育士の絶対数を確保する必要があります。
- 子育て世帯が抱える悩みや困りごとは、複雑化・多様化しており、従来の相談・支援体制と合わせ、より積極的なアウトリーチ型の支援が求められています。
- 就学児童が減少する一方で、放課後児童クラブの利用を希望する割合は年々増加しており、希望する小学3年生までの児童全員が利用できる受け皿を維持しながら、さらなる受け入れの充実が求められています。
- 子育て家庭の支援の拠点となる施設として「えんキッズ」を整備しましたが、こどもの成長や発達の過程に応じたきめ細やかな支援を切れ目なく行い、かつ遊びの拠点となる施設を、児童館や子育て支援施設が手薄な市南部においても整備することで、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

【3. 出会いの機会の創出による結婚支援】

- 全国的に晩婚化・未婚化が進む中、本市においても同様の傾向が見られます。結婚への多様な価値観は尊重しつつ、結婚を希望するすべての市民に対して出会いの場を創出し、結婚への機運を高めることが必要です。





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 子育て家庭への支援

子育て家庭は様々な課題に直面しているため、個々の状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備に努めます。

ひとり親家庭については、就業支援の充実を図るとともに、相談及び情報提供や求職活動の支援等を通して、ひとり親家庭の自立と安定を目指します。

また、子育て世代の就業環境の向上など子育てに関する負担軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を目指します。

(1) 地域での子育て支援

・地域と行政は連携し、地域ぐるみで子育て家庭の見守りと支援に努めます。また、保育所や児童館など身近にある子育て相談の場の周知を図ります。（行政・地域・保育所・児童館等）

(2) 企業・大学等との協働

・行政は、仕事と育児の両立を推進する企業を増やし、企業は、従業員の子育て支援に努め、市全体で、安心して育児のできる就業環境づくりを進めます。（行政・企業）
・大学との協働により、専門性の高い子育てサービスの提供につなげます。また、保育士養成校（短大）との連携により、市内での保育人材の養成・確保を可能にします。（行政・大学等）

(3) 児童虐待等の防止と支援

・行政は、こども食堂やこどもの居場所提供団体、児童に関わる関係機関等と広く連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。また、保護者をはじめ市民は、児童虐待が児童の人権を侵害し、心身の成長や人格に影響を及ぼすことを理解します。（行政・市民）
・行政は、ヤングケアラーになっているこどもが学業や生活を両立できるよう支援体制を構築します。市民は、ヤングケアラーに対する社会的理解を深めます。（行政・市民）

(4) 自立と安定を目指したひとり親家庭の支援

・行政は、地域や関係機関等と連携しながら、相談支援や情報提供の充実を図るとともに、生活支援や就業支援の推進に努めます。（行政）
・ひとり親家庭の母親・父親は、自立支援給付金事業や相談等を通して自立に努めます。（ひとり親家庭の保護者）

(5) 子育て世帯の家計の負担軽減

・行政は、児童手当支給や医療費助成、保育料の軽減等で家計の負担軽減を図ります。また、生活困窮世帯への生活支援やひとり親家庭等のこどもへの学習支援に取り組みます。（行政）

2. 安心して子育てできる環境づくり

こどもの数が減少する中であっても多様化する教育・保育ニーズを的確に捉え、より安心・安全で質の高い教育・保育サービスの提供に努めるとともに、子育て世帯の不安や悩みに寄り添う相談・支援機能の充実を図ります。

また、地域の児童の健全育成を図るため、安全に楽しく過ごし、かつ健全な遊びの場となるこどもの居場所を整備します。

(1) 質の高い幼児教育・保育サービスの提供

・行政と企業は、就職支援準備金を支給するとともに、保育士養成校における就職ガイダンスなどを通じて、保育人材の絶対数の確保に努めます。（行政、企業）
・行政と企業は、保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境の実現のため、保育 DX を推進するとともに、保育施設の適切な利用定員の設定と必要かつ計画的な施設改修等を行います。（行政、企業）
・行政と企業は、保護者が仕事等と育児を両立できるよう、通常の幼児教育・保育サービスに加え、国の各種制度を活用して保育サービスを提供します。（行政、企業）

(2) 子育てニーズに応じた支援

・行政は、子育て世帯が抱える悩みや困りごとに寄り添い、切れ目なく相談・支援できるよう、医療や福祉、子育て、教育等の分野が横断的に連携し、適切な支援を行います。（行政）
・行政と指定管理者は、育児相談や子育て家庭の支援、発達や障がいに関する相談や保護者同士の交流機能など、「えんキッズ」における子育て支援機能の充実を図ります。（行政・指定管理者）

(3) こどもの居場所づくり

・行政と企業は、将来の校区別児童数等を踏まえ、希望する児童全員が放課後児童クラブを利用できるよう、受け皿を維持・拡充するとともに、市内各地域に広く存在する保育施設を活用することで、学童保育のさらなる受入の充実を図ります。（行政、企業）
・行政は、子育て支援と遊び場を兼ね備えた新たな居場所づくりとしての「南部地域子育て支援拠点施設」を核に周辺環境も整備し「子育てエリア」を創出します。（行政）

3. 出会いの機会の創出による結婚支援

本市での生活を希望する独身男女の出会いの場を創出し、結婚支援を行います。

(1) 出会いの機会の創出による結婚支援

・行政は、民間団体が実施する有効な婚活イベントに対する事業費の一部を支援する取組を行います。（行政）
・行政は、みやざき結婚サポートセンター等への入会登録を促進する取組を行います。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
ヤングケアラー相談対応延べ件数	28 件 (R6)	100 件	200 件
保育人材の確保	10 人 (R6)	15 人	15 人
放課後児童クラブの設置単位数	33 単位 (R6)	36 単位	36 単位
地域子育て支援拠点施設の相談件数	7,225 件 (R6)	13,000 件	13,000 件

第2章

学校教育

第1節 教育内容の充実

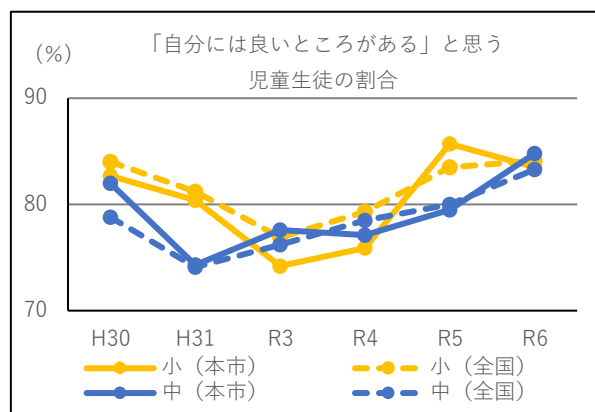
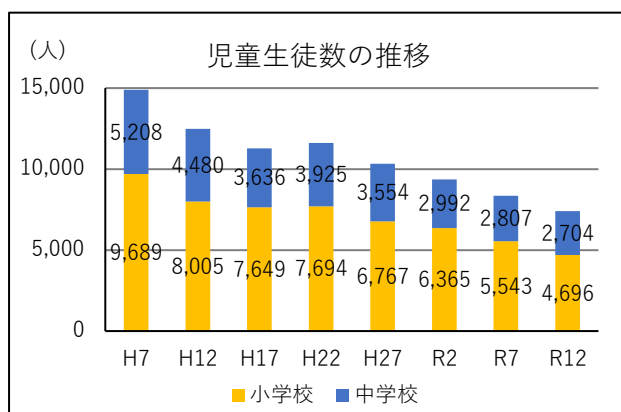
現状と課題

【1. 認定こども園・幼稚園・保育所（園）、小中学校教育の充実】

- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校は、連続性と一貫性のある教育・保育の推進を目的とした、就学前の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を行う取組を行っています。
- 不確実性の高まるこれからの時代を担う子どもたちに、学ぶ意義を見いだして主体的に学びに向かう態度、自分のよさや可能性を認識し他者を価値ある存在として尊重する態度、情報モラルやメディアリテラシーを含めた情報活用能力、異なる価値観を持つ多様な他者と協働して学ぶ力等を身に付けさせる必要があります。
- 学力調査の結果等から、教科や内容によって、基礎的・基本的な知識や技能の習得や思考力・判断力・表現力に課題があります。
- 小中学校が中学校区ごとに連携し、学習内容の確実な定着を進める等、系統性と連続性のある教育活動を推進していくことが求められています。併せて、工都延岡の特性を活かした理数教育の充実を図る取組を行っています。
- いじめや不登校、暴力行為、インターネットをめぐる問題等、生徒指導上の課題があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちの状況を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに基づいた適切な支援に取り組んでいます。学校内では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、家庭や関係機関との連携やインクルーシブ教育の視点に立った指導・支援の充実に取り組んでいます。
- 子どもたちが様々な体験をし、多くの人とふれあうことを通して、自分の生き方について考えることができるようにするため、キャリア教育の充実に取り組んでいます。また、延岡を知り、延岡を愛し、延岡の未来について考えるふさと教育を、小中学校9年間を見通して、計画的・系統的に推進する取組を行っています。
- 子どもの発達の段階及び学校や地域の実情を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、豊かな心を育むとともに人権について正しい知識と人権感覚を身に付け、人権を尊重する意識・態度を育成し、差別をなくしていこうとする実践力を養う取組を行っています。
- 子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるように、学校では、体力課題を踏まえて作成した「スクールスポーツプラン」に基づいた体力の向上や、小中学校9年間を通した「食育」に取り組んでいます。

【2. 教育コミュニティづくりの推進】

- 不確実性が高まるこれからの時代を担う子どもたちには、生涯にわたって主体的に学び続け、異なる価値観を持つ多様な他者と当事者意識を持って対話し、問題を発見・解決できる力を身に付けていく必要があります。そのために、学校・家庭・地域が連携、協働して子どもたちの成長を支える教育コミュニティづくりに取り組んでいます。



「全国学力・学習状況調査（質問紙調査）」より



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 認定こども園・幼稚園・保育所 （園）・小中学校教育の充実

就学前教育、小中学校9年間の義務教育において、系統性と一貫性のある教育に取り組めます。

学力の向上に向けて、指導方法の工夫やICTやAIの日常的な活用をしながら、*個別最適な学びと*協働的な学びを一体的に充実させ、*主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めます。併せて、OJTやメンターチームの活性化、大学との連携等を工夫し、教職員全体の資質向上を目指します。

子どもたちが持つ多様な背景や特性への理解を深めながら、家庭・地域・関係機関等と連携して、組織的に生徒指導、特別支援教育のさらなる充実に取り組んでいきます。

ふるさと教育の実施に当たっては、延岡の良さや素晴らしさを教えるとともに、地域の教育力を活用した授業や子どもの視点を活かして地域課題の解決に取り組む学習等、地域を意識した教育活動を充実させ、ふるさと延岡に愛着と誇りを持てるような教育の充実を目指します。

健やかな心身を育成するため、道徳教育や人権教育のさらなる充実と、体力の向上、「食育」の推進に取り組めます。

(1) 幼保小中連携教育の推進

・学校・行政は、認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校の連携、小学校と中学校の連携の充実により一貫した教育を推進します。（学校・行政）

(2) 学力の向上

・学校・行政は、学力調査の結果分析やICTの活用、習熟度別指導などにより、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組み、確かな学力の定着に努めます。また、教職員の授業力向上のために研修機会の確保に努めます。（学校・行政）

・学校・市民は、ICTやAIを学校や家庭で正しく活用し、基礎学力の定着と判断力や表現力の育成に努めます。（学校・市民）

(3) 生徒指導の充実

・学校・行政は、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家や関係機関等と積極的に連携しながら、一人ひとりの発達の過程を支える生徒指導の充実に努め、いじめや不登校、暴力行為等の問題行動に対して組織的に対応します。（学校・行政）

・行政は、学校に行けない子どもたちが自分に合った場で学びを継続できるように、学びの多様な学校や学校外の多様な学びの場の環境づくりや支援員配置等に取り組めます。（行政）

(4) 特別支援教育の充実

・学校・行政は、一人ひとりの障がいの状況を的確に把握し、教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供できるように、関係機関と連携しながら特別支援教育のさらなる充実に努めます。（学校・行政）

・行政は、学校における医療的ケアの実施体制の充実に努めます。（行政）

(5) キャリア教育及びふるさと教育の推進

・学校・行政は、地域の教育力を積極的に活用し、キャリア教育やふるさと教育の充実に努めます。（学校・行政）

・市民や企業は、子どもたちがふるさと延岡の素晴らしさについて学ぶことができるように、学校や事業所等で講話や体験活動を実施します。（市民・企業）

(6) 健やかな心身の育成

・学校は、教育活動全体を通して道徳性の育成や運動の日常化・体力の向上に努めるとともに、人権を尊重する意識や態度・実践力を養うことに努めます。（学校）

・学校は、家庭や関係機関等との連携を図りながら「食育」の推進を図り、子どもの心身の健康管理に努めます。（学校）

2. 教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの生涯にわたって主体的に学び続け、異なる価値観を持つ他者と当事者意識を持って対話し、問題を発見・解決できる力を育むために、学校・家庭・地域が連携・協働した教育コミュニティづくりを推進し、コミュニティ・スクールの機能を活かした多様な教育活動を展開する特色ある学校づくりに取り組めます。

(1) 教育コミュニティづくりの推進

・学校は、コミュニティ・スクールの機能を活かして、持続可能な学校・家庭・地域の協働体制を確立していくため、家庭や地域住民に対して、学校の経営方針、教育的課題や達成状況等について説明し、目指す子ども像や学校・家庭・地域それぞれの具体的な取組について熟議し、協働する場を設けます。（学校）

(2) 様々な機関との連携強化

・キャリア教育支援センター、企業、延岡こども未来創造機構など様々な機関との連携を通して、自然体験やプレーパーク的な体験機会の提供も含めて「生きる力」の育成に努めます。（関係団体・企業・行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
「自分には、よいところがあると思いますか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	小：83.5%（R6） 中：84.8%（R6）	小：85.0% 中：85.0%	小：86.0% 中：86.0%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的な回答をした児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	小：85.2%（R6） 中：79.2%（R6）	小：85.5% 中：79.5%	小：86.0% 中：80.0%

* 個別最適な学び…子ども一人ひとりに応じて指導方法や教材等を提供・設定を行う「指導の個別化」と、一人ひとりの興味や関心等に応じた活動や課題に取り組む機会を提供する「学習の個性化」とに整理される。

* 協働的な学び…探究的な学習や体験活動などにおいて、子ども同士あるいは地域の方々等の他者と協働して学び、共に学びを深めていくこと。

* 主体的・対話的で深い学び…児童生徒が主体的に課題を設定し、他の生徒や教師らとの対話を通して知識を相互に関連付け、学びを深める学習。

第2章

学校教育

第2節 教育環境の整備

現状と課題

【1. 学校施設の整備】

□ 学校施設の多くは、老朽化が進んでおり、補修や修繕に加え、老朽化の著しいものは建て替えや大規模な改修に年次的に取り組んでおりますが、良好で環境に配慮した教育環境の整備も求められています。

□ 学校施設は学校教育に用いられるだけでなく、災害等の緊急時には避難場所の役割を担うこともあることから、防災機能の強化など安全面への配慮とともに、地域にも使いやすい施設として整備を進めていく必要があります。

【2. 教育環境の充実】

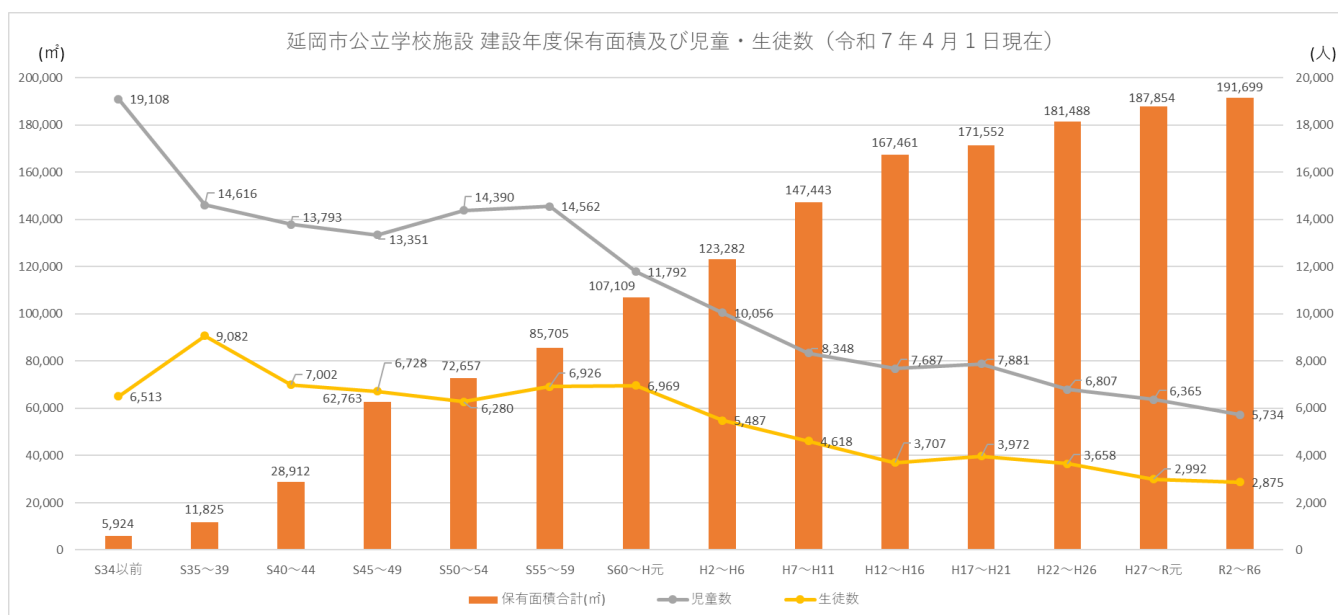
□ 登下校時などにおける不審者等による声かけや交通事故等の危険から児童生徒を守るためには、各学校における非常時訓練等の充実を図り、自らの身を守る力を身に付けさせる取組を継続的に行っていく必要があります。また、地域ボランティアの協力体制づくり及び家庭や地域への情報伝達手段の整備・活用の充実に取り組んでいます。

□ 小・中学校9年間を通して、発達の段階に応じた防災教育を行っております。学校や地域の実態に応じた避難訓練を実施し、児童生徒の防災意識の向上に取り組んでいます。

□ 児童生徒が学習効果を高め、多様な学びの機会を得るためには、個別に最適化された学びの場や学習に有効な教材・教具を整備する必要があります。

□ 児童生徒数の減少が進む中で、地域の実情等を勘案しながら、適正な学校規模による教育活動の充実や民間施設の活用、部活動の地域展開を進めるなど、市全体が学びの場である雰囲気づくりを進める必要があります。

□ （公財）延岡市育英会は意欲と能力のある生徒・学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金事業の充実に努めています。一方で、本育英会は奨学生からの返還金と一般からの寄付金を主な原資として運営しているため、返還金の回収と寄付金の増額が課題となっています。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 学校施設の整備

良好で環境に配慮した教育環境を整備するため、学校施設長寿命化計画に基づく建て替えや大規模な改修に取り組むとともに、施設の統合や合同利用、民間施設の活用にも取り組みます。また、施設の外壁・建具・ガラス等の非構造部材の落下防止対策も併せて進めることで、より安全で安心な教育環境の構築に取り組みます。

(1) 施設の整備充実と維持補修

- ・行政は、学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の建て替えや大規模な改修を実施するとともに、必要に応じた補修・修繕、施設の統合や合同利用、民間施設の活用等を実施します。（行政）
- ・事業者はボランティア活動の実施により、学校施設環境の向上を図ります。（事業者）

(2) 防災機能の強化

- ・行政は、学校施設の外壁・建具・ガラス等、非構造部材の落下防止対策を進め、安全で安心な学校施設を整備します。（行政）

2. 教育環境の充実

各学校における防災教育を通して、防災・減災に向けた取組を行い、児童生徒の安全環境を整えることができるように、点検結果を反映した整備に取り組みます。また、学習や校務に必要な教材・教具・備品・ネットワークの整備を、計画的に取り組みます。さらに、GIGAスクール構想第2期（NEXTGIGA）を推進するために一人ひとりに応じた個別最適化学習にふさわしいICT教育環境の更新や進化を図るとともに、教員に向けた研修会を実施し、ICTやAIを効果的に活用する指導方法の工夫改善に取り組みます。

地域全体で児童生徒の多様なスポーツ、文化芸術活動を支える体制づくりを推進します。

経済的理由により修学が困難な生徒・学生に学資を貸与することにより、安心して学べる環境の確保を目指すとともに、公益財団法人として奨学金の適正な運用に取り組みます。

(1) 児童生徒の安全確保

- ・学校・行政は、学校におけるさらなる安全教育の充実に努めます。「延岡市通学路交通安全プログラム」に基づいた通学路合同点検や不審者等による被害などから身を守る訓練の実施のほか、緊急時の家庭・地域に対する情報伝達手段の整備・活用を図ります。（学校・行政）
- ・市民は、各小中学校において、児童生徒の安全な通学のために高齢者ボランティアを中心とした「学校安全ボランティア（見守り隊）」に協力する等、児童生徒の登下校の安全確保に取り組みます。（市民）

(2) 防災教育の推進

- ・学校は、小中学校9年間を通して、「自らの危険を予測し、回避する能力を高める」防災教育を発達の段階に応じて継続的に推進します。また、地震や津波、風水害などの自然災害を想定した避難訓練を確実に実施します。（学校）

(3) 教材・教具の整備と情報化への対応

- ・行政は、児童生徒の学力向上とコミュニケーション能力の向上を目指すために、ICT環境の更新や進化に努めます。（行政）
- ・学校は、一人一台端末を効果的に活用するとともに、児童生徒がインターネット上の情報のリスクを理解し、適正に利活用できるよう情報活用能力の育成に努めます。（学校）
- ・行政は、ネットワーク基盤の強化や教育DXの推進を行う等、新しい教育環境づくりに努めます。（行政）

(4) 自主的・自立的な学校経営の推進

- ・行政は、地域と共にある学校づくりを推進するため、新たな学校組織マネジメントやリスクマネジメントの充実の側面から、管理職をはじめ、ミドルリーダーへの効果的なマネジメント研修やリーダーシップ研修を大学等と連携して実践します。また、校務支援システムの効果的な運用の支援を行い、教員の働き方改革を推進し、学校が地域と協働で教育的課題の解決に向かうことができるよう支援します。（行政）

(5) 部活動の地域展開

- ・行政は、児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校主体の部活動から地域クラブ等が主体となる「地域展開」の仕組みへと段階的に移行していくための体制づくりや環境整備に努めます。（行政）

(6) 奨学金制度の充実

- ・行政・学校は、（公財）延岡市育英会の充実・活用を図るため、様々な機会を捉えて各種育英会制度を含めた周知・広報に努めます。（行政・学校）
- ・行政は、奨学金の寄付募集を行うとともに、奨学金の適正な運用に努めます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
外部専門家を活用したり地域と連携・協働したりして防災教育や避難訓練を実施している学校数	19校（R6）	24校	29校

第3章

青少年の健全育成

現状と課題

【1. 家庭や地域における教育環境の充実】

- 少子高齢化の進行や家族形態、働き方やライフスタイルの変化に伴い、家庭における子どもへの関わり方も多様化しています。そのような中、保護者に子育てに関する情報や学びの場を提供し、情報交換ができる家庭教育学級開設の促進や「家庭の日」の啓発に取り組んでいます。
- 子どもの育成にとって重要な環境の一つである地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進み、地域社会の教育力が低下しています。地域や学校と、PTA連絡協議会や子ども会育成連絡協議会等の社会教育関係団体が連携し、「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という意識の醸成が必要です。
- 少子化やスマートフォン等の普及、デジタル社会の広がり、安全な遊び場所の減少により、異年齢の子どもたちが外で一緒に遊ぶ機会が少なくなっています。子どもたちの社会性や生きる力を育むために、様々な体験活動を実施していますが、より一層、地域の人々が積極的に参画し、体験活動等にチャレンジできる機会を創出していくことが求められています。

【2. 青少年を取り巻く環境の整備】

- 青少年人口の大幅な減少やデジタル社会の急速な進展などにより、青少年を取り巻く環境は予測しがたい変化を続けており、それに伴い、問題行動も複雑化、多様化、不可視化しています。
- 学校や地域、様々な団体が連携して青少年を見守る体制を構築し、青少年に関する問題を共有、可視化するとともに、青少年が非行や犯罪に巻き込まれない環境の整備が求められています。

【3. 青年活動の活性化】

- 少子高齢化や人口の減少、価値観の多様化により、社会、経済状況が大きく変わる中であって、従来からあった青年層の活躍の場、つながる場が時代と合わなくなってきています。新しいつながりを創出すること、将来の延岡市を担う青年層の人材発掘、育成をする場をつくることが課題となっています。

【4. 子どもたちのたくましく「生きる力」を培う学びの推進】

- 少子高齢化やデジタル化が急速に進む中、人間関係の希薄化や、社会体験、自然体験の不足、家庭・学校以外での学びや育ちを支える場の減少が顕著になってきています。そのため、子どもたちの「生きる力」を育む学習活動に一層取り組む必要があります。

【5. 「自己信頼」を持てる人材の育成】

- 教育においては、これまで「学校」「家庭」「地域」の3者が連携・協力し、それぞれの役割を担っていますが、急速な社会の変化とともに、教育に対するニーズが多様化しており、この3者だけでは担いきれない課題も存在していると考えられることから、新たに第4の存在として、（一社）延岡こども未来創造機構を設立しています。



青年講座の様子



青少年育成連絡協議会史跡巡りの様子



STEAMワークショップの様子

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 家庭や地域における教育環境の充実

地域や学校、社会教育関係団体と連携し、「子育て・親育ち」を応援する学びの機会を提供します。また、子どもの社会性や「生きる力」を育むため、自然体験活動や社会体験活動も継続的に実施し、内容の拡充を図ります。

(1) 家庭教育の充実

- ・行政は、健全な子どもを育てるために、家庭教育学級等を通じて保護者の子育てへの不安や悩みを共有し、「子育て・親育ち」に関する情報や学習の機会をより多く提供できるよう取り組みます。（行政）
- ・家庭は、「早寝、早起き、朝ごはん」や「家庭の日」を通して、家族のふれあいの時間を多く作ることに努めます。また、学習の機会に積極的に参加し保護者同士が交流することで子育てに関する情報を共有し、学習を深めます。（市民）

(2) 体験活動の充実

- ・行政は、学校や地域、社会教育関係団体との連携により、延岡の特性や人材を活かした自然体験活動や社会体験活動を実施し、子どもたちの社会性や「生きる力」、郷土愛を育みます。（行政）

2. 青少年を取り巻く環境の整備

青少年指導員等による青少年の見守り活動を充実させていくとともに指導員の担い手を発掘します。また、学校、家庭、地域、関係機関等が相互に連携し、青少年を取り巻く問題を可視化し社会の変化に柔軟に対応しながら、非行防止に取り組む体制を構築します。

(1) 関係団体及び青少年指導員等の育成

- ・行政は、青少年指導員等や関係機関との情報交換を通して、新たな人材を発掘するとともに、様々な研修会により青少年指導員等の育成に取り組みます。（行政）

(2) 非行防止活動の充実

- ・行政は、青少年育成センターを拠点として、学校や地域、関係団体、関係機関と連携し、青少年の問題を可視化し共有します。その情報を活用して青少年指導員等とともに青少年健全育成に取り組みます。（行政）
- ・市民は、地域の子どもの見守り活動や体験活動、関連団体の見守り活動等に積極的にに関わり、青少年の健全育成に取り組みます。（市民）
- ・行政と地域は連携して、青少年健全育成の取組状況や、非行防止のために役立つ情報を、様々な媒体で適切に発信します。（行政・市民）

3. 青年活動の活性化

青年の活動を支援するために活躍の場を創出することで、青年の地域貢献の意識を高め、将来の延岡を担う人材の育成を目指します。

(1) 青年活動の活性化

- ・行政は、延岡に拠点のある青年層に有意義な知識獲得の機会を提供し、未来を担う青年の育成に取り組みます。（行政）
- ・行政は、青年層の市民のみならず、世代を越えて市民が交流できる場づくりに取り組みます。（行政・市民）
- ・延岡に拠点のある青年は、地域貢献活動や交流活動等を通して、これからの地域の担い手となり、新たな青年の仲間づくりに取り組みます。（市民）

4. 子どもたちのたくましく「生きる力」を培う学びの推進

異世代・異年齢の人々と関わりながら「生きる力」を育む体験活動を実施・推進します。

(1) 子どもたちの「生きる力」や「郷土愛」を育む体験事業の推進

- ・行政は、「はらはらわくわくふるさと体験隊」等で、子どもたちが異年齢の参加者や、延岡で活躍する様々な世代の人と関わりながら、生き生きと体験活動を重ねる場や機会を持続的に提供します。このことにより、自らの将来をたくましく切り拓いていく「生きる力」や「ふるさとを愛する心」を育みます。（行政）
- ・行政は、様々な体験活動や共同作業を通じて、子どもたちが多様な大人と出会う機会をつくり出します。（行政・市民）

5. 「自己信頼」を持てる人材の育成

（一社）延岡子ども未来創造機構において、関係団体や、「学校」「家庭」「地域」の3者と連携しながら、「知力」「体力」「人間力」を育む取組を進めるとともに、この3者をサポートする新たな仕組みの構築や様々な課題の解決に向けての取組を進め、人づくりを通じた地域の活性化を図ります。

(1) 学校ではなかなか学べないことを楽しく学ぶ取組

- ・行政（機構）は、「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、学校では実施していない*STEAMワークショップやイングリッシュキャンプ等の各種教育プログラム等を楽しく学ぶ取組を行います。（行政）

(2) こころを育む取組

- ・行政（機構）は、「学校」「家庭」「地域」と連携しながら、困難を乗り越える（トライ＆エラー）取組や「自分は他の人とは違っても良い」という自己信頼を高める取組等、こころを育む取組を行います。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
青年講座の参加率（参加者/定員）	76.7%（R6）	80%	85%
はらはらわくわくふるさと体験隊の延べ参加児童数	延べ398人/年（R6）	延べ430人/年	延べ460人/年

*STEAM（教育）… 科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育。

第 2 部

交流連携のまち

第 1 章 高速道路

第 2 章 鉄道・バス

第 3 章 交流連携

第 1 節 広域連携

第 2 節 都市間交流・国際交流

第 4 章 大学

第 5 章 アスリートタウン

第 6 章 歴史・文化

第 1 節 歴史・文化を学び育む拠点

第 2 節 文化財の保護と活用

第 7 章 移住・関係人口

体 系 図

第1章 高速道路

- 1.九州中央自動車道の早期整備
 - (1) 早期整備に向けた活動強化
- 2.東九州自動車道の4車線化等の推進
 - (1) 早期整備や4車線化等に向けた活動強化
 - (2) 利用促進
- 3.関係団体との連携
 - (1) 早期整備を目指す団体との連携強化
 - (2) 情報の共有と発信

第2章 鉄道・バス

- 1.鉄道輸送網の整備・活用
 - (1) 鉄道の高速化・複線化に向けた活動
 - (2) 東九州新幹線の整備に向けた活動
 - (3) 鉄道の利便性の向上
- 2.バス・コミュニティバス・乗合タクシー輸送網の整備・活用
 - (1) バス・コミュニティバス・乗合タクシーによる交通ネットワークの構築
 - (2) 高速バスの維持

第3章 交流連携

第1節 広域連携

- 1.宮崎県北9市町村の連携
 - (1) 宮崎県北定住自立圏構想の推進
 - (2) 宮崎県北部広域行政事務組合による取組の推進
- 2.宮崎県内の市町村との連携
 - (1) 隣接市町村との連携
 - (2) 医療関連産業の推進
- 3.東九州・九州中央・県境その他の地域との連携
 - (1) 東九州地域との連携
 - (2) 九州中央地域との連携
 - (3) 県境地域との連携
 - (4) ユネスコエコパークに関する連携
 - (5) その他の地域との連携

第3章 交流連携

第2節 都市間交流・国際交流

- 1.姉妹都市・兄弟都市等との交流
 - (1) 姉妹都市・兄弟都市等との交流の推進
- 2.国際交流・多文化共生
 - (1) 国際交流の推進
 - (2) 多文化共生の推進

第4章 大学

- 1.大学の機能活用と人材育成
 - (1) 学生確保に向けた連携推進
 - (2) 中高大連携の推進
 - (3) 福祉先進都市づくり
 - (4) 地域のまちづくりリーダーの育成
 - (5) 大学を活かした交流の推進
- 2.産学官連携の推進
 - (1) 産学官連携の推進
- 3.地域との連携・協力
 - (1) 学生と地域・市民との交流促進
 - (2) 学生の力を活かしたにぎわいづくり

第5章 アスリートタウン

1.大会・合宿の充実

- (1)大会の充実
- (2)大会・合宿の誘致
- (3)宿泊施設や飲食店等との連携

2.スポーツ施設の整備・充実

- (1)競技施設の整備・充実

3.推進体制の充実

- (1)推進体制の充実と情報発信
- (2)市民参加の促進

第6章 歴史・文化

第1節 歴史・文化を学び育む拠点

1.城山公園（延岡城跡）の再整備

- (1)延岡城跡の保存・整備
- (2)延岡城跡の活用

2.延岡城・内藤記念博物館の果たす役割

- (1)城下町延岡の歴史・文化の発信
- (2)市民の文化活動の促進

3.野口遵記念館の果たす役割

- (1)文化芸術の発信

4.延岡総合文化センターの長寿命化

- (1)延岡総合文化センター施設の長寿命化

第6章 歴史・文化

第2節 文化財の保護と活用

1.歴史・文化的行事の振興と保存

- (1)地域の伝統文化の振興と保存
- (2)市民参加型行事の促進

2.歴史・文化遺産の保護と活用

- (1)歴史・文化遺産の保護と活用

3.市史の編さん

- (1)市史の編さん

第7章 移住・関係人口

1.移住希望者への情報発信・支援

- (1)相談体制の充実
- (2)情報発信の強化
- (3)移住活動への支援

2.移住者への支援

- (1)移住者への支援

3.関係人口の創出

- (1)関係人口の創出

第1章

高速道路

現状と課題

【1. 九州中央自動車道(九州横断自動車道延岡線)の早期整備】〔熊本県嘉島町～延岡市 約95km〕

- ❑ 嘉島 JCT～延岡 JCT・IC を結ぶ本路線は、供用中区間が41.2 km、事業中区間が30.7 kmで、令和5年度末の供用率は、全国の高規格幹線道路73路線のうち3番目に低い約43%（全国高速道路建設協議会調べ）となっています。
- ❑ 気候変動に伴い気象災害が激甚化・頻発化し、さらに南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、九州の東西をつなぐ本路線は、県北地域にとって正に「命の道」となります。また、我が国の半導体産業の最重要地域である熊本県と東九州有数の工業都市である本市との所要時間を短縮することで、細島港を拠点とする海路と併せて沿線地域の物流効率が格段に向上し、関連企業の集積や設備投資など、多様なビジネスチャンスを生む「経済の道」として期待されます。
- ❑ 「命の道」「経済の道」としての必要性、また、現道の国道218号や国道445号が脆弱であることから、早期全線開通に向け、予算の確保と未事業化区間の早期事業化を図ることが課題となっています。

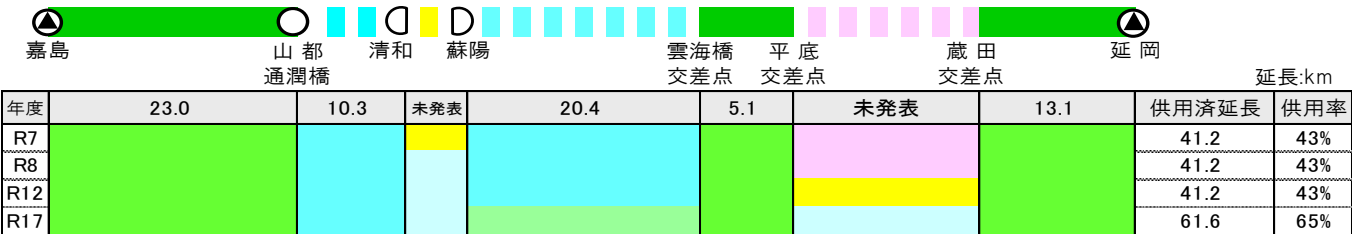
【2. 東九州自動車道の早期整備】〔北九州市～延岡市～鹿児島市 約436km〕

- ❑ 北九州 JCT～鹿児島 IC を結ぶ本路線は、供用中区間が395.3 km、事業中区間が40.7 kmで、令和5年度末の供用率は約91%となっています。（ただし、速見 JCT・IC～大分米良 IC の33.1 kmは九州横断自動車道長崎大分線との重用区間、加治木 JCT・IC～鹿児島 IC の28.6 kmは九州縦貫自動車道との重用区間になり、東九州自動車道の延長には含まれていません。）
- ❑ 令和元年9月に国が「高速道路における安全・安心基本計画」を策定し、おおむね10～15年で有料の暫定2車線区間の半減を目指す（長期的には解消）との目標を掲げ、県内では4車線化の優先整備区間に日向 IC～都農 IC、高鍋 IC～宮崎西 IC が選定されていますが、並行する国道10号が沿岸部を通る区間が多いため、道路ネットワークの代替性の確保や災害等の早期復旧の観点からも4車線化を早期に整備する必要があります。
- ❑ 暫定2車線区間の長大橋梁（橋長50m以上）やトンネルについては、令和3年度から正面衝突事故防止対策の試行設置が行われており、試行箇所の効果検証において各評価項目で問題が無いことを確認した後に本格設置される予定となっています。

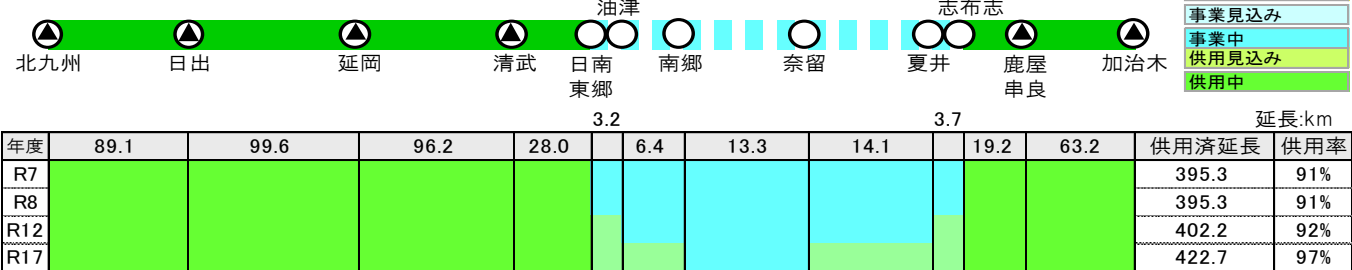
【3. 関係団体との連携】

- ❑ 九州中央自動車道及び東九州自動車道は、九州の循環型高速道路ネットワーク構築のために必要不可欠な基盤施設であるので、行政、議会、民間団体が一体となって早期整備に向けた運動を展開するとともに、道路予算の所要額の確保や地方の意見を十分反映するよう、国をはじめ各方面へ働きかける等連携を図りながら様々な取組を行っています。

○九州中央自動車道の供用率（約95km） ※供用済延長には供用見込みを含む。



○東九州自動車道の供用率（約436km）



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.九州中央自動車道の早期整備

未事業化区間の早期事業化、事業中区間の早期供用開始、予算の重点配分等を求めて、関係機関と連携して提言活動等に取り組みます。

(1) 早期整備に向けた活動強化

- 行政、議会、民間団体等は、連携を図りながら国や西日本高速道路（株）等の関係機関に対し、様々な構成での合同提言活動を実施し、具体的には、平底交差点～蔵田交差点の計画段階評価の推進、事業中区间（山都通潤橋 IC～清和の 10.3 km、蘇陽～雲海橋の 20.4 km）の早期供用開始、清和～蘇陽の早期事業化、予算の重点配分等を働きかけます。（行政・民間団体）
- 行政、議会、民間団体等は、建設推進大会や各種大会を開催し、市民は積極的に参加し、早期整備をアピールします。（行政・民間団体・市民）

2.東九州自動車道の4車線化等の推進

県内の暫定2車線区間のうち、有料区間では、優先整備区間の早期4車線化と未選定区間の追加選定を、また、無料区間では、長大橋梁やトンネル区間の正面衝突事故の防止対策等を関係機関と連携して提言活動等に取り組みます。

(1) 早期整備や4車線化等に向けた活動強化

- 行政、議会、民間団体等は、九州中央自動車道と同様に、様々な構成での合同提言活動を実施し、具体的には、県内の暫定2車線区間のうち、有料区間では、優先整備区間（日向 IC～都農 IC、高鍋 IC～宮崎西 IC）の早期4車線化と未選定区間（延岡南 IC～日向 IC、都農 IC～高鍋 IC、宮崎西 IC～清武南 IC）の追加選定を、また、無料区間では、長大橋梁やトンネルが特に多い北川 IC～延岡南 IC の正面衝突事故防止対策等をできるだけ早く行うよう働きかけます。（行政・民間団体）
- 行政、民間団体、市民等は、建設推進大会へ積極的に参加し、早期整備をアピールします。（行政・民間団体・市民）

(2) 利用促進

- 行政、民間団体、市民等は、宮崎県高速道路利用促進協議会等と協力し、高速道路の利用促進を推進します。（行政・民間団体・市民）

3.関係団体との連携

既に発現しているストック効果を示しながら、合同提言活動を行い、また、各種大会を盛大に開催し、その必要性をアピールする等、九州中央自動車道及び東九州自動車道の早期整備を目指し、関係団体と連携して取り組みます。

(1) 早期整備を目指す団体との連携強化

- 沿線地域の市町村や議会、民間団体等と一体となって様々な活動を通じて、連携強化を図ります。（行政・民間団体）
- 民間団体等は、合同で実施する提言活動の構成団体として参加し、民間の立場から高速道路の早期整備の必要性を訴えます。（民間団体）
- 行政、議会、民間団体等は、九州中央自動車道の早期整備や東九州自動車道の4車線化等の推進を目指して連携強化を図ります。（行政・民間団体）
- 九州中央自動車道では、宮崎県及び熊本県、並びに両県の沿線地域の市町村等との合同勉強会を実施します。（行政）

(2) 情報の共有と発信

- 行政及び民間団体等は、ストック効果の検証に努めるため、各種調査分析、情報収集を行い、連携して情報の共有化を図るとともに、必要な情報発信を行います。（行政・民間団体）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
九州中央自動車道の供用率	43%（R6）	43%	65%
東九州自動車道の供用率	91%（R6）	92%	97%
東九州自動車道(延岡南 IC～清武南 IC)の＊全線平均交通量	8,441 台/日（R6）	9,600 台/日	10,700 台/日

＊全線平均交通量…各区间交通量を道路1本に平均した交通量。

第2章

鉄道・バス

現状と課題

【1. 鉄道輸送網】

- ❑ 市を南北に縦走する日豊本線は、普通列車は宮崎方面に16.5往復と佐伯方面に1.5往復、特急列車は大分・博多方面に8.5往復と宮崎方面に16.5往復が運行されており、そのうち、宮崎空港へ直通の特急列車が13.5往復運行されています。年間乗降者数は延岡駅、南延岡駅ともに新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度以降大きく減少しておりましたが、令和5年度にはコロナ禍以前の水準まで回復してきています。
- ❑ 日豊本線の大分市以南は単線であり、佐伯～延岡間は急峻な地形のため最高速度が85km/hに制限されている状況です。また、利便性を向上させるICカード乗車券は導入されていませんが、令和7年7月からネット予約に限り、延岡駅と南延岡駅において2次元バーコード決済が可能となっています。
- ❑ 日豊本線の延岡～宮崎間は、宮崎県と旭化成（株）が工事費の約6割を負担し、平成3年から平成6年にかけて路盤改良等による高速化が実施されたことで、最高速度が85km/hから110km/hに改良されています。また、東九州自動車道の開通にもかかわらず、コロナ禍を除くと乗客数は約40年前と変わらない状態が続いており、日豊本線の重要性が改めて浮き彫りになっています。
- ❑ 南延岡駅は、改札や待合所等の駅を利用するために必要なすべての機能が2階にあるにもかかわらずエレベーター等が設置されていません。特に、障がい者や高齢者等にとって非常に利便性の悪い状態が続いていることから、バリアフリー化の要望を関係機関へ続けていますが、実現には至っていません。
- ❑ 九州域内の都市相互間ではもとより、九州外の地域との時間距離を大幅に短縮し、広域的な交流の拡大が図れる新幹線ネットワークは、西九州では九州新幹線鹿児島ルートと全線開通等の整備が進んでいる一方で、東九州では東九州新幹線が昭和48年に基本計画に決定されて以来進展がなく、高速鉄道網の東西格差が拡大している現状があります。また、令和6年に宮崎県が「鹿児島中央先行ルート」や「新八代ルート」といった新たなルートの調査を実施するなど、従来の「日豊本線ルート」以外の案が浮上しています。

【2. バス・コミュニティバス・乗合タクシー輸送網】

- ❑ 本市と他市を結ぶ路線バスは、日向市との間で平日9往復・休日7往復、高千穂町との間で全日15往復が運行されています。また、市内の路線バスは高速バスを含めて40系統が運行されており、延岡市バス利用促進協議会等における取組により利用促進を図っていますが、乗客数は減少が続いています。
- ❑ 路線バスが運行されていない地域ではコミュニティバスや乗合タクシーを運行し、近くに商店や病院がない地域から三北地域の中心部やバス路線までをつなぐ移動手段を確保しています。また、地域住民が運転士役を務め、市がその経費を支援する地域住民連携型有償運送構築事業により、地域住民が主体となった新たな公共交通空白地対策に取り組んでいます。
- ❑ 市街地では宮崎交通と市が共同で中央まちなか循環バスを月～土曜日に1日16便、さらに令和7年度からは北部・南部まちなか循環バスの本格運行を開始し、月～金曜日に1日それぞれ7便、市民の利用が多い病院や大型商業施設及び公共施設等を結ぶことで、市中心部の回遊性を高めながらまちのにぎわいづくりも図っています。
- ❑ 商業・医療・行政等の施設が市街地に満遍なく立地しているため、バス路線が市街地を中心とした放射状に形成されており、南北方向の移動に比べて、東西方向への移動に対応しづらいものとなっています。
- ❑ 高速バスは、福岡行きが4往復、熊本行きが2往復運行され、九州管内の主要都市との時間短縮を図る交通手段として機能しています。

鉄道乗車人員（人／日）

年度	延岡駅	南延岡駅	合計
令和4年度	982	766	1,748
令和5年度	1,067	811	1,878
令和6年度	1,091	798	1,889

バス利用者数（人）

年度	路線バス（高速バス除く）	コミュニティバス・乗合タクシー	まちなか循環バス	合計
令和4年度	507,062	11,339	36,102	554,503
令和5年度	496,207	14,230	42,472	552,909
令和6年度	511,301	13,588	47,398	572,287

施策の展開

1. 鉄道輸送網の整備・活用

日豊本線の高速化・複線化や電子決済サービスのエリア拡大・利便性向上及び南延岡駅のバリアフリー化を図るため、JR 九州や国・県等の関係機関に対して要望等を継続して実施するとともに、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを目指して、県や沿線自治体等と連携しながら整備の実現に向けた機運を高めていきます。

また、JR 九州や市民団体等と連携しながら鉄道の利用促進に取り組みます。

2. バス・コミュニティバス・乗合タクシー輸送網の整備・活用

市民の日常生活に必要な移動手段を維持・確保するため、路線バス、まちなか循環バス、コミュニティバス、乗合タクシーを組み合わせた、持続可能なネットワーク形成を推進するとともに、交通空白地における地域住民と連携した交通サービス提供の充実を図ります。

また、高速バスの利便性の向上に取り組み、運行の維持を図ります。

取組項目（役割分担）

(1) 鉄道の高速化・複線化に向けた活動

・日豊本線沿線の自治体と連携して JR 九州をはじめとする関係機関への要望活動等を実施します。特に、佐伯～延岡間については、佐伯市とも連携して要望活動を実施するとともに利用促進を図ります。（行政）

(2) 東九州新幹線の整備に向けた活動

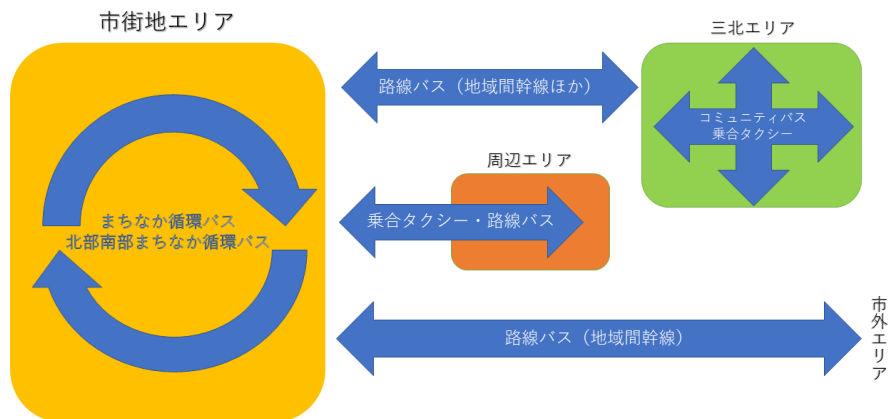
・市、県、建設促進期成会等は、沿線自治体等と連携しながら国及び JR 九州への要望や建設促進大会等の取組により基本計画路線に定められた日豊本線ルートの整備計画路線への格上げに向けて機運醸成を図ります。（行政・関係団体）

(3) 鉄道の利便性の向上

・行政は、JR 九州をはじめとする関係機関に対して、電子決済サービスの利用エリア拡大や利便性の向上、南延岡駅のバリアフリー化等の施設整備に関する要望活動を実施するとともに情報発信等の利用促進を図ります。（行政）
・市民は、鉄道のさらなる利便性向上のため、積極的に鉄道を利用します。（市民）

(1) バス・コミュニティバス・乗合タクシーによる交通ネットワークの構築

・行政は、国、県の補助制度を活用して路線を維持するとともに、バス事業者や民間団体等と連携して、既存の路線バスの利用促進及び一層の改善、まちなか循環バスの充実、地域の現状やニーズに合わせた乗合タクシーやコミュニティバスの運行や機能の最適化などに積極的に取り組みながら、これらの交通モードを組み合わせた持続可能な交通ネットワーク形成を推進します。（行政）
・行政及び市民は、交通空白地における地域住民と連携した交通サービス提供の充実を図ります。（行政・市民）
・北浦町で運行中の＊AI オンデマンド交通の他地域への導入等、多様な運行形態について検討するとともにキャッシュレス決済や自動運転バス等の交通＊DX について、国の補助制度等を活用しながら、導入を見据えた実証事業等に努めます。（行政・交通事業者）



・市民は、通院・通学など市民生活に必要な交通手段である路線バスを維持していくために、路線バス等を積極的に利用します。（市民）

(2) 高速バスの維持

・行政は、運行事業者と協力して待合環境の改善や情報案内の充実など利用者の利便性の向上に取り組み、本市と九州管内の主要都市を結ぶ高速バスの運行維持を図ります。（行政）

主要な指標

内容	策定時	R12	R17
鉄道の利用者数（延岡駅・南延岡駅の1日当たりの乗車数）	1,889 人（R6）	2,010 人	2,010 人以上
バスの利用者数（路線バス、まちなか循環バス、コミュニティバスの年間利用者数）	572,287 人（R6）	705,327 人	705,327 人以上

＊AI オンデマンド交通…AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム

＊DX（デジタルトランスフォーメーション）…データやデジタル技術を活用し人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

第3章

交流連携

第1節 広域連携

現状と課題

【1. 宮崎県北9市町村の連携】

- 本市は、*県北9市町村で構成された「宮崎県北*定住自立圏」の中心市として、圏域全体の暮らしに必要な都市機能の整備や生活機能の確保、産業の振興、環境保全など様々な分野において、各市町村と相互に連携・協力しながら、圏域全体の活性化を図っています。
- 県北9市町村は、広域行政機構として宮崎県北部広域行政事務組合を組織しており、単独市町村では解決困難な課題に対し、広域連携事業に取り組むことで、県北地域の振興を推進しています。

【2. 宮崎県内の市町村との連携】

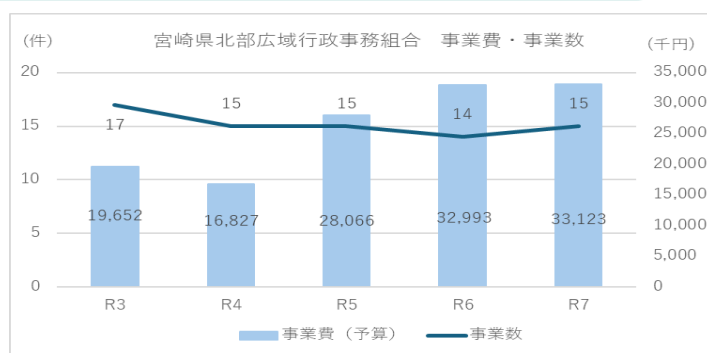
- 延岡市、日向市、門川町の2市1町は、「宮崎県北地方拠点都市地域」に指定され、「宮崎県北地方拠点都市地域整備推進協議会」を組織しており、東九州地域の各県市町村と商工会議所で組織された協議会や民間団体の組織等と連携し、交通網の整備や重要港湾細島港の整備促進等に関する要望に取り組んでいます。
- 延岡市、日向市、門川町の2市1町は、医療関連企業が集積しているという地域特性を有しており、「医療産業の振興等に関する連携協定」を締結し、医療関連産業の拠点となることを目指しています。現在、医工連携に関する専門的な知見を有するアドバイザー等の支援のもと医療関連機器開発の振興を図っています。

【3. 東九州・九州中央・県境その他の地域との連携】

- 東九州地域においては、各県市町村と商工会議所で組織された協議会や民間団体の組織等と連携し、高速道の整備等に関する要望や地域活性化、観光振興等に取り組んでいます。
- 九州中央地域においては、熊本県、大分県、宮崎県の35市町村が連携し、広域観光の推進に取り組んでいます。また、熊本市と延岡市を結ぶ旧藩時代の街道「日向往還」を切り口として、行政機関が連携し、九州中央自動車道の全線開通を見据え、広域観光や物産振興等の連携事業に取り組んでいます。
- 延岡市、日向市、大分県佐伯市、臼杵市、津久見市の5市、並びに、県境をはさんで隣接する延岡市、佐伯市では、県境を越えた課題への取組として、政策の協議や国等への要望活動を実施し、広域における地方創生を図っています。
- その他の地域においては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録による広域連携にも取り組んでいるほか、大規模災害に備えて、県境を越えた市町村との相互応援連携にも取り組んでおり、今後も、新たな枠組みでの連携が求められています。



資料：宮崎県北定住自立圏共生ビジョン



資料：宮崎県北広域行政事務組合

* 県北9市町村…延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町を指す。

* 定住自立圏…人口の大幅な減少と少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成して人口流出を抑制するとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを創出するため、人口5万人程度以上で昼間人口が多い「中心市」と、生活・経済面で関わり深い「周辺市町村（連携市町村）」とが、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねた結果として、形成される圏域とされる。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.宮崎県北9市町村の連携

人口減少や少子高齢化等の課題がある中、宮崎県北地域の住民が、将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、各市町村が役割を分担して連携することにより、圏域全体の活性化を図る取組を行います。定住自立圏が果たすべき「人口減少を抑制するダム機能」を本市が中心となって担っていきます。

(1) 宮崎県北定住自立圏構想の推進

- ・行政は定住自立圏形成協定に基づく、医療、福祉の充実等を目的とした「宮崎県北定住自立圏共生ビジョン」の推進を図ります。（行政）
- ・市民は計画の策定にあたり意見を述べ、事業に積極的に参加します。（市民）

(2) 宮崎県北部広域行政事務組合による取組の推進

- ・行政はふるさと市町村圏基金等を活用し、圏域の課題解決に向けた取組を積極的に推進します。（行政）
- ・市民は、事業に積極的に協力・参加します。（市民）

2.宮崎県内の市町村との連携

県内の市町村と連携した取組の継続や適宜計画の見直しを行うほか、交通網等の整備や、医療機器産業の拠点づくりに取り組むことで、持続可能な地域振興を図っていきます。

(1) 隣接市町村との連携

- ・行政及び民間団体は、高速道路の早期整備や重要港湾細島港のさらなる整備を推進するため、要望活動等に連携して取り組みます。（行政・関係団体）

(2) 医療関連産業の推進

- ・自治体や企業は連携を図り、医療関連産業の振興を促進するとともに、医療・ヘルスケア分野での産業創出や研究を推進します。（行政・企業）

3.東九州・九州中央・県境その他の地域との連携

様々な地域との交流連携を図ることで、大規模災害に備えた相互応援の取組のほか、鉄道を含む高速交通網の整備に向けた取組や、神話、歴史、食、自然体験等を活かした取組を推進していきます。また、県境を越えた広域連携を推進することで、交流人口の拡大や関係人口の創出に取り組めます。

(1) 東九州地域との連携

- ・行政及び民間団体は、連携し、社会資本の整備等について要望します。（行政・民間団体）

(2) 九州中央地域との連携

- ・行政は、九州中央地域と連携し、地域の特性を活かした広域観光や、物産振興等の取組を推進します。（行政）

(3) 県境地域との連携

- ・行政は、県境地域における共通の課題を解決するため、高速交通網の整備に向けた要望活動等に連携して取り組みます。（行政）

(4) ユネスコエコパークに関する連携

- ・行政は、*「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」の一員として関係団体等と連携し、世界ブランドを活かした地域振興等に取り組めます。（行政・関係団体）

(5) その他の地域との連携

- ・行政は、必要に応じ、市町村境や県境を越える連携地域との効果的な事業に取り組むとともに、新たな枠組みでの連携について検討します。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
広域で連携して実施している事業数	35 (R7)	35	35

*「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」…祖母・傾・大崩山系の「自然環境」と「自然と人との共生」が評価されユネスコエコパークに登録されたことを契機として、国・県・市・関係団体等で構成された協議会

第 3 章

交流連携

第 2 節 都市間交流・国際交流

現状と課題

【1. 姉妹都市・兄弟都市等との交流】

- ❑ 福井県坂井市（旧丸岡町）とは、延岡藩主であった有馬氏が丸岡藩に移封されたという歴史的関係により、昭和 54 年に姉妹都市の盟約を結び、祭りへの相互参加、小学 5・6 年生によるジュニア交流隊の相互訪問等に取り組み、交流を深めてきました。
- ❑ 福島県いわき市とは、磐城平藩主であった内藤氏が延岡藩に入封されたという縁により、平成 9 年に兄弟都市の盟約を結び、祭りへの相互参加、「天下一薪能」に合わせた訪問団の来延、スポーツイベントへの相互参加、小学 5・6 年生によるジュニア交流隊の相互訪問及び職員の相互派遣研修等の取組を行っています。いわき市が平成 23 年 3 月の東日本大震災、令和元年 10 月の台風 19 号等による豪雨災害で甚大な被害に見舞われた際には、被災支援や応援職員の派遣を行っています。また、いわき市と親子都市の盟約を結んでいる秋田県由利本荘市といわき市、本市の 3 市において、親子・兄弟都市災害時相互応援協定を平成 25 年 1 月に締結しました。
- ❑ 姉妹都市・兄弟都市等との都市間交流をさらに深め、交流人口の拡大につなげていくことが課題となっています。

【2. 国際交流・多文化共生】

- ❑ 近年のより一層の国際化に伴い、企業では台湾やミャンマー等との交流が、また、九州医療科学大学では英語圏だけでなく、中国、韓国、台湾、ブラジル等の大学との教育交流が行われる等、本市における国際交流活動は年々活発になってきています。
- ❑ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に併せて、本市がドイツのホストタウンとして政府の登録を受け、柔道選手団の事前合宿の受け入れや中高生による様々な交流事業等が行われました。これらをきっかけに、令和 6 年 10 月にはドイツのポトロップ市とパートナーシティ協定を締結し、「①両市の児童生徒が国際感覚を身につけるための連携・協力」、「②両市の脱炭素社会の実現や SDGs 推進のための連携・協力」、「③両市の柔道を中心としたスポーツ交流」に取り組んでいくこととしています。
- ❑ 台湾の半導体企業である TSMC の熊本県進出や製造業の国内回帰、円安などの潮流を捉え、本市へのデジタル産業の集積を進める中、台湾・台南市との交流を深め、学校間交流や本市における機運醸成のための講演会の開催などの様々な事業に取り組むとともに、令和 7 年度には台南市との友好交流協定を締結することとなりました。
- ❑ アメリカ・メドフォード市とは、昭和 55 年に姉妹都市の盟約を結び、平成 26 年度まで、高校生の相互派遣等の交流により、国際化に対応できる人材育成の取組を行ってきました。
- ❑ 中国・大連金普新区とは、民間企業が交流を行ってきましたが、市制施行 80 周年記念として、また、日中国交正常化 40 周年にあたることから、平成 24 年に友好都市の盟約を結びました。民間団体等が同区を訪問する等、文化・教育面等で交流が進められており、本市も民泊・修学旅行の誘致に取り組んでいます。
- ❑ 本市は、平成 7 年から国際交流員を配置して国際交流イベントや出前講座を実施する等、市民が国籍の異なる人々と接し異文化に触れることで、国際交流・国際理解を深めるための様々な国際交流事業に取り組んでいます。
- ❑ 市内の国際交流関係団体等においては、インドや中国、韓国など諸外国との友好・親善（派遣・受け入れ）活動等が行われています。
- ❑ 国際化の進展に伴い、海外の文化に触れる機会が多くなる中、習慣や価値観等の違いを正しく理解し、お互いが尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生への理解を深めることが求められる中、本市では市内で働く外国人に対するサポート事業を行っています。また、119 番通報の多言語対応・電話通訳サービスも導入し、多文化共生時代を踏まえた行政サービスを展開しています。



丸岡古城まつり



いわきおどり



ドイツ（ポトロップ市）柔道選手団との交流

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.姉妹都市・兄弟都市等との交流

これまでのイベント等への参加を中心とした交流にとどまらず、様々な分野での交流について検討し、都市間の友好の絆を深めるとともに、交流人口の拡大につながるような都市間交流の取組を進めていきます。

2.国際交流・多文化共生

国際交流員の活用等により、市民の国際理解を深めながら、諸外国との相互理解や交流推進に取り組んでいきます。

また、国籍の異なる人々が尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生への理解が深まるよう、国際交流事業に取り組んでいきます。

- (1) 姉妹都市・兄弟都市等との交流の推進

- ・行政は、姉妹都市・兄弟都市等とのジュニア交流隊による相互訪問や薪能など文化交流等により引き続き取り組むとともに、様々な分野における交流を検討し交流人口の拡大が図られるよう努めます。(行政)
 - ・「丸岡古城まつり」や「いわきおどり」等、姉妹都市・兄弟都市で開催されるイベント等への市民・関係団体の参加を推進し、交流人口の拡大を図ります。(市民・関係団体)
 - ・震災・豪雨災害からの復興支援については、関係市との災害時相互応援協定等の枠組みを活用しながら、引き続き市民や事業所を含め積極的に被災支援の活動に取り組むとともに、遠方の自治体間における災害時の応援体制の強化を図ります。(行政・市民・関係団体)
 - ・市民や関係団体は、イベント等での姉妹都市・兄弟都市等との交流のほか、地域間交流の機会に積極的に参加し、魅力の発信に努めます。(市民・関係団体)
- (1) 国際交流の推進

- ・行政は、引き続き国際交流員を配置して、イベントや各種講座の開催、情報発信など、様々な国際交流事業を実施するとともに、新たな国際交流の可能性について検討します。(行政)
 - ・市民、行政及び関係団体等は、連携して国際交流を推進します。(市民・行政・関係団体)
 - ・行政及び関係団体等は、ホストタウン活動を活かしたさらなるドイツ、ミャンマーとの交流を促進します。(行政・関係団体)
 - ・ドイツのポットロップ市とは、パートナーシティ協定の項目に基づいて、両市の行政・市民・企業・関係団体間での連携・協力を推進し、友好都市協定の締結を目指して相互交流をさらに深めていきます。(行政・市民・関係団体)
 - ・台湾の台南市とは、友好交流協定の項目に基づいて交流を深め、友好関係を構築するとともに、両市の行政・市民・企業・関係団体間での連携・協力を推進し、両市の人材育成や産業分野での発展につなげていきます。(行政・市民・関係団体)
 - ・アメリカ・メドフォード市や中国・大連金普新区との交流については、関係団体等との連携を図りながら友好の絆を深めます。(行政・関係団体)
- (2) 多文化共生の推進

- ・行政は、多文化共生への理解が深まるよう、国際交流事業を推進します。(行政)
 - ・市民は、国によって文化や習慣、価値観等が異なることを認識し、お互いが尊重し合いながら安心して生活できるような多文化共生の理解に努めます。(市民)
 - ・行政は、市内で働く外国人が実用的な日本語を学び、また、ゴミ出しルール等生活習慣等も学びながら、楽しく市民と交流する機会をさらに増やしていきます。(行政)
 - ・行政は、引き続き、119番の多言語対応・電話通訳サービスや市内で働く外国人に対するサポート事業の実施により、多文化共生時代に即した行政サービスを展開します。(行政)

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
国際交流講座・イベントの参加者数	12,823 人 (H27～R6)	10,275 人 (R8～R12)	20,550 人 (R8～R17)
外国人材地域交流促進事業の参加者数	174 人 (R2～R6)	200 人 (R8～R12)	400 人 (R8～R17)

現状と課題

【1. 大学の機能活用と人材育成】

- 令和6年4月から名称を変更した九州医療科学大学は平成11年に2学部6学科構成で設立され、現在は4学部5学科（通信教育部を除く）を開設しており、常に100%近い就職率を達成しているほか、国家資格の取得でも高く安定した実績を残し、県北地域に不可欠な高等教育機関となっています。
- 行政と九州医療科学大学によるシンポジウムの共同開催や九州・全国規模の学会の開催など、「福祉先進都市のべおか」の情報発信や人づくりを行っています。また、九州医療科学大学の協力のもと開催している市民講座「のべおか市民大学院」において、地域・医療・生命科学の分野における地域のまちづくりリーダーの育成が図られています。
- 少子化の進行により18歳人口が減少する中、地方大学においては学生確保が共通の課題となっており、九州医療科学大学においても学生数の確保が課題となっていることから、地元学生や留学生に対する支援を行っているほか、地域の中学校・高校への大学体験・見学の機会拡充を図るなど、学生確保に向けた取組を行っています。
- 令和2年10月に開校した小田原短期大学延岡スクールでは、働き手不足が深刻な保育士等を養成しており、本市の子育て環境の充実が図られています。また、新たにITデザイン等の多岐にわたる分野を学ぶことができる学科を開設し、本市が抱える人材不足・人材育成といった課題の解決に向け、期待が寄せられています。

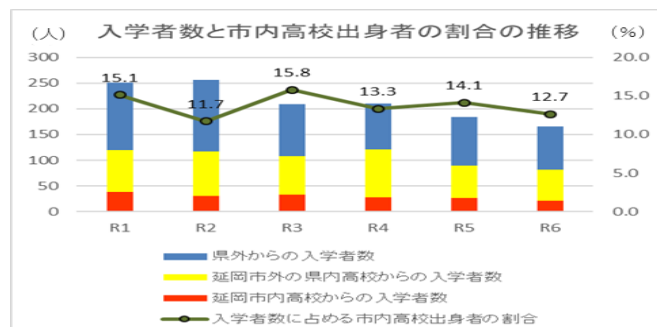
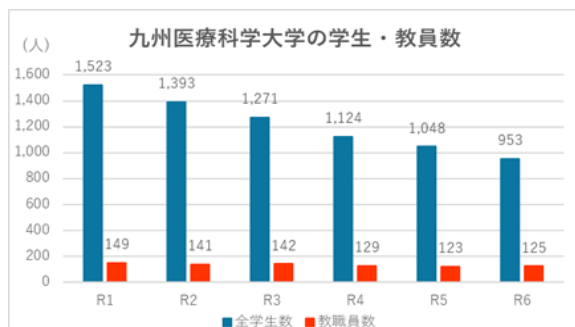
【2. 産学官連携の推進】

- 九州医療科学大学は、人工透析技術や臨床工学に関する東南アジアの医療関係者の視察を受け入れる等、東九州メディカルバレー構想及び延岡市メディカルタウン構想の推進において、人材の育成や医療機器開発の拠点として中心的な役割を担っています。
- 九州医療科学大学と連携し、国内産の需要が高まる薬草の産地化を図る等、新たな地域産業、雇用の場を創出する取組が進められています。
- 地方が人口減少問題を抱える中、大学が地方における若者の定住促進策として期待されており、若者の市内大学への進学や大学卒業生の市内への就職を促進する取組が必要となっています。そうした中、行政、大学、関係機関等が中心となったプラットフォームを設立し、喫緊の課題である入学者数の確保を含めた地域の人口減少の歯止め策など、大学を活かした地域振興や、大学に関する施策を総合的に推進しています。

【3. 地域との連携・協力】

- 九州医療科学大学は、立地条件や機能等から台風等の災害発生時における市民のための避難施設に指定されているほか、大規模災害発生を想定した*DMAT訓練において市内医療機関の後方支援の拠点として位置付けられています。
- 行政と大学おうえん協議会は、学生の生活・学びの充実や学生によるにぎわいづくり等を図るための施策にも取り組み、地域との交流を促進しています。
- 教職員や学生による様々なまちづくりへの参加や学生の積極的なボランティア活動など、九州医療科学大学は地域に密着した大学として貢献しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
九州医療科学大学の教授陣の審議会・懇談会委員等の就任件数	60	36	59	130	81	93	97	71
九州医療科学大学の教授陣の講演会等への講師派遣回数	96	88	116	127	95	129	114	144



* DMAT 訓練…大規模災害や事故が発生した際に、医療チームが迅速かつ的確に対応できるよう専門知識や技術を維持・向上させるために行われる訓練。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.大学の機能活用と人材育成

九州医療科学大学内の＊ＱＯＬ研究機構や関係団体等との連携強化を図りながら、福祉先進都市づくりの推進に努めます。地域づくりにおいて市内大学の高度で専門的な機能や人材の活用を図るとともに、市内大学の協力のもと地域・医療・生命科学分野をはじめ幅広い分野での市民講座を開設します。本市の教育力向上と市内大学の学生確保を図るため、中高大連携の推進を目指します。

2.産学官連携の推進

地域・医療・生命科学分野に強みを持つ九州医療科学大学の特色を活かし、延岡市メディカルタウン構想のさらなる推進と産学官連携による新たな地域産業の創出の取組を積極的に進めていきます。市内大学、事業者、関係機関、関係団体と連携しながら若者の定住促進を推進します。

3.地域との連携・協力

大学おうえん協議会等の関係団体等と連携しながら、学生が延岡の魅力に触れる機会を提供する取組により、市民と学生、地域と大学の交流を図り、学生でにぎわう活気のあるまちづくりを進めていきます。

- (1) 学生確保に向けた連携推進

・行政と市内大学は、大学おうえん協議会等の関係団体と連携し、地元学生や留学生に対する支援を行う等、市内大学の学生確保に向けた取組を進めます。（行政・大学・関係団体）
・行政は、本市居住者の子弟が、経済的事情により学業を中断することのないよう、教育資金の融資を行います。（行政）
- (2) 中高大連携の推進

・行政は、本市の教育力の向上や市内大学の学生確保が図れるように宮崎県北、大分県南地域の中学校及び高等学校と市内大学間での教育連携の推進に努めます。（行政・大学・高等学校）
- (3) 福祉先進都市づくり

・行政は、市内大学が行うシンポジウムや学術講演会の開催等を支援します。また、行政と九州医療科学大学は、学内のＱＯＬ研究機構や関係団体等との連携強化により、福祉先進都市にふさわしいまちづくりに努めます。（行政・大学・関係団体）
・市民は、市内大学等において開催されるシンポジウム等に積極的に参加します。（市民）
- (4) 地域のまちづくりリーダーの育成

・行政と市内大学は、専門的な市民講座の開催に共同で取り組みます。また、市民が専門知識を学ぶ機会の充実や情報提供に連携して取り組みます。（行政・大学）
・市民は、市民講座など、市内大学の機能や人材を活用した学習の場に積極的に参加します。（市民）
- (5) 大学を活かした交流の推進

・行政、市内大学、関係団体は、本市で開催される九州～全国規模の学術学会等を支援し、市外からの交流人口の拡大を図ります。（行政・大学・関係団体）

- (1) 産学官連携の推進

・行政は、市内大学と関係団体等との連携を強化し、地域・医療・生命科学分野における、新たな産業創出のための施策を支援します。また、市内大学や県、企業等関係機関と連携体制を構築し、産学官連携による若者の地元定着を推進します。（行政・大学・関係機関・関係団体）
・事業者は、市内大学と積極的に連携しながら、新たな地域産業の創出を目指した取組を行います。（事業者）
・行政、大学、関係団体は、学生確保を含めた地域の人口減少の歯止め策など、大学を活かした地域振興を図ります。（行政・大学・関係団体）

- (1) 学生と地域・市民との交流促進

・行政は、大学おうえん協議会等と連携し、まちづくり活動への学生の参加促進を図るため、積極的な情報提供に取り組むとともに、学生と地域住民が交流できる場の提供への支援も行います。（行政・関係団体）
・市民は、地域内での学生との交流を図りながら、学生の生活や活動を支援します。（市民）
- (2) 学生の力を活かしたにぎわいづくり

・行政は、大学おうえん協議会等と連携し、学生が若い力を発揮し、まちなかのにぎわいづくりに貢献する取組を支援します。（行政・関係団体）

主要な指標

内容	策定時	R 12	R17
市内大学の入学者数（九州医療科学大学・小田原短期大学）	234 人（R7）	234 人	234 人
学術学会等への参加者数	850 人（R6）	850 人	850 人

＊ＱＯＬ研究機構…地域社会のＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の向上に資する研究を重点的に行い、「地域」からわが国全体のＱＯＬ向上に貢献することを目的とした機構。

第5章

アスリートタウン

現状と課題

【1. 大会・合宿の充実】

- 本市は、ゴールデンゲームズ in のべおか（日本グランプリシリーズ延岡大会）、延岡西日本マラソン、磯貝杯九州少年柔道大会等の全国・九州規模の大会が開催されているほか、柔道、陸上、サッカー、ラグビー、野球、バレーボールなど、様々な競技種目でオリンピックメダリストやプロチームをはじめとする日本のトップアスリートが参加する合宿が行われています。また、県が中心となり、スポーツによる地域経済の活性化や観光振興等を図る「スポーツランドみやざき」の取組が展開されています。
- 過去5年間の合宿及び大会開催状況（下表参照）は、コロナ禍において一時減少が見られましたが、コロナ禍の終息やアスリートタウンづくりの取組等によって近年は増加傾向にあり、交流人口も増加してきていますが、交流人口のさらなる拡大をいかに図っていくかが課題となっています。

【2. スポーツ施設の整備・充実】

- 令和9年開催の「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向けて整備された新宮崎県体育館（アスリートタウン延岡アリーナ）や西階公園野球場といった大型スポーツ施設をはじめ、各スポーツ施設について、様々なニーズに対応しながら、さらなる活用促進を図っていく必要があります。また、老朽化や耐震性能に課題がある西階公園陸上競技場については、今後の整備内容等について早急に検討を進める必要があり、さらに老朽化したその他のスポーツ施設についても、適宜、修繕・改修等による長寿命化や施設の更新を行いながら、安全・安心で快適な競技環境を提供できるスポーツ施設として整備を進めていく必要があります。
- スポーツのニーズも多様化しており、年齢、性別、能力、言語や障がいの有無等に関わらず多くの人が利用しやすい施設整備が求められています。また、施設の電気使用等による温室効果ガスが、環境負荷の一因になっています。

【3. 推進体制の充実】

- アスリートタウンづくりの一翼を担っている「NPO アスリートタウンのべおか」や「NATS（のべおかアスリートタウンサポーターズ）」をはじめ、行政機関や関係団体と連携しながら組織体制及び運営基盤の強化を図る必要があります。

合宿状況	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
	件 数（件）	11	11	13	14	17
	延 べ 宿 泊 数（泊）	5,572	3,226	3,359	3,779	4,286
※市が把握しているもの						
大会開催状況	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
	件 数（件）	4	5	8	23	17
	市 外 参 加 者 数（人）	950	435	1,880	5,263	3,898
※東九州大会以上のもの（補助制度の対象となったもの）						
大会出場状況	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
	件 数（件）	30	80	130	158	165
	出 場 者 数（人）	236	711	1,323	1,499	1,526

※九州大会以上の大会に本市から代表として出場したもの（補助制度の対象となったもの）



ゴールデンゲームズ in のべおか
（西階公園陸上競技場）



西階公園野球場

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.大会・合宿の充実

既存の大会・合宿等の継続、国スポ・障スポの競技種目や新たな競技種目の大会・合宿の誘致、受け入れ体制の整備・充実を図ること等により、スポーツを通して「つどう」「つながる」アスリートタウンづくりを推進するとともに、「スポーツランドみやぎ」の更なる展開を図ります。

(1) 大会の充実

・行政及び関係団体が連携し、開催が定着している大会について、他大会との提携も視野に入れ、競技会としての魅力アップと内容の充実を図ります。(行政・関係団体)

(2) 大会・合宿の誘致

・行政及び関係団体は、優れた芝の管理状況や新たに整備した施設の機能・設備等の競技環境や助成制度を広く情報発信し、国スポ・障スポの競技(団体)種目等も含め、全国・九州規模の新たな大会や、プロ・実業団・大学といったトップアスリートの合宿誘致を推進するとともに、受け入れ体制の整備を図ります。(行政・関係団体)

(3) 宿泊施設や飲食店等との連携

・行政及び事業者は、大会・合宿の参加者・関係者等のための宿泊機能の充実や本市の特徴である「食」の魅力を活かした更なる受け入れ体制の充実を図るため、連携・協働に努めます。(行政・事業者)

2.スポーツ施設の整備・充実

スポーツを「する」「みる」「ささえる」すべての人にとって魅力的で満足度の高い環境づくりを目指すとともに、環境負荷の軽減に配慮した施設整備を推進します。

(1) 競技施設の整備・充実

・老朽化や耐震性能に課題がある西階公園陸上競技場をはじめとしたスポーツ施設の整備や施設周辺駐車場等を含めた環境整備を推進します。(行政)
・パラスポーツの振興や誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備に努めます。(行政)
・施設への LED 照明等の導入を進め、競技環境の向上と施設使用による電気使用削減等による環境負荷の軽減に努めます。(行政)

3.推進体制の充実

(一社)延岡市スポーツ協会や学校体育連盟等の活動を支援し、競技人口の拡大や競技力の向上、競技スポーツの振興を目指します。また、「NPO アスリートタウンのべおか」や「N A T S」をはじめ、行政機関や関係団体等と連携・協働し、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多彩な形でアスリートタウンづくりに参加する環境を整えるとともに、様々な機会を捉えてアスリートタウンのべおかの情報発信に取り組みます。

(1) 推進体制の充実と情報発信

・(一社)延岡市スポーツ協会や「NPO アスリートタウンのべおか」等、関係機関の組織体制の強化を支援する等、アスリートタウンづくりの推進体制の充実を図ります。(行政)
・世界規模の大会で優れた成績を残した本市にゆかりのあるアスリートを顕彰するとともに、既存の媒体の他にも SNS 等を活用し、アスリートタウンの効果的な情報発信を推進します。(行政)

(2) 市民参加の促進

・行政及び関係団体が連携・協働し、スポーツが市民生活の一部となり、市民がアスリートタウンづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。(行政・関係団体)
・市民は、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な立場で、アスリートタウンづくりに参加します。(市民)

主要な指標

内容	現状	R 12	R17
大会への市外住民の参加者数	3,898 人 (R6)	5,500 人	6,000 人

第6章

歴史・文化

第1節 歴史・文化を学び育む拠点

現状と課題

【1. 城山公園（延岡城跡）の再整備】

- 続日本 100 名城に認定された延岡城跡は、我が国の近世城郭史上において貴重な存在であり、本市の重要な歴史文化遺産でもあることから、「延岡城跡保存整備基本計画」を基本方針として、これまで、北大手門復元や城山公園北駐車場・同南駐車場をはじめ、二ノ丸から本丸にかけての園路等を整備し、歴史的空間の演出や公園利用者への利便性確保に努めてきました。近年は、延岡城跡の特徴である石垣が樹木等により覆われ、城跡としての景観が損なわれているという現状があります。このため「城山公園（延岡城跡）城跡景観等に関する提言書」に基づき、樹木の伐採等を行っています。また、石垣の状況調査を行っていますが、来園者の安全を確保するため石垣の保全・保護を行う必要があります。三階櫓及び櫓台の石垣等につきましては、史実に基づいた復元を行うための資料が不足していることや、復元場所が急傾斜地の上部に位置していること等の課題があるため、櫓の復元案や石垣及び周辺斜面の補強工事等の調査・検討、またこれらに要する概算事業費の算出や諸問題の整理を進め、保存と活用の両立について検討を行っています。

【2. 延岡城・内藤記念博物館の果たす役割】

- 令和4年9月に開館した延岡城・内藤記念博物館は、国宝や重要文化財が展示公開できる設備の整った施設であり、市外・県外に城下町延岡の様々な歴史や文化を発信する拠点であるだけでなく、美術作品の展示をはじめ、様々な特別展・企画展を開催するなど、「延岡の歴史を学び継承し、未来を創造する拠点」となっています。
- 今後ますます交流人口の増大や経済の活性化が期待される中、延岡の歴史・文化を全国に広く情報発信し、観光スポットとしての役割も果たすことのできる施設となるよう取り組んでいます。

【3. 野口遵記念館の果たす役割】

- 令和4年12月に開館した野口遵記念館は、音響面を重視したホールや、多目的に活用を図ることのできるフリースペース、野口遵翁の人物像等を伝える展示ギャラリー等、多様な機能を備えた市の文化芸術振興の中核的施設となっているほか、まちなかのにぎわい創出施設にもなっています。

【4. 延岡総合文化センターの長寿命化】

- 昭和60年に建設された延岡総合文化センターは、県北地域を代表する文化芸術施設として、また、本市の市民文化芸術活動の拠点となっています。しかし、施設の本体や各種設備の老朽化が進行しており、建築基準法等改正に伴う既存不適格部分や、利用方法の変化に伴って安全性や利便性が低下していることが課題となっています。



本県を代表する近世城郭
「延岡城跡」



景観整備により見えるよう
なった「三階櫓跡」



延岡城・内藤記念博物館



野口遵記念館



延岡総合文化センター

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.城山公園（延岡城跡）の再整備

続日本 100 名城に認定された延岡城跡を訪ねたいと思わせる魅力ある公園として、また、市民が歴史的価値を再認識できる場所として「延岡城跡保存整備基本計画」により、可能な限り史実に基づいた保存と活用の両立を目指した整備を進めていきます。
 また、延岡城跡を核とした歴史・文化ゾーン回遊観光の推進を図ります。

2.延岡城・内藤記念博物館の果たす役割

令和 4 年 9 月に開館した延岡城・内藤記念博物館は、国宝や重要文化財が展示公開できる設備の整った施設であり、博物館として、歴史資料等を保存・活用しながら後世に継承します。また、本市の歴史・文化、先賢を学ぶ拠点、美術鑑賞ができる施設として定期的に展覧会を開催し、市民の積極的な文化活動や交流活動を促進します。

3.野口遵記念館の果たす役割

音響面を重視したホールや、多目的に活用可能なフリースペース、野口遵翁の展示ギャラリー等、施設が備える多様な機能を最大限に活かし、また、延岡城跡や延岡城・内藤記念博物館など、隣接する施設とも連携を図ることにより、市民文化の拠点施設としてだけでなく、市内外からの誘客も見込める施設として、施設運営を行います。

4.延岡総合文化センターの長寿命化

計画的に改修や設備更新を実施することで、施設の長寿命化に取り組めます。

- (1) 延岡城跡の保存・整備

 - ・行政は、延岡城跡の保存・整備の基礎資料を得るため、引き続き歴史資料の調査を行うとともに、必要な発掘調査を実施します。また、城跡としての景観を向上させるため樹木の剪定・伐採や石垣の除草、夜間のライトアップに取り組みます。三階櫓及び櫓台の石垣等については、市民の意見を踏まえ復元に必要な資料の整理や歴史的検証等の課題を引き続き検討します。石垣の保全・保護については、調査結果に基づき実施を図ります。（行政）
- (2) 延岡城跡の活用

 - ・行政は、延岡城跡で開催される各種イベントの情報発信を行います。（行政）
 - ・市民は、城山に関する講演会や発掘調査現地説明会に参加することにより、城山公園整備への関心を高めます。（市民）

- (1) 城下町延岡の歴史・文化の発信

 - ・行政は、延岡の歴史・文化を発信する拠点として、誰もが延岡の歴史に親しむことができ、訪れた人々を市内各地の歴史の現場へ誘う施設運営を行います。（行政）
- (2) 市民の文化活動の促進

 - ・行政は、市民の文化活動の拠点として、延岡城・内藤記念博物館の敷地内にある城下町延岡や和の空間を感じられる和室棟を活用し、地域や世代を超えた交流の創出に努めます。また、収蔵資料を主体とした展覧会の開催や、他の博物館等が所蔵する貴重な歴史資料や絵画のほか、アニメや漫画などのサブカルチャーに関する展覧会も開催するなど、多様な文化・芸術鑑賞の機会を拡充します。（行政）
 - ・市民は、延岡城・内藤記念博物館を積極的に利用することにより、本市の歴史・文化についての認識を深めます。（市民）

- (1) 文化芸術の発信

 - ・行政は、施設を広く P R し、利用促進を図ることにより、地域に根ざした活動や市民の文化活動・交流活動を支え、広く文化芸術に触れる機会を提供します。また、延岡城跡や延岡城・内藤記念博物館、市役所、図書館等が集積する立地環境を活かし、さらなるにぎわいを創出し、本市の街の魅力を創造・発信する施設となることを目指します。（行政）

- (1) 延岡総合文化センター施設の長寿命化

 - ・行政は、長寿命化計画に基づき、施設の安全性の向上と設備の更新、利用方法の変化に対応した利便性の向上等、優先度を勘案しながら維持管理のコスト縮減や標準化を行ない、計画的に施設の長寿命化を図ります。（行政）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
延岡城・内藤記念博物館の利用者数	54,389 人（R6）	50,000 人	50,000 人

第6章

歴史・文化

第2節 文化財の保護と活用

現状と課題

【1. 歴史・文化的行事の振興と保存】

□ 本市には、古くからの伝説や慣習等に由来し、各地域に伝わる歴史・文化的行事が数多くあります。しかし、少子高齢化や人口減少といった社会的諸要因もあって、伝統的な手法・技術の衰退や担い手不足、道具・衣装類の老朽化等の問題を抱えており、次世代への継承が課題となっています。

□ 本市における伝統芸能及び地域文化の振興は、長年にわたり市民の尽力により支えられてきました。なかでも、天下一の能面を活用した「のべおか天下一薪能」は、延岡の秋を象徴する行事として定着し、県内外から多くの来場者を集める代表的な催しとなっています。また、「城山かぐらまつり」においては、市内のみならず市外・県外の神楽保存会も参加し、地域を越えた交流の場として一定の成果を挙げてきました。しかしながら、これらの文化事業を担う実行委員会や保存会においては、高齢化の進行や後継者不足が顕著となっており、運営に必要な人的・財政的基盤が脆弱化しています。今後も持続的な開催と伝統の継承を図るためには、世代交代を見据えた体制の整備及び運営基盤の強化が急務となっています。

【2. 歴史・文化遺産の保護と活用】

□ 本市には、国指定史跡の南方古墳群や国重要文化財の「旧綱ノ瀬橋梁」「日高家住宅」をはじめ延岡城跡など多くの遺跡があります。また、江戸時代には城下町が形成され、その後、工業都市として発展してきたことから、大名家旧蔵の数多くの歴史資料と共に、古い機械装置や工場建屋等の産業遺産等も残されています。さらに、「北川陵墓参考地」や「速日の峰」「笠沙の岬」等、記紀神話にゆかりのあるとされる土地も多く存在しています。令和7年11月には、「神楽」（国指定40件）がユネスコ無形文化遺産に提案されることが正式に決定されるなど、伝統文化や民俗芸能の保存や継承へ向けた機運が高まっています。本市においても、貴重な歴史・文化遺産を大切に保存・継承しながら、全国に情報発信し、積極的な活用を図ることが望まれています。

□ 延岡の古代から近現代をコンパクトにまとめた「のべおかの歴史物語」は、市内の小学校6年生全員（卒業時）に配布しており、官民連携し郷土への愛着と誇りを深める歴史教育を行っています。

【3. 市史の編さん】

□ 「延岡市史」は昭和38(1963)年に編さんされ、その後も市制施行の周年記念事業として行政史を中心とした内容の市史編さんを行ってきました。2006年に北方町・北浦町、2007年に北川町との合併により新延岡市が誕生しており、新市全域を対象とした新たな市史の編さんの必要性が高まってきました。延岡市の原始・古代から現代に至る通史を体系的にまとめた、学術的にも価値のある市史の編さんが始まっています。



県指定民俗文化財
「伊形花笠踊り」



令和6年度 城山かぐらまつりの様子
「北方の神楽（鬼神）」 早日渡神楽保存会



国指定重要文化財
「旧綱ノ瀬橋梁」



国指定重要文化財
「日高家住宅」

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 歴史・文化的行事の振興と保存

本市の多様な歴史・文化的行事の振興により、交流人口の増大を図るとともに、市民が伝統文化にふれる機会や伝統芸能に自ら参加するような土壌づくりに努めます。

また、担い手の確保や技術の継承等を支援し、地域における伝承活動を促進します。伝承が困難な伝統芸能は、その記録に努めます。

(1) 地域の伝統文化の振興と保存

- ・国の助成事業等を活用しながら、地域の伝統行事の持続的な開催を促進するとともに、伝統芸能の伝承活動を支援します。併せて、衰退している伝統文化の掘り起こしに努め、振興を図ります。(行政)
- ・伝承が困難な伝統芸能は、記録に努めます。(行政)

(2) 市民参加型行事の促進

- ・行政は、市民が組織する各実行委員会や延岡市郷土芸能保存会等と連携し、「のべおか天下一新能」や「城山かぐらまつり」、「延岡市郷土芸能大会」等を引き続き支援し、様々な手段を用い情報を発信します。また、文化的行事に関わる市民ボランティアの活動を支援します。(行政)
- ・文化団体は、様々な文化行事やイベントの企画・運営を推進するとともに、交流人口の拡大に貢献します。(関係団体)

2. 歴史・文化遺産の保護と活用

本市の歴史・文化遺産について、令和9年度の国スポ・障スポ、西南戦争150年を契機とした、文化財周遊ツアーの開催や案内板・説明板・標柱を設置し情報発信に努めるとともに、研修や講座、史跡見学会等を開催して、市民の理解と関心を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。

また、貴重な遺産については、市の文化財指定を行い、保護と活用を努め、既に市の指定文化財となっている遺産については、国・県の指定を働きかけます。

(1) 歴史・文化遺産の保護と活用

- ・行政は、歴史・文化遺産の調査を進め、貴重な遺産は市の指定文化財として保護し、既に市の指定文化財となっている遺産については、国・県の指定を働きかけます。また、本市の特色ある産業遺産等の掘り起こしを行うとともに、歴史講座や研修、史跡見学会を開催し、市民の理解と関心を深めます。さらには、令和9年度の国スポ・障スポ、西南戦争150年を契機とした、文化財周遊ツアーの開催、案内板・説明板・標柱を設置し市内外に本市の歴史・文化遺産について様々な方法で情報発信を行います。(行政)
- ・延岡の古代から近現代をコンパクトにまとめた「のべおかの歴史物語」の活用や、歴史講座、研修、史跡見学会等への参加により、郷土への愛着と誇りを深めるとともに、本市の歴史・文化に関する活発な情報発信を行います。(行政・市民)
- ・行政は、市史編さんと併せて、市民向けの学習機会の創出も図ります。(行政)

3. 市史の編さん

本市の歴史・文化・民俗・自然を体系的にまとめた新たな「延岡市史」の編さんに取り組み、様々な歴史資料等を収集・保存し、後世へ継承するとともに、市民の郷土への関心と愛着を深め、地域の連帯感やふるさと意識を高揚し、まちづくりに活かしていきます。

(1) 市史の編さん

- ・行政は「市史編さん基本計画」に基づき、市民の協力を得ながら資料の収集、調査、研究を進める等、編さん事業の推進を図ります。(行政)
- ・行政は、講演会の実施や事業の進捗状況の周知に努める等、市史編さん事業に関する市民意識の醸成を図るとともに、歴史に対する学習の機会を提供します。(行政)
- ・市民は、講演会への参加や資料調査への協力を通じて、本市の歴史・文化についての認識を深め、郷土への関心と愛着を深め後世への継承に努めます。(市民)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
歴史講座等の参加者数	6,800人(R6)	6,850人	6,900人



記紀神話にゆかりのあるとされる
「北川陵墓参考地」



延岡市史編さん講演会の様子
(令和7年2月9日)

第7章

移住・関係人口

現状と課題

【1. 移住希望者への情報発信・支援】

- テレワークの普及やライフスタイルの見直しにより、都市部から地方への移住・ＵＩＪターンへの関心が高くなっています。これを受け、国や県が地方への移住を推進するために、移住希望者への支援を強化している現状の中、移住推進の専門部署において、移住情報や移住者支援を一元的に管理するとともに、移住希望者に対する支援や丁寧な対応の重要度は高まっています。
- 人口減少による地域活力の低下が懸念される中、地方においては人口維持対策として、移住希望者に対する施策の強化が図られており、移住促進に向けて地域間の競争が激化しています。
- 積極的に移住者を迎え入れる取組として、全国の移住希望者に向けて、市のホームページや移住サポートLINE等を活用し、本市の地域資源や魅力、様々な移住支援制度を発信していますが、移住希望者が必要としている交通アクセスや住まい、多様な働き方、子育て、医療福祉等の生活環境といった各種情報を的確に捉えた上で、本市の「住みやすさ」を効果的に発信していく必要があります。

【2. 移住者への支援】

- 移住者が定住するためには、住まい、仕事、コミュニティといった「住みやすい」環境が整っていることが重要です。また、安心して生活でき、地域社会に早く溶け込んでいくことが重要であることから、移住者が孤立しない仲間づくりや、地域との相互理解を図るなど、移住者のニーズに応えた支援を行うとともに、移住後のサポート体制の整備も必要です。

【3. *関係人口の創出】

- 人口減少が進む一方で、国においては、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出を推進しており、本市においても、出身者や元居住者、あるいは副業人材、ふるさと納税寄付者など、都市住民等の関係人口を創出・拡大していくことで、地域経済の活性化や移住促進の取組につなげていく必要があります。

延岡市の転入・転出と純移動数（R6年度）

住所地		転入数	転出数	純移動数
首都圏（東京・神奈川・埼玉・千葉）		301	432	△ 131
関西（大阪・京都・兵庫・滋賀）		202	205	△ 3
中部圏（愛知・静岡・三重）		99	121	△ 22
九州（宮崎県を除く）		792	1,013	△ 221
県内（宮崎県）		1,214	1,332	△ 118
	宮崎市	265	631	△ 366
	日向市	264	211	53
	その他	685	490	195
その他（上記以外）		176	226	△ 50
合計		2,784	3,329	△ 545

資料：移動前の住所地別、年齢別、性別転入者数（延岡市：令和6年度）
移動後の住所地別、年齢別、性別転入者数（延岡市：令和6年度）
（総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

* 関係人口…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 移住希望者への情報発信・支援

移住・ＵＩＪターン希望者が必要としている情報や、本市の魅力を効果的に発信し、移住活動を支援することで、移住を推進します。

(1) 相談体制の充実

・行政は、移住に関する情報・施策を一元的に管理するワンストップ窓口を設置し、移住者が気軽に相談できる体制の充実を図ります。また、三大都市圏等で開催される移住相談会へ参加し、都市部をはじめ県外からの移住を推進します。（行政）

(2) 情報発信の強化

・行政は、移住・ＵＩＪターン希望者に向け、移住サポートＬＩＮＥ等で発信する移住支援情報などの充実を図るほか、各種観光プロモーション等を活用して本市の「住みやすさ」をＰＲします。（行政）

(3) 移住活動への支援

・行政は、本市に関心を持った移住希望者に対し、きめ細やかな相談対応のほか、お試し暮らし施設の提供等、移住活動を支援します。（行政）
・市民は、移住者としての視点から、住みやすさや地域の魅力の情報発信に努めます。（市民）

2. 移住者への支援

移住者のニーズに応えた様々な支援を行うとともに、移住者同士の情報交換や地域住民との交流促進等を進める等、移住者が安心して暮らせるまちを目指します。

(1) 移住者への支援

・行政は、移住者の住宅取得・家賃に対する助成のほか空き家バンクの活用、就労や起業等に対する支援など、移住者のニーズを踏まえた支援内容の充実を図ります。（行政）
・行政は、移住者同士の情報交換の場や地域住民との交流を促進するための取組を行う等、移住後も安心して暮らせるようサポートし、定住につなげます。（行政）
・市民は、移住者も含めた多様な価値観を持つ人々が互いに居心地よく住み続けられる地域づくりを推進します。（市民）

3. 関係人口の創出

関係者との連携や各種事業の展開により、関係人口の創出を図り、移住の促進につなげます。

(1) 関係人口の創出

・行政は、コワーキングスペースの活用をはじめ、副業・兼業人材と地元企業とのマッチング、ＵＩＪターン人材も含めた事業等を推進し、関係人口の創出を図ります。（行政）
・行政は、ふるさと納税やインターンシップ、クラウドファンディング連携事業等を推進しながら、過去の勤務や居住歴など、本市に何らかの関わりのある者をはじめとして、関係人口の創出・拡大を図ります。（行政）
・行政は、関係団体等と連携し、仕事やボランティア、消費活動等により地域に貢献する関係人口の創出を図ります。（行政・関係団体）

主要な指標

内容	策定時	R12	R17
移住に関する相談件数（年間）	271 件（R6）	300 件	330 件
県外からの移住世帯数（年間）	82 世帯（R6）	100 世帯	120 世帯

第 3 部

力強い経済・産業のまち

第 1 章 農業

第 2 章 林業

第 3 章 水産業

第 4 章 商業

第 5 章 観光

第 6 章 工業

第 7 章 企業立地

第 8 章 デジタル産業

第 9 章 人材政策

第10章 新たな産業創出

体 系 図

第 1 章 農業

- 1. 農業経営の収益力を高め、農業者の所得を向上
 - (1) 高品質化や規模拡大等による売上げの増加
 - (2) 農地の集積・集約化によるコスト縮減等の推進
 - (3) 販路拡大を含む流通体制の構築
- 2. 多様な担い手の育成・確保
 - (1) 担い手の育成・確保
- 3. 持続可能な生産環境の確立
 - (1) 生産基盤の整備
 - (2) 有害鳥獣・家畜伝染病対策の強化
 - (3) 農村地域の環境保全
 - (4) 持続可能な農業の推進

第 2 章 林業

- 1. 森林資源の適正な管理
 - (1) 森林資源の適正な管理
 - (2) 有害鳥獣及び森林病虫害対策
- 2. 持続可能な循環型林業の確立
 - (1) 効率的な林業経営の推進
 - (2) 特用林産物の生産振興
 - (3) 木材利用の促進と林業の 6 次産業化
 - (4) 森林由来の J-クレジット
- 3. 森林・林業を担う人づくり
 - (1) 担い手の育成・確保と多様な経営体の支援
 - (2) 木育・林業普及啓発の推進

第 3 章 水産業

- 1. 安定した漁業経営の確立
 - (1) 漁業経営体の強化
 - (2) 高収益化の推進
 - (3) 水産物の消費拡大
- 2. 水産物の販路開拓
 - (1) 大都市圏や海外に向けた販路開拓
- 3. 生産基盤の整備
 - (1) 漁港の整備
 - (2) 水産加工業等の活性化
- 4. 持続可能な水産業・漁村の構築
 - (1) 水産業の多面的機能発揮
 - (2) 水産資源の維持・回復
 - (3) 水産業の魅力発信

第 4 章 商業

- 1. 魅力ある商業の再生
 - (1) 挑戦する事業者支援、事業継承の促進
 - (2) 店舗の魅力づくり
 - (3) 地域通貨「のべおか COIN」の利用促進
- 2. 商店街の魅力の再生
 - (1) 商店街組織の活性化
- 3. まちなかのにぎわい創出
 - (1) まちなかのにぎわいの創出

第 5 章 観光

- 1. 多様な観光資源を活かした魅力あふれる観光商品づくり
 - (1) 食の魅力を活かした誘客推進
 - (2) 観光資源の組み合わせ
 - (3) アウトドア体験観光・滞在型観光の推進
 - (4) 効果的な情報発信
- 2. 広域観光の連携強化とインバウンドの推進
 - (1) 広域観光の連携強化
 - (2) インバウンドの推進
- 3. おもてなしの人づくり
 - (1) おもてなしの人づくり

第6章 工業

1. 地域ものづくり企業の振興

- (1) 新製品・新技術の開発、新分野への進出
- (2) 国内外への販路拡大
- (3) 生産性の向上と人材の育成

2. 産学官の連携促進

- (1) 延岡市メディカルタウン構想の推進を柱とした産学官連携の促進

第7章 企業立地

1. 立地環境の充実

- (1) 産業団地等の機能強化
- (2) 産業振興基盤の整備促進
- (3) デジタル産業関連企業の立地促進
- (4) 優遇措置の充実
- (5) 市独自の人材育成事業

2. 立地活動の推進

- (1) 企業招致事業等の実施
- (2) 企業情報収集の推進
- (3) 県内関係機関との連携による立地推進

第8章 デジタル産業

1. デジタル産業関連企業の誘致

- (1) デジタル産業関連企業の誘致
- (2) コワーキングスペースの利用促進

2. デジタル人材の確保・育成

- (1) IT 教育の推進
- (2) デジタル人材の確保・育成

3. 産業分野のデジタル化の推進

- (1) デジタル産業関連企業等と連携したデジタル化の推進
- (2) 市内の産業のデジタル化の支援

第9章 人材政策

1. 産業人材の育成・確保

- (1) キャリア教育の推進
- (2) 企業の魅力発信とインターンシップの推進
- (3) デジタル人材等の育成・確保
- (4) 奨学金返還支援による人材確保

2. 就職支援と魅力ある職場づくり

- (1) 就職支援と魅力ある職場づくり

3. 事業承継・引継ぎ支援

- (1) 関係機関との連携
- (2) 事業引継ぎ、スタートアップへの支援

第10章 新たな産業創出

1. 創業支援の充実

- (1) 挑戦する創業・事業者支援
- (2) 創業支援の連携体制構築

2. 6次産業化・農商工連携の推進

- (1) 6次産業化・農商工連携への誘引
- (2) 効果的な推進事業の展開
- (3) 効果的な支援制度の構築・実施

第1章

農業

現状と課題

【1. 農業所得の向上】

- 本市では、長い日照時間や温暖な気候、平野部から山間部に至る変化に富んだ自然環境を活かし、水稻を中心に畜産や野菜、花き、果樹、茶など多様な品目との複合経営が展開されています。
- 水稻主体で水田における生産効率が低いことや販路が市内中心であること等から、水田フル活用、販路開拓のための商談会やインターネット通販サイトの活用等、農業所得の向上に資する取組を進めています。
- 国内外との産地間競争や農畜産物価格の変動、消費量の減少、燃油や生産資材、飼料価格の高騰など多くの課題に直面しています。さらに高齢化や、後継者不足等の課題もある中で、所得の向上には生産効率の向上が不可欠であるため、機械更新等の費用の一部を補助し負担の軽減を図っています。

【2. 多様な担い手の育成・確保】

- 少子高齢化等に伴う農業後継者の減少により農業の担い手や労働力の不足が進行する中、本市は、新規就農者へのきめ細やかな支援や農福連携の推進、農業マッチングウェブサイトの運営等により、多様な担い手の育成・確保に取り組んでいます。
- 農業の担い手の減少に伴い、営農集団等への農作業委託のさらなる増加が見込まれる中、農業機械の更新等による作業の高効率化と併せて、新たな農業機械オペレーターの育成・確保が課題となっています。
- 課題となっている担い手や労働力不足へのさらなる対応策について、関係団体と連携しながら検討を進めています。

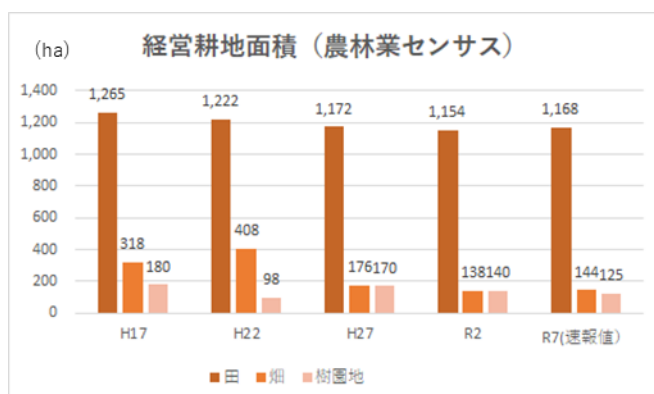
【3. 持続可能な生産環境の確立】

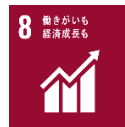
- 本市の経営耕地面積は年々減少しており、農地の適正管理による優良農地の確保や、小規模区画の解消が課題と言えます。また、安定した農業生産を支えるために重要な役割を果たしている、ため池、頭首工（堰）、用排水路等の施設が老朽化しています。
- 平野部における多くの農地の基盤整備は、大正時代から昭和初期にかけて実施されていることから区画面積が10アール程度と小さく、効率的な営農を図るための農地の大区画化が課題となっています。加えて、地理的条件から基盤高の低い農地については、異常気象等による冠水被害が発生しており、農地の排水対策等が課題となっています。
- 野生鳥獣による農作物被害は、侵入防止柵等の整備や緊急捕獲に取り組んでいますが、依然として被害が発生しており営農意欲の低下が懸念されています。また、畜産においては、口蹄疫や鳥インフルエンザ、CSF（豚熱）等、家畜伝染病によるリスクが常に取り、関係機関と連携した防疫対策を講じています。
- 中山間地域を含む本市の農村地域は、国土保全、景観形成、伝統・文化の継承等の多面的機能を有する恵まれた自然環境の中にあるものの、過疎化や離農等により遊休農地が増加しており、その機能低下が危惧されています。
- 平地部に比べ、効率性や生産性の面で不利な中山間地域の農業はより厳しい状況に置かれており、現在、総合的な整備事業の展開や、地域課題に対応した取組を行っています。
- 国が策定した「みどりの食料システム戦略」が目指す持続可能な農業の実現に向けて、本市では取組の途上にあります。そのため、生産者・消費者の双方に対する理解促進を図るべく、講演会等を開催し、啓発に努めています。また、市内の子どもたちに幼少期より、農業体験などを通じて、地域で生産された食材の大切さや、地産地消の意義について学ぶ機会を設けています。これらの取組は、今後も継続的に推進していきます。

農業産出額

(単位：千万円)

年 度		H17	H24	H26	H30	R5
農業産出額		644	553	616	632	729
耕 種	米	145	129	99	96	72
	いも類	0	0	1	1	1
	野菜	74	70	62	53	43
	果実	15	19	19	18	38
	花き	36	20	188	174	229
	その他	40	11	19	17	5
畜 産	肉用牛	166	115	119	161	127
	乳用牛	13	6	6	6	8
	豚	64	55	59	61	41
	鶏・その他	81	127	41	42	163
加工農作物		10	1	3	3	2





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 農業経営の収益力を高め、農業者の所得を向上

農業振興計画に基づき、地域特性を活かした農産物の生産振興や販路拡大・販売強化の支援、畜産物の産地力向上等に取り組み、農業所得の向上に資する様々な施策を展開します。

(1) 高品質化や規模拡大等による売上げの増加

・行政は関係団体と連携し、高品質化、高付加価値化や通年出荷を目指した、施設園芸や多品目少量栽培等を推進するとともに、新たな作付け体系であるベストミックスの実証・検証と普及、機械化体系による低コスト化を図りながら、「空飛ぶ新玉ネギ」をはじめとする地域の特性に応じた高収益作物の生産体制を確立し、水田フル活用による販売量の増加を図ります。また、他の施設野菜の生産拡大等についても支援します。

（行政・関係団体）

・行政と関係団体は、増頭対策や優良雌牛への更新等を推進するとともに、ICT等のスマート農業を活用し売上げの増加を図ります。（行政・関係団体）

(2) 農地の集積・集約化によるコスト縮減等の推進

・行政と関係団体は、作業の効率化によるコストの縮減等を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、新たな農業機械の導入やスマート農業への挑戦を支援します。（行政・関係団体）

・農業者は、地域農業の維持・発展のため、地域農業の在り方や将来像を明確にした「＊地域計画」と、将来の具体的な農地利用の姿を表した「目標地図」に基づく取組により、農地の集積・集約や生産性の向上に努めます。（農業者）

(3) 販路拡大を含む流通体制の構築

・行政、関係団体、生産者は、食育・地産地消に取り組むとともに、大都市圏等も見据えた商談会の開催や販促活動と併せ、インターネット通販サイトの活用やふるさと納税返礼品などによる販路開拓・拡大を図ります。（行政・関係団体・生産者）

2. 多様な担い手の育成・確保

人口減少や少子高齢化による担い手や労働力不足への対策として、営農集団・集落営農組織への支援に加え、農業法人等の参入促進、農業マッチングウェブサイトの活用、農福連携の推進、公的法人の活用により労働力の確保等を図ります。

(1) 担い手の育成・確保

・行政は、多様な担い手を育成・確保するため、新規就農者や営農集団・集落営農組織に対する支援を行うとともに、企業の参入を促進します。また、農福連携の推進や公的法人の活用による支援策の展開により、農業労働力の確保に取り組めます。（行政）

・関係団体は、就農相談や研修等を通じて就農支援を行うとともに営農集団等の機能強化について検討します。（関係団体）

・福祉事業所は、行政と連携し、障がい者の社会参加のため農福連携に取り組めます。（福祉事業所）

3. 持続可能な生産環境の確立

基盤整備事業の実施により農地の大区画化や排水対策、農業用施設の計画的な整備に取り組み、効率的・安定的な農業経営を推進します。

また、有害鳥獣対策や家畜伝染病防疫対策を強化し、農畜産業の経営の安定化を図るとともに、国・県の制度事業を活用し、農村地域が有する地域資源（農地、水路、農道等）の保全と質的向上に努めます。

また、有機農業をはじめとする環境負荷の少ない農業の推進など、持続可能な農業の推進を図ります。

(1) 生産基盤の整備

・行政と関係団体・農業者は、農地の大区画化や用排水路等の農業用施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した施設の補修、更新などの維持管理に努めます。また、県営基盤整備事業の早期完成に向け進捗を進めます。さらに、維持管理を行う団体等への支援について検討します。（行政・関係団体・農業者）

(2) 有害鳥獣・家畜伝染病対策の強化

・行政は、集落ぐるみでの鳥獣害対策を支援するとともに、デジタル技術を活用した追い払いやICTによる捕獲、有害捕獲班による捕獲体制の強化を図るとともに、鳥獣対策に携わる人材の育成・確保に努めます。さらに、関係機関・団体、畜産農家と連携し、家畜伝染病の防疫を徹底します。（行政・関係団体・畜産農家）

(3) 農村地域の環境保全

・行政は、農村等が有する多面的機能の維持・発揮と遊休農地の拡大防止を図るため、＊農地利用最適化活動や中山間地域を含む農村地域の住民が一体となった地域資源の保全活動、スマート農業技術の導入などに係る取組を推進します。（行政・農業者・住民）

(4) 持続可能な農業の推進

・行政は、生産者の有機農業など環境に配慮した農業の認証取得支援を行い、普及・定着を目指すとともに、有機農業、減化学農薬・化学肥料農業の普及啓発を目的としたセミナー等の開催や、個別相談会、栽培指導などを行い、環境負荷の少ない農業を推進します。（行政・農業者・住民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
水稲の低農薬栽培面積	0.6ha（R7）	1.8ha	3.6ha
農地中間管理事業による集積農地面積（累計）	469.4 ha（R6）	675 ha	880 ha

＊地域計画…農業経営基盤強化促進法第19条に基づき地域の話し合いを通じて策定する計画。策定後の継続的なブラッシュアップを前提として地域の農業を次世代に引き継ぐための将来像をまとめたものであり、誰がどのように農地を利用していくかを明確にするための「目標地図」も合わせて作成している。

＊農地利用最適化活動…農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を目的として農業委員会が中心となって行う活動。

第2章

林業

現状と課題

【1. 森林資源の適正な管理】

- ❑ 森林は、水源かん養や国土の保全、木材の供給など多面的機能を有しており、市民生活や経済活動と関わりの深い大切な資源です。本市は、スギ素材生産量日本一を誇る宮崎県の中で最も広い民有林を有しており、今後も森林の多面的機能の維持・増進を図っていく必要がありますが、森林所有者の高齢化などにより、管理の行き届かない森林の増加が懸念されていますので、今後より一層の適正な森林管理が求められています。
- ❑ 本市の有害鳥獣（シカ）は、生息域が拡大するなど、依然として植林後の食害や樹皮はがし等の被害は深刻です。また、松林は防潮機能や景観形成の面でも重要な役割を果たしていますが、県内及び市内においては松くい虫の被害が増加しており、その対策が急務となっています。

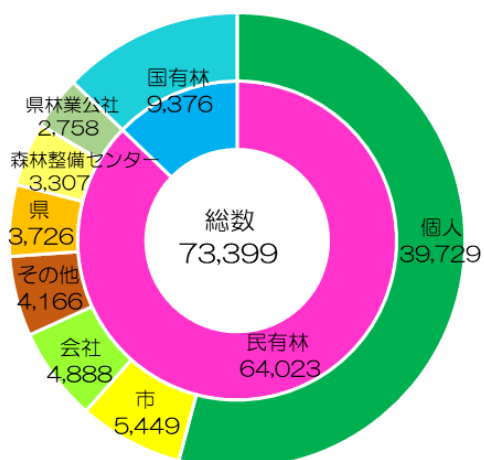
【2. 持続可能な循環型林業の確立】

- ❑ 本市の森林資源の多くが利用可能となる中、管理者が特定できない森林や境界が不明確な森林が存在しており、森林の集約化や林道・作業道の基盤整備が進まず、施業の妨げとなっていることが課題となっています。
- ❑ しいたけやしきみ等の特用林産物は、山村地域の貴重な収入源であるとともに、就労機会の創出など地域経済の振興に大きな役割を果たしていますが、高齢化や担い手不足等から生産量は減少傾向にあります。
- ❑ 住宅着工件数の減少により木材需要への影響が懸念されているほか、大都市圏への販路拡大に向けた*サプライチェーンの構築が課題となっています。
- ❑ 森林の二酸化炭素吸収機能を活用し、2050年のカーボンニュートラルの達成と資源循環型林業の両立を図るため、森林由来のJ-クレジットの創出・活用に向けた取組を進めています。一方、民間事業者ではJ-クレジットの制度が浸透していないことから、クレジットの創出・活用の機運を醸成することが課題となっています。

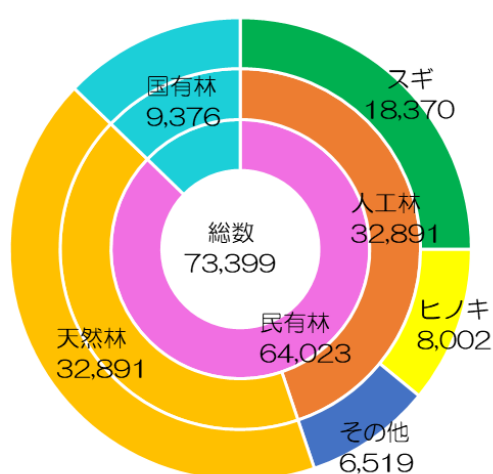
【3. 森林・林業を担う人づくり】

- ❑ 本市では、市独自の支援に加えて、県や森林組合等の関係団体と連携して担い手の確保・育成に取り組んでいます。林業従事者の高齢化や後継者の不足、担い手の確保は依然として厳しい状況にあります。
- ❑ 地域密着型の林業として集落型林業を推進するとともに、森林所有者から森林整備の委託を受け施業を行う*自伐型林業の取組を支援することで、林業就業への誘導を図り担い手の確保につなげることを期待されています。
- ❑ 延岡アースデイや自治会における森づくりなど、民間レベルでの森林づくりの取組が進められています。また、子どもの頃から木に親しみ、興味を育む木育活動を推進することで、将来の林業の担い手につなげることを期待されています。

森林面積（ha）



人工林・天然林面積（ha）



出典：五ヶ瀬川森林整備計画

* サプライチェーン…製品の原材料・部品の調達から、製造・在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。

* 自伐型林業…山林所有の有無、あるいは所有規模に関わらず、森林の経営や管理を自らが行う自立・自営的な林業のこと。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 森林資源の適正な管理

森林の持つ多面的機能を将来にわたって維持・増進していくためには、有害鳥獣や森林病害虫から森林を守るとともに、「延岡市森林経営管理制度推進方針」や「延岡市＊森林環境譲与税活用ビジョン」を適切に運用することで、生産林における再造林や間伐など森林整備に対する支援や、環境林における＊針広混交林への誘導を進め、多様で豊かな森林づくりに取り組む必要があります。

(1) 森林資源の適正な管理

- ・行政は、再造林や間伐等を支援するとともに、市有林等の適切な管理を推進します。また、適地適木の考えのもと、天然林化や針広混交林へ誘導を進める一方で、林業経営者は「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業を促進し、自然環境に配慮した森林施業に努め、森林の多面的機能の維持増進を図ります。（行政・林業経営者）
- ・森林所有者自らが管理困難な森林は、森林経営管理制度を活用し管理を委託することで、持続可能な森林づくりに努めます。（行政・森林所有者）

(2) 有害鳥獣及び森林病害虫対策

- ・行政と猟友会が連携を強化し、様々なデジタル技術を駆使して、鳥獣の被害対策に取り組むとともに、有害鳥獣捕獲員の育成・確保に務めながら、さらなる有害鳥獣の被害防止対策に努めます。（行政・猟友会）
- ・行政は、松くい虫被害から松林を保護するため、薬剤散布や樹幹注入、伐倒駆除等を実施するとともに、防除が困難な区域は樹種転換を図るなど、被害の軽減及び、潮害防備機能の保全、景観の維持に努めます。（行政）

2. 持続可能な循環型林業の確立

林地台帳の精度向上による森林情報を有効活用し、ICTやAI等の先端技術を活用したスマート林業の推進や計画的な林道等の整備を一体的に進め、適切な森林施業を実施します。また、公共施設や非住宅分野への延岡産材の活用を促すとともに、林業の6次産業化を目指した製品開発に対する支援や特用林産物の基盤整備や施設整備への支援を行います。さらに、森林の二酸化炭素を吸収する機能を活用した森林由来のJ-クレジットの創出・販売・活用に向けた取組を進めることで、カーボンニュートラルの達成と資源循環型林業の両立を図ります。

(1) 効率的な林業経営の推進

- ・行政は、＊リモートセンシング技術を活用して森林所有者や明確な境界を林地台帳に反映させ、正確な森林情報を市民に提供します。（行政）
- ・林業経営者は、ICTを活用し効率的な施業に努めるとともに、高性能林業機械等を整備することにより経済的かつ効率的で持続可能な林業経営を図ります。（林業経営者）
- ・行政は、林道等の開設や災害に強い林道を整備するため、橋梁等の修繕を計画的に進め、アクセス向上に努めるとともに、作業道の整備を支援します。（行政）

(2) 特用林産物の生産振興

- ・行政は、生産基盤や施設の整備を支援し、特用林産物の生産性向上と経営の安定化を図ります。また、消費者ニーズに即した品質と生産量を確保し、販路拡大に取り組めます。（行政・生産者）

(3) 木材利用の促進と林業の6次産業化

- ・行政は、公共施設や非住宅分野における木材利用を推進し、素材生産・加工・製造・流通等の関係者と一体となって、延岡産材の利用拡大を図るとともに、県内外での販路拡大を目指して延岡産材のサプライチェーンの構築を図ります。（行政・林業関係者）
- ・行政は、川上・川中・川下の事業者や研究機関等と連携して開発する、延岡産材の付加価値を高める新商品の開発などの取組を支援し、販路拡大を図ります。（行政・市民・事業者）

(4) 森林由来のJ-クレジット

- ・行政は2050年のカーボンニュートラル達成に向け、森林の二酸化炭素吸収量を活用したJ-クレジット制度の普及・啓発に努めます。（行政）
- ・民間事業者はクレジットをカーボン・オフセットに活用することで、行政と連携して脱炭素社会づくりに取り組むとともに、行政はクレジットの収益を森林整備等に活用して森林の公益的機能の維持・増進を図ります。（行政・事業者）

3. 森林・林業を担う人づくり

林業担い手が働きやすい環境を創出するとともに、小規模林業や自伐型林業を育成し、担い手の育成・確保を図ります。また、市民や自治会などが参加する森林づくりを推進し、木育イベントや森林環境学習を通して、森林・林業への関心を高めます。

(1) 担い手の育成・確保と多様な経営体の支援

- ・行政は、林業事業体に対する新規就業者の雇用支援、資格取得の助成、労働環境改善等を促すことで、担い手の育成・確保を図ります。（行政）
- ・行政は、多様な林業経営体による集落林業や自伐型林業等の林業経営について、それぞれの特色に応じた取組を支援します。（行政）

(2) 木育・林業普及啓発の推進

- ・行政は市民や自治会が行う植樹活動や木育イベントを積極的に支援するとともに、企業は森林保全を目的とした森づくり活動を実践します。（行政・企業）
- ・市民等は、植樹祭や木育イベント、環境学習等を通じて木に親しみ、森林・林業の役割について理解を深めます。（市民・自治会）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
森林境界明確化整備面積	3,962 ha (R6)	6,362 ha	8,362 ha
再造林率 (3 か年平均)	80% (R6)	90%	90%

＊森林環境譲与税…森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備やその施策に関する財源に充てることを目的に、森林環境譲与税が創設され、規定する譲与基準に基づき県市町村に譲与税が譲与されます。

＊針広混交林…スギなどの針葉樹林にカシやクヌギといった広葉樹が混じり合っている森林のこと。

＊リモートセンシング…航空機など地上より離れたところから、陸上等の情報を得る技術。航空機等に搭載したセンサーにより地形や樹種等の情報を取得する技術もその一つです。

第3章

水産業

現状と課題

【1. 安定した漁業経営の確立】

□ 本市の水産業は、総漁獲量で県内第1位の水揚げを誇ります(令和6年)が、漁業者の高齢化や担い手不足をはじめ、水産資源や魚価の変動、燃油価格や養殖餌料等の高騰による生産コストの上昇など、水産業を取り巻く環境は先行き不透明な状況が続いています。そのため、漁業協同組合や九州信用漁業協同組合連合会等の漁協系統組織、公益社団法人宮崎県漁村活性化機構等の漁協関連団体と連携した安定的な漁業経営の確立が求められています。

□ 高収益化の推進として、新商品開発やブランド化等のさらなる高付加価値化とともに、地産地消等の消費拡大への取組等が求められています。

□ 漁業経営体数は、年々減少傾向を示していますが、漁船・漁具等の機能強化、経営改善等の取組により、本市の1経営体あたりの生産力(額)は増加傾向にあります。

【2. 水産物の販路開拓】

□ 「儲かる水産業」に向け、東京など大都市圏でのPRイベントやECサイト等を活用して販路開拓に向けた取組を行っています。

【3. 生産基盤の整備】

□ 漁港の防災・減災対策や機能強化・機能保全を図るため、岸壁や防波堤等の計画的な改修や生産・流通施設の整備が行われます。

□ 水産業の成長産業化を図るため、水産加工業の拡充や新規参入等をはじめ、漁業協同組合や漁協系統組織、漁協関連団体等との連携強化等が求められています。

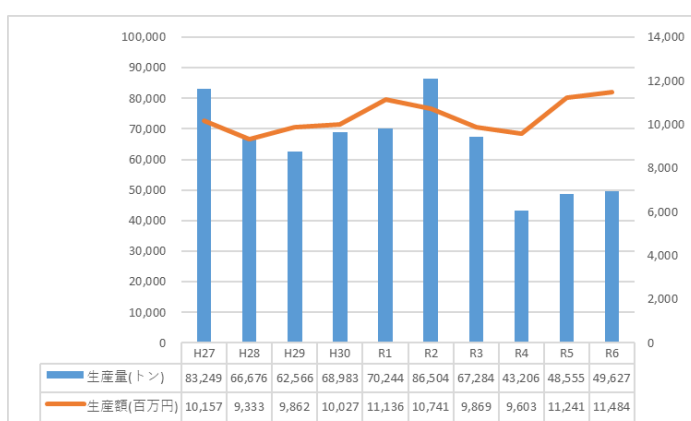
【4. 持続可能な水産業・漁村の構築】

□ 地球温暖化や環境汚染等により海洋環境が大きく変化しており、水産業や漁村が担っている多面的機能の低下が危惧されています。

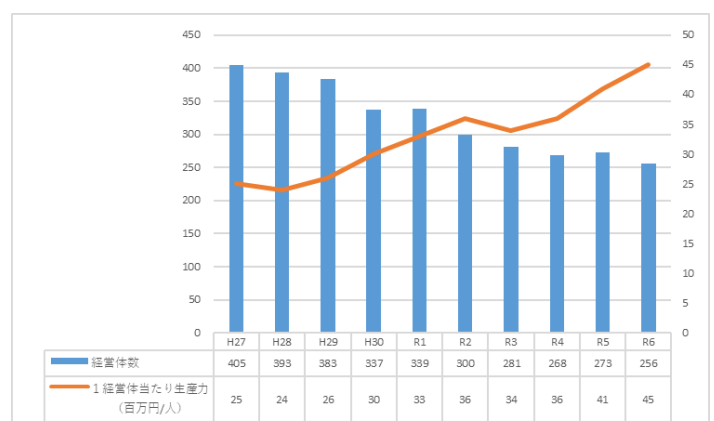
□ 内水面においては、アユ資源の減少が顕著となっており、資源管理による生態系の維持・回復に向けた取組が行われています。

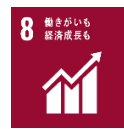
□ 大都市圏での水産物のPRイベントの開催や市内学校等が実施する水産業の見学や体験を通して、水産業の魅力を発信し、都市部と漁村の交流を図っています。

漁業生産高の推移



漁業経営体数と生産力(額)の推移





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 安定した漁業経営の確立

担い手の確保等による漁業経営体の強化を図るとともに、収益性向上による安定した漁業経営の確立を目指します。

また、地産地消をはじめとした消費拡大を推進することで、水産業の所得向上を図ります。

(1) 漁業経営体の強化

- ・行政は、県や漁業協同組合等と連携した担い手の確保や漁業環境の変化に対応した施策等により、漁業者の経営体強化に向けた取組を支援します。（行政）
- ・漁業者は、漁業協同組合や九州信用漁業協同組合連合会、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構等と連携して人材確保や操業方法等を含めた経営計画の見直しを検討します。（関係団体・漁業者）

(2) 高収益化の推進

- ・行政は、各種支援制度の活用促進による高収益化等に向けた取組を支援します。（行政）
- ・関係団体、漁業者は、新商品の開発やブランド化等による高付加価値化、新技術や ICT 等の導入によるコスト削減等に取り組めます。（関係団体・漁業者）

(3) 水産物の消費拡大

- ・行政、関係団体、漁業者は連携して地産地消等の取組も含め、市内外での延岡産水産物の消費拡大を推進します。（行政・関係団体・漁業者）

2. 水産物の販路開拓

儲かる水産業に向け、大都市圏や海外に向けたプロモーション強化及びふるさと納税・EC サイトの活用促進等による販路開拓を図ります。

(1) 大都市圏や海外に向けた販路開拓

- ・行政、関係団体、漁業者は連携して大都市圏や海外における販路開拓を推進します。（行政・関係団体・漁業者）
- ・関係団体、漁業者は、商談会への参加や開催をはじめ、ふるさと納税返礼品や EC サイトも活用しながら販路開拓に取り組めます。（関係団体・漁業者）

3. 生産基盤の整備

漁業生産の拠点である漁港施設の機能強化・機能保全、漁村の基盤強化を図るとともに、想定される南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策に努めます。

また、水産加工業等の活性化や漁協系統組織の機能強化など、水産業の成長産業化を促進します。

(1) 漁港の整備

- ・行政は、県、関係団体と連携して計画的な漁港整備を進めるとともに、漁村地域の防災・安全対策の強化を図ります。（行政）
- ・行政は、県等と連携して荷捌き施設等の衛生管理対策を促進するとともに、関係団体は、生産・流通機能強化のための施設整備に取り組めます。（行政・関係団体）

(2) 水産加工業等の活性化

- ・行政は、加工施設等の拡充や新規参入を誘発する等、県と連携して水産加工業の活性化を促進します。（行政）
- ・関係団体は、漁協系統組織や漁協関連団体等との連携による経営力や組織力、販売力の強化に努めます。（関係団体）

4. 持続可能な水産業・漁村の構築

藻場・干潟・サンゴ礁の保全や計画的な放流など、水産業の多面的機能発揮や水産資源の維持・回復を図りながら、市民の水産業・漁村への理解促進等の取組を推進します。

(1) 水産業の多面的機能発揮

- ・関係団体、漁業者は、連携して藻場・干潟・サンゴ礁等の保全・清掃活動等による多面的機能の発揮を図ります。（関係団体・漁業者）

(2) 水産資源の維持・回復

- ・関係団体、漁業者は稚魚貝類の計画的な放流など水産資源の維持・回復を図ります。（関係団体、漁業者）
- ・行政、関係団体、漁業者は、県と連携してアユ資源の管理を図るため、生態系の維持、回復等に取り組めます。（行政・関係団体・漁業者）

(3) 水産業の魅力発信

- ・行政は、関係団体と連携し、水産業の魅力の発信や都市部と漁村の交流人口の増加に努めます。（行政、関係団体）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
漁業経営体の1経営体あたりの生産力	45百万円（R6）	50百万円	55百万円
海面漁業の新規就業者数（累計）	6人/年（R6）	40人	80人

現状と課題

【1. 魅力ある商業の再生】

- ❑ 商業を取り巻く環境は、インターネット通販の拡大や定額制サービス（サブスクリプション）の普及により個人の消費形態が大きく変化してきています。今後も AI の普及や物流の進化により環境が変化していくものと推測されます。
- ❑ その中で、人口減少等の要因で市内全体の年間商品販売額がゆるやかに減少している一方で、事業者の経営努力の成果により、人口一人当たりの年間消費額は近年増加傾向にあります。
- ❑ 商業環境の変化に対応した商業の活性化を図るためには、個々の店舗の魅力向上はもとより、EC 市場への進出支援、サブスクリプション型サービスなど新たな販売形態への転換、事業拡大や新分野挑戦、創業等に取り組む事業者への支援に重点を置いた施策の展開を図っていくことが必要となります。

【2. 商店街の魅力の再生】

- ❑ 市内の商店街組織については、それぞれ会員数の減少に伴う空き店舗の増加など、商店街としての魅力が低下しています。魅力ある商店街エリアに再生するためには、現在の消費ニーズにあった魅力ある店舗の集積化などに取り組む必要があります。
- ❑ 商店会連合会においては、イベントを開催するなど商店街の魅力向上に取り組んでいますが、会員の減少など厳しい環境下にあることから、組織体制の見直しやエリアを絞った商店街再生の取り組みなどで新規会員の獲得につなげ、組織力の強化を図る必要があります。
- ❑ まちににぎわいを生み出し、すべての世代が楽しく商店街を訪れ、買い物をしたくなる様々な仕組みやイベントの創出など新たな環境づくりが求められています。

【3. まちなかのにぎわい創出】

- ❑ 近年、市民活動をはじめとする自由な空間と時間を楽しむことができる駅前複合施設「エンクロス」や仕事と生活の拠点である「延岡駅西口街区ビル」の整備により、本市の玄関口である延岡駅周辺については一定のにぎわいが創出されています。
- ❑ 駅周辺の整備に伴い、駅まちエリア周辺（山下町・幸町・栄町）の通行量は、概ね増加傾向にはあるものの、祇園町の通行量は大きく減少しており、中央通も減少するなど、まちなかへにぎわいが波及していない状況です。
- ❑ 現在、「イベント実施団体」や「エンクロス」、文化・スポーツ施設の指定管理者等と連携を図り、イベントの同日開催などまちなかのにぎわいづくりに実験的に取り組んでいますが、まちなか駐車場の整備やまちなかを訪れたいとする環境づくりなどの課題について、検討を進めていく必要があります。

（単位：「店舗数」店、「年間販売額」億円、「1人あたりの商品購入額」千円）

	平成19年		平成24年		平成28年		令和3年	
	店舗数	年間販売額	店舗数	年間販売額	店舗数	年間販売額	店舗数	年間販売額
小売業	1,419	1,160	1,053	949	1,093	1,136	1,004	1,102
卸売業	337	1,130	264	767	276	880	258	839
合計	1,756	2,290	1,317	1,716	1,369	2,016	1,262	1,941
1人あたりの商品販売額	875		734		917		932	
小売吸引力指数	0.87		0.91		0.90		0.95	

（資料：「経済センサス」）

* 小売吸引力指数…地域の小売業における集客力を図る指標で、消費者がその地域にどれほど魅力を感じて訪れるか、買い物をするためにどれぐらい集まり、域内で消費されているかを示すもの。（吸引力指数＞1.00）は、市域外からの購買流入があると推測される。
逆に、（吸引力指数＜1.00）の場合は、市域外への購買流出があると推測される。

* まちなかエリア…駅まちエリア（山下町・幸町・栄町）から祇園町、中央通り、市役所周辺まで。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.魅力ある商業の再生 主体的かつ意欲的な取組を行う商業者の支援や、延岡市内の店舗でしか利用できない地域通貨「のべおか COIN」の流通量を増大させることで、消費者にとって魅力ある商業環境を形成します。	(1) 挑戦する商業者支援、事業継承の促進 - 行政は、商工会議所や市内金融機関等と連携しながら、創業支援、事業拡大や新分野挑戦、EC 市場への進出等に挑戦する商業者を支援します。併せて、事業継承等も積極的に支援を行います。（行政・関係団体） (2) 店舗の魅力づくり - 商業者は、時代のニーズに沿った販売チャンネルの拡大・販売方式の多角化、品揃えや店内レイアウト、店舗の外観改装等の店づくり、販路拡大のためのマーケティング等を実施し魅力向上を図ります。（商業者） - 行政は、商工会議所等と連携して、店舗経営に関するセミナーの開催やキャッシュレス化の推進など、店舗の魅力づくりに取り組む商業者を支援します。（行政） (3) 地域通貨「のべおか COIN」の利用促進 - 行政は、地域通貨「のべおか COIN」の加盟店・利用者を増加させる取り組みを実施します。また、市民の様々なまちづくり活動等に対して付与する行政ポイントの発行、市内企業・団体等が発行する企業ポイントの付与を促すことで、「のべおか COIN」の流通量を増大させ、消費の域外流出を抑制し、域内消費を促進します。（行政） - 商業者、企業、団体、市民等は、地域通貨「のべおか COIN」を積極的に利用することで、地域コミュニティの活性化と域内消費の促進、生産性の向上に取り組めます。（商業者・企業・団体・市民等）
2.商店街の魅力の再生 市民や本市をスポーツ、観光、ビジネス等で訪れた方が、各商店街を歩いて楽しみながら買い物をしたくなる魅力的な商店街を再生します。	(1) 商店街組織の活性化 行政は、商店街エリアの空き店舗利用を促進するとともに、各商店街、商店会連合会の自主的な組織強化、活性化等に関する取組を支援します。また、組織統合や新たな組織体の設立等について、商店会連合会と連携しながら検討します。（行政・関係団体）
3.まちなかのにぎわい創出 イベント実施団体や周辺商店街、関係機関等と連携することによって、まちなかのにぎわいづくりを推進します。 また、まちなかに新たな魅力ある店舗を誘導していくため、空き店舗対策の強化やスタートアップを始めとした創業の促進、地元商店街との連携による商店や商店街の魅力向上、中小企業振興に取り組むことで、にぎわいの創出を図ります。	(1) まちなかのにぎわいの創出 - 行政は、イベント実施団体や周辺商店街、関係機関、市民(商業者等)が連携して実施するにぎわい創出やまちなか回遊を目的とした各イベント等の開催に対して支援を行います。（行政） - 行政は、まちなかへの新規出店の支援強化やまちなかの駐車場のあり方について検討するなど、まちなかのにぎわいを創出する施策に取り組めます。（行政） - 商店街組織は、商店街に來街者を呼び込むため、関係団体等と連携しイベントを開催します。また、個店の魅力向上や共同販促等に取り組めます。（商店街組織等） - 市民や商業者等は、市内のまちなかのイベント等に積極的に参加することで、まちなかの消費促進、にぎわいづくりに努めます。（市民・商業者等）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
小売吸引力指数	0.95（R3）	0.99	1.01
のべおか COIN 年間流通額	3.4 億円（R6）	4.0 億円	4.6 億円

第5章

観光

現状と課題

【1. 多様な観光資源を活かした魅力あふれる観光商品づくり】

□ 本市は、平成 29 年 6 月にユネスコエコパークに登録された大崩山を含む祖母・傾・大崩山山系、九州で唯一環境省が定める快水浴場百選の特選に選定された下阿蘇ビーチ、水質日本一を誇る清流五ヶ瀬川、300 年以上の伝統を誇る「鮎やな」等、美しい自然やそれらが育む素晴らしい食材に恵まれた地域であり、魅力ある多くの物産品をはじめ、歴史・文化遺産や産業、さらには神話・伝説にまつわる史跡等が数多く存在しており、それらを活かしたイベント・祭りが開催されています。本市が誇る多様な観光資源（自然体験、食、神話・歴史、スポーツ、産業等）を最大限に活かした独自の観光商品づくりや、日向神話の舞台として知られている愛宕山をはじめ城山、今山、鏡山等の魅力度を高める取組を進めていくことが課題となっています。

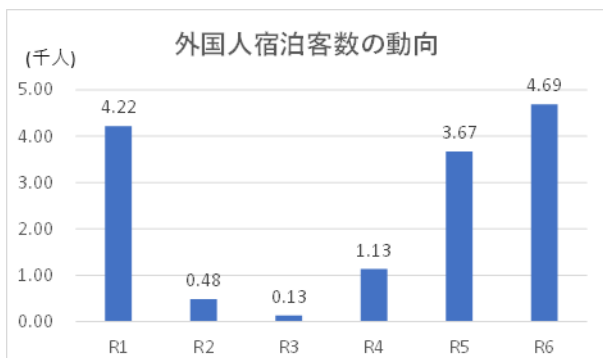
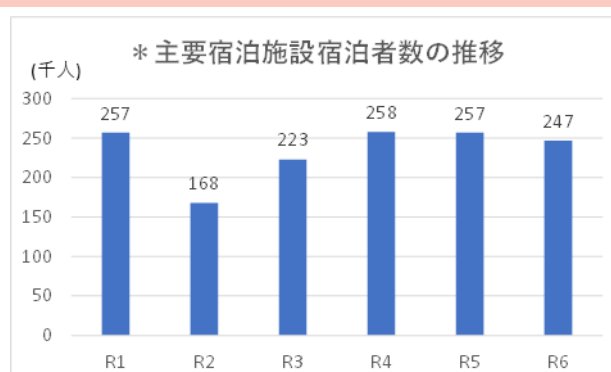
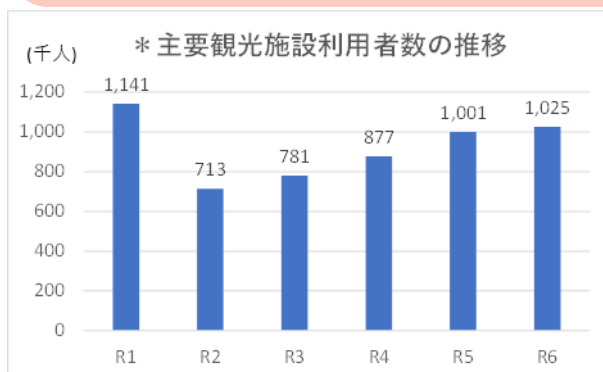
□ 本市では、豊かな自然環境を背景にしたアウトドア体験や農業・漁業体験が可能な民泊、あるいは工都ならではのものづくり企業体験など様々な体験活動ができます。見る観光から体験する観光といったニーズの変化が見られる中、このような強みを活かした滞在型観光の推進を図る必要があります。

【2. 広域観光の連携強化とインバウンドの推進】

□ 本市では、恵まれた食文化や神話・歴史等の観光資源を活かしながら、九州文学観光ルート協議会やスピリチュアルひむか観光協議会をはじめ、県内外の市町村と広域で連携した観光振興を進めるとともに、これまでのインバウンド推進の取り組みにより外国人宿泊者も年々増加傾向にあります。また、東九州自動車道の開通に加え、九州中央自動車道の段階的整備が進む中、高速道路の整備効果を最大限に活かした誘客促進を図るため、県内随一の観光地である高千穂町や、TSMC の進出によりインバウンド需要が拡大する熊本からの誘客を促進するとともに、さらなる広域観光の推進と国内外に向けた効果的な情報発信の充実が課題となっています。

【3. おもてなしの人づくり】

□ 本市には、来訪者を温かくもてなす「おせったいの心」が広く根付いています。観光振興を図るためには、市民と観光客のコミュニケーションの機会を増やし、観光客の満足度を高めつつ、交流する市民が、本市の豊かな資源について誇りと愛着を持って語れる等、市全体で観光客をもてなす人づくりが求められています。



* 主要観光施設利用者数… 3つの道の駅や須美江家族旅行村をはじめとした7つの観光施設利用者の合計。

* 主要宿泊施設宿泊者数… 市内 11 施設における宿泊者の合計。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 多様な観光資源を活かした魅力あふれる観光商品づくり

「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」や「日豊海岸国定公園」、「清流五ヶ瀬川」等に代表される多彩で豊かな魅力ある自然は本市の重要な観光資源であり、これらの地域資源を活用した体験型観光を推進するとともに、国内外に向けた戦略的かつ効果的な情報発信を図ります。

(1) 食の魅力を活かした誘客推進

・行政、観光協会、事業者等は、東九州バス化構想をはじめ「延岡を食の魅力にあふれるまち」につなげる取組を進め、観光客の誘客推進を図ります。また、魅力ある「食」の創造・普及・振興に向けた人材育成や、物産販売・情報発信等の機能を有する道の駅をはじめとする観光施設の機能充実に支援します。（行政・観光協会・事業者等）

(2) 観光資源の組み合わせ

・行政、観光協会、事業者等は、豊かな自然、歴史・文化、史跡等に「食」の魅力を組み合わせた観光商品づくりを推進するとともに、食や神話、城下町の歴史、工都、アスリートタウンとしての特色を活かした更なる誘客に取り組みます。また、各種行事等をはじめ兄弟・姉妹都市との交流を通じて本市物産のPRや販路拡大に努めるとともに、観光情報の効果的な発信に取り組みます。（行政・観光協会・事業者等）

(3) アウトドア体験観光・滞在型観光の推進

・行政、観光協会、事業者等は、自然体験型プログラム等のアウトドア体験観光の充実に図るとともに、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの拠点づくりを進め、校外学習や修学旅行誘致も視野に入れた「民泊」を推進するとともに、東九州自動車道の無料通行区間という強みを活かし、周遊型観光はもとより、滞在型観光を推進します。（行政・観光協会・事業者等）

(4) 効果的な情報発信

・行政、観光協会、事業者等は、実施時期や内容、さらには人や地域等のターゲットを戦略的に分析するとともに、国や県をはじめとする関係機関とも連携しながら、国内外に向けた、より効果的な情報発信や旅行会社等へのプロモーションを実施します。（行政・観光協会・事業者等）

2. 広域観光の連携強化とインバウンドの推進

宮崎県北地域の市町村をはじめ、本市とゆかりのある自治体と連携し、多様な観光資源を活用した広域観光を推進するとともに、併せて外国人旅行者の誘客促進を図ります。

(1) 広域観光の連携強化

・行政、観光協会、事業者等は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや日豊海岸など豊かな自然で本市と繋がる佐伯市や、神話や清流五ヶ瀬川で繋がる県内随一の観光地である高千穂町を中心に、本市とゆかりある自治体と連携した誘客力の高い広域で観光商品づくりを進め、観光客のさらなる誘客に取り組みます。（行政・観光協会・事業者等）

(2) インバウンドの推進

・行政、観光協会、事業者等は、九州中央自動車道の段階的な整備に合わせて本県への来訪者が増加する中、県内随一の観光地である高千穂町や、TSMCが進出した熊本からの外国人旅行者の誘客促進を図るとともに、外国人観光客の受け入れ環境や体制の強化に取り組みます。（行政・観光協会・事業者等）

3. おもてなしの人づくり

「おせったいの心」を伝えられる人づくりを目指します。

(1) おもてなしの人づくり

・行政、観光協会、事業者等は、国内外から訪れる観光客に「おせったいの心」を伝えられるガイドの養成に努めながら、観光客の満足度を高め、リピーター客を増やすことを目指します。（行政・観光協会・事業者等）
・市民、観光協会、事業者等は、誇りと愛着を持って本市の資源の魅力を市内外へ、様々な機会や修学旅行先等でも情報発信するとともに、「おせったいの心」を持って観光客との交流に努めます。（市民・観光協会・事業者等）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
主要観光施設利用者数	1,024,909 人 (R6)	1,127,000 人	1,239,000 人

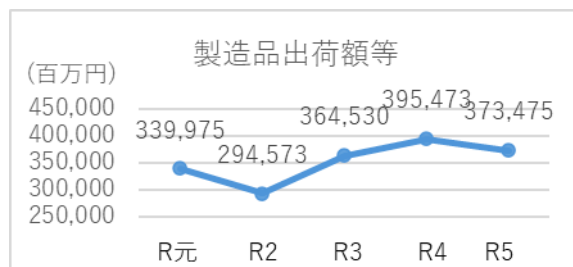
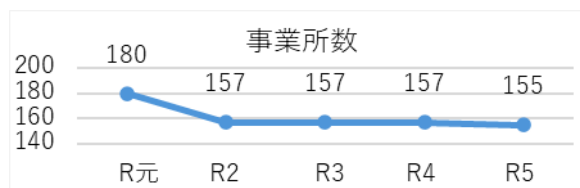
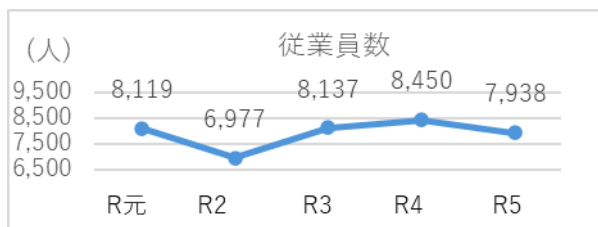
現状と課題

【1. 地域ものづくり企業の振興】

- ❑ 旭化成㈱の創業の地である本市は、古くから繊維・化学工業、機械器具製造業を中心に、ものづくり技術が集積する東九州有数の工業都市として発展してきました。現在も旭化成㈱の国内有数の生産拠点として、地元企業との協力体制のもと、国内をはじめ世界トップシェアの製品等も数多く造られるとともに、INOBECH 協同組合やクレアパーク延岡工業団地等において多くの企業が全国に誇る技術や製品を生み出しています。
- ❑ 先行き不透明な世界経済の情勢や円安等の要因による製造業の国内回帰の動き、さらには人口減少に伴う人材確保の難しさ、地域経済の縮小や雇用問題等により、地域のものづくり企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。併せて、働き方改革の推進による労働環境の整備等、企業には大きな変化がもたらされています。
- ❑ 東九州自動車道や九州中央自動車道等の高速道路網の整備に加え、世界最大の半導体受託製造企業である TSMC の熊本進出により、本市は高速道路の結節点としての拠点性が高まり、営業・物流範囲等が拡大するとともに、半導体関連やメディカル・ヘルスケア等の先端分野に参入する企業も増え、多様なビジネスチャンスも生まれています。
- ❑ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入促進基本計画による 3～5 年間の固定資産税の軽減制度を活用した事業者の生産性向上支援に努めているほか、各種支援等による地元企業の新たなビジネスチャンスの拡大やさらなる成長に向けた基盤づくりに取り組んでいます。
- ❑ 延岡市工業振興ビジョンに基づき、これまで集積した技術の高度化をはじめ、新技術・新製品・新商品の開発や、国内・海外の市場の開拓、さらには生産性の向上や事業承継等の様々な取組が、企業・行政・関係機関が一体となり進められています。

【2. 産学官の連携促進】

- ❑ 宮崎県・大分県が策定した「*東九州メディカルバレー構想」の取組はもとより、「*延岡市メディカルタウン構想」（H23.2.21 策定）に基づき、医療関連産業の拠点を目指し、日向市並びに門川町とも連携しながら、医療関連機器開発の振興を図り、現在までに 6 社 24 件の製品化が達成されています。
- ❑ 九州医療科学大学や宮崎大学医学部における医療従事者や医療機器メーカーと地場企業との協力関係構築による医療関連機器開発の動きが加速し、商標、特許取得も行われ、製品化も進んでいます。
- ❑ 市職員を経済産業省医療・福祉機器産業室に出向させる等、関係省庁との連携も強化しています。



資料：R元 工業統計調査

R2 経済センサス

R3～5 経済構造実態調査

* 東九州メディカルバレー構想…大分県から宮崎県に広がる東九州地域において、血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにはこの産業集積を活かした地域活性化と、医療の分野でアジアに貢献する地域を目指すもの。
 * 延岡市メディカルタウン構想…宮崎県北地域には、世界に誇れる医療機器産業が集積しており、医療を担う人材育成機関や優れたものづくり技術を有する企業も立地している等の強みを最大限に活かし、産学官が連携して、医療関連企業の立地や市民の健康長寿の推進等を目指すもの。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.地域ものづくり企業の振興

工業都市として発展してきた本市のものづくり技術を活かして、延岡市工業振興ビジョンに基づいた取組を工業会をはじめとする関係機関と連携して実行することで、独自の強みを持った本市企業等の成長を力強く支援します。

(1) 新製品・新技術の開発、新分野への進出

- ・企業は、新製品や新技術の開発、さらには、独自の技術を活かした半導体関連やメディカル・ヘルスケア等の新たな分野に挑戦し、企業の成長・発展や雇用の創出を図ります。（企業）
- ・行政は、多様な支援策を通じて、地域企業の新たな販路拡大やビジネスパートナーの確保など、新分野への挑戦を後押しします。（行政）

(2) 国内外への販路拡大

- ・企業は、国内はもとより、海外での企業見本市や商談会に積極的に参加します。（企業）
- ・行政は、多様な手段を活用し、企業が行う戦略的な販路拡大を促進します。（行政）

(3) 生産性の向上と人材の育成

- ・企業は、* 5 S 等による現場の改善技術を高めることをはじめ、リスクリング等による社員一人ひとりの能力をさらに高めるとともに、DX の推進や AI（人工知能）の活用等による生産性の向上に取り組むほか、技術者の技能向上や技術継承、技術革新に取り組み、企業の成長・発展や雇用の創出を図ります。（企業）
- ・行政は、関係機関と連携して、企業の生産性を高めるとともに、技能向上や技術継承、さらには技術革新等への取組を促進します。（関係機関・行政）
- ・行政は、中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入促進基本計画による 3～5 年間の固定資産税の軽減制度を活用し、事業者の生産性向上を促進するほか、各種補助事業等により製造、販売、人材育成等の支援を行います。（行政）
- ・行政は、関係機関と連携して、産業人材育成を目的として創設された次世代リーダー育成塾「こころざし」の運営を支援します。（行政）

2.産学官の連携促進

「延岡市メディカルタウン構想」の推進を図るとともに様々な分野における産学官の連携を促進します。

(1) 延岡市メディカルタウン構想の推進を柱とした産学官連携の促進

- ・行政は、産学官の関係者が連携しながら、医療関連産業の振興と住民の健康長寿のための取組を推進するとともに、医療・ヘルスケア分野での産業創出や研究も推進します。（行政・企業・大学）
- ・行政は、最新のニーズ・シーズや知的財産の把握に努め、関係省庁と連携し地場企業による新たな医療関連機器や部材開発・マッチング等を支援し、新製品等の社会実装を確実に推進していきます。（行政・企業）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
製造品出荷額等	3,735 億円（R5）	4,350 億円	4,850 億円

* 5 S・・・整理(seiri)、整頓(seiton)、清掃(seisou)、清潔(seiketsu)、躰(shitsuke)の 5 項目のローマ字での頭文字をとったもの。

第7章

企業立地

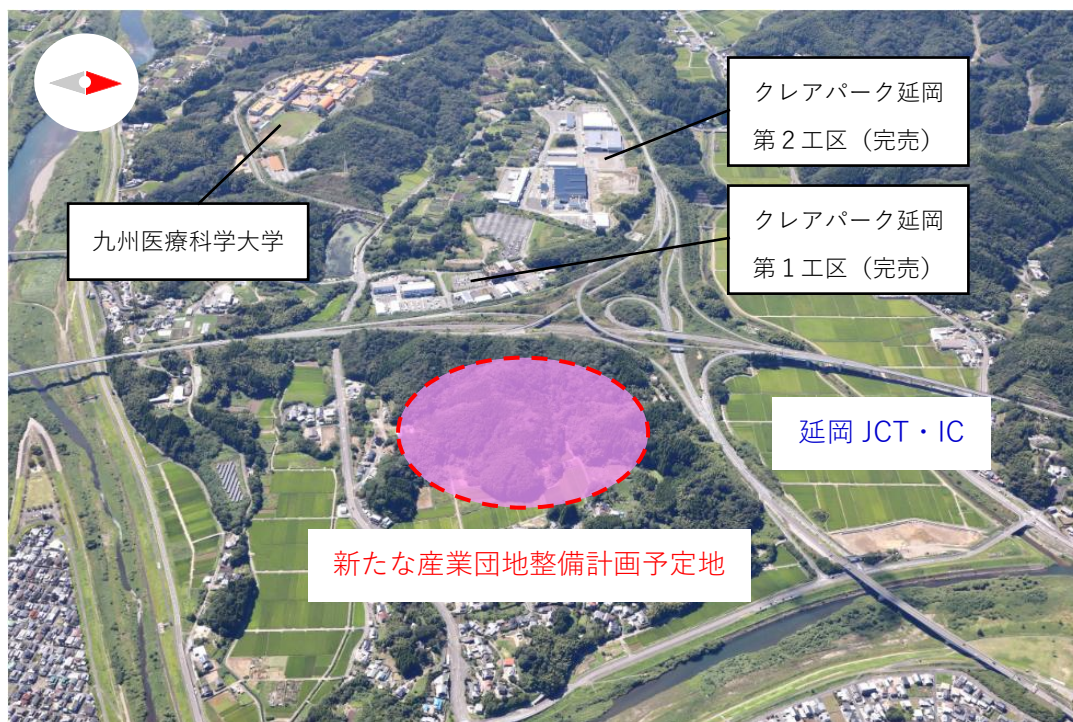
現状と課題

【1. 立地環境の充実】

- ❑ 日本の製造業が国内回帰の姿勢を強め、企業の国内投資意欲が上昇傾向にあります。九州においては、TSMCの熊本進出を契機とする半導体関連産業による投資活動は活況であり、自治体間における企業誘致活動もますます激化していることから、企業の受け皿となる用地の確保は喫緊の課題となっています。
- ❑ 本市は、東九州自動車道と九州中央自動車道の結節点であることの優位性を活かしながら、さらなる企業立地を促進するため、その受け皿として、現在、クレアパーク延岡内及び北方インター公園に新たな産業団地の整備計画を進めています。
- ❑ デジタル産業関連企業の立地を促進するため、優遇措置の充実や、立地企業の採用活動への支援、立地企業と既存産業の協創を促し、地域内における産業振興を推進しています。
- ❑ 市外企業の誘致はもとより、地域経済の重要な担い手である地元企業による投資を促すとともに、東九州の海の玄関口である重要港湾細島港や高速交通網の着実な整備による物流機能の向上と併せ、新たな産業団地の早期整備をはじめとする立地環境の充実化が課題となっています。

【2. 立地活動の推進】

- ❑ 企業立地を推進するため、本市の立地環境や優遇措置の充実を広く情報発信するとともに、様々な機会を捉えて企業の投資情報を収集し、関係機関と連携しながらトップセールスをはじめとした積極的な立地活動を進めています。
- ❑ TSMCの熊本進出は、高速道路の結節点に位置する本市にとって「シリコンアイランド九州」の一翼を担う大きなチャンスであり、熊本県と細島港を結ぶ拠点としてさらなる産業集積が図られる可能性を有しているほか、観光等あらゆる面でのポテンシャルが高まっています。



新たな産業団地計画区域

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.立地環境の充実

市内の産業団地等における新規雇用の創出や企業立地を促進するため、戦略的な機能強化を図るとともに、新たな産業団地の整備を推進します。併せて、企業ニーズにスピーディーに対応するため、さらなる産業団地整備計画も検討する必要があります。また、市内の空きテナントや、学校跡施設等の活用により、デジタル産業関連企業の立地を促進するとともに、人材育成、副業・兼業人材の活用など、様々な事業を展開していきながら、企業の立地を進めていきます。

(1) 産業団地等の機能強化

- ・行政は、立地環境の充実を図るため、産業振興の基礎となる様々な機能の強化を図ります。（行政）
- ・行政は、東九州自動車道や九州中央自動車道の整備効果を最大限に活かし、クレアパーク延岡内や北方インター公園における新たな産業団地の整備を推進するとともに、市内企業等からの情報収集をはじめ、さらなる整備候補地の選定にも取り組みます。（行政）

(2) 産業振興基盤の整備促進

- ・行政は、国・県及び関係機関に対し、高速道路や重要港湾等の整備を積極的に働きかけ、物流機能の向上を促進します。（行政）
- ・行政は、市内の空きテナントをはじめ、学校跡施設等にデジタル産業関連企業等の立地を促進し、IT ビジネスの拠点化を図ります。（行政）

(3) デジタル産業関連企業の立地促進

- ・行政は、延岡駅西口街区ビルのコワーキングスペースの利用促進、学校跡施設の活用検討によるデジタル産業関連企業等の立地を促進します。（行政）

(4) 優遇措置の充実

- ・行政は、市外企業はもとより、地元企業による投資を促すため、産業構造の変化や企業ニーズに対応した優遇措置の充実を図ります。（行政）

(5) 市独自の人材育成事業

- ・行政は、市独自の人材育成事業を行い、人材供給面から新たな企業立地の推進や地元企業の事業拡大を支援します。（行政）

2.立地活動の推進

あらゆる機会を捉えて、本市の立地環境をはじめ特色ある取組を定期的かつ効果的に情報発信するとともに、県をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、企業の投資情報の収集やトップセールスによる企業訪問を実施します。さらに、設備投資意欲の高い企業や、求職者のニーズを的確に捉え、立地環境の整備を進めます。

(1) 企業招致事業等の実施

- ・行政は、本市の立地環境や優遇措置の充実を広く情報発信するとともに、様々な機会を捉えて企業の投資情報を収集し、本市の立地環境に関心を示した企業を招致し、工業団地等の視察を行うなど立地環境を PR します。（行政）

(2) 企業情報収集の推進

- ・行政は、本市及び本県出身者の同窓会・県人会・経営者会議等の人的ネットワークを活用して、企業訪問活動を推進し、効果的な情報の受発信に努めます。（行政）
- ・行政は、延岡市コワーキングスペースにおいて、市内外の企業や個人及び起業家どうしのマッチングを通じ、様々な情報を収集し、企業立地に活かします。（行政）

(3) 県内関係機関との連携による立地推進

- ・行政は、延岡地区企業立地促進協議会における関係機関や宮崎県北定住自立圏共生ビジョンにおける関係市町村との連携による企業誘致戦略の構築や PR 活動に努めます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
指定工場等の指定件数（累計）	212 件（R6）	242 件	272 件
デジタル産業関連企業の誘致数（累計）	15 社（R6）	20 社	25 社
産業団地の整備（累計）	-	1.6ha	11.6ha

第8章

デジタル産業

現状と課題

【1. デジタル産業関連企業の誘致】

- 本市では、デジタル技術を活用したサービスを提供する事業者の誘致を促進するため、優遇措置の拡大や、人材育成に取り組んでおり、延岡駅西口街区ビル内を中心に新たな雇用が生まれていますが、ビル内のIT企業誘致床は満床となっています。
- TSMCの熊本進出を契機に、半導体関連産業の設備投資が積極的に行われており、本市でも2023年5月に「デジタル産業の延岡での集積を進めるための戦略協議会」を設置し、委員からの提案や助言を基に、今後の本市への企業集積や的確な人材育成を図っています。

【2. デジタル人材の確保・育成】

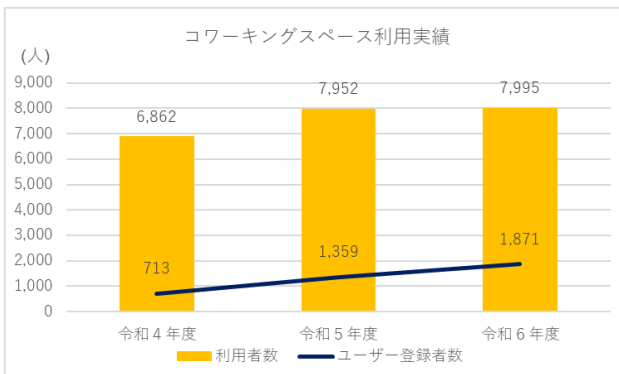
- 本市へのデジタル産業関連企業の誘致をはじめ、様々な産業分野におけるデジタル化を進めるため、それらを担う人材の確保や育成に取り組んでいます。
- 市内の小中学校においては、*GIGAスクール構想の推進を図るとともに、（一社）延岡こども未来創造機構の事業として*STEAM教育を実施しており、こうした取組を積極的に展開するとともに、様々な産業分野でのデジタル化の実装を推進しています。
- ITスキルの習得を通じて、新たなキャリアや働き方、事業所の魅力アップを応援する実践的な学びの場として「延岡ITカレッジ」を開講し、既存産業の業務改善や、求職者のキャリアアップ、学生のITリテラシー向上を支援しています。

【3. 産業分野のデジタル化の推進】

- 世界的にデジタル化が加速し、国内でも2021年にデジタル庁が設置されたことをはじめ、あらゆる産業分野においてデジタル化が進んでいます。私たちの身近なところでも、AI家電の登場やインターネットショッピングの利用をはじめとするリモート化やキャッシュレス化といったデジタル活用が広がっています。
- 2023年10月に、「延岡デジタルクロス協議会」が設立され、デジタル技術を活用して本市の課題解決を図る取組を推進しています。
- 私たちの暮らしに直結する防災や医療・福祉の充実、交通弱者対策等の社会課題の解決や、市民サービスの向上にもつながる行政のデジタル化の推進など、多くの分野において、デジタル化が急速に進んでいます。
- 本市のものづくり企業では、医療関連機器の開発や生産性の向上において、ITやIoTを活用した取組が進むとともに、農林水産業の分野においても、スマート農業等、ICTを活用した取組も進められています。市では、延岡の元気な中小企業応援事業等により、デジタル化への取組を積極的に支援しています。

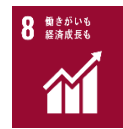


延岡駅西口街区ビル coworkingスペース



* GIGA スクール構想…児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、学校現場において子ども一人一人の個性に合わせた教育を実現させる構想。

* STEAM教育…科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術 (Art)、数学 (Mathematics) 等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育。



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. デジタル産業関連企業の誘致

デジタル産業関連企業等の誘致を進めるため、新たな情報サービス施設の立地環境整備や既存企業の事業拡大への支援策の充実を図ります。

また、延岡駅西口街区ビル内のコワーキングスペースの利用促進を図りながら、販路拡大や新規事業創出に挑戦する企業を支援します。

(1) デジタル産業関連企業の誘致

- ・行政は、あらゆる機会を通して、トップセールスをはじめとした積極的な誘致活動を行います。(行政)
- ・行政は、デジタル産業関連企業のニーズを捉えた優遇措置の整備充実や、デジタル技術を活用した新たな働き方に対応する等、誘致につながる支援を進めていきます。(行政)
- ・行政は、学校跡施設や市内の空き店舗等を活用し、本市へのデジタル産業関連企業の誘致を図ります。(行政)
- ・行政は、デジタル産業の延岡への集積を進めるための戦略協議会からの提言をもとに、本市への企業集積を図ります。(行政)

(2) コワーキングスペースの利用促進

- ・行政は、延岡駅西口街区ビル内のコワーキングスペースのPRを積極的に行い、利用者のネットワークの構築や、施設でのセミナー等の開催、起業のための拠点としての機能の整備など、様々な取組を展開します。(行政)

2. デジタル人材の確保・育成

小中学校でのIT教育を進めていきます。

デジタル人材の育成のための各種セミナーを開催するとともに、UIJターンによる人材の確保にも取り組みます。

(1) IT教育の推進

- ・行政は、学校教育において、児童生徒の学力向上とコミュニケーション能力の向上を目指し、ICTやAIを活用した教育の推進に努めます。また、教材・教具の充実と活用により、プログラミング教育等のさらなる推進を図ります。(行政)
- ・行政は、STEAMワークショップ等の事業を展開しながら、(一社)延岡こども未来創造機構と連携した取組を実施します。(行政)

(2) デジタル人材の確保・育成

- ・行政は、国の地域雇用活性化推進事業等の活用や、デジタル産業関連企業との連携によるデジタル人材の育成につながる各種研修事業等を実施します。(行政)
- ・行政は、デジタル産業関連企業の誘致や、様々な分野におけるデジタル産業関連企業等との連携等により、UIJターンをはじめとするデジタル人材の確保につなげていきます。(行政)

3. 産業分野のデジタル化の推進

様々な産業分野におけるデジタル化を推進するとともに、社会課題の解決につながるための取組にも努めていきます。

また、延岡デジタルクロス協議会の活動に対するサポートや、活動の推進に寄与する企業立地を図ります。

(1) デジタル産業関連企業等と連携したデジタル化の推進

- ・行政は、本市における社会課題に対して、IT・IoT、AI等を活用した解決を図るため、大学や「延岡デジタルクロス協議会」をはじめとするデジタル産業関連企業等と連携した取組を図っていきます。(行政・民間)

(2) 市内の産業のデジタル化の支援

- ・行政は、農林水産業や商工業・観光業、さらには医療・福祉・介護の分野等の市内の事業所において、デジタル化を進めるための支援に取り組みます。(行政)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
コワーキングスペース利用者数(年間)	7,995人(R6)	8,500人	9,000人
デジタル産業関連企業の誘致数(累計)【再掲】	15社(R6)	20社	25社

第9章

人材政策

現状と課題

【1. 産業人材の育成・確保】

- ❑ 全国的にも本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少が進む中、本市においては、高校卒業後における人材の県外流出は依然として深刻な状況であり、一方で、市内企業においては、中途・新規ともに若い世代の採用ニーズは高く、若い世代をはじめとした人材確保、育成は、喫緊の課題となっています。
- ❑ 地元企業の情報発信を効果的に行うことに加え、若手世代の人材確保・定着に向けた取組として、市内企業に就職した学生等に対し、在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援を行っています。
- ❑ 急速に進展するデジタル化に対応するため、DX化に取り組む事業所や求職者、次代を担う学生を対象に「延岡ITカレッジ」を開講しており、今後も時代を見据えながら内容の充実を図る必要があります。
- ❑ 市内企業への就職率向上による人材不足の解消などを図るため、キャリア教育や、地元企業等の仕事を体験するイベントを実施することで、子どもたちの地域愛などを育成し、将来の担い手確保につなげる取組を行っているほか、副業・兼業人材の活用を図っています。
- ❑ 関係機関と連携し、高校生のみならずその保護者を対象にした企業説明会や、大学生を対象にした複数企業によるインターンシップをはじめとする交流事業等により、企業の魅力発信に取り組んでいます。

【2. 就職支援と魅力ある職場づくり】

- ❑ 国や県、関係機関と連携し、地域の産業を支える人材の発掘と育成を進めるとともに、人材を必要とする市内事業所等の求人情報を市ホームページに掲載するほか、各種セミナーや就職説明会等を積極的に開催するなど、雇用へと直接つなげるための取組を行う必要があります。
- ❑ 全国9地区のモデル地区の一つに選定された「地域雇用活性化推進事業」では、雇用機会の創出と拡大を図るため、企業及び求職者向けに各種セミナーや就職説明会等を実施しています。
- ❑ 地域産業を支える人材の確保・定着を図るには、安心して働き続けられる職場づくりが求められています。ワークライフバランスの充実など、多様な人材が能力を発揮できる労働環境の整備について、国や県、関係機関と連携して各種制度の広報・啓発に取り組んでいます。

【3. 事業承継・引継ぎ支援】

- ❑ 経営者の平均年齢は年々上昇しており、後継者の不在や承継に向けた準備の遅れから、廃業に至るケースの増加が懸念されています。
- ❑ このため、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとした関係機関と行政が連携し、経営者が早い段階から将来の事業承継について考える機会を持てるよう、相談窓口や支援策についての周知を図り、効果的に啓発していく必要があります。

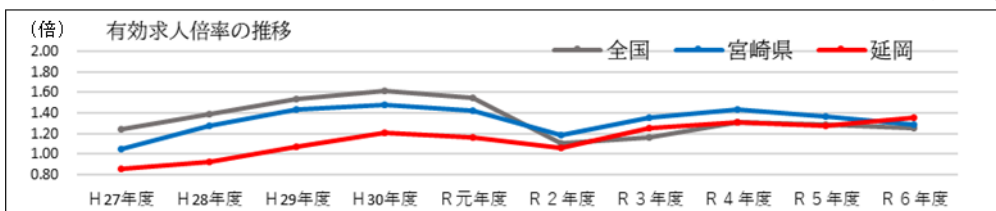
年度ごとの有効求人倍率の推移

※延岡地区には、高千穂・日之影・五ヶ瀬を含んでいます。

(倍)

(地区)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
宮崎	1.09	1.36	1.58	1.60	1.51	1.15	1.31	1.43	1.37	1.29
延岡	0.85	0.92	1.07	1.21	1.16	1.06	1.25	1.31	1.28	1.35
日向	0.85	1.00	1.12	1.15	1.10	1.03	1.32	1.27	1.27	1.29
都城	1.35	1.62	1.80	1.93	1.72	1.55	1.70	1.83	1.69	1.37
日南	0.99	1.07	1.12	1.11	1.01	0.84	1.01	1.04	1.04	1.03
高鍋	0.88	1.02	1.10	1.12	1.17	1.08	1.30	1.28	1.16	1.16
小林	1.36	1.38	1.47	1.47	1.47	1.32	1.53	1.49	1.35	1.46
宮崎県	1.05	1.27	1.44	1.48	1.42	1.18	1.36	1.44	1.37	1.29
全国	1.24	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25

出典：宮崎労働局職業安定部『職業安定業務統計年報』



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.産業人材の育成・確保

キャリア教育やインターンシップを通じて市内企業の情報・魅力を効果的に伝え、市内企業のD X力を高めるとともに、若い世代をはじめとした人材を育成・確保するための取組を積極的に推進します。

(1) キャリア教育の推進

- ・行政と事業者は、延岡市キャリア教育支援センターならびに関係機関と連携し、様々な分野の社会人講師による「働くことの意義」などについて、生徒たちが学ぶ機会を設け、将来の市内企業への就職促進と早期離職防止を図ります。（行政・関係機関・事業者）
- ・行政は関係団体と連携し、地元企業等の仕事を体験するイベント等を実施することで、本市の将来の担い手を育成します。（行政・関係団体）

(2) 企業の魅力発信とインターンシップの推進

- ・行政は、若い世代の人材確保を図るため、高校生と地元企業の交流や、保護者等に向けた地元企業の情報発信、大学生等を対象としたインターンシップを推進します。（行政）

(3) デジタル人材等の育成・確保

- ・行政と事業者は、「延岡ITカレッジ」等を通して、市内企業のD X化ならびにデジタル人材の育成を図ります。（行政・事業者）
- ・行政は、市内企業の人材不足の解消や新たな取組を支援するとともに、副業・兼業人材の活用を促進します。（行政）

(4) 奨学金返還支援による人材確保

- ・行政と事業者は、県の「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」とも連携し、奨学金の返還支援により若者世代の人材確保を図ります。（行政・事業者）

2.就職支援と魅力ある職場づくり

雇用へとつながる人材育成や就職機会の拡大を図るとともに、UIJ ターン人材も見据えた取組を進めていきます。また、働きやすい労働環境の整備に努め、多様な人材の雇用促進を図ります。

(1) 就職支援と魅力ある職場づくり

- ・行政は、市ホームページへの市内事業所等の求人情報掲載や各種セミナー、関係機関と連携した就職説明会を開催します。（行政・関係機関・事業所）
- ・行政は、国や県、関係機関等と連携し、UIJ ターンを見据えた取組や各種事業の積極的な活用により、中高年世代の就労支援および専門性を有したプロフェッショナル人材の雇用推進を図るとともに、就業機会の拡大に努めます。（行政）
- ・行政は、雇用機会の創出と拡大を図るため、国のモデル地区に選定された「地域雇用活性化推進事業」を活用し、企業及び求職者向けに各種セミナーや就職説明会等を実施します。（行政）
- ・行政と事業者は、ワークライフバランスの充実など、労働環境の整備に努めるとともに各種制度の周知を図り、女性や高齢者、障がい者等の雇用にも努めます。（行政・事業者）

3.事業承継・引継ぎ支援

関係機関と連携し、事業承継・引継ぎに関する啓発と支援を行い、後継者不在などによる廃業を防ぎます。

(1) 関係機関との連携

- ・行政と関係機関は、「延岡市事業承継連絡会」等で情報共有を図りながら連携し、効果的な周知・啓発に取り組むとともに、相談案件の掘り起こしと助言を行います。（行政・関係機関）

(2) 事業引継ぎ、スタートアップへの支援

- ・行政と関係機関は、事業承継への着手と、引き継ぐ側の経営開始に係る支援を行います。（行政・関係機関）

主要な指標

内容	現状	R 12	R17
市内高校卒業生の県内就職率	64.17%（R6）	70%	75%

第 10 章

新たな産業創出

現状と課題

地域産業の活性化を図るためには、新たな産業の創出や既存産業の革新を促すことが必要となっており、6次産業化や農商工連携の推進、創業支援の取組が重要となってきています。

【1. 変化へ対応した創業・新分野進出の支援】

- 人口減少社会や拡大する EC 市場、キャッシュレス化など社会環境の変化に対応し、市内経済の活性化を図るためには、変化に対応した新しい創業や、既存事業者の変化への対応を促進することで産業の新陳代謝を促し、民間活力を高めていく必要があります。
- 本市では、産業競争力強化法に基づき体系的な創業支援体制の構築を図るため平成 26 年度に策定した「創業支援等事業計画」について、令和 5 年に見直しを行い、商工会議所や市内の金融機関等と連携して創業支援に取り組んでいます。
- その中で、創業や事業承継の支援を行う「スタートアップ支援センター」では、商工会議所や商工会、金融機関が連携して創業や事業承継の支援に努めています。
- 本市と民間の IT 関連事業所で組織する延岡デジタルクロス協議会が連携し、人材のマッチングや協働での支援や助言による市内中小企業の DX の推進を図る取組が、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構から「地域 DX 推進ラボ」に選定されています。
- 経営者の高齢化等による後継者不足により、事業の継続が困難な事業所において、雇用や技術を守っていくことは大変重要です。このため関係機関と連携して相談窓口の充実を図り、創業や事業承継の支援にも取り組んでいます。

【2. 6次産業化・農商工連携の推進】

- 全国的に 6 次産業化の取組が進展している中、本市においても多彩な農林水産物や優れた加工技術を活かした 6 次産業化・農商工連携による高付加価値商品のさらなる開発が必要となってきています。
- 商品開発、販売戦略、経営診断など様々な分野の専門家を招聘・派遣するサポートルームを開設し、個々の取組状況に応じた個別相談・支援を行い、6 次産業化・農商工連携への取組を推進しています。
- 小規模経営体が多い本市の農林水産業における 6 次産業化・農商工連携への取組では、マーケティングや販路の開拓・拡大に加え、飲食店等商工業者との連携による新商品・サービスの開発が課題と言えます。

○のべおか 6 次産業化・農商工連携サポートルーム開催の状況
(平成 29 年度～令和 6 年度までの相談実績)

相談回数				
	経営全般	商品開発	デザイン	その他
59	17	24	16	2

○これまでの創業件数

スタートアップ支援による創業件数			
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
182 件	55 件	68 件	59 件

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 創業支援の充実

本市経済の基盤となる中小企業の活性化を図るために、商工会議所や商工会などの関係機関や金融機関等と連携し、創業を目指す人や創業者に対する支援策を充実させます。

(1) 挑戦する創業・事業者支援

・行政は、商工会議所や市内金融機関等と連携しながら、創業や新分野進出に挑戦する事業者を支援するため、変化する環境を的確に捉え、必要な支援策を展開します。（行政）

(2) 創業支援の連携体制構築

・行政は、延岡駅西口街区ビル内のコワーキングスペースを舞台に、関係機関と連携した起業・創業への支援に取り組みます。（行政・関係機関）
・行政は、創業者を支援するためのインキュベーション機能等を備えた創業支援フロア（中小企業振興センター2階）において、創業を強力に促進するための支援体制を継続します。（行政）

2. 6次産業化・農商工連携の推進

様々な分野の専門家を招聘し相談・指導・助言等を行う6次産業化・農商工連携サポートルームや副業・兼業人材による支援に加え、事業者のニーズ等に応じた支援を行っていきます。

(1) 6次産業化・農商工連携への誘引

・行政と関係団体は、6次産業化・農商工連携への取組に意欲のある農林漁業者等に対し、様々な情報を提供することにより、取組への誘引及び意識の啓発を図ります。（行政・関係団体）
・農林漁業者等は、様々な情報の収集に努めるとともに、自らの経営にあった6次産業化・農商工連携に取り組みます。（農林漁業者等）

(2) 効果的な推進事業の展開

・行政は、商品開発や高付加価値化、販路拡大等に取り組む事業者に対し、副業・兼業人材活用による支援等に加え、地域商社を新たに創設し関係機関と連携しながら個々の事業者のニーズや課題に応じた支援を行っていきます。（行政・関係機関）
・行政は、商品見本市や商談会への出展に対し、各種補助事業等により販路拡大を推進する等、地元企業の新たな分野への挑戦を支援していきます。（行政）
・農林漁業者等は、行政等が行う支援策を効果的に活用し、6次産業化・農商工連携に取り組みます。（農林漁業者等）
・大学等は、行政と連携し、専門的な知識・技術の活用により、取組に意欲ある者を支援します。（行政・農林漁業者等・大学等）

(3) 効果的な支援制度の構築・実施

・行政は、取組に意欲ある農林漁業者等の意向を反映し、本市の実情に即した支援制度の構築並びに事業実施に努めます。（行政）
・農林漁業者等は、支援制度を有効に活用し、経営改善等に資することが期待されます。（農林漁業者等）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
6次産業化・地産地消法に基づく認定件数	7件（R6）	9件	12件
スタートアップ支援による創業件数（）内：累計値	59件（R6） (552件）（R6）	60件以上 (912件以上)	60件以上 (1,212件以上)

第 4 部

安心・安全なまち

第 1 章 地域コミュニティ

第 2 章 防災

第 3 章 消防

第 4 章 安心・安全な暮らし

第 5 章 高齢福祉・介護

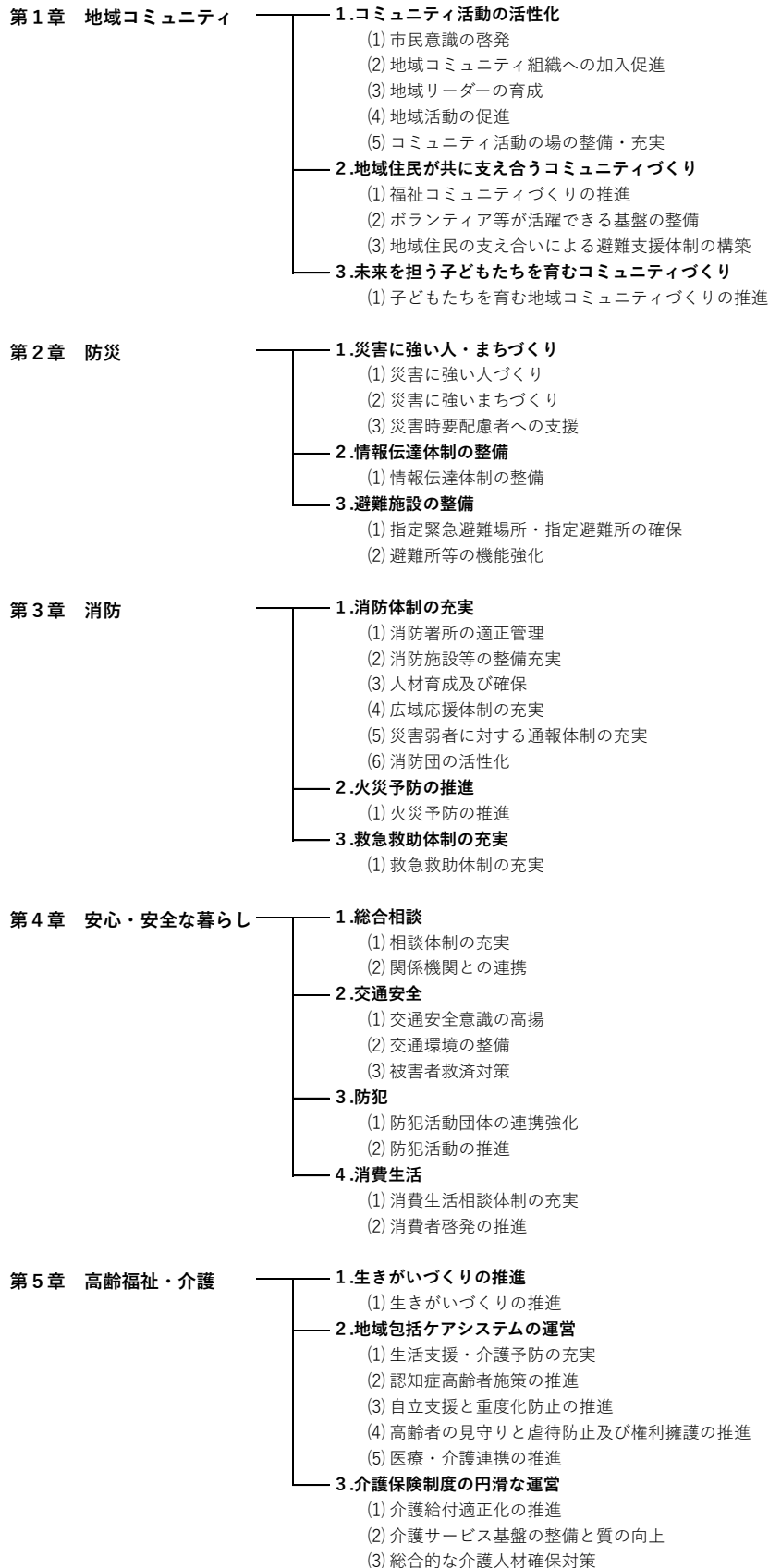
第 6 章 障がい福祉

第 7 章 健康長寿

第 8 章 地域医療

第 9 章 生活支援制度

体 系 図



第6章 障がい福祉

1.地域で共に暮らせる社会づくり

- (1) 障がいに関する理解の促進
- (2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (3) 雇用・就労、経済的自立の支援
- (4) 社会参加の促進

2.早期療育体制の整備

- (1) 早期療育体制の整備
- (2) 地域における障がい児やその家族への支援体制の強化

3.障がい福祉サービス等の充実

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 医療的ケア児・者等への支援

4.生活環境及び相談支援体制の整備

- (1) 親なき後の支援
- (2) 地域の相談機関との連携

第7章 健康長寿

1.健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進

- (1) 生涯健康づくりの推進
- (2) 発症予防と重症化予防
- (3) こころの健康
- (4) 地域の絆でつくる健康なまち

第8章 地域医療

1.感染症対策

- (1) 発症予防と重症化予防
- (2) 新たな感染症や季節性インフルエンザ等への対応

2.医療体制の整備

- (1) 初期救急医療体制の整備
- (2) 地域医療体制の整備
- (3) 情報共有と協働による市民啓発の強化
- (4) 災害医療体制の整備
- (5) 新技術を活用した地域医療体制の整備

第9章 生活支援制度

1.国民健康保険・後期高齢者医療

- (1) 安心医療の拠り所となる国民健康保険・後期高齢者医療

2.将来に備える国民年金

- (1) 年金受給権の確保

3.生活困窮者自立支援・生活保護

- (1) 生活困窮者への自立支援
- (2) 生活保護の適正実施

第1章

地域コミュニティ

現状と課題

【1. コミュニティ活動の活性化】

- 地域は、自治会等の組織を中心とした地域活動により、生活環境整備や防災・防犯、相互扶助など住民が快適に暮らすため、互いに協力し合いながら地域の課題解決に取り組んできました。
- 近年は、自治会加入世帯の高齢化、人口減少、核家族化や個人の価値観の多様化など様々な社会環境の変化に伴う課題も多くなる中、それらにきめ細やかに対応するため、本市では「市民協働のまちづくり」を進めており、自主防災組織による活動や市民まちづくり活動支援事業を活用した活動など市民主体の様々な活動が行われています。また、地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、地区においては自治公民館等の整備の取組も進められています。さらに、地域活動の支援や地域が抱える課題解決のため、地域担当職員制度の実施など、地域と協働した取組が行われています。
- 特に近年、全国的に地震や台風、豪雨等に起因する大規模な自然災害の発生が増えている中、各地域では防災訓練等を実施することで地域全体の防災力を高めているとともに、地域の支え合いによる防災の観点から、地域コミュニティの重要性が高まっています。
- 自治会加入世帯の高齢化、人口減少、核家族化や個人の価値観が多様化する中で、ライフスタイルの変化や地域への愛着、帰属意識、連帯意識が希薄化してきており、自治会加入者の減少や役員のなり手不足、スムーズな世代交代等への対応が課題となっています。

【2. 地域住民が共に支え合うコミュニティづくり】

- 核家族化等の家族の変容や一人暮らしを含む高齢者のみの世帯の増加に伴い、多様化している家庭の養育や介護を支援するため、地域社会における支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。
- 地域社会においては、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉推進チーム、高齢者クラブ等による、子どもたちや高齢者、障がいのある人への声かけや見守り等、様々なボランティア活動が行われています。
- 災害時に手助けを必要とする避難行動要支援者を地域住民が連携して避難支援できるように、地域住民による防災体制の構築が重要となります。
- 延岡市健康長寿推進市民会議が進める「健康長寿のまちづくり市民運動」によって、地域に健康づくりへの意識が広まっており、健康づくり活動を通じた地域住民同士のつながりの深化が図られています。

【3. 未来を担う子どもたちを育むコミュニティづくり】

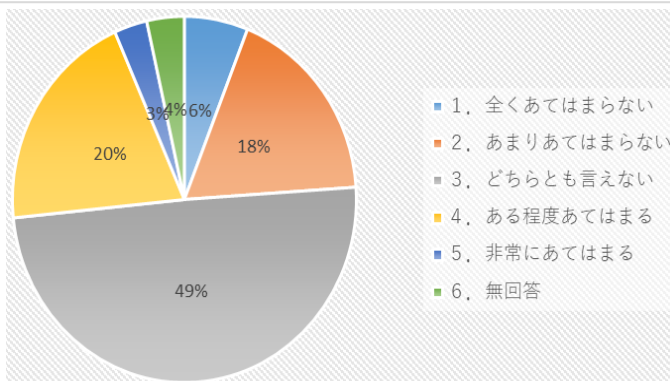
- 少子高齢化、核家族化や温暖化など、私たちを取り巻く環境が変化する中、これからの未来を担う子どもたちには、社会の変化を乗り越え、将来を生き抜く力を身に付けることが求められています。
- 家庭、学校、地域が連携して、子どもたちの社会性や「生きる力」を育むための様々な自然体験活動や社会体験活動を行うとともに、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援する取組を進めています。

■「地域活動（自治会・地域行事・防災活動等）への市民参加が盛んである」に関する市民意識調査

（資料：R6年度実施 延岡市長期総合計画アンケート集計結果）

【質問】

延岡でのあなたの生活環境や人との関わりについてあてはまるものを選んでください。





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. コミュニティ活動の活性化

住民一人ひとりが、より自らの地域のことを知り、その一員としての自覚と愛着、誇りを持ち、自分たちの地域は自分たちで守り、つくるというコミュニティ機能の再生や*ソーシャルキャピタルの形成、強化に努めます。

また、地域コミュニティの確立を図るため、既存の公共施設の活用等を含めた活動の場の整備を検討するとともに、コミュニティ意識の啓発や、地域を担う人材の育成、地域の個性ある主体的な活動に対する支援を行います。

(1) 市民意識の啓発

- ・行政は、地域コミュニティ活動に関する情報提供や、市民が活動に参加する機会の提供を図ります。（行政）
- ・市民は、地域コミュニティ活動に関する情報収集に努め、理解を深めます。（市民）

(2) 地域コミュニティ組織への加入促進

- ・行政は、地域コミュニティ組織への加入促進活動を支援します。（行政）
- ・地域コミュニティ組織は、組織への加入促進活動を積極的に行います。（地域）
- ・市民は、自治会をはじめ地域コミュニティ組織の活動に参加します。（市民）

(3) 地域リーダーの育成

- ・行政は、自治会関係者等と連携しながら地域コミュニティ活動の中心となるリーダーの育成支援について検討します。（行政）
- ・地域コミュニティ組織は、地域活動の促進に取り組み、リーダーの養成に努めます。（地域）
- ・市民は、リーダー養成を図るための研修会等に積極的に参加します。（市民）

(4) 地域活動の促進

- ・行政は、地域の個性ある主体的な活動を育成・支援するとともに、地域や団体間の交流を促進します。また、地域担当職員制度を活用して地域活動の支援や地域課題の解決に努めます。（行政）
- ・地域コミュニティ組織は、地域住民の交流・連携を推進し、防災訓練等をはじめとした自らの活動の活性化や情報の発信に努めます。（地域）
- ・市民は、地域を知ることや地域活動に積極的に参加します。（市民）

(5) コミュニティ活動の場の整備・充実

- ・行政は、地域の要望等を勘案しながら、既存公共施設の活用等を含めた地域コミュニティ活動の場の整備を検討します。また、地域の活動の拠点でもある自治公民館等の整備を支援します。（行政）

2. 地域住民が共に支え合うコミュニティづくり

福祉を地域住民の共通の課題として捉え、ボランティア活動等の活発な福祉活動を展開し、地域住民による支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

(1) 福祉コミュニティづくりの推進

- ・行政は、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉推進チーム、高齢者クラブ等の活動、支え合いによる地域福祉の促進に努めるとともに、人と人が支え合う福祉コミュニティの形成を推進します。（行政）
- ・市民は、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チーム等の地域活動に積極的に参加します。（市民）

(2) ボランティア等が活躍できる基盤の整備

- ・行政は、ボランティア活動推進のため、関係団体等と連携しながら、リーダーの育成や意識の向上に努め、ボランティア活動を支援します。（行政）

(3) 地域住民の支え合いによる避難支援体制の構築

- ・行政は、避難行動要支援者の避難支援のため、避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の作成を進めるとともに、避難訓練の実施等の支援を図ります。（行政）

3. 未来を担う子どもたちを育むコミュニティづくり

「地域の子どもたちは地域で守り育てる」という理念のもと、子どもの社会性や「生きる力」を育む自然体験活動や社会体験活動を実施し、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援する取組を推進します。

(1) 子どもたちを育む地域コミュニティづくりの推進

- ・行政は、学校、家庭、地域と連携し、社会の変容に柔軟に対応しながら地域の人材を活かした自然体験活動や社会体験活動を実施し、子どもたちの社会性や「生きる力」、郷土愛を育みます。（行政）
- ・市民は、学習活動を継続的にを行い、その経験や知識を活かして地域づくりに取り組み、地域ぐるみで教育活動や子育てを支援します。（市民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
自治会（区）数	385（R7）	386	387
自治公民館数	213（R7）	214	215

* ソーシャルキャピタル…地域・社会における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。これが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、治安、経済、健康、幸福感等に良い影響があり、社会の効率性を高めることができるといわれている。

第2章

防災

現状と課題

【1. 災害に強い人・まちづくり】

- ❑ 今後30年以内に高い確率で発生するといわれる「南海トラフ地震」、また近年全国各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こす大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。
- ❑ 自主防災組織や防災士、災害ボランティア等、地域で防災活動を担う団体等と連携し、災害に強い人づくりに取り組んでいます。
- ❑ 「災害に負けない強さと迅速に回復するしなやかさを併せ持つ延岡市づくり」を推進するため、令和2年5月に策定した「延岡市国土強靱化地域計画」を、必要に応じ見直しを行いながら、災害に強いまちづくりを進める必要があります。また、国や県においても災害に強いまちづくりを進めているところですが、防災道の駅に選定された「道の駅北川はゆま」や「延岡市水防センター」などの防災施設を国や県と連携して強化していく必要があります。
- ❑ 防災時における本市の行政機能低下を最小限にとどめ、可能な限り早期に復旧・再開を図るため、「延岡市業務継続計画」を、大規模災害に備えより実効性のある計画に見直し、災害に強い組織の強化を図る必要があります。
- ❑ 業務継続計画の見直しに伴い、人的・物的支援の受入体制についても整備しておくことが必要不可欠なことから、「延岡市災害時・受援応援計画」の見直しを行う必要があります。
- ❑ 令和2年3月に東京大学大学院特任教授の片田敏孝氏監修のもと作成し、全世帯に配布した「わが家の防災ハンドブック」を活用した防災学習や防災訓練を推進する必要があります。
- ❑ 令和3年5月に改正された災害対策基本法では、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、新たな避難情報への見直しや、個別避難計画の市町村作成を努力義務化するなど、住民が「自らの命は自らが守る」といった意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという「住民サービスから住民サポートへ」という考え方のもと、住民主体の防災対策への変換が求められています。
- ❑ 県の備蓄指針に基づき、国や県の支援物資が届くまでの間の食料などの基本8品目や飲料水の備蓄を進めるとともに、その備蓄を保管する倉庫の整備や備蓄品の適正管理、災害時の物流のあり方について検討する必要があります。

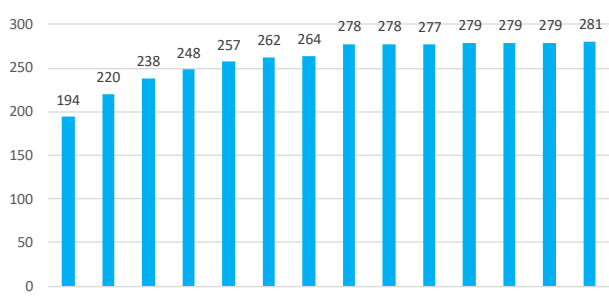
【2. 情報伝達体制の整備】

- ❑ 近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発している状況において、迅速かつ正確に避難情報を市民に伝達することが重要です。
- ❑ 防災行政無線の更新等を進めるとともに、災害情報メール、防災アプリや防災ラジオの普及を促進し、フェイスブック、LINE等の市公式SNSも活用し、多様な情報伝達手段の確保に取り組む必要があります。
- ❑ 災害時の情報通信環境の確保に努めています。

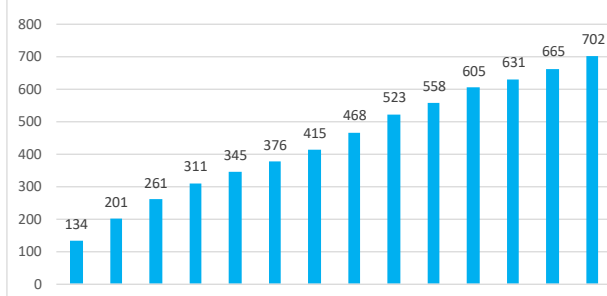
【3. 避難施設の整備】

- ❑ 自然災害から命を守るために緊急避難する「指定緊急避難場所」や命を守った後、一時的に避難生活を余儀なくされる方のための「指定避難所」の確保・指定を進めるとともに、災害関連死を防ぐため、避難所の環境改善に取り組んでいます。
- ❑ 南海トラフ地震に備え、津波から避難する場所のない「特定津波避難困難地域」に津波避難施設等の整備を進めていく必要があります。

(組織) 延岡市における自主防災組織数の推移



(人) 延岡市における防災士数の推移



取組項目 (役割分担)

(1) 災害に強い人づくり

- ・行政は、自主防災組織、企業、学校等に対し、防災教育や防災訓練に取り組みます。(行政)
- ・行政は、関係団体と連携して、防災士や災害ボランティアリーダー等、地域における防災リーダーの育成や活用、災害ボランティアネットワークの組織強化に努めます。(行政)
- ・行政及び民間団体は、延岡市災害ボランティア連携方針に基づくボランティア支援体制の取組を進めます。(行政・民間団体)
- ・市民は、区や自主防災組織に加入し、防災教育や防災訓練に積極的に参加し、自助・共助力を高めます。また、積極的に情報を入手し、早めの避難に努めます。(市民)

- ・行政は、国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりを行います。(行政)
- ・行政は、国や県などの関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを推進します。
(行政・関係機関)
- ・行政及び防災関係者は、防災会議を開催し、地域防災計画の充実を図り、災害に強いまちづくりを目指します。(行政・防災関係者)
- ・行政は、「わが家の防災ハンドブック」や各種ハザードマップ等を活用し、防災講話や防災訓練を推進し、市民の防災力向上を目指します。(行政)
- ・行政は、自主防災組織の結成促進や組織力強化のため、引き続き育成事業に取り組みます。(行政)
- ・行政は、大規模災害に備え、業務継続計画や受援応援計画、備蓄計画、避難所運営マニュアル等、地域と連携して計画策定や見直しを行います。(行政)
- ・行政は、災害時に備蓄品を市内の指定避難所等へ確実に配送するため、災害時の物流の在り方についての検討を行うとともに、災害用備蓄倉庫の整備を推進します。(行政)

- ・洪水・内水・高潮・土砂災害・津波の恐れがある地域に立地している要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成に努めます。（要配慮者利用施設）
- ・行政は、避難行動要支援者の名簿の更新等を行います。（行政）
- ・行政は、地域住民や関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿を基に個別避難計画の作成を進めます。（行政・市民・関係機関）

(1) 情報伝達体制の整備

- ・行政は、防災行政無線において、気象状況等によって聞き取りにくいなどの課題があるため、防災情報を確実に伝達できるよう屋外放送施設の高性能化などに取り組むとともに適切な維持管理を行います。併せて、災害情報メールや防災アプリなど既存の情報伝達手段の登録促進、コミュニティ FM 等のメディア媒体と防災ラジオとの連携を図ります。(行政)
- ・行政は、災害時でも常に繋がる情報通信環境の整備に努めます。(行政)

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

- ・行政は、指定緊急避難場所や指定避難所の確保や指定を推進します。(行政)
- ・行政は、特定津波避難困難地域に避難タワー等を整備するとともに、適切な維持管理を行います(行政)
- ・行政と地域は、協働して津波避難路整備や改良等に取り組みます。(行政・地域)
- ・行政は、既存の避難場所等の更新などによる新たな津波避難困難地域の発生等を調査し、施設整備の必要性が把握された地域への避難施設の確保や整備を検討します。(行政)

- ・行政は、避難所運営マニュアルの改訂や避難所の環境改善、県の備蓄指針に基づく基本8品目や飲料水をはじめ、その他必要となる物資の備蓄等を計画的に推進します。(行政)
- ・市民は、避難所運営訓練を行い、大規模災害時の長期避難所生活に備えます。(市民)
- ・行政は、災害時に各地域で拠点となる避難所等のトイレ整備や空調整備など避難所等の環境改善や機能強化を推進します。(行政)
- ・行政は、地域とともに避難訓練を実施し、地区防災計画を策定した地域に対して備蓄倉庫の設置や避難路整備等の取組を支援します。(行政・地域)

内容	現状	R12	R17
地区防災計画の策定数	24 地区（R6）	54 地区	79 地区
災害ボランティアリーダー養成数	852 人（R6）	950 人	1,050 人

第3章

消防

現状と課題

【1. 消防体制の充実】

- 令和元年度の延岡南分署開設により、1本部1署2分署の消防体制が確立し、南部地域への救急車の現場到着時間の短縮など特に救急機能の向上が図られました。
- 本市は、地形的・気候的に広範な災害リスクを抱えており、風水害や大規模地震の発生に加え、火災や事故等の多様な災害の発生も懸念されます。これらの災害による被害を軽減するためには、総合的な消防体制の充実が不可欠であり、消防車両・資機材・通信指令装置等の更新や、耐震性貯水槽・消火栓等の消防水利の整備、職員のスキルの向上等に計画的に取り組んでおり、今後は大規模災害時の広域応援体制のさらなる強化に加え、防災関係機関との連携強化も重要になります。
- *Net119 緊急通報システム及びFAX119を活用した通報体制の充実により、聴覚や音声・言語機能に障がいのある方の安心・安全を確保するとともに、外国人からの119番通報等に対応するため三者間同時通訳の対応も行っています。さらに、令和6年度からは、映像通報システムを導入し、通信指令課と救急隊が映像で現場状況を情報共有できるほか、通報者に対し映像による応急手当や救命処置の指導が可能となりました。
- 消防団は、消火活動に加え、風水害発生時の避難情報の広報や住民の避難誘導、さらには災害復旧活動や行方不明者捜索等と多岐にわたる活動を行っています。大規模災害発生時には、常備消防だけでは対応が困難な場合や現場到着まで時間を要する場合もあることから、地域に密着した消防団の力は極めて重要となります。一方、人口減少や高齢化により、団員数は減少しており、地域の防災力を維持する上で深刻な課題となっています。
- 地域防災力を確保・向上していくためには、自助・共助による住民主体の防災対策のさらなる推進が必要となります。本市では消防団員の確保や安全装備品の整備拡充を推進するとともに、自治会や自主防災組織等との連携を強めるなど、住民主体の消防防災対策を一層進め、地域防災力の充実強化に取り組んでいます。

【2. 火災予防の推進】

- 本市における火災発生件数は、ここ数年50件前後で推移していますが、全国では大規模な林野火災や、多くの人命及び世界的に重要な財産が失われるような火災が発生しており、防火管理体制や防火安全対策の充実が課題となっています。
- 本市は市街地に危険物施設を有する事業所が点在しており、万一の火災や事故による市民の生命・身体・財産に与える影響は大きく、各種施設における安全管理の徹底に取り組んでいます。

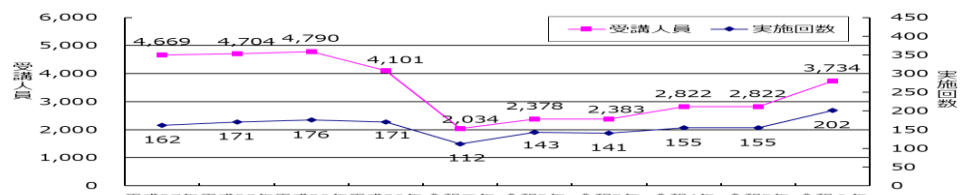
【3. 救急救助体制の充実】

- 救急活動については、出動件数が年々増加しており、広い管轄面積に加え離島を抱える地理的条件から、救急車の到着までに住民が行う救命処置等が重要となっています。そのため、市民への救命講習（1日最大2件）を推進するとともに、AEDの設置場所や使用方法について、ホームページを通じて周知を図っています。また、救急隊員は、病気や事故など様々な現場に対応するため、高度な技術と知識が求められることから、医療機関等との連携体制の充実に取り組むとともに、DX化を推進し、救急体制全体の質の向上に努めています。
- 本市は、広大な市域を有していることから、山間部等からの救急要請に対して、到着まで時間を要しているため、ドクターカー、ドクターヘリ等と連携を図り、医師による早期の初期医療介入に努めています。
- 救助活動については、観光の推進に伴う山岳・水難事故や高速道路での交通事故、さらには近年頻発する大規模な自然災害など、様々な災害への対応が求められます。このため、隊員の育成や機材の適切な整備を行うとともに、関係機関との連携強化が重要になっています。

火災発生の状況
(資料:火災統計)

過去10年間の火災概況（単位：件）											
区 分	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合 計
出火 件数	建 物	32	25	25	23	18	26	16	26	25	237
	林 野	8	5	5	2	1	6	10	5	2	47
	車 両	2	2	4	0	3	5	5	5	1	29
	船 舶	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	その他	12	13	20	16	14	10	15	18	16	151
計		55	46	54	41	36	47	46	55	44	467

応急手当講習の実施状況
(資料:救急救助統計)



* Net 119 緊急通報システム…会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者が、スマートフォン等により、いつでも全国どこからでも音声によらない通報が可能なシステム。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 消防体制の充実

消防体制の充実により、市民の安心・安全な生活を確保します。

(1) 消防署所の適正管理

- ・行政は、本署及び分署に専任の消防隊と救急隊を配置し、各種災害発生時における迅速かつ的確な出動体制を維持するため、消防署所の適正管理を行います。特に延岡北分署については、施設の老朽化とそれに伴う災害対応力強化への課題に対応し、災害時の拠点としての機能強化を図ります。(行政)

(2) 消防施設等の整備充実

- ・行政は、延岡市消防整備基本計画に基づき、車両、資機材、無線・通信指令装置等の消防設備、消防水利の計画的な整備を行います。(行政)

(3) 人材育成及び確保

- ・行政は、各分野における高度で専門的な知識・技術の習得や各種訓練等を計画的・積極的に推し進めるとともに、各種資格や免許の取得を促進し人材育成に努めます。(行政)

(4) 広域応援体制の充実

- ・行政は、県内消防機関をはじめ、県や防災関係機関、協定締結機関との連携強化を図ります。(行政)

(5) 災害弱者に対する通報体制の充実

- ・行政は、Net119 緊急通報システム及び FAX119 の周知を図ります。(行政)
- ・行政は、外国人からの 119 番通報等に対応した三者間同時通訳について周知を図ります。(行政)
- ・行政は、映像通報システムの周知を図ります。(行政)

(6) 消防団の活性化

- ・行政、地域、市民は、連携してさらなる団員確保に積極的に取り組みます。(行政・地域・市民)
- ・行政は、消防団の安全装備品や資機材整備の充実強化に取り組むとともに、消防団活動を広く市民に情報発信し、魅力ある消防団づくりを目指します。(行政)
- ・市民は、消防団活動への理解を深めるとともに、積極的に消防・防災活動に参加します。(市民)
- ・事業者は、消防団員が活動しやすい職場環境づくりに取り組みます。また、機能別消防団制度を活用して積極的に消防・防災活動に参加します。(事業者)

2. 火災予防の推進

火災予防の推進により、火災や危険物災害等の被害の軽減に取り組めます。

(1) 火災予防の推進

- ・行政は、事業所等に対して防火管理体制や消防用設備等の設置及び維持管理について、法令に基づく査察を適正に実施する等、必要な指導を行います。(行政)
- ・市民は、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の設置、点検、取り換えを実施することで、自主的な火災の予防に取り組めます。(市民)
- ・事業者は、消防法令に基づき、防火管理体制や防火安全対策を充実させます。(事業者)

3. 救急救助体制の充実

救急救助体制の充実により、救命率の向上を目指します。

(1) 救急救助体制の充実

- ・行政は、救急需要の増加や救命処置の高度化に伴い、職員の知識や技術の習熟に努めるとともに、医療機関との連携とDX化を推進し、救急活動全体の質の向上を目指します。(行政)
- ・行政は、救命講習の普及啓発と AED マップの充実と周知に努めます。(行政)
- ・市民は、積極的に救命講習を受講し、いざというときに救命処置(心臓マッサージや AED の活用)を実践し、救命の連鎖をつなぐための知識と技術を身につけます。(市民)
- ・行政は、ドクターカーやドクターヘリ等と連携し、医師の早期初期医療介入により、市民の救命率向上を図ります。(行政)
- ・行政は、多種多様な救助事案に対応するため、救助資機材の適切な整備を図り、被害の軽減を目指します。(行政)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
市民の消防団活動参加率(団員数/人口)	1.37% (R7)	1.50%	1.77%
住宅用火災警報器(設置率)	86.0% (R7)	88.0%	90.0%
救急救命士資格取得者数(累計)	44 人 (R7)	45 人	45 人
救急車が現場に到着するまでの時間(分)	11.04 分 (R6)	10.5 分	10 分

第4章 安心・安全な暮らし

現状と課題

【1. 総合相談】

□ 少子高齢化や核家族化・晩婚化が進み、育児と介護が同時に直面するダブルケアや高齢の親と障がいのある子が同居する 8050 問題など地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しています。このため、従来の担当セクションごとのいわゆる「タテ割り」の支援だけでは対応が困難となり、総合的・重層的な相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築が必要となっています。

そのため本市では、「なんでも総合相談センター」を設置し、市民からの様々な相談の対応に努めながら、多職種による連携や多機関の協働を図り、地域住民の重層的な課題や支援ニーズへの対応ができる体制整備に努めています。

【2. 交通安全】

□ 長寿社会が進み、高齢者が関与する交通事故の割合が年々高くなっています。特に高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題です。

□ 高齢者や児童・園児等の交通安全教育及び自転車の安全な利用が重要な課題となっています。また、市民の安全な通行を確保するために、道路危険箇所の早期点検、整備が必要となっています。

【3. 防犯】

□ 延岡市内の令和 6 年の刑法犯認知件数（犯罪の発生が認知された件数）は 480 件で、前年の 417 件より増加しており、近年は高齢者や子供を狙った特殊詐欺や性犯罪、SNS を通じた被害が発生するなど、悪質・巧妙化した新たな手口による犯罪も発生している状況であります。

□ 安全で安心な地域社会を実現するためには、市・警察をはじめ防犯協会や民間の防犯ボランティア団体（青パト隊等）が一体となって地域安全活動を推進するとともに、地域住民による自主的な地域安全活動の促進を図る必要があります。

【4. 消費生活】

□ 近年、デジタル化や国際化の進展、高齢化や成年年齢の引き下げ等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、スマートフォンやインターネットの環境の普及が進んだことにより、消費者の利便性が高まる一方で、それに関連した消費トラブルが増加しています。さらに、多重債務や悪質な訪問販売、特殊詐欺等の消費者トラブルによる相談も増加しています。そのため、延岡市消費者生活センター（男女共同参画センター内）に消費生活相談員を 3 名配置し、相談体制の充実に努めています。

□ 消費者の意識啓発のために、出前講座等の充実を図る等、市民が安心して暮らせる取組を進めていきます。

交通事故発生件数		(単位：件・人)				
	年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
発生件数	全 国	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
	宮 崎 県	5,126	4,461	3,798	3,488	2,703
	延 岡 市	455	427	342	349	284
	内高齢者関与数	227	243	195	199	163
死者数	全 国	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
	宮 崎 県	36	30	32	30	39
	延 岡 市	3	4	1	2	1
	内高齢者関与数	2	4	0	1	1
負傷者数	全 国	369,476	362,131	356,601	365,595	344,395
	宮 崎 県	5,741	5,059	4,245	3,908	3,007
	延 岡 市	493	496	397	393	312
	内高齢者関与数	99	114	88	78	60

※数値は当該年の 1 月から 12 月までの集計。※延岡市の数値には高速道路での交通事故を含まない。

延岡消費生活センター相談件数

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数	1,588	1,698	1,707	1,544	1,368
(うち多重債務者)	(379)	(435)	(371)	(553)	(369)

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.総合相談 医療・介護・福祉・教育・子育てに関する相談等、市民からの様々な相談に一括して対応するワンストップ総合相談窓口を設置し、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。	(1) 相談体制の充実 - 行政は、市民からの様々な相談に対し、医療、介護、福祉、子育て、教育に関する専門の資格を持った相談員を総合相談窓口に配置し、市民の悩みや困りごとに寄り添い早期解決を支援します。さらに、介護や子育て、障がいの分野等の活動を行っている民間団体に場所を提供し、官民連携による重層的な市民ケア体制を構築します。(行政) - 行政は、近年相談が増えているひきこもりを始めとした孤独・孤立などの問題等へもこちらから出向くアウトリーチ型対応をさらに強化するとともに、同じような経験のある相談員が相談に応じるピアカウンセリングも引き続き継続していきます。(行政) - 行政は、相談窓口が市民に身近なものになるように、出張相談会等を実施します。(行政) (2) 関係機関との連携 - 行政は、市民からの様々な相談に対応するため関係各課と連携を図ることはもとより、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、公証役場等の関係機関とも顔の見える関係づくりを行い、連携体制の強化を図ります。(行政・関係機関)
2.交通安全 市民の交通事故防止に対する意識を向上させるため、警察、交通安全協会、交通指導員会等と連携を図り、交通安全啓発を積極的に行っていきます。 また、高齢者や児童・園児等の交通安全教育に積極的に取り組んでいきます。	(1) 交通安全意識の高揚 - 行政は、「めひかり交通安全運動」を柱に、関係機関や関係団体と共に様々なキャンペーンやイベントを通して、自転車の安全利用等も含め、運転者・歩行者それぞれの年代に応じた交通安全教育等を実施します。同時に、高齢運転者を対象とした制限運転である”めひかり「ひむか運転」自主宣言”を推進します。(行政・関係機関・関係団体) - 信号機のない横断歩道の安全な通行など、交通ルールの遵守や飲酒運転根絶及び夕暮れ・夜間の交通安全対策など交通安全啓発活動に取り組みます。(行政・市民・関係機関・関係団体) (2) 交通環境の整備 - 行政は、関係機関と連携して通学路や生活道路の点検を行い、信号機や横断歩道等の設置など、市民が安心して通行できる交通環境の構築を図ります。 - また、通勤・通学時の交通渋滞緩和対策に取り組みます。(行政・関係機関) (3) 被害者救済対策 - 行政は、被害者の相談に適切に対応できるよう、宮崎県交通事故相談所との連携を図ります。(行政・関係機関)
3.防犯 市、警察、防犯協会、民間の防犯ボランティア団体等との連携を図り、市民の防犯意識の高揚と地域安全活動への参加及び啓発活動の推進に取り組めます。	(1) 防犯活動団体の連携強化 - 行政は、関係機関・関係団体と相互間の連携の緊密化を図り、あらゆる機会を通して防犯活動を実施していきます。(行政・関係機関団体) (2) 防犯活動の推進 - 行政は、青パト(市公用車)による巡回活動をはじめ、防犯協会や地域の見守り活動等を行う民間の青パト隊等の地域ボランティア団体への支援を行いながら、地域の情報を共有し、登下校時の見守り活動の推進を図るとともに、関係機関等との連携による啓発活動（大型店でのキャンペーン等）を実施していきます。また、自治会等が設置する防犯灯への支援やLED 化の推進を図ります。(行政・市民・関係機関団体)
4.消費生活 消費生活相談に対応するため、延岡市消費生活センター（男女共同参画センター内）の機能充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、消費者トラブルが解決されるよう支援します。 また、消費者の意識啓発を行うことにより、消費者トラブルを未然防止し、自立した消費者の育成に取り組めます。	(1) 消費生活相談体制の充実 - 行政は、消費者からの苦情や相談に対し、関係機関と連携を図りながら適切な助言・指導等を行い、問題の早期解決を支援します。(行政・関係機関) (2) 消費者啓発の推進 - 行政は、関係機関と連携して出前講座等を実施し、消費生活に関する知識の普及と情報の提供を積極的に行い、消費者被害を未然防止できる自立した消費者の育成に取り組めます。(行政) - 市民は、消費生活のトラブルを防止するため、出前講座等に積極的に参加し、必要な知識を身につけます。(市民)

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
交通事故による死傷者数	313 人 (R6)	297 人	281 人
地域安全見守り活動団体人数	318 人 (R7)	320 人	320 人
出前講座受講者数	139 人 (R6)	200 人	300 人

第5章

高齢福祉・介護

現状と課題

【1. 生きがいの推進】

- ❑ 高齢者が家庭や地域において健やかで自立した生活を営むため、様々な団体による趣味やスポーツ、ボランティア活動を通した生きがいづくりや健康づくりの取組が行われています。
- ❑ 高齢者クラブ等は、様々な学習やレクリエーション等を通して、健康や生きがいづくりに取り組むとともに、活力ある地域社会づくりに貢献していますが、高齢者の生活形態も多様化し、高齢者クラブ数や会員数は減少傾向にあるため、会員数の維持やクラブ活動の活性化が課題となっています。

【2. 地域包括ケアシステムの運営】

- ❑ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが一体となって、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を運営する必要があります。
- ❑ 高齢化が進み、介護ニーズが増加する今後に向けて、高齢者一人ひとりの実情に合った適切な介護サービスが受けられる取組を進めるとともに、本市の実情に合った介護予防拠点を整備、元気な高齢者を増やしていく必要があります。
- ❑ 高齢化が進み、一人暮らしを含む高齢者のみの世帯、認知症・寝たきり等のリスクを抱えた高齢者が増加していることから、高齢者の見守りや虐待防止を含む権利擁護支援など、一層の支援強化が必要になっています。高齢者等の判断能力に不安が出てきた場合には、成年後見制度の利用を検討する必要があるため、「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、利用促進に向けた普及啓発や相談対応等の取組を行っています。
- ❑ 特に、高齢者の認知症に関しては、認知症サポーターの養成を継続し、病気への理解や適切な対処方法の啓発を行い、地域や関係機関が連携した見守り体制の構築を図っていく必要があります。また、「認知症カフェ」の取組を支援する等の対応も必要です。

【3. 介護保険制度の円滑な運営】

- ❑ 全国的には2040年に高齢者人口のピークを迎えるとされる中、本市の高齢者人口は、既に2021年をピークに減少に転じています。しかしながら、介護ニーズの高い後期高齢者は増加を続け、その他の世代の人口の減少が見込まれることから、今後も高齢化率は上昇し、保険給付費の増大が懸念されます。
- ❑ 第9期介護保険事業計画策定時に実施した調査によれば、2040年度には、国全体で約57万人、宮崎県で約7,800人の介護職員が不足すると見込まれております。生産年齢人口のさらなる減少が見込まれる中、介護サービス提供体制を確保するため、生産性向上を含めた総合的な介護人材確保対策に取り組んでいく必要があります。
- ❑ 利用者が介護サービスを安心して利用できるようにするため、サービス事業者への指導を実施する等、サービスの質の向上に向けた取組を行っています。

年		平22	平27	令2	令3	令4	令5	令6	令7
65歳以上人口(人)		35,673	39,058	40,815	41,164	40,999	40,542	40,253	39,770
高齢者世帯 (世帯)	ひとり暮らし	5,400	6,112	13,852	14,162	14,408	14,560	14,759	14,832
	2人以上	5,495	7,016	8,753	8,770	8,776	8,770	8,750	8,667
寝たきり高齢者(人)		2,519	2,448	2,232	2,358	2,366	2,320	2,328	2,297
認知症高齢者(人)		1,110	2,578	2,259	2,293	2,373	2,269	2,114	1,965

※各年10月1日現在。平成27年度及び平成28年度において調査方法を変更したため、数値が大きく変化している項目があります。

内容	現状	R12	R17
前期高齢者に占める要介護認定率（要支援含む）	3.57%（R7）	3.45%	3.40%
認知症サポーター数	17,293 人（R6）	24,000 人	29,000 人
成年後見制度サポーター養成講座参加者数	168 人（R6）	504 人	784 人

第6章 障がい福祉

現状と課題

【1. 地域で共に暮らせる社会づくり】

- 障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる共生社会の実現をするためには、障がいや障がい者への理解が十分とは言えず、あらゆる場で理解を深めるための啓発や広報活動が必要です。さらに、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止といった取組も必要です。
- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、障がい者雇用の促進に向けた施策や就労支援アンテナショップ等により就労機会の拡大や安定雇用促進に取り組む必要があります。
- 障がい者に日常生活の充実感、生きがいを持ってもらうためには社会参加の促進が重要な要素であり、2027年の宮崎県での全国障害者スポーツ大会の開催や作品展等を契機に障がい者の社会参加の機会創出を図る必要があります。また、併せてバリアフリー化の整備促進等により、障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を目指していきます。

【2. 早期療育体制の整備】

- 発達の気になるこどもについては、早期の支援体制が心身の発達を促す上で必要なため、乳幼児健診等の精度を高めるとともに発達相談等を実施し、適切な療育機関へのつなぎを行っています。今後、障がい児支援の中核的役割を果たす児童発達支援センターと連携し、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化が必要です。

【3. 障がい福祉サービス等の充実】

- サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、地域生活への移行に向けた受け皿づくり等、障がい福祉サービスの充実に取り組んでいます。
- 医療的ケア児等が地域で生活するために、必要な課題等に対して、保護者の意見も参考にしながら、関係機関や医療的ケア児等コーディネーターと連携し支援していく必要があります。

【4. 生活環境及び相談支援体制の整備】

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の基本となる居住支援のための5つの機能を構築するため、令和3年度に「親なき後の暮らし支援策」に関する調査研究を実施しました。その調査報告書に基づき、有識者や関係機関、当事者と意見交換を行いながら、障がい者が安心して生活できる「地域生活支援拠点等の整備」の実現に向けた取組を順次進めていく必要があります。
- 障がい者の抱える問題が複雑化・複合化してきており、障がい福祉部門だけの解決が難しくなっています。今後、関係機関が連携し、問題を解決していく必要性があります。

身体障害者手帳所持者数（単位：人） 令和7年4月1日

障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	うち18歳以上
視覚	142	102	13	17	32	8	314	311
聴覚	29	76	55	135	1	259	555	545
音声・言語・そしゃく	4	4	36	23	3	0	70	69
肢体不自由	532	544	388	634	305	145	2,548	2,491
内部機能（心臓等）	1,018	16	191	903	0	0	2,128	2,117
合計	1,725	742	683	1,712	341	412	5,615	5,533

療育手帳所持者数（単位：人） 令和7年4月1日 精神保健福祉手帳所持者数（単位：人） 令和7年4月1日

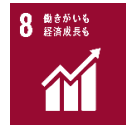
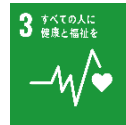
等級	A	B1	B2	計	うち18歳以上
所持者数	529	450	389	1,368	1,139

等級	1級	2級	3級	計	うち18歳以上
所持者数	53	617	366	1,036	1,008

ハローワーク延岡管内の一般の民間企業における障がい者の雇用状況 令和6年6月1日（単位：障がい者数：人、雇用率：％、企業割合：％）

企業数	算定基礎労働者数	障がい者数				雇用率				雇用率達成企業割合
		合計	身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	
104	11,576	257.5	176.5	47.5	33.5	2.22	1.52	0.41	0.29	59.6

※重度身体障がい者・重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障がい者・重度知的障がい者・精神障がい者の短時間労働者は1人分、重度以外の身体障がい者・知的障がい者の短時間労働者については0.5人分としてカウント。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.地域で共に暮らせる社会づくり

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域とともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある人が自立した生活をしていくために就労の支援や社会参加の促進に取り組みます。

- (1) 障がいに関する理解の促進**
- ・行政は、障害者週間（12/3～12/9）等を契機とした講演会や関連イベントを通じて、広報・啓発活動を行い、障がいや障がい者についての正しい知識や理解の普及を図ります。（行政）
 - ・行政や関係機関は、アート作品や手話を通して、障がい者の理解促進や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図ります。（行政・関係機関・市民）
- (2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**
- ・行政は「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」を基に、行政機関等において合理的配慮を実施し、障がい者差別解消の意識の浸透を図ります。（行政）
 - ・行政や関係機関は、障がい者の権利擁護・虐待防止のため、関係機関と連携を図って定期的に情報共有や意見交換を行うとともに、成年後見制度の周知・利用支援や虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。（行政・関係機関）
- (3) 雇用・就労、経済的自立の支援**
- ・行政は、障がい者の就労機会の確保や就労収入向上の推進を図るため中小企業や就労継続支援事業所に向けた様々な施策を関係機関と連携して取り組んでいきます。（行政・関係機関）
 - ・行政は、「延岡市ワークステーション」の運営で把握できた、障がい者就労定着に向けた具体的な課題や対応策などを一般企業に情報提供し、市内全体での障がい者雇用を促進します。（行政）
 - ・行政や事業所は様々な場を活用し、就労支援アンテナショップを開催し、市内の福祉事業所が作っている製品や食品をより多く市民に周知・販売します。（行政、事業所）
- (4) 社会参加の促進**
- ・行政は、2027 年に宮崎県で全国障害者スポーツ大会が開催されることから、延岡市での開催競技の観覧促進を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、文化活動においても、障がい者のイベント観覧や学習の機会創出を図ります。（行政）
 - ・行政は、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を図るため、公共的施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。（行政）

2.早期療育体制の整備

障がいや発達等に何らかの支援が必要な子どもの早期把握に努め、早期療育を実施しながら心身の発達を促します。

また、地域における障がい児やその家族の支援体制の強化を目指します。

- (1) 早期療育体制の整備**
- ・行政は、健康診査等により支援が必要な子どもの早期把握に努め、「発達支援」「家族支援」を行い、乳幼児期から将来にわたり切れ目のない支援の充実を図ります。（行政）
 - ・市民は、乳幼児を対象とする健康診査等を積極的に受診します。（市民）
- (2) 地域における障がい児やその家族への支援体制の強化**
- ・行政は児童発達支援センター等と共同で、児童発達支援センター等の機能強化、障がいが「気になる段階」から支援を行う体制整備に取り組み、発達障がい児等への支援の充実や地域におけるインクルージョンの推進等を図ります。（行政、事業所）

3.障がい福祉サービス等の充実

サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、医療的ケア児・者等への支援の充実を目指します。

- (1) 障がい福祉サービスの充実**
- ・行政は、障がい児・者の多様なニーズに対応するため、サービス等利用計画に基づき関係機関と連携して、最適なサービスの提供に努めます。（行政）
 - ・障がいのある人は、選択したサービスにより自立した生活を目指します。（障がいのある人）
- (2) 医療的ケア児・者等への支援**
- ・行政は、医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者等及びその家族のニーズの把握に努め、地域で安心して生活できるよう、レスパイト事業等を推進するとともに関係機関との連携による災害時の支援体制等の構築に努めます。（行政・関係機関）

4.生活環境及び相談支援体制の整備

親なき後を見据えた、地域生活支援拠点の整備を目指します。

また、基幹相談支援センター等と連携し、重層的支援体制の構築を推進します。

- (1) 親なき後の支援**
- ・行政は、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後の支援」も見据え、障がい者とその家族が安心して地域で生活できるよう、関係機関と連携し「障がい児・者総合支援拠点整備」も見据えながら、地域生活支援拠点等に求められる機能の充実に努めます。（行政・関係機関）
- (2) 地域の相談機関との連携**
- ・行政や関係機関は、障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、基幹相談支援センター等と連携して、重層的支援体制により複雑化・複合化したニーズに対応していきます。（行政・関係機関）
 - ・障がいのある人は、相談機関等を利用し、生活の向上を目指します。（障がいのある人）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
児童通所施設数	24 か所（R6）	27 か所	30 か所
就労継続支援事業利用者数	486 人（R6）	574 人	600 人
障がい福祉サービス提供法人数	50 法人（R6）	55 法人	60 法人

第7章

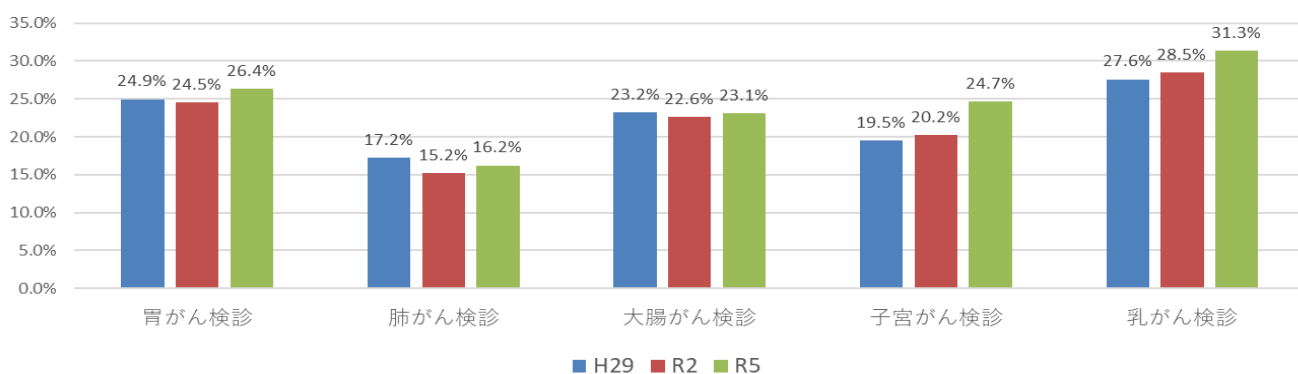
健康長寿

現状と課題

【1. 健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進】

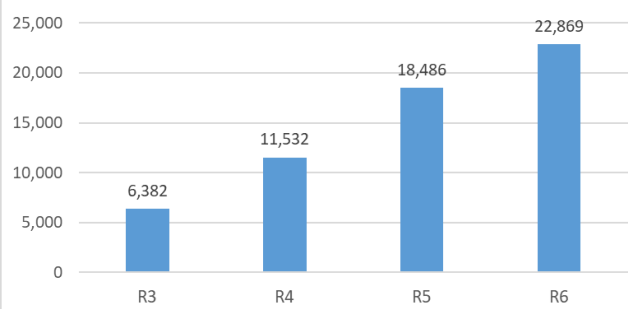
- ❑ 妊産婦及び乳幼児健診や面談等を通して、疾病の早期発見や子どもの生活習慣の重要性、子育てに関する継続的な情報発信を行うなど、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組んでいますが、さらなる強化が求められています。
- ❑ 後期高齢者における要介護の原因であるフレイルを予防するために、健診後の保健指導や学習会を通しての普及啓発に取り組み、保健事業と介護予防を一体的に実施しています。
- ❑ 健康診査やがん検診については、特定健診とがん検診の同時実施や休日・夜間検診の実施、無料クーポン券の配布等、受診率向上のための取組を行っていますが、受診率は低い現状です。さらなる周知啓発、受診しやすい環境整備を行い、受診率向上を図る必要があります。
- ❑ 令和3年度から電話による認知症機能調査や令和5年度よりインターネットを活用した骨粗しょう症リスクのスクリーニング検査を実施しているほか、令和5年度から令和7年度にかけて、*PHRアプリを用いて健康データを入力することで様々な疾患のリスクを予測して通知できる仕組みを構築する新時代ヘルスケア推進事業に取り組んでいます。
- ❑ 「こころの健康」については、不調を訴える人やうつ病等の人が増加しています。こころの健康づくりの各種事業に取り組むとともに、相談窓口の周知、こころの健康に関する学習会及び人材育成を行い、悩みを相談できる体制づくりに取り組んでいます。
- ❑ 「健康長寿のまちづくり」については、延岡市健康長寿推進市民会議等との連携により、推進員制度の導入やポイント事業の実施等、市民運動が広がっていますが、地区による温度差や健康無関心層・低関心層に対するアプローチの拡充が課題となっています。
- ❑ 現役世代に広く健康づくりに親しんでもらうことを目的として、令和3年6月より「のべおか健康マイレージアプリ」の運用を開始しており、令和7年6月末で2万3千人を超える登録者数となっています。

がん検診の受診率（「健康長寿の取り組み」アンケート）

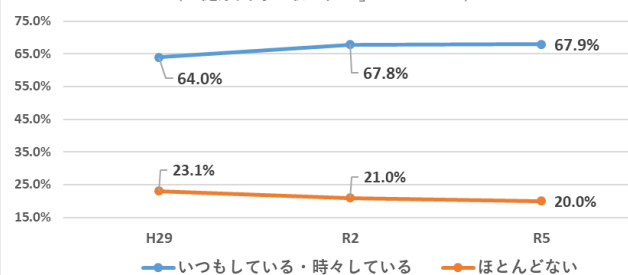


胃がん検診は50～69歳、肺がん・大腸がん・乳がん検診は40～69歳、子宮がん検診は20～69歳の受診率

のべおか健康マイレージアプリ登録者数（人）



日常生活の中で健康のために意識的に体を動かしている人の割合（「健康長寿の取り組み」アンケート）



* PHR アプリ…健診結果など、個人の健康・医療に関する情報を記録・管理することができるアプリ



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.健康の保持増進、疾病予防と健康長寿 施策の推進

健康寿命の延伸を目指し、幼少期からより良い生活習慣を形成するとともに、疾病の予防と早期発見に努め、市民が自発的、継続的に健康づくりに取り組むまちを目指します。

(1) 生涯健康づくりの推進

- ・行政は、幼少期からのより良い生活習慣形成を促し、検診や健康相談・健康学習会等を充実し、生涯にわたる心と身体の健康づくりへの支援を行います。高齢者については、フレイル予防のさらなる推進を図り、必要な事業の実施に努めます。加えて、国立循環器病研究センターとの包括協定を活用し、健康長寿に関する施策に取り組みます。（行政・関係機関）
- ・市民は、健康への意識を高め、自発的、継続的な健康づくりに取り組みます。（市民）

(2) 発症予防と重症化予防

- ・行政は、SNS やホームページ等による情報発信に加え、インターネットを活用してスクリーニング検査を実施するとともに、イベント等と連携し普及啓発を行い、生活習慣病の予防や検診等による疾病の予防と早期発見を促進します。（行政）
- ・市民は、積極的に検診受診に努めます。（市民）
- ・健康長寿推進市民会議は、今後も引き続き「1 に運動、2 に食事、3 にみんなで健診受診」をスローガンに市民運動を展開し、市民は、高血圧予防や、ロコモティブシンドロームの予防、糖尿病予防に取り組みます。（行政・関係団体・市民）

(3) こころの健康

- ・行政は、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口のさらなる周知を図ります。また、ゲートキーパー養成講座を開催し、悩んでいる人を適切な支援につなげられる人材育成に継続して取り組みます。（行政）
- ・市民一人ひとりがこころの健康を大切にし、早期の相談や支援の活用、周囲への気づきと見守りに努めます。（市民）

(4) 地域の絆でつくる健康なまち

- ・行政は、地域や関係機関の連携を充実させながら「健康長寿のまちづくり」市民運動を支援するとともに、職場や地域などを通して「のべおか健康マイレージアプリ」などデジタル技術の活用等により、健康無関心層・低関心層も巻き込んで、高齢化社会への健康的な予防策を構築する事業に取り組んでいきます。（行政）
- ・地域コミュニティ組織等は、健康づくりなどの諸活動を通して地域住民同士が接する機会を増やします。（地域）
- ・健康長寿推進市民会議等は、市民運動の企画立案や推進に取り組み、元気な高齢者をはじめとする市民は、地域の活動等に積極的に参加します。（行政・関係団体・市民）

主要な指標

内容		現状	R12	R17
*日常生活の中で、意識的に身体を動かす習慣がある人		67.9% (R5)	71.4%	73.9%
のべおか健康マイレージアプリ登録者数		22,869 人 (R6)	30,000 人	35,000 人
*各種がん検診の受診率	胃がん	26.4% (R5)	28.9%	30.9%
	肺がん	16.2% (R5)	18.1%	20.0%
	大腸がん	23.1% (R5)	25.2%	27.4%
	子宮頸がん	24.7% (R5)	26.9%	29.1%
	乳がん	31.3% (R5)	33.7%	36.0%
骨粗しょう症リスク判定検査の申込者数（累計）		1,621 人 (R6)	2,900 人	3,900 人

*3年ごとに行っている「健康長寿の取り組み」アンケートによる。胃がん検診は50~69歳、肺がん・大腸がん・乳がん検診は40~69歳、子宮がん検診は20~69歳の受診率。

第8章

地域医療

現状と課題

【1. 感染症対策】

□ 予防接種法に基づき、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他について十分な周知を図り、個別接種が通年で実施可能な体制を整えるとともに、その他の感染予防に関する情報も周知することにより、まん延防止と重症化予防に取り組んでいます。

□ 新型インフルエンザ等をはじめとする新興感染症の拡大防止に対応する必要があります。

【2. 医療体制の整備】

□ 初期救急医療体制については、延岡市医師会や大学、医療圏域以外の医師の協力により延岡市夜間急病センター等の運営を行っています。

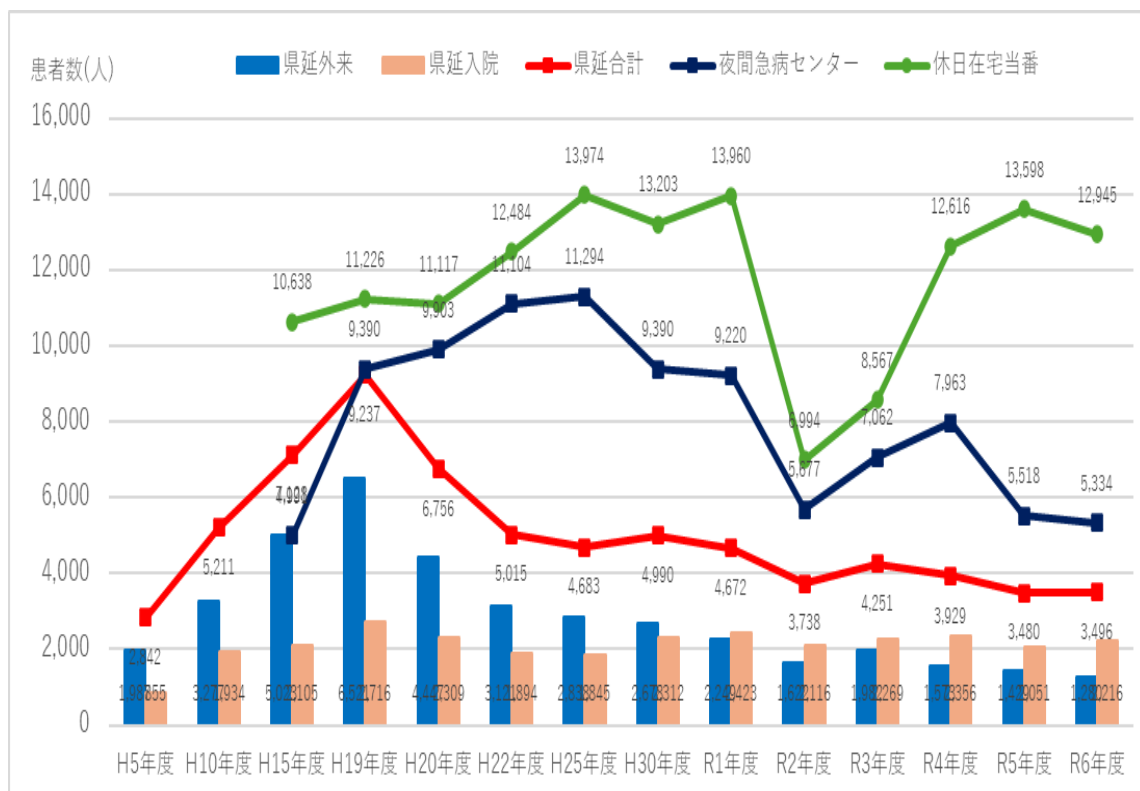
□ 地域医療体制については、県立延岡病院の専門医不足を機に市内医療機関による消化管出血と脳梗塞疾患の救急体制の輪番制が始まって15年を超え、参加医が高齢化してきたことから医師や看護師等の負担も増えています。また、新規開業等に対し補助金を交付し医師確保を図っていますが、さらに医療者の高齢化や、島浦町をはじめとする遠隔地の地域医療体制の維持等の課題に取り組む必要があります。

□ 啓発活動については、市民団体による適正受診の啓発も実施されており、中核医療機関を時間外に受診する軽症患者数は減少傾向にあり医療従事者の負担軽減が図られている現状です。

□ 南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合、多くの医療機関が被災することが危惧されていることから、災害時の医療体制確保が課題となっています。

□ 本市は離島・山間部も含め市域が広い上、県内の高度医療の拠点である宮崎大学医学部附属病院からも遠いことや、一刻一秒を争う消化管出血や脳梗塞疾患等の急患の対応を十分に行うため、救命救急医療体制の強化が長年の課題となっています。

延岡市夜間急病センター・県立延岡病院・休日当番医 年度別患者数推移





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 感染症対策

感染症の発症、重症化、まん延を予防すること、公衆衛生の向上と健康増進を図ります。

(1) 発症予防と重症化予防

- ・行政は予防接種法に基づき、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他について十分な周知を行い、感染症対策としてワクチン接種等を推進します。また、感染予防に関する情報を周知します。市民は予防接種の制度や有効性を十分に理解してワクチン接種を検討するとともに、感染症予防に努めます。（行政・市民）

(2) 新たな感染症や季節性インフルエンザ等への対応

- ・行政は、新興感染症等の発生状況等の情報を迅速に収集し、関係機関と連携しながら市民への正確な情報提供や検査体制支援など適切な対応を図ります。（行政・関係機関）
- ・市民は、日頃から新興感染症等についての知識を深め、市が発信する情報を的確に分析し、自らの命を守るために冷静に行動します。（市民）

2. 医療体制の整備

急性期、回復期において、切れ目ない医療を提供する「地域完結型医療体制」を整備するために、必要な医療者の充足に取り組むとともに、初期救急医療体制の維持に努めます。

また、医療従事者に過重な負担を強いることなく医療が提供される環境を整備するため、小児医療の情報提供や電話相談等の活用を推進し、適正受診等の勧奨にも取り組みます。

さらに、災害発生時等の医療確保については、医療機関など関係機関等と連携して体制構築に努めるとともに、救急医療面の地理的格差については、新技術を活用した医療体制の整備に取り組めます。

(1) 初期救急医療体制の整備

- ・行政は、初期救急医療体制の維持に努めます。また、救急医療電話相談の活用や各種啓発を促進し、医療従事者の就業しやすい環境の整備に努めます。（行政）
- ・行政はアプリサービス等の活用により、乳幼児の健康維持と小児科医の負担軽減に努めます。（行政）

(2) 地域医療体制の整備

- ・行政は、宮崎県立延岡病院の休診している診療科の診療再開、中核医療機関の消化管出血、脳梗塞疾患及び神経内科等の専門医の充足について、関係機関へ継続して要望活動を行います。（行政）
- ・行政は、新規開業の推進施策、さらには既存医療機関の事業承継等による医師の確保に取り組みながら、医療体制の維持に努めます。（行政）
- ・行政は、これまでの医師確保策に加え、紹介会社活用等による医師確保強化策に取り組めます。（行政）
- ・行政は看護師等医療従事者の確保についても強化を図り、切れ目のない医療体制を提供し、安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。（行政）
- ・行政は、島浦町など遠隔地の医療体制の維持に引き続き努めます。（行政）
- ・行政は、医療従事者を目指す中・高校生を対象にした講演会等の啓発に、県北地域を挙げて引き続き取り組みます。（行政・関係機関）
- ・市内の医療機関は、宮崎大学医学部の実習生を積極的に受け入れます。（医療機関）

(3) 情報共有と協働による市民啓発の強化

- ・市民は、地域医療への理解や適正受診に努めます。（市民）
- ・行政は、地域医療の厳しい状況に対する認識を市民や関係機関等と共有するとともに、市民団体との協働による啓発活動を行います。（行政・関係団体）

(4) 災害医療体制の整備

- ・行政は、大規模災害時の医療体制のあり方について、医療機関など関係機関等と協議しながら必要な対応を順次行います。（行政・関係機関）
- ・行政は、津波による被害が想定される区域の医療機関について、関係機関等と連携して災害時の医療体制の構築に努めます。（行政・関係機関）
- ・行政は、大規模災害時の医療体制について、円滑で滞りなく提供できるよう医療機関をはじめ関係機関等と対応計画等の協議・調整を行います。（行政・関係機関）

(5) 新技術を活用した地域医療体制の整備

- ・行政は、データ連携基盤等の新技術を活用した救急搬送体制づくり（QaaSシステム）に取り組み、救命救急医療の体制強化や地理的格差の解消を目指します。（行政）

主要な指標

内容	現状	R 12	R17
県立延岡病院の患者数	3,496 人 (R6)	3,496 人	3,496 人
県立延岡病院の患者数のうち、夜間・休日救急患者数（軽症）	1,280 人 (R6)	810 人	510 人

第9章

生活支援制度

現状と課題

【1. 国民健康保険・後期高齢者医療】

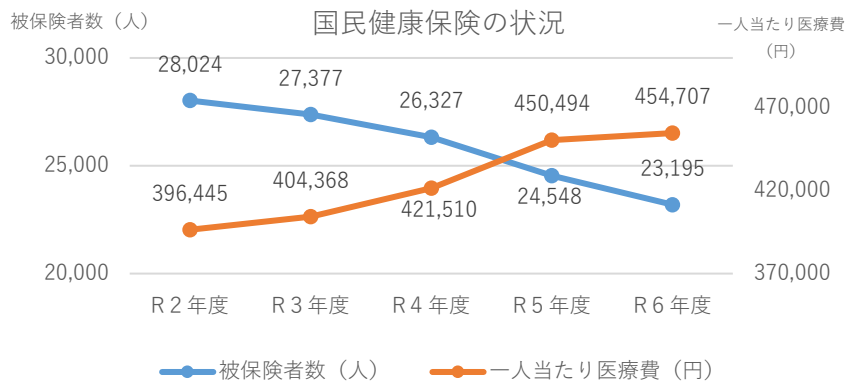
- 国民健康保険は、被保険者が年々減少し税収が減少していく中、高齢化や医療の高度化等により1人あたりの医療費は増加傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は今後さらに厳しくなると予想されます。
- 医療費の増加を抑制するためには、生活習慣病の発症や重症化を予防していく必要があり、そのため、特定健診をはじめとする保健事業を実施し、健康の保持・増進に取り組んでいます。
- 後期高齢者医療は、高齢化の進展に伴う高齢者の健康寿命延伸のため、継続的な保健事業の実施と介護予防を一体的に実施していくよう取り組んでいます。

【2. 将来に備える国民年金】

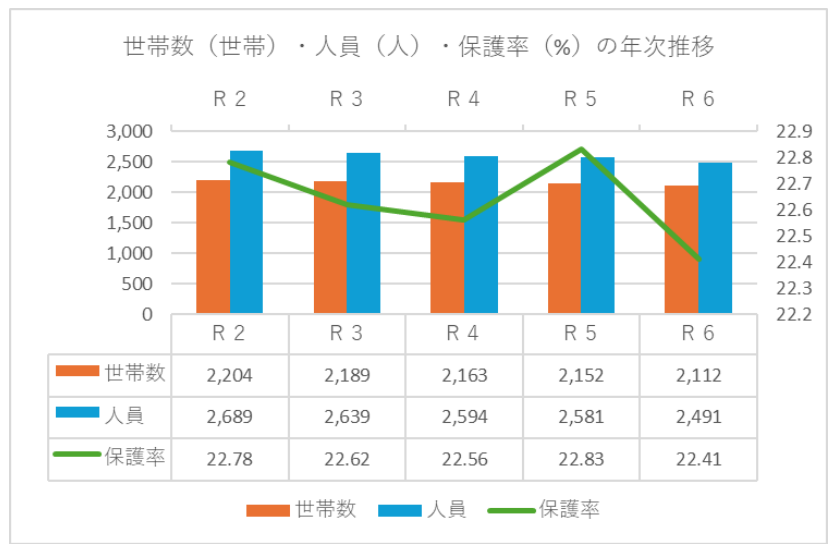
- 老後の生活や、予測することができない将来のリスクに対して備えるための国民年金制度について、制度の意義や内容の周知に努めています。
- 各種申請手続きについては、マイナポータルを利用したオンラインサービス等の利用促進を図りながら、将来、無年金や低年金にならないよう、相談業務に取り組んでいます。

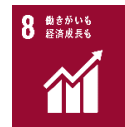
【3. 生活困窮者自立支援・生活保護】

- 生活困窮者への相談支援については、社会福祉協議会内に「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら経済的自立に向けた支援・助言を行っています。
- 生活保護の受給世帯については、高齢者世帯が世帯全体の半数以上の割合を占めており、受給世帯数としては、令和元年度をピークに減少しています。



国保医療費のまとめ（宮崎県国民健康保険団体連合会）
国民健康保険毎月事業状況報告（事業月報）集計表（延岡市国民健康保険課）





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 国民健康保険・後期高齢者医療

被保険者が安心して医療を受けられるためには、国民健康保険の安定的な運営を維持する必要があります。そのため、税収の確保に努めるとともに、国の財政支援を確保し、また、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業を充実・強化し、医療費の適正化を図ります。

(1) 安心医療の拠り所となる国民健康保険・後期高齢者医療

- ・行政は、国保税の収納率向上に努め、宮崎県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険制度の安定的な運営を図ります。(行政)
- ・行政は、医師会等医療機関との連携のもと、特定健診や特定保健指導を実施するほか、慢性腎臓病・糖尿病重症化予防等の保健事業に取り組むことで、被保険者の健康保持・増進を支援するとともに、医療費の適正化を図ります。(行政)
- ・被保険者は、特定健診を受診し、主体的かつ積極的に健康増進や生活習慣病の予防に取り組めます。(被保険者)
- ・行政は、宮崎県後期高齢者医療広域連合や関係各課等と連携し、国民健康保険世代から継続した保健事業に取り組むとともに、介護予防事業にも取り組めます。(行政)

2. 将来に備える国民年金

年金制度を市民に正しく理解してもらうとともに、オンラインサービス等の利用促進を図りながら、年金受給権の確保に努めます。

(1) 年金受給権の確保

- ・行政は、年金事務所等と連携・協力して、制度等の広報啓発に取り組むとともに、丁寧な個別相談を行いながら、適切な手続きによる受給権の確保に努めます。(行政)
- ・行政は、マイナポータルを利用した電子申請等、適正な手続きの周知を図ります。(行政)

3. 生活困窮者自立支援・生活保護

生活困窮者に対する相談体制の充実を図り、困窮の原因となる課題の明確化と、その解決に資する社会保障制度の活用や関連する関係機関との連携により経済的自立に向けた支援を行います。

生活保護制度の適正実施に努めるとともに、関係機関と連携し他法・他施策の活用にも努め、生活保護受給者の自立を支援します。

(1) 生活困窮者への自立支援

- ・行政は、複雑化・複合化する生活困窮者の課題を丹念に評価・分析し、課題解決に向けた自立支援計画を策定するとともに、社会保障制度の活用や関係機関等と連携することで、課題の解決と経済的自立を図ります。(行政)

(2) 生活保護の適正実施

- ・行政は、生活保護受給者の最低限度の生活を保障しながら、ハローワーク等関係機関と連携し自立を支援します。また、生活習慣病などを早期に発見するため特定健診を推奨し重症化を予防することで医療費の適正化を図るとともに、収入、支出その他生計の状況について変動があった時の届出義務を徹底することで不正受給の防止に努めます。(行政・関係機関)
- ・生活保護受給者は、制度の趣旨を理解し自立を目指します。(生活保護受給者)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
特定健診の受診率	42.4% (R5)	45.2%	48.3%
特定保健指導の実施率	55.1% (R5)	60.0%	60.0%

第 5 部

多様性を認め合い学び活躍できるまち

第 1 章 生涯学習・社会教育

第 1 節 生涯学習・社会教育の推進

第 2 節 図書館サービスの充実

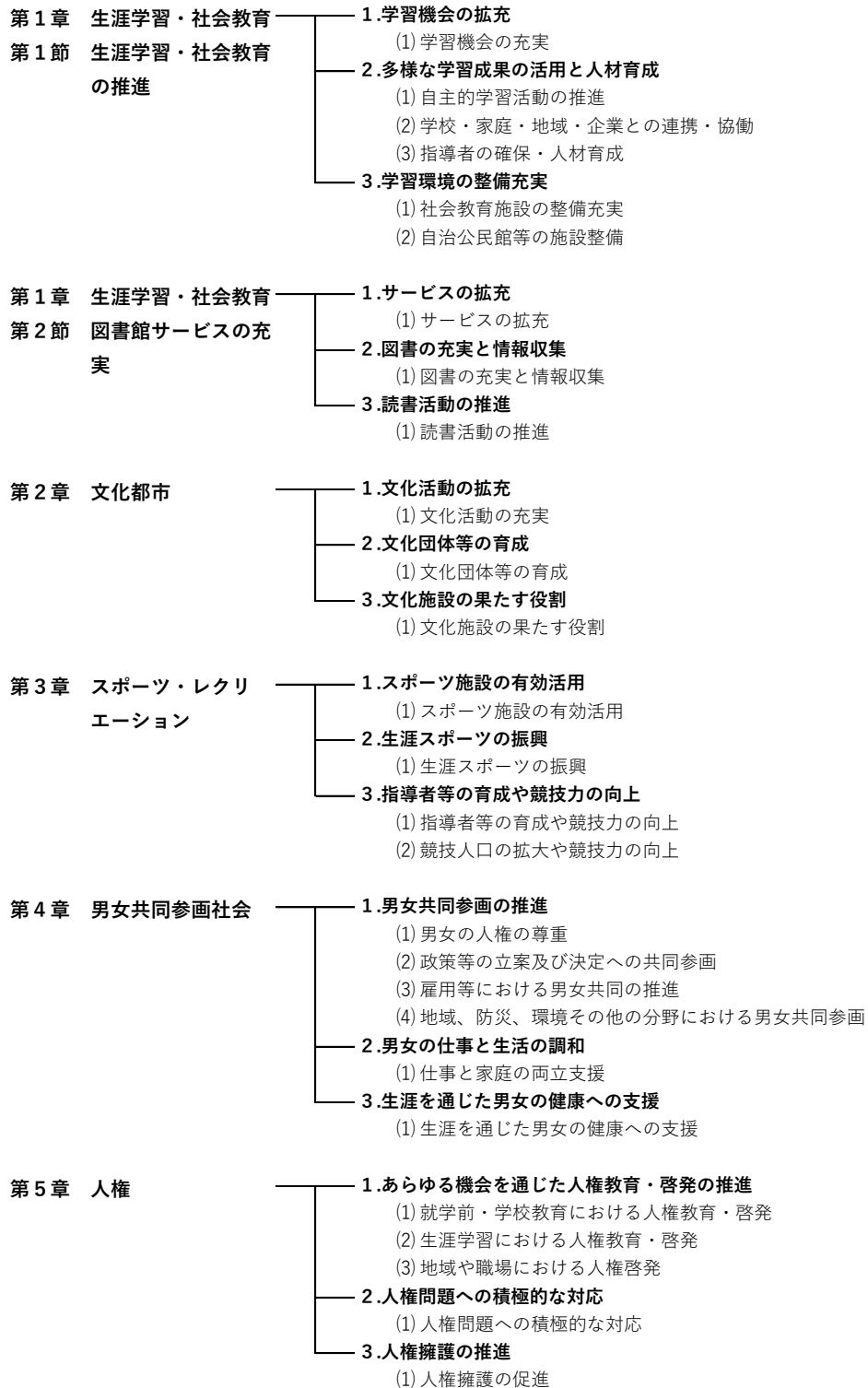
第 2 章 文化都市

第 3 章 スポーツ・レクリエーション

第 4 章 男女共同参画社会

第 5 章 人権

体 系 図



第1章

生涯学習・社会教育

第1節 生涯学習・社会教育の推進

現状と課題

【1. 学習機会の拡充】

- 少子高齢化や国際化、価値観の多様化、そして科学技術の急速な進展など、社会情勢が絶え間なく変化する現代において、市民一人ひとりが豊かな心を持って、潤いのある生活を送っていくために、市民が、幼児期から高齢期まで、どのような境遇にあっても、意欲を持って学習することができる、生涯学習社会の実現が求められています。そのようなことから、学習機会や学習情報の提供など市民の自主的な学習意欲を支援する取組の拡充が必要となっており、直接的な人とのつながりによる学習はもちろんのこと、デジタル機器を活用した学習など、多様なニーズに応じた支援を強化していく必要があります。

【2. 多様な学習成果の活用と人材育成】

- 延岡市では、以前から様々な生涯学習に係る事業が展開され、心身の健康や生きがいといった、市民各々の*ウェルビーイングの実現に一定の役割を果たしています。これらをさらに充実し、人とのつながりや学び合いなどを促進することで、地域に根差したウェルビーイングへと発展させることができると考えられます。そのためには、より多様な学習を提供するための体制づくりと、内容の充実が必要です。
- 社会教育関係団体が主体的でより活発に活動していくために、人材の育成やその支援のあり方が課題となっています。

【3. 学習環境の整備充実】

- 生涯学習の拠点施設として、また、市民の多様な学習需要に応える場として、社会教育センターをはじめとする社会教育施設の整備など、学習環境の充実を図る必要があります。
- 地域の生涯学習の場として大きな役割を果たしている自治公民館に加え、学校施設も学びの場として位置付け、整備、充実を図ることが必要となっています。



地域寺子屋教室の様子



市民大学の様子

* ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

施策の展開	取組項目（役割分担）
1.学習機会の拡充 市民の学習ニーズを捉え、多様な学習の場を提供していきます。	(1) 学習機会の充実 ・行政は、市民の主体的な学びを支えるため、ＩＣＴ等を活用して、年齢や境遇を問わず誰もが参加できる多様な学習機会を提供し、人とのつながりと学びを通じた豊かな社会づくりを推進します。（行政）
2.多様な学習成果の活用と人材育成 地域に根差したウェルビーイングを実現するために、多様な学習機会を提供するための体制づくりと、その内容の充実を図ります。 また、社会教育関係団体と連携し、指導者の確保と人材育成に取り組めます。	(1) 自主的学習活動の推進 ・行政は、市民に多様な学習機会を提供し、すべての世代が学習を続けることで地域課題の解決能力や郷土愛を育みながら、人とのつながりを大切にする地域コミュニティの構築に努めます。（行政） (2) 学校・家庭・地域・企業との連携・協働 ・行政は、学校、家庭、地域や企業との連携・協働を図り、生涯を通じて得た経験や知識等を発揮する場や、新たな気付きや知識を他者へ広げていく学び合いの場の拡充など、多様な学習の提供と内容の充実を図り、市民が社会の中で自分の役割を感じられる機会をつくり出します。（行政） ・市民は、生涯にわたって学びを深め、自らの幸せや生きがい、地域や社会の豊かさを追求することで、地域に根差したウェルビーイングの実現に努めます。（市民） (3) 指導者の確保・人材育成 ・行政は、市民の学ぶ意欲に応えるため、社会教育関係団体と連携を図り、指導者の確保や育成に努めます。（行政） ・社会教育関係団体は、団体間のネットワークの構築など一層の連携を図りながら組織の強化や活動の充実に取り組めます。（関係団体）
3.学習環境の整備充実 生涯にわたって、誰もが主体的に学ぶことができるよう施設の機能充実を図り、新たな学習需要に応える社会教育施設等の整備に取り組めます。	(1) 社会教育施設の整備充実 ・行政は、市民の生涯学習意欲を高めるため、多様なニーズに応じることができるよう、社会教育施設の整備に努めます。（行政） (2) 自治公民館等の施設整備 ・行政は、地域における生涯学習活動の場として市民が主体的に学べるよう自治公民館の整備を支援します。（行政）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
①出前講座の受講者数の割合	44.1%（R6） （延べ 49,409 人／人口）	46%	48%
②社会教育施設の利用者数の割合	66.0%（R6） （延べ 73,990 人／人口）	68%	70%

① ②ともに、各年の４月１日時点の延岡市の人口（R6は112,109人）を母数とする。

第1章

生涯学習・社会教育

第2節 図書館サービスの充実

現状と課題

【1. サービスの拡充】

- 少子高齢化や経済・雇用情勢の変化、高度情報化、ライフスタイルの多様化など、近年の急激に変容する社会情勢により、図書館を取り巻く環境も大きく変化しています。
- サービス提供エリアが広域であることに加え、身体の不自由な方や高齢者、妊娠中や介護中等の理由により、図書館への来館が困難な市民が気軽に読書を楽しめるような利用しやすい環境を整備することが求められています。
- 検索等に利用できるインターネット閲覧用パソコンの利用や、必要としている情報に対応した回答や資料の検索方法を教える＊レファレンスサービス等を利用する人が多くいることから、図書館が保有する様々な情報を効果的に提供できる取組の充実が求められています。

【2. 図書の充実と情報収集】

- 地域の情報拠点として、図書館本館及び分館において約 50 万冊、一人当たりの蔵書冊数として 4.5 冊を所蔵していますが、近年のインターネットやスマートフォンの普及を背景に情報収集手段の変化や読書離れが進んでいることから、利用者のニーズを的確に把握し、時代に即したコレクションの構築が求められています。

【3. 読書活動の推進】

- 乳幼児期から読書習慣を身につけ読書意欲を高めることができるように、本に親しむ環境の整備や機会の提供等が求められています。



ブックスタートの様子



おはなし会の様子

*レファレンスサービス…情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. サービスの拡充

地理的な条件に関わらず、多様化する市民ニーズに応じた様々な情報や地域の課題解決に必要な資料等を速やかに提供することで、生涯学習の場として積極的に利用される図書館を目指します。

(1) サービスの拡充

- ・行政は、地域に即した移動図書館車の効率的な運行やインターネットを活用した図書の予約・リクエスト受付のほか、W i e F i 設備をはじめとする通信ネットワーク環境の整備など様々なネットワーク情報資源の活用を図ります。（行政）
- ・行政は、市民の自主的な学習活動を支援するため、県立図書館や九州医療科学大学など関係機関と連携し、市民の関心が高い内容の企画展示やイベントを開催します。（行政）
- ・行政は、利用者の多彩なニーズに即座に対応するため、レファレンスサービスの充実や機能的で利便性の高い図書館ホームページやSNSの運用のほか、『としゃかんだより』や『ふくろう号通信』といった情報冊子の発行等を通して、きめ細やかな情報発信を図ります。（行政）
- ・行政は、市内小中学校の学校図書館を支援するため、定期的に図書館の司書が学校を訪問し、蔵書の整備・管理や学校図書館の運営に関してアドバイス等のほか、職場体験の受け入れや団体貸出による学習テーマに応じた資料の提供を行う等、学校との協力・連携体制の強化を図ります。（行政）
- ・市民は、心豊かで充実した人生が送れるよう生涯学習の場として、図書館の積極的な利用を図ります。（市民）

2. 図書の充実と情報収集

蔵書の整備充実が公共図書館のサービスの基本であり、多様な読書・情報ニーズに沿って、図書資料や郷土資料等を計画的、継続的に収集することで、市民一人ひとりの課題解決を支援することを目指します。

(1) 図書の充実と情報収集

- ・行政は、市民に対して活用可能な図書や郷土資料等の寄贈を呼び掛けるとともに、新刊書をはじめとする図書の計画的な購入や郷土資料・行政資料の継続的な収集に努め、郷土歴史研究の拠点としての役割を高めます。（行政）
- ・行政は、レファレンスサービスの充実や利用者が主体的に情報を収集できるよう、日々進化するICTを用いて地域の*ポータルサイト化を進め、市民の暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ情報の提供を行います。（行政）
- ・行政は、来館することなく自宅等に居ながら読書や学習、調査・研究が行えるように電子書籍等の電子資料の提供を行います。（行政）
- ・行政は、貴重な郷土資料のデジタル化を進め、劣化や破損を防止するとともに、デジタル化資料の提供を行います。（行政）

3. 読書活動の推進

図書館の利用促進を図るとともに、読み聞かせのボランティア等との連携をさらに深めながら、子どもたちが発育段階に応じた読書習慣を身につけ、将来にわたって本に親しむことができるよう、乳幼児期からの読書活動の推進に取り組みます。

(1) 読書活動の推進

- ・行政は、関係機関と連携し、各種イベントや企画展示等を通じて図書館の利用促進を図ります。また、*ブックスタートや幼児向けの絵本の充実のほか、読み聞かせボランティア等と協力して定期的におはなし会を実施することで、乳幼児期から親子で本にふれあえる機会を提供するとともに、すべての世代が居心地の良さを感じられる魅力的な図書館づくりを目指します。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
入館者数	262,479 人 (R6)	263,000 人	263,500 人
蔵書数	501,723 冊 (R6)	516,000 冊	528,000 冊
貸出冊数	330,300 冊 (R6)	331,000 冊	332,000 冊

*ポータルサイト…ポータルとは玄関の意味であり、利用者にとって有用な情報を集約し、最初に提供するウェブページのこと

*ブックスタート…自治体が行う0歳児健診等の機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。1992年にイギリスで始まる。

第2章

文化都市

現状と課題

【1. 文化活動の拡充】

- 市民の多様なニーズと活発な文化活動に応えるため、「延岡市美術展覧会」、「延岡市民音楽祭」、「延岡市郷土芸能大会」等を市民と行政が共同して開催しています。さらに、全国から応募のある「若山牧水青春短歌大賞」等の事業を通して、小・中・高生をはじめとする市民の創作意欲を醸成するとともに、全国的な文化交流の推進や情報発信にも努めています。また、本市の各分野の文化の向上に特に顕著な功績のあった人を「延岡市文化功労者」として表彰し、その功績を永く顕彰しています。令和6年度には、市外・県外から多くの方を呼び込める事業で、芸術文化の鑑賞及び発表の機会の充実を図る活動を行う方々に対する「地域文化振興補助金」を新設し、地域に根ざした市民参加型の文化活動の推進や、市民の文化レベルのさらなる向上を目指した、市民が主体となり行政と連携した文化活動が行えるよう支援しています。

【2. 文化団体等の育成】

- 新型コロナウイルスが猛威を振ったことにより、市内の多くの文化団体が活動を縮小しなければならない状況となり、その後の活動が縮小したままの団体もあることから、文化連盟等との連携により、既存の文化団体・保存会等の育成を図るとともに、国・県・市等の助成制度を活用して、地域文化の保存・継承・掘り起こしにも努めています。また、文化連盟を中心として開催する「第1回こども文化の祭典」においては、本市の文化の担い手となる子どもたちに焦点を当てた、市内の文化活動の紹介や体験教室が行われ、文化活動の芽を次世代へ継承する試みが行われています。
- 「のべおか天下一新能」や「城山かぐらまつり」等の行事を通じて、学生等のボランティア参加を促進し、また「古文書講座」や「出前講座」の開催により、延岡の歴史・文化に誇りと愛着を持つ人材の育成に努めています。今後も引き続き、後継者の育成に努め、伝統文化の保存・伝承を図りながら、文化の香るまちづくりを推進していく必要があります。

【3. 文化施設の果たす役割】

- 本市の文化活動の拠点施設には、令和4年9月に開館した延岡城・内藤記念博物館や、令和4年12月に開館した野口遵記念館、県北地域を代表する文化施設である延岡総合文化センターが整備されています。延岡城・内藤記念博物館は、城下町延岡の様々な歴史や文化を発信する拠点としての機能や、美術作品の展示をはじめ、様々な特別展・企画展を開催するなど、「延岡の歴史を学び継承し、未来を創造する拠点」となっています。また、和室棟を併設し、茶会や生け花、俳句の会など様々な文化活動に活用できるスペースとして整備されています。野口遵記念館は、音響面を重視したホールや、多目的に活用できるフリースペースがあり、多様な機能を備えた文化芸術振興の中核的施設として、まちなかのにぎわい創出施設にもなっています。延岡総合文化センターは、充実した舞台設備と優れた音響効果で、長年の間、各種演奏会や演劇、舞踊に使用され、本市の市民音楽活動の拠点として利用されています。



若山牧水青春短歌大賞 表彰式



のべおか天下一新能

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.文化活動の拡充

「延岡市文化振興ビジョン」に基づき活発な文化活動を支援するとともに、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実や市民参加の機会創出を図る等、文化レベルのさらなる向上を目指します。また、本市の文化の向上に顕著な功績のあった人を顕彰します。

(1) 文化活動の充実

- ・行政は、芸術文化の鑑賞と発表の機会の充実を図ります。また、市民参加型の文化活動を推進するとともに、郷土の先賢や本市の文化振興に特に功績のあった人等の顕彰を進めます。(行政)
- ・行政は、学校教育についても「ふるさと教育」を推進する上で大切な学びの場と位置付け、市内すべての子どもが郷土の歴史や文化を学んだり、学んだことを発表したりする活動を教育課程に位置付けるよう努めます。(行政)
- ・行政は、「地域文化振興補助金」により、特に市外・県外から多くの方を呼び込める事業で、公演・展覧会・文化交流・記念公演などを行う文化団体の活動を支援します。(行政)
- ・文化団体は、文化連盟等を中心に、様々な文化活動を展開するとともに、地域に伝わる伝統文化の保存・伝承に努めます。また、市内の文化施設を活用し、行政との連携のもとに、市民参加型の文化活動を実施します。(関係団体・行政)

2.文化団体等の育成

既存の文化団体の育成を図るとともに、伝統文化の保存・伝承や担い手の人材育成、さらには、新たに文化活動を行う市民の意向に配慮し、その実現に向けて共に取り組みます。

(1) 文化団体等の育成

- ・行政は、文化活動の後継者の育成の支援に努め、また、「延岡市郷土芸能大会」の開催など伝統文化の保存・伝承と、地域の特色を活かした団体の育成に努めます。(行政)
- ・文化団体は、大会等のイベントに参加して得た貴重な経験を基に積極的に活動の魅力発信を行うことで、団体の加入者を増やし、さらなる文化芸術活動の充実に努めます。(関係団体)
- ・行政や文化連盟等は、文化の担い手となる子どもたちに地域の文化団体が行う活動を体験してもらえよう、機会の創出に努めます。(行政・関係団体)

3.文化施設の果たす役割

文化活動を促進するための環境整備として、文化施設の整備や補修等に努めます。延岡城・内藤記念博物館については、歴史民俗博物館として整備され、市民が延岡の歴史・文化、郷土の発展等に多大な功績を残した先賢等について学びを深め、郷土に対する誇りと愛着を持てるようにするとともに美術品展示等も行い、市民が様々な文化活動に利用できる施設となるよう努めます。野口遵記念館については、市民が延岡への愛着や誇り(シビックプライド)を持ち、まちづくりに積極的に参画し、地域社会の形成に寄与する施設となるよう努めます。延岡総合文化センターについては、県北地域を代表する文化芸術施設として、引き続き本市の文化活動の拠点となるよう努めます。

(1) 文化施設の果たす役割

- ・行政は、芸術文化の鑑賞と発表の場である各文化施設の機能保全と補修整備を適宜実施し、適正な維持管理に努めます。(行政)
- ・市民は、地域文化を保存・継承しながら、延岡の新時代を開く新たな文化を創造することに努めます。また、市内の文化施設を活用し、それぞれの文化活動の成果を発表するとともに、延岡の歴史・文化について学びを深めることに努めます。(市民)
- ・文化団体は、活動の成果を発表する機会として文化施設を利用し、市民の方々に芸術文化の素晴らしさを普及します。(関係団体)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
「延岡市美術展覧会」への来場者数	2,763 人 (R6)	3,200 人	3,500 人
「延岡総合文化センター」利用率 (大・小ホールのいずれかを利用している率)	61% (R6)	68%	76%
「若山牧水青春短歌大賞」応募短歌数 内：市内小中高生応募短歌数	28,760 首 (R6) 2,265 首	30,000 首 3,500 首	30,000 首 3,500 首

第3章

スポーツ・レクリエーション

現状と課題

【1. スポーツ施設の有効活用】

□ 令和9年開催の「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向け、競技会場として利用が予定されている施設については着々と整備が進められています。新宮崎県体育館（アスリートタウン延岡アリーナ）は、県と市の共同で整備が進められており、すでにサブアリーナについては、供用が開始され、高校総体予選や中体連大会予選など主要な大会で使用されています。軟式野球及びソフトボールの競技会場となる西階公園野球場については、供用開始に向けて建設工事が進んでおり、災害時には、ヘリポートや人的支援の受入れ、緊急避難場所の役割を担うことになります。同じく防災機能を有し、平常時は天候に左右されずにスポーツが楽しめる多目的屋内アリーナ（のべおかw a i w a iアリーナ）については、令和6年度に供用が開始され、子どもから大人までがスポーツを楽しむ施設として利用されています。今後これらの施設については、国スポ・障スポ大会後も市内スポーツ施設の中核として、スポーツ・レクリエーションの推進を図る施設となります。その他の施設についても建設から数十年が経過し老朽化が見られるものの、必要な整備を行い、安全性を確保しつつ地域のスポーツ・レクリエーションを提供できる場として活用しています。

【2. 生涯スポーツの振興】

□ 「健康長寿のまちづくり」を柱の一つに掲げる本市では、運動による健康づくりに取り組んでいますが、コロナ禍前に比べて、スポーツ教室、健康教室の参加者が減少傾向にあります。

□ スポーツやレクリエーションのニーズは、高齢化の進行や健康志向の高まりにより、年々多様化しています。

【3. 指導者等の育成や競技力の向上】

□ 延岡市スポーツ協会や延岡市スポーツ推進委員により、各団体・指導者がある特徴を活かしながら、各種スポーツ教室や大会・イベントなどの事業を展開しています。

□ これまでも延岡市スポーツ協会を法人化するなど、組織体制の強化を行ってきましたが、各団体・指導者が行う活動には温度差があります。

□ 本市にゆかりのあるトップアスリートの活用や、小中・高校連携による指導体制づくりの強化に取り組むことにより、小・中・高校生の競技力向上や指導者の育成を図るとともに、競技人口の減少に歯止めをかける必要があります。

【令和6年度 市内体育施設利用状況】

	市民体育館	大武体育館	勤労者体育センター	東海体育館	北方勤労者体育センター	北浦体育館	北川体育館
利用件数	解体により利用なし	933	1,313	300	621	270	3,221
利用人数	解体により利用なし	18,415	28,958	4,702	22,019	10,039	32,585

	西階公園陸上競技場	西階公園野球場	西階公園庭球場	西階公園弓道場	西階公園球技場	西階公園補助グラウンド	西階公園多目的屋内アリーナ
利用件数	3,608	再整備のため使用不可	4,846	630	146	596	1,456
利用人数	175,312	再整備のため使用不可	46,280	2,602	15,009	70,017	52,635

	妙田公園野球場	妙田公園南広場	妙田公園北広場	北方総合運動公園	北浦グラウンド	北浦海浜運動公園	北川総合運動公園	合計
利用件数	216	126	358	157	236	117	267	19,417
利用人数	29,641	12,230	26,388	12,452	12,453	11,380	30,141	613,258



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. スポーツ施設の有効活用

アスリートタウン延岡アリーナ、西階公園陸上競技場、西階公園野球場、のべおかw a i w a iアリーナについては、各種スポーツ競技やレクリエーションでの活用、さらに、大会・合宿の誘致など様々なニーズに対応できる施設として、今後ますます活用していきます。

(1) スポーツ施設の有効活用

- ・行政は、これらの施設を本市のスポーツ施設の中核を担う施設として、各種スポーツ競技やレクリエーションだけでなく、大会や合宿などで有効に活用されるように推進します。また、それ以外の既存施設についても、老朽化した施設については、計画的な整備を行うことで施設の充実を図り、安全性を確保した上で活用します。（行政）

2. 生涯スポーツの振興

市民が運動に親しみやすい環境づくりを図るとともに、延岡市スポーツ推進委員協議会や延岡市健康教室推進協議会等と連携し、各種スポーツ教室や大会、イベント等の拡充に努めることで、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりが市民生活の一部として定着することを目指します。

(1) 生涯スポーツの振興

- ・行政は、市民の主体的な健康づくり・体力づくりへの取組を支援するため、スポーツ推進委員の拡充を図ります。また、市民のニーズを的確に把握し、子どもから大人まで参加できる各種スポーツ教室や高齢者のいきがいに資する健康教室、その他、大会・イベントなど内容の充実と拡充に努めます。（行政）
- ・行政・関係団体は、世代を問わず市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」の育成、充実を図ります。（行政・関係団体）
- ・市民は、スポーツ教室や健康教室に参加し、気軽にスポーツを楽しむとともに、運動による自らの健康づくりに取り組みます。（市民）
- ・関係団体は、各種スポーツ教室や健康教室を積極的に開催し、市民の健康づくり・体力づくりを主体的に取り組めます。（関係団体）
- ・行政は、子どもたちが様々なスポーツに触れあうことで、生涯において運動に親しむことができるよう取り組みます。（行政）
- ・関係団体・行政は、障がい者のスポーツを推進するため、延岡市スポーツ協会の加盟団体である「大輪の会」を通じて、パラスポーツの推進や支援についても充実を図ります。（関係団体・行政）

3. 指導者等の育成や競技力の向上

関係団体が主体となり、様々なスポーツ・レクリエーション振興施策が展開できるように取り組むとともに、指導者の育成と拡充を図ります。また、競技人口の拡大や競技力の向上にも努めます。

(1) 指導者等の育成や競技力の向上

- ・行政は、関係団体が主体となり様々なスポーツ振興施策が展開できるよう、人材確保や財政面、SNS等を活用した啓発活動など様々な角度から支援を行います。併せて、トップアスリートや地元企業などと連携した講習会や研修会等を通じて、指導者の資質向上や拡充を図ります。（行政・関係団体）

(2) 競技人口の拡大や競技力の向上

- ・行政及び関係団体等が連携し、本市ゆかりのトップアスリートの活用や小・中・高校合同の練習会や競技会を実施することで、競技人口の拡大や競技力の向上を推進します。（行政・関係団体）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
スポーツ教室（延べ参加人数）	1,660 人（R6）	1,700 人	1,750 人
健康教室（延べ参加人数）	798 人（R6）	850 人	900 人

第4章

男女共同参画社会

現状と課題

【1. 男女共同参画社会の推進】

- 本市は「男女共同参画宣言都市」として、「第3次のべおか男女共同参画プラン」に基づき、誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいます。
- ＊ドメスティック・バイオレンス（DV）等は依然として社会問題であることから、「＊困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき相談員を配置し、困難な問題を抱える方、一人一人に応じた包括的な支援を行っております。さらに、市民、事業者等がそれぞれの立場で、お互いを尊重し認め合うことのできる男女共同参画社会づくりの取り組みが課題となっています。
- 豊かで活力ある持続可能な社会を形成し、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために、家庭・学校・職場・地域はもとより、市の政策・方針決定過程において男女が共に参画する機会を増やすことが課題となっています。

【2. 男女の仕事と生活の調和】

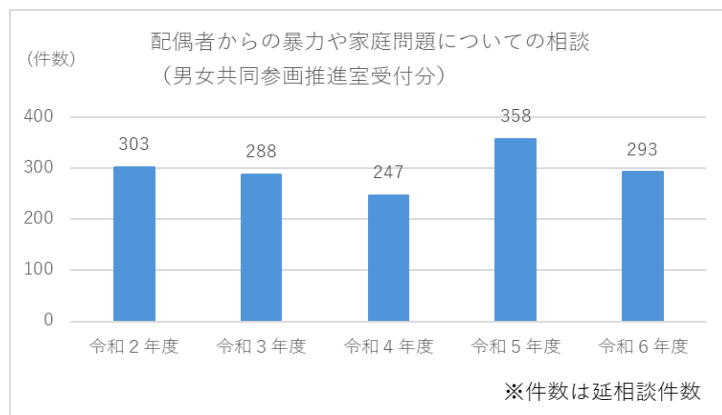
- ＊育児・介護休業法の改正や＊女性活躍推進法の施行等により、男女がともに働きやすい環境に向けた法整備が進められ、市民意識調査の結果からも「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という意識は減少しつつあります。しかしながら、依然として家庭内で女性の果たす役割が多くあり、固定的な性別役割分担意識が根強く存在している状況です。
- 多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和の実現には、労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及、育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備等が課題となっています。

【3. 生涯を通じた男女の健康への支援】

- 生涯を通じた健康の保持増進を図ることや、家族形態の多様化や少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりは、男女共に重要な課題となっています。

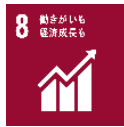
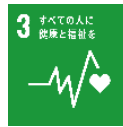
各種審議会等における女性参画率の推移(地方自治法第202条の3に基づく審議会)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委員総数(人)	393	371	377	382	368
女性委員数(人)	114	114	123	128	123
女性委員割合(%)	29.0	30.7	32.6	33.5	33.4



パープルリボンキャンペーンでの啓発活動

＊ドメスティックバイオレンス…配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者からの暴力のこと。身体的なものだけでなく、精神的なものも含む
 ＊困難な問題を抱える女性への支援に関する法律…DV等、様々な問題を抱える女性を支援対象とし、国や地方公共団体の責務、基本方針、都道府県計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の必要な事項を定める法律
 ＊育児・介護休業法…育児休暇、介護休業など育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
 ＊女性活躍推進法…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.男女共同参画の推進

市民が性別に関わりなく一人の人間として人権が尊重され、その能力を十分に発揮でき多様な生き方を選択できるようにするため、男女共同参画の視点を持ち、気づき、見直せるよう啓発・広報を推進します。政策・方針決定過程等に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されるよう審議会等の委員に女性を選任するよう努めます。

(1) 男女の人権の尊重

- ・行政は配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向け、啓発による市民意識の醸成や、被害者に寄り添った支援体制の充実を図り、各種相談窓口等を周知するとともに関係機関とのさらなる連携に努めます。(行政)
- ・行政は男女共同参画に関する情報提供等の広報活動を推進し、市民一人ひとりが主体的に取組を推進できるように学習機会の提供に努めます。(行政)
- ・市民は家庭、職場、地域などあらゆる場面で性別や世代に関わりなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、慣行の見直しなど、男女共同参画の認識を深めるよう努めます。(市民)

(2) 政策等の立案及び決定への共同参画

- ・行政は率先して各種審議会等における女性の参画拡大を図ります。(行政)
- ・民間団体は役員に積極的に女性を登用し、各種審議会等に男女が同割合で参画できる環境づくりに努めます。(民間団体)

(3) 雇用等における男女共同の推進

- ・事業者は、性別にとらわれることなく、就業を望む人の多様で柔軟な働き方を尊重し、自分らしく活躍しながらその能力が発揮できるよう努めます。(事業者)

(4) 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画

- ・行政は特定の性や年齢層で担われている分野へ、男女共同参画の視点を取り入れることにより、男女双方からの参画を推進します。(行政)

2.男女の仕事と生活の調和

男女が共にライフスタイルやライフサイクルに応じた多様な生き方を促進するための啓発に取り組めます。

(1) 仕事と家庭の両立支援

- ・行政は関係機関と連携しながら、事業者等における男女雇用機会均等法の遵守を図るとともに、女性活躍推進法に基づいた情報の収集や提供を進めます。また、子育て支援の充実を図ります。(行政)
- ・行政は育児・介護休業制度、短時間勤務制度等の両立支援制度の周知を図り、多様な働き方を促進するための取組について啓発します。(行政)
- ・事業者は育児・介護休業制度の利用促進や、職場における固定的な性別役割分担意識による慣行の見直しを図ることにより、男女が共に働きやすい職場づくりを進めます。(事業者)
- ・市民は仕事と家庭、地域活動等をバランスよく充実させ、自分らしさがいかせる仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現を目指します。(市民)

3.生涯を通じた男女の健康への支援

生涯を通じた健康支援や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するよう努めます。

(1) 生涯を通じた男女の健康への支援

- ・行政は、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、課題に応じた健康支援を進めます。また、こども家庭サポートセンターの機能を十分に發揮して、妊娠期から子育て期にわたり包括的に切れ目のない支援を推進します。(行政)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
各種審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第202条の3に基づく審議会)	33.4% (R6)	40.0%	45.0%

第5章

人権

現状と課題

本市では、あらゆる差別の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた市の理念を明確化し、人権施策のさらなる推進を図るため「延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行（令和元年10月）しました。

また、条例の施行等を踏まえ、「延岡市人権教育・啓発推進方針」（平成22年3月策定）を令和2年度に改定し、人権施策の新たな基本指針としています。

【1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進】

□ 本市では、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、行政はもとより、市民、事業所、関係団体等がともに連携、協働しながら、継続的な人権教育・啓発に取り組んでいます。

□ ＊「人権に関する市民意識調査」の結果等から、本市の人権侵害や差別の現状、市民の認識等を踏まえ、市民一人ひとりの日常生活の中に人権尊重に関する理解や行動が根付くよう総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組が必要です。

【2. 人権問題への積極的な対応】

□ 国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「性的指向及び＊ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など人権問題について、国や地方公共団体の責務等を規定した法律が相次いで施行されています。

□ 本市では、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題に関する誤った知識や偏見等による人権侵害や差別等を解消するために「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を進めています。

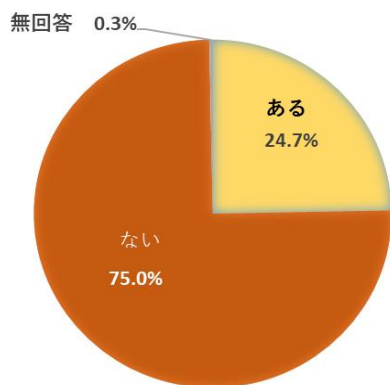
□ 社会全体の課題である様々な人権問題の解決に向けて、具体的な施策を展開していくことが必要です。

【3. 人権擁護の推進】

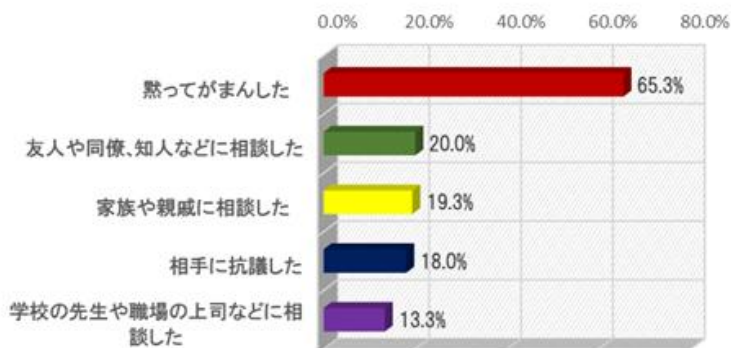
□ 「人権に関する市民意識調査」の結果では、人権侵害を受けたときに6割以上の市民が「黙ってがまんした」と回答しており、相談する場合も、公的な相談窓口よりも身近な人に相談する割合が高くなっています。

①自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

②人権侵害を受けた時どうしましたか。（上位5項目・複数回答）



(%)



(%)

「人権に関する市民意識調査」（令和6年度実施）から抜粋（市内に居住する18歳以上の2,000人の市民を対象に実施）

＊「人権に関する市民意識調査」…平成20年度・平成26年度・令和元年度・令和6年度の4回実施。18歳以上（平成20・26年度は20歳以上）の市民、男女それぞれ1,000人・計2,000人を対象として実施。

＊ジェンダーアイデンティティ…性自認（自分の性別を自分でどう思うか）のこと。この法では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義される。



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発活動の充実を目指します。

(1) 就学前・学校教育における人権教育・啓発

・行政は、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校において、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、教職員等への研修の充実に努め、指導力の向上を図ります。（行政）

(2) 生涯学習における人権教育・啓発

・行政は、学習機会の提供と学習内容の充実に努めます。（行政）
・市民は、国・県または市等が開催する研修会等に参加する等、あらゆる機会を通じて自己啓発活動に努めます。（市民）

(3) 地域や職場における人権啓発

・行政は、延岡市社会福祉協議会と連携し、障がい者の視点を学ぶ体験学習を推進する等、地域・事業者・関係団体等と協力し、地域や職場における人権教育・啓発活動に取り組みます。（行政）

2. 人権問題への積極的な対応

これまでの取組の成果や「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、それぞれの人権問題の解決に向け、「延岡市人権教育・啓発推進方針」に基づいた具体的な施策に取り組みます。

(1) 人権問題への積極的な対応

・行政は、様々な人権問題の解決に向け、延岡市人権啓発推進協議会等の関係団体、地域、事業所等と連携し、講演会・研修等の啓発活動に積極的に取り組みます。（行政）
・行政は、インターネットやSNS上の人権侵害に関する啓発活動や、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の周知・広報を進める等、人権を取り巻く環境の変化に対応し、新たな人権問題に関する正しい知識や理解の普及を図ります。（行政）
・事業者は、各種研修への参加や行政が実施する出前講座等の活用により、職場における人権意識の向上に努めます。（事業者）

3. 人権擁護の推進

国や県、関係機関・団体等と連携を図りながら、各相談窓口において誰もがいつでも気軽に相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に取り組みます。

(1) 人権擁護の促進

・行政は、児童や高齢者等への虐待等を未然に防ぐために「なんでも総合相談センター」や関係機関への早期相談を周知するほか、相談内容に応じた人権相談窓口の充実に努めるとともに、法務省の人権擁護機関等の関係機関と連携し、人権擁護の促進を図ります。（行政）
・市民は、人権意識を高め、日常生活の中で互いの人権尊重に努めます。（市民）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
市や延岡市人権啓発推進協議会等が行う人権研修、講座等に参加した市民の数	3,314 人（R6）	3,645 人	3,800 人
延岡市人権啓発推進協議会の会員数	169 団体（R6）	175 団体	180 団体

第 6 部

快適に暮らせるまち

第 1 章 環境保全

第 2 章 廃棄物対策

第 3 章 生活衛生

第 4 章 土地利用

第 5 章 市街地整備

第 6 章 道路

第 1 節 国・県道

第 2 節 市道

第 7 章 住宅

第 1 節 住宅等

第 2 節 空き家

第 8 章 公園緑地

第 9 章 景観

第10章 水道

第11章 下水道

第12章 河川・砂防・港湾・海岸

第13章 中山間地域

体 系 図

第1章 環境保全

- 1. 自然環境の保全
 - (1) 生物の生息状況の把握
 - (2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発
 - (3) 学校における環境保全活動等の推進
- 2. 公害の防止と生活環境の保全
 - (1) 大気・水質の監視
 - (2) 生活排水対策
 - (3) 騒音・振動・悪臭等の監視
- 3. 脱炭素化の推進
 - (1) 脱炭素化の推進
- 4. 環境保全意識の高揚
 - (1) 市民と協働した環境保全活動

第2章 廃棄物対策

- 1. ごみの減量化・適正処理と4Rの推進
 - (1) 市民意識の高揚
 - (2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進
 - (3) ごみ排出抑制の推進
 - (4) プラスチックごみ削減の推進
- 2. 環境に配慮した適正なごみ処理
 - (1) 環境負荷の低減
 - (2) 清掃施設の整備・解体
 - (3) 清掃施設周辺の環境整備

第3章 生活衛生

- 1. 公衆衛生推進活動の充実
 - (1) 公衆衛生推進活動の充実
- 2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進
 - (1) 畜犬登録と狂犬病予防の推進
- 3. 市営墓地の環境整備
 - (1) 市営墓地の環境整備
- 4. 火葬場の維持管理
 - (1) 火葬場の維持管理
- 5. 災害時の防疫対策
 - (1) 災害時の防疫対策

第4章 土地利用

- 1. 計画的な土地利用の推進
 - (1) 計画的な土地利用の推進
- 2. 都市地域の土地利用
 - (1) 市街化区域
 - (2) 市街化調整区域
 - (3) 都市計画区域外
- 3. 農林業地域の土地利用
 - (1) 農地
 - (2) 農村集落
 - (3) 林業地域
- 4. 地籍の明確化
 - (1) 地籍調査の推進

第5章 市街地整備

- 1. 住環境整備の推進
 - (1) 持続可能なまちづくり
- 2. 市街地開発の指導・誘導
 - (1) 開発許可制度の運用
 - (2) 狭あい道路の整備
- 3. 多彩で良好な住環境の形成
 - (1) 安全安心な住まい・まちづくり
 - (2) 環境にやさしい住まいづくり
 - (3) 市街地整備と連携したまちづくり

第6章 道路
第1節 国・県道

- 1.一般国道の整備促進と維持管理
 - (1) 一般国道の整備促進
 - (2) 一般国道の維持管理
- 2.県道の整備促進と維持管理
 - (1) 主要地方道の整備促進
 - (2) 一般県道の整備促進
 - (3) 県道の維持管理
 - (4) 通学路の安全対策

第6章 道路
第2節 市道

- 1.幹線市道の整備
 - (1) 都市計画道路の整備
 - (2) 一、二級市道の整備
- 2.都市計画道路の見直し
 - (1) 都市計画道路の見直し
- 3.橋梁・トンネルの長寿命化
 - (1) 橋梁・トンネルの長寿命化
- 4.その他の市道の整備
 - (1) その他の市道の整備
- 5.道路の交通安全対策
 - (1) 道路の交通安全対策
- 6.道路の維持管理
 - (1) 道路の維持管理

第7章 住宅
第1節 住宅等

- 1.良質な民間住宅ストックの形成
 - (1) 安心・快適で環境に配慮した住情報の提供
 - (2) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進
- 2.市営住宅の整備
 - (1) 建て替えの推進
 - (2) 市営住宅の改善
- 3.市営住宅の管理
 - (1) 維持管理の効率化

第7章 住宅
第2節 空き家

- 1.管理不全な空き家の発生抑制
 - (1) 適正管理意識の高揚
 - (2) 適正なりフォームの促進
 - (3) 管理不全化の防止
- 2.管理不全な空き家の解消
 - (1) 不良個所の改善
 - (2) 不良空家の解消
 - (3) 特定空家等の解消
- 3.空き家の流通促進
 - (1) 空き家・空き店舗・跡地の利用促進
 - (2) 相談窓口の充実

第8章 公園緑地

- 1.都市公園等の整備
 - (1) 憩いの場の創出
 - (2) 地域の特色を活かした公園整備
 - (3) 愛宕山カフェの検討
 - (4) 植物園の魅力アップのための整備
 - (5) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備
- 2.維持管理の充実
 - (1) 市民協働による公園管理
 - (2) 長寿命化や省エネを踏まえた施設の維持保全・更新
 - (3) 公園の情報発信
- 3.花と緑のまちづくり
 - (1) 市民協働による緑化推進
 - (2) 公共施設の緑化

第9章 景観

- 1.景観計画の推進
 - (1) 景観計画の推進
- 2.公共空間の先導的整備
 - (1) 公共空間の先導的整備
- 3.景観形成の促進及び意識啓発
 - (1) 景観形成の誘導
 - (2) 市民意識の啓発

第10章 水道

- 1.安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」
 - (1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制
- 2.強靱な水道「災害に強く、たくましい水道」
 - (1) 危機管理に対応できる水道
 - (2) 適切な施設更新、耐震化
- 3.水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」
 - (1) 長期的に安定した事業基盤
 - (2) 人口減少社会を踏まえた対応

第11章 下水道

- 1.環境保全のための汚水処理
 - (1) 公共下水道の整備
 - (2) 施設の更新と耐震対策・維持管理
 - (3) 循環型社会の構築
 - (4) 水洗化の促進
- 2.施設の統廃合による強化
 - (1) 処理場等施設の統廃合
- 3.浸水対策のための雨水処理
 - (1) 雨水処理施設の整備
- 4.経営の効率化
 - (1) 安定した経営基盤の構築

第12章 河川・砂防 港湾・海岸

- 1.河川及び砂防の整備とまちづくり
 - (1) 河川改修及び地震津波対策の整備促進
 - (2) 小規模河川の整備及び浸水対策
 - (3) 河川環境整備・保全
 - (4) 河川愛護とまちづくり
 - (5) 流域治水への対応
 - (6) 砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備促進
- 2.港湾の整備
 - (1) 地方港湾の整備
- 3.海岸の整備
 - (1) 防災
 - (2) 海岸侵食の対応
 - (3) 海岸の保全

第13章 中山間地域

- 1.持続可能な中山間地域づくり
 - (1) 生活基盤の整備
 - (2) 離島振興及び離島航路の維持・確保
 - (3) 生活サービスの機能維持
 - (4) 地域コミュニティの維持
- 2.豊富な地域資源の活用による地域振興
 - (1) 特色ある地域づくりと産業の振興
 - (2) 交流人口の拡大と定住促進

第1章

環境保全

現状と課題

【1. 自然環境の保全】

- ❑ 自然環境の保全は、生物多様性に富んだ生態系を維持していくためにも重要であり、環境施策上の大きな柱になっています。このため、動植物の生息状況を把握するための自然環境モニタリング調査を行い、自然環境に配慮した公共工事等の実施に努めています。
- ❑ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして2017年に登録された地域は、複雑な地質構造、原生的な自然環境、二次的自然環境が調和しており、幅広い植生と希少な動植物が生息する自然環境を守っていく必要があります。

【2. 公害の防止と生活環境の保全】

- ❑ 大気は、おおむね良好な状態です。近年、国外からの要因と考えられる大気汚染問題が顕在化しています。
- ❑ 水質も、おおむね良好な状態です。下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進によって、生活排水による汚濁負荷の軽減を図っていますが、合併処理浄化槽の転換基数の減少や使用者の適切な維持管理、法定検査の受検率向上が課題となっています。
- ❑ 騒音・振動・悪臭等は、工場や事業場と建設作業現場に起因する公害苦情に加え、規制法の対象外である家庭生活で発生する騒音や悪臭の相談が増加し、解決が長引くケースもあります。また、畜産施設からの悪臭は、測定等による監視を実施しており、以前と比べると改善傾向にあります。

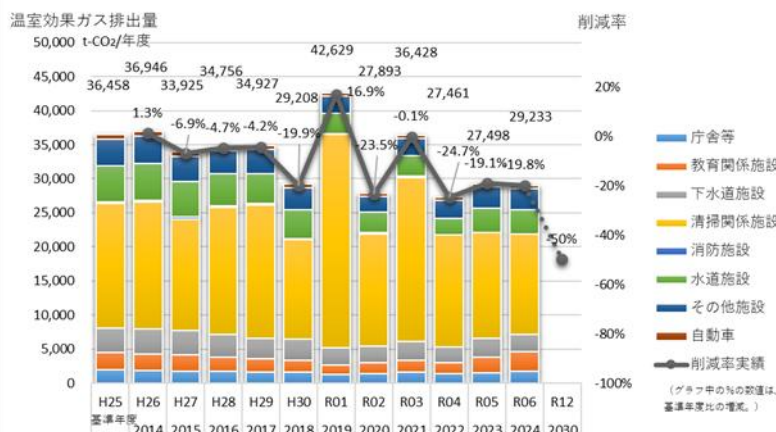
【3. 脱炭素化の推進】

- ❑ 国は、令和2年10月に、地球温暖化対策として2050年までにカーボンニュートラル（CO₂の排出量実質ゼロ）を目指すことを宣言しました。本市においても、令和4年8月に「延岡市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和6年3月には「延岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定して、2030年度までにCO₂排出量を2013年度比で50%削減し、2050年度までにカーボンニュートラルを達成するとの目標を掲げています。これに向けて、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが求められています。
- ❑ 令和4年11月に、一ヶ岡地区が国の「脱炭素先行地域」に選定されたことを受け、令和5年3月には、「延岡脱炭素エネルギーマネジメント㈱」が設立され、市も出資を行ったうえで、先行地域内での再エネ・省エネ設備の導入や住民の意識向上、行動変容に向けた取組が進められています。今後、先行地域内の脱炭素化を進めていくとともに、その取組を全市域に拡大させ、本市全体の脱炭素化を実現していく必要があります。

【4. 環境保全意識の高揚】

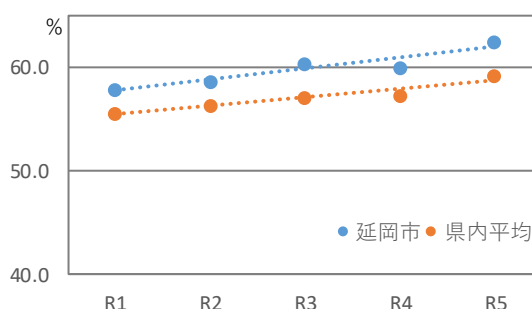
- ❑ 環境問題は、すべての人々が役割を分担しながら取り組むことが重要で、市民・事業者・行政が一体となった環境保全意識の高揚が求められています。
- ❑ 「水郷延岡」と呼ばれるように多くの河川が延岡湾に流れ込み、農業や漁業及び工業など広く市民生活を支えているため、河川や海域の水質に対する市民の関心が高くなっています。
- ❑ 市の中心部を流れる五ヶ瀬川は、国土交通省による全国の一級河川の現況調査において12年連続で全国トップクラスの水質に輝いています。また、美しい白砂が広がる景色が自慢の北浦・下阿蘇ビーチは、環境省が定める快水浴場百選の「特選＝九州 No.1」に選定されています。

温室効果ガスの年度別排出量の推移



浄化槽の法定検査受検率

注）法定検査は、浄化槽が正常に機能しているか指定検査機関が判定する検査





施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 自然環境の保全

生物生息状況についての最新情報を収集し、絶滅危惧種をはじめ動植物の重要な生息地の保護に取り組みます。

ユネスコエコパークを活用した自然と生物多様性の保全に取り組みます。

小中学校において、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育に取り組みます。

(1) 生物の生息状況の把握

・行政は、市民・関係団体の協力を得ながら、絶滅危惧種をはじめ動植物の生息状況等を把握し、定期的な情報更新に努めます。（行政・市民・関係団体）

(2) 動植物の重要な生息場所の保護・啓発

・行政は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の一員として周辺自治体と連携し、継続的な調査を進め、貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修の支援、自然と共生した持続可能な発展を目指します。また、普及啓発や地域を支える人材の育成を図るため、パンフレットの作成や次世代育成につながる取組を推進します。（行政）

・行政は、自然環境に配慮した公共工事等を推進するとともに、関係団体と連携しながら市民が自然と触れ合える場所の確保に努めます。（行政・関係団体）

(3) 学校における環境保全活動等の推進

・学校は、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点をもった教育課程を通して、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。（学校）

・行政は、ESDの推進拠点となるユネスコスクール加盟登録及び活動の維持に係る支援を行います。（行政）

2. 公害の防止と生活環境の保全

水質・大気等が良好な状態を保ちます。

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置補助による生活排水対策を進め、家庭からの水質汚濁防止対策を推進します。

騒音・振動・悪臭苦情等の少ない良好な生活環境を目指します。

(1) 大気・水質の監視

・行政は、大気・水質の監視を実施するとともに、関係機関や市民と連携して保全に努めます。また、測定結果等の情報を市民に提供します。（行政・関係機関・市民）

(2) 生活排水対策

・行政は、下水道整備や、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、転換時の浄化槽設置費や宅内配管工事費・撤去費等の補助に取り組みます。また、関係機関と連携して浄化槽設置者へ維持管理等について啓発を行います。（行政・関係機関）

・市民及び事業所は、生活排水による水質汚濁防止のため、下水道へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の設置及び施設の適切な維持管理を行います。（市民・関係団体）

(3) 騒音・振動・悪臭等の監視

・行政は、騒音・振動・悪臭等について、関係部署との協議を行いながら監視・指導を行います。（行政）

3. 脱炭素化の推進

地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現に向け、市が率先して事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、各家庭や事業所における取組を促進します。

(1) 脱炭素化の推進

・行政は、事務事業における省エネや公共施設への再エネの導入、公用車への電動車の導入を推進するとともに、森林整備によるCO₂吸収量の確保、維持に努めます。また脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者に対して、意識向上と行動変容を図る取組や、マイカー依存の低減を図る取組を推進するとともに、太陽光発電をはじめ、風力発電や小水力発電等も含めた再エネの導入を促進します。（行政）

・市民及び事業者は、省エネ行動や省エネ設備、電動車等の導入に努めるとともに、太陽光発電設備や蓄電池の導入など、再エネへの転換に努めます。（市民・関係団体）

4. 環境保全意識の高揚

市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を目指します。

(1) 市民と協働した環境保全活動

・行政は、関係団体及び市民と協力し、アースデイやクリーンアップ宮崎等の活動や研修会等を通じて環境保全意識の向上に努めます。（行政・市民・関係団体）

・市民及び事業所は、水質改善の意識をさらに高め、家庭での教育をはじめ、小学生を対象とした環境学習など様々な機会を通して、全国トップクラスの水質を守っていきます。（市民・関係団体）

・行政は、ユネスコエコパークの拠点を整備し、市内外に向けて情報発信を行い、観光誘客も推進しながら、環境の素晴らしさに対する共感の輪を広げ、環境保全の啓発を行っています。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
浄化槽の設置補助数(累計)	4,013 件 (R6)	4,133 件	4,233 件
温室効果ガス排出削減率 (延岡市の事務事業：H25 年度比)	△19.8% (R6)	△50.0%	△62.5%

第2章

廃棄物対策

現状と課題

【1. ごみの減量化・適正処理と4 Rの推進】

- ❑ 環境負荷の低減と循環型社会の形成を図るため、行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化とリサイクルの推進を図っています。
- ❑ ごみの減量化とリサイクルの推進には、市民一人ひとりが日々の生活において、プラスチックごみ等のごみ問題による環境への負荷低減を常に意識することにより、4 Rの取組（下記イメージ図）を継続することが求められています。
- ❑ ごみの効率的・効果的な分別回収、啓発活動など様々な施策による効果の検証を行い、その充実を図るため、行政・事業者・市民の相互協力体制の確立を進めていく必要があります。
- ❑ 違反ごみや海洋プラスチック問題にもつながる不法投棄、災害発生時の廃棄物処理対策において、行政・市民・関係機関が連携して取り組む必要があります。大規模な災害が発生した場合は、「延岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかで適切な災害対応が求められます。

【2. 環境に配慮した適正なごみ処理】

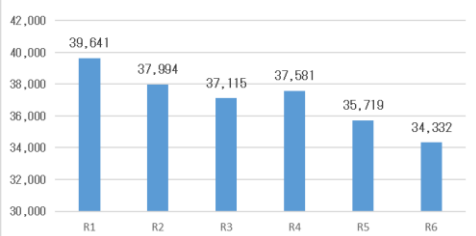
- ❑ 清掃施設では、安心・安全で効率的な運転管理に努めながら適正な廃棄物処理を行っています。
- ❑ 清掃施設からの排気や排水等は、法令で定める基準値よりもさらに厳しい施設基準値を設ける等、環境に配慮した運転を行っています。
- ❑ 循環型社会を目指すため、清掃工場で発生する熱エネルギーの利用（発電等）や焼却灰のリサイクル（セメント原料化等）、ごみ処理過程で発生する金属の回収等に取り組んでいます。
- ❑ ごみを継続して適正に処理していくためには、清掃施設の計画的な点検・整備及び強靱化・延命化を含め施設の更新を行う必要があります。
- ❑ 清掃施設は周辺の地域住民の理解のもとに運営されているため、地域の環境整備を続けていくことが求められています。



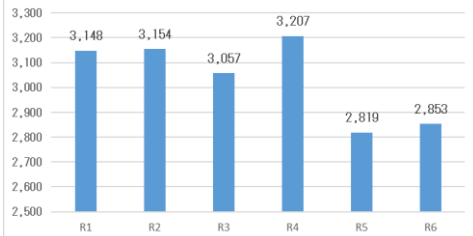
延岡市ごみ減量十ヶ条

- ① 使い捨て商品は、なるべく買わない。
- ② 過剰包装は断る。
- ③ 買い物のときは、買い物袋を持参する。
- ④ 詰め替え商品を利用する。
- ⑤ 食品は買いすぎず、作りすぎず、残さないようにする。
- ⑥ 利用できるけど使用しないものは、人に譲るかフリーマーケットなどへ出し再利用してもらう。
- ⑦ 使えるものは最後まで使う。
- ⑧ リサイクル商品を進んで購入する。
- ⑨ 直せる家電製品などは直して使う。
- ⑩ きちんと分別し、資源物回収に協力する。

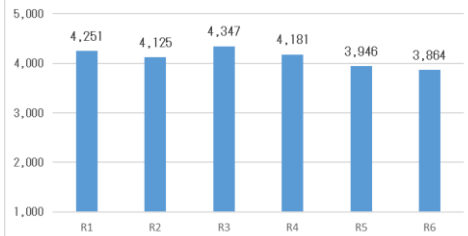
燃やすごみ (t)



燃やさないごみ (t)



資源物 (t)





施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.ごみの減量化・適正処理と4Rの推進

行政・事業者・市民が一体となってごみの減量化・資源物のリサイクル、ごみ問題等に取り組み、さらには地球環境に貢献し、次世代にも豊かな自然を継承できる循環型社会を目指します。

(1) 市民意識の高揚

- ・行政は、出前講座やイベント、ホームページやSNS等の広報活動等を通じた啓発に努め、市民や事業者と一体となった4Rの取組を推進します。(行政・事業者・市民)
- ・行政は、地区住民と協力し、ごみステーションの適切な維持管理を通して、違反ごみ対策等に努めます。(行政・市民)
- ・行政は、不法投棄防止対策として関係機関との連携によるパトロールや啓発看板設置等の取組を推進します。(行政・関係機関)
- ・行政は、ごみ出しルール等をこれまで以上に市民にわかりやすく伝え、市民の適切なごみ排出を促進します。(行政)

(2) 廃棄物の分別・リサイクルの推進

- ・行政は、排出者責任の観点から、市民・事業者によるごみ排出時の分別徹底を促すとともに、資源物の一層のリサイクルを推進し、引き続きごみの資源化に取り組みます。(行政・事業者・市民)

(3) ごみ排出抑制の推進

- ・行政は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成21年度より実施しているごみ処理有料化によるごみの排出抑制やリサイクルの推進を継続するとともに、減量化・資源化効果の検証を進め、制度の充実を図ります。(行政)
- ・市民は「延岡市ごみ減量十ヶ条」に沿ったライフスタイルを意識し、ごみ排出抑制に努めます。(市民)
- ・事業者はごみの適正処理やリサイクル制度等の活用によりごみ排出抑制に努めます。(事業者)
- ・行政は、食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制・減量化及び再生利用の促進を図ります。(行政・事業者・市民)

(4) プラスチックごみ削減の推進

- ・行政は、プラスチックごみについて、国の方向性も踏まえながら、4Rの取組をはじめとした排出抑制を進めるとともに、新たに製品プラスチックの資源物としての分別収集に取り組みます。(行政)

2.環境に配慮した適正なごみ処理

環境負荷の低減と循環型社会の形成を図るとともに、清掃施設の安心・安全で効率的な運用と維持管理に努めます。

(1) 環境負荷の低減

- ・行政は、公共施設での省エネや再生可能エネルギー等の調査研究に取り組むとともに、市民・事業者と連携し、ごみの分別・減量化の推進等により、温室効果ガスの排出削減に努めます。(行政・市民・関係団体)
- ・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。また、市の一般廃棄物処理基本計画に従い、市が行う廃棄物処理に協力します。(事業者)

(2) 清掃施設の整備・解体

- ・行政は、ごみ処理能力の維持向上を図るため、施設や設備の適切な点検・整備を継続するとともに、施設の強靱化・延命化並びに建て替えなどの施設整備を行います。閉鎖後老朽化した清掃施設の解体について検討を行い、一部解体を実施します。(行政)

(3) 清掃施設周辺の環境整備

- ・行政は、清掃施設とその周辺地域との良好な相互協力関係を保つため、周辺地域の環境整備を継続して実施します。(行政)

主要な指標

内容	現 状	R12	R17
産業廃棄物混入検査(イベントごみ検査を含む)	19回/年(R6)	20回/年	20回/年
出前講座(分別説明会含む)	41回/年(R6)	40回/年	40回/年
ごみ搬入量(燃やすごみ・燃やさないごみ)	37,185 t/年(R6)	31,787 t/年	28,233 t/年

第 3 章

生活衛生

現状と課題

【1. 公衆衛生推進活動の充実】

- ❑ 経営困難な公衆浴場に対し補助金を交付することで経営の安定化を図り、市民の公衆衛生の向上に寄与しています。また、食品衛生については、延岡地区食品衛生協会が食品事業者への巡回指導や食中毒予防等の啓発活動を行っています。

【2. 畜犬登録と狂犬病予防の推進】

- ❑ 畜犬登録及び狂犬病予防接種は法律で義務付けられていますが、昭和 32 年以来日本での発生が無いと、その予防に対する意識が薄れています。このため、畜犬登録台帳の整備による頭数把握を行い狂犬病予防注射の接種率の向上に取り組んでいます。

【3. 市営墓地の環境整備】

- ❑ 市営墓地については、墓参者や周辺環境に配慮した安全対策や維持管理に努めていますが、少子高齢化、核家族化の影響による無縁化した墳墓への対応や老朽化した無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた合葬墓等の必要性について検討する時期となっています。

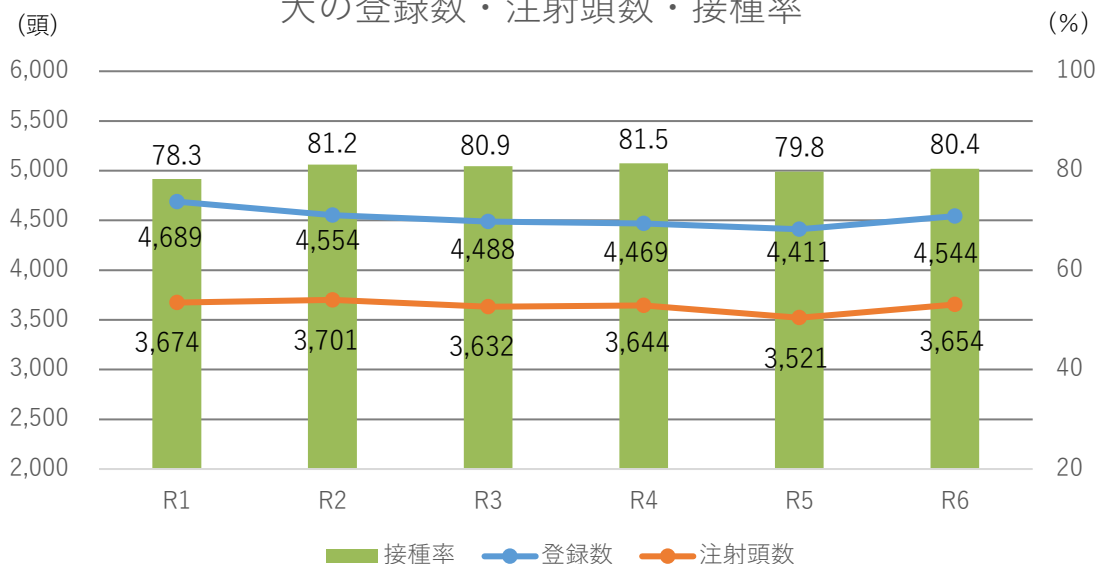
【4. 火葬場の維持管理】

- ❑ 延岡市斎場「いのちの杜」は、業務委託を行いつつ、円滑な火葬業務を実施するとともに充実した市民サービスの提供を行っています。火葬炉の維持管理については、その性能を維持するために、年次的な補修に取り組んでいます。

【5. 災害時の防疫対策】

- ❑ 大規模災害時には衛生環境が悪化し、害虫等を媒介とする多様な感染症の発生や蔓延が心配されます。このため災害時の初期対応を図るため各種消毒薬や噴霧機材を準備し、速やかな消毒体制の整備に取り組んでいます。また、大規模災害に対応するためには、関係団体等の協力を得る等、実践的な体制を整備する必要があります。

犬の登録数・注射頭数・接種率



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.公衆衛生推進活動の充実

市民の公衆衛生の向上に寄与し、食品衛生に対する市民への啓発活動を行います。

(1) 公衆衛生推進活動の充実

- ・行政は、公衆衛生の向上と市民の公衆浴場の利用機会を確保し、公衆浴場の経営安定化を図るため支援に努めます。（行政）
- ・行政は、延岡地区食品衛生協会が実施している食中毒の予防及び手洗い運動等への支援や市民の食品衛生に対する意識の向上・普及啓発活動に努めます。（行政・関係団体）

2.畜犬登録と狂犬病予防の推進

すべての飼い犬が適正に管理され、狂犬病の不安のないまちを目指します。

(1) 畜犬登録と狂犬病予防の推進

- ・行政は、関係団体と連携しながら、犬の登録や狂犬病予防接種推進について広報するとともに放し飼いや野犬を発生させないなど、適正な飼い方等の啓発活動を推進し、市民と動物が共生し、安心・安全な暮らしができるまちを目指します。（行政・関係団体）

3.市営墓地の環境整備

安全で安心な墓参ができるよう墓地環境の整備を行い、必要な施設の整備に取り組みます。

(1) 市営墓地の環境整備

- ・行政は、市民の利便性を考慮しながら、墓地の清掃や危険個所の補修等の必要な施設の整備を行い、安全、清潔な心落ち着く墓地環境を維持するとともに、無縁化した墳墓への対応や老朽化した無縁納骨堂の改修及び市民のニーズに応じた合葬墓等の必要性について検討します。（行政）

4.火葬場の維持管理

施設の計画的な維持管理を行い、円滑な火葬業務を実施し、充実した市民サービスの提供を行います。

(1) 火葬場の維持管理

- ・行政は、充実した市民サービスの提供を行うため、円滑な火葬業務を実施し、施設の計画的な修繕や維持管理に努めながら、故人との最後のお別れの場として、ご遺族に配慮した施設運営を目指します。（行政）

5.災害時の防疫対策

大規模災害時には、行政と関係団体等が一体となった速やかな消毒作業が行えるよう体制を整備します。

(1) 災害時の防疫対策

- ・行政は、災害時用の消毒薬と噴霧機材を準備するなど、災害時を想定し、関係団体等と連携した消毒体制の整備を図ります。（行政・関係団体）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
狂犬病予防注射接種率	80.4%（R6）	82.0%	84.0%

第4章

土地利用

現状と課題

【1. 計画的な土地利用の推進】

- 本市は、計画的な土地利用や効率的な都市整備を行うため、一体の都市として整備、開発及び保全する区域として定めた「都市計画区域」と、この区域以外の「都市計画区域外の地域」に分かれています。「都市計画区域」においては、市街地整備を進める「市街化区域」と、原則として開発を抑制する「市街化調整区域」に分ける区域区分（線引）制度を導入しています。
- 今後の人口減少や少子高齢化の進行を見据え、日常生活に必要な都市機能の維持や財政面及び経済面における持続可能な都市経営のため、「持続可能なまちづくり」を目指すことを目的に、令和7年3月に「延岡市立地適正化計画」を策定しています。

【2. 都市地域の土地利用】

- 住宅地については、計画的な基盤整備が行われずに宅地化された地区において、生活道路が不整形であり幅員も狭い等、住環境や防災面における問題を抱えています。また、人口減少等に伴う空き家の増加が懸念されます。
- 商業地については、郊外型店舗や＊ロードサイド店舗の出店に伴い、全国的にも、また本市においても中心市街地の空洞化が進んでいます。
- 工業地については、本市は山と海に囲まれた平地に乏しい地形であるため、新たな工業用地等の確保が市街化区域のみでは厳しい状況にあります。

【3. 農林業地域の土地利用】

- 農業振興地域制度において、土地改良事業が施行された区域などは、農地転用が特に厳しく制限される農用地区域に設定されています。食料生産の基盤である農地の維持・保全は重要であり、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画区域内の農地など、今後も農業上の利用を確保することが必要な土地について、農地法など関係法令に基づく適正利用を図る必要があります。
- 本市の森林面積は73,399haであり、そのうち64,023haが民有林となっています。森林地域を水源かん養機能や山地災害防止機能、生物多様性機能、木材等生産機能など9つの機能に分類し、管理を行うこととしています。一方、森林所有者の経営管理意欲の減退や境界が不明確な森林の存在など、適切な管理が行われないことにより多面的機能の低下が懸念されています。

【4. 地籍の明確化】

- 本市は、土地利用の高度化や土地取引の円滑化を図る目的から、地籍調査を昭和54年度から実施しております。しかしながら、令和6年度末時点での進捗率は、面積ベースで約54.6%（全国平均：53.0%、宮崎県平均74.2%）となっており、調査完了までには相当の年数を要することが想定されます。また、特に、市街地を抱える旧延岡管内の進捗率に至っては、25.5%と極端に低い状況にあるため、今後さらに有効的な調査区域の選定等を図っていく必要があります。

人口内訳（国勢調査より）

（人）

基準日	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
H7.10.1	126,629	121,736	108,331	13,405
H12.10.1	124,761	120,183	107,282	12,901
H17.10.1	135,182	117,261	105,015	12,246
H22.10.1	131,182	114,935	103,559	11,376
H27.10.1	125,159	110,685	100,200	10,485
R2.10.1	118,394	105,500	95,742	9,758

＊ロードサイド店舗…幹線道路など通行量の多い道路の沿線において、自家用車・オートバイ・自転車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 計画的な土地利用の推進

人口減少・超高齢社会の到来における新しい時代に対応した人や環境にやさしい都市の実現のため、様々な都市機能や居住機能が集約された都市づくりを目指すとともに、社会基盤の効率的な維持管理が可能となる土地利用を進めていきます。

2. 都市地域の土地利用

市街化区域については、持続可能なまちの都市構造を目指し、都市機能の集積や居住の誘導を図ります。また、市街化調整区域については、*地区計画による工業用地等の計画的な整備を検討する等、無秩序な開発を抑制し、適切な土地利用を進めていきます。

3. 農林業地域の土地利用

農振法、農地法、農業経営基盤強化促進法等の適正な運用により、優良農地を確保し、無秩序な開発を抑制するとともに、農地の積極的な保全と有効利用に努めます。また、国土の保全、水源かん養等の公益的機能と木材生産機能の調和を図りながら、林道等の整備を進め森林の適正な管理に努めます。

4. 地籍の明確化

高齢化に伴い境界確認の困難化が進む山間部や、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震による浸水想定区域に指定される沿岸部においては、災害からの早期復旧等の観点から、優先的な調査実施に努め、地籍の明確化を進めていきます。また、民間開発行為の測量データを活用した調査手法にも取り組んでいきます。

(1) 計画的な土地利用の推進

- ・行政は、国土利用計画をはじめ、都市計画マスタープランなど各種の土地利用計画に基づき、土地利用の調整及び計画的な利用を実施します。（行政）
- ・行政は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が各地域の拠点的エリアにできるだけ集約される等、市街地の拡大を抑制しながら、居住者が身近に生活サービスを利用できる「持続可能なまち」をつくるため、立地適正化計画に基づいたまちづくりを推進します。（行政）

(1) 市街化区域

- ・行政は、市街地の拡散を抑制し、持続可能な都市構造を目指して、都市機能の集積や居住の誘導を図るため、立地適正化計画に定める取り組みを推進します。（行政）
- ・行政は、地域の特性に応じた効率的な整備手法による住環境整備を検討します。（行政）
- ・市民は、既存市街地内用地の有効活用を図っていくことが期待されます。（市民）
- ・事業者は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能立地に当たっては、人口減少を見据えた配置を考慮します。（事業者）

(2) 市街化調整区域

- ・行政は、クレアパーク延岡等における新たな産業団地の用地について地区計画制度を活用し整備を推進します。（行政）

(3) 都市計画区域外

- ・行政は、既存の集落を維持するとともに、旧北方町、旧北浦町、旧北川町の中心部において、地域の中心的な拠点としての機能強化に努めます。（行政）

(1) 農地

- ・行政は、優良農地については農用区域として確保しながら、恵まれた自然環境と調和した土地利用を推進します。また、農地利用最適化活動を通して遊休農地化の未然の防止・解消に努めます。さらに、地域計画に基づく取組を推進するとともに、農地の集積・集約化により効率的な農地利用を促進し、農用地の保全を図ります。（行政）

(2) 農村集落

- ・行政は、生活道路や排水施設、ため池等の計画的な点検・整備を行い、農村集落における安心・安全な居住環境の確保と生産環境の改善を図ります。（行政）

(3) 林業地域

- ・行政は、水源かん養機能、生物多様性機能、木材等生産機能などの機能区分に沿った森林管理に努めるとともに、林道等の基盤整備や間伐等による山林の適正管理により、持続可能な森林づくりに努めます。また、「適地適木」の考えのもと、天然林化や針広混交林への誘導を進め、保水力や治水力を強化するなど公益的機能の維持増進を図ります。（行政）

(1) 地籍調査の推進

- ・行政は、既存の調査手法に加え、新たに山間部においては航空写真測量やレーザー測量のデータ、都市部においては、民間測量データの活用など、新しい測量技術を活用した効率的な地籍調査手法や地籍調査以外の測量成果をさらに活用できる仕組みを構築し、地籍調査の効率的な実施に努め、進捗率の推進に取り組んでいきます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
地籍調査における要調査面積における進捗率※調査済面積には調査中を含む。	54.60%（R6）	56.70%	58.50%

* 地区計画・・・一定のエリアにおいて、建築物の建築形態、公共施設その他、各街区を整備・開発及び保全するための、地区レベルの都市計画。特色としては、市街化調整区域でも定めることができる。

第5章

市街地整備

現状と課題

【1. 住環境整備の推進】

- ❑ 本市の市街地整備は、道路・公園等公共施設の整備改善と宅地の利用増進を一体的に進める土地区画整理事業により、市街化区域 2,510ha のうち約 664ha で行われてきました。
- ❑ 土地区画整理事業は、*減歩や権利の調整、事業の長期化等の問題があることから、地域住民の理解が得られにくい事業であり、地域住民の合意形成が大きな課題となっています。
- ❑ 人口減少や少子高齢化などの社会情勢も変化していることから、従来の土地区画整理事業に限らず、地域の特性に合った住環境整備を進めることが課題となっています。

【2. 市街地開発の指導・誘導】

- ❑ 本市の都市計画区域の面積は 10,376ha で、行政区の面積 86,802ha の 12%を占めます。そのうち、市街化区域の面積は 2,510ha で、都市計画区域面積の 24%にあたります。
- ❑ 昭和初期から市街地の中心部において、土地区画整理事業や戦災復興事業・市街地再開発事業等が行われています。それらの事業の区域面積は 825.2ha で市街化区域面積の 33%を占めます。
- ❑ 良好な住環境の形成と保全等を目的とした地区計画を 5 地区・28ha、隣接する住環境に配慮し、商業施設の整備を目的とした再開発地区計画を 1 地区・5 ha を指定しています。
- ❑ 昭和 46 年以降、民間による 1,119ha の開発行為が行われました。ここ数年の開発許可については、年間 1 件程度、0.3ha 程度の開発が行われています。
- ❑ 平成 12 年度の狭あい道路拡幅整備事業導入以降、令和 6 年度までに 861 件、18km の道路拡幅整備を行いました。が、まだ市内には幅員 4 m未満の道路が数多く存在しています。

【3. 多彩で良好な住環境の形成】

- ❑ 宮崎県の発表した南海トラフ巨大地震における最悪の被害想定では死者が約 3,300 名、約 17,000 棟の建築物が全壊・焼失すると予測されています。木造住宅等の耐震化や素早い避難行動等の減災対策をとることが課題となっています。（令和 7 年 4 月延岡市地域防災計画）
- ❑ 自然環境の保全や地球環境にやさしい住まいづくり・まちづくりにより豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくこと、また、誰でも移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインを取り入れた視点でのまちづくりが求められています。
- ❑ 近年、既存の建築物や建築設備については、未然に火災事故などを防ぐためにも、適切に維持保全し、安全性を推進することが求められています。

市街地整備の状況		
区分	面積	備考
土地区画整理事業	663. 6ha	戦前の土地区画整理事業 277. 9ha
		戦後の土地区画整理事業 385. 7ha
その他の主な市街地開発事業	161. 5ha	西階地区総合開発事業 49. 5ha
		一ヶ岡新住宅市街地開発事業 93. 8ha
		延岡鉄工団地集団化事業 18. 2ha
公園・緑地・緑道・墓地	162. 63ha	街区公園 83ヶ所 17. 34ha
		近隣公園 4ヶ所 10. 48ha
		地区公園 1ヶ所 5. 8ha
		運動公園 1ヶ所 46. 8ha
		特殊公園 5ヶ所 47. 9ha
		緑地 20ヶ所 34. 31ha
開発許可による開発	1, 119ha	昭和46年以降（市街化調整区域を含む）

* 減歩…事業において、宅地の面積が減ること。

施策の展開	取組項目（役割分担）
1.住環境整備の推進 現在のまちの良さを活かしながら、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保できるよう、地域の特性に合った持続可能なまちづくりを推進します。	(1) 持続可能なまちづくり ・行政は、地区計画制度など各地域の特性に合った効率的な住環境の整備手法と住民参加による協働のまちづくりを検討します。（行政） ・市民は、市街地整備が必要な地域においては、地域の特性を把握し、住民説明会等へ積極的に参加します。（市民）
2.市街地開発の指導・誘導 周辺住民の安全安心のために開発許可制度の周知や民間開発による良好な市街地整備の指導・誘導に努めます。また、狭あい道路の解消を進め、住環境の向上を目指します。	(1) 開発許可制度の運用 ・行政は、開発行為における宅地の安全性・機能性の確保とともに都市景観にも配慮した「まちづくり」が図られるよう開発事業者を誘導し、各種の造成行為における指導監督に努めます。（行政） (2) 狭あい道路の整備 ・行政は、安全な住宅市街地の形成と建築活動の円滑化を図るため、「狭あい道路拡幅整備事業」を推進します。（行政）
3.多彩で良好な住環境の形成 被害低減に効果的な建築物の耐震化を促進し、避難訓練等による減災対策に取り組みます。また、都市景観等やアメニティに配慮しユニバーサルデザインの視点に立った市街地整備と連携したまちづくりの形成を目指します。さらに、既存建築物や建築設備の維持保全を推進し、災害に強く、安全安心なまちづくりを目指します。	(1) 安全安心な住まい・まちづくり ・行政は、安全安心な基盤整備を促進し、災害発生時の被害低減に効果的な災害対策を進めます。また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、移動や利用を助ける多言語化を含めた「わかりやすい」案内や、誘導に配慮したまちづくりに取り組みます。（行政） (2) 環境にやさしい住まいづくり ・行政は、省エネ・省資源で環境に配慮した長期優良住宅等の普及促進を図り、住まいづくりにおける環境に配慮した工法や建材選び等の情報提供を行います。（行政） ・市民は、安全安心で環境に優しく、長期にわたり大切に使われる住まいづくりに取り組みます。（市民） (3) 市街地整備と連携したまちづくり ・行政は、災害に強いまちづくりのために木造住宅等の耐震化の向上に努めるとともに、既存建築物及び建築設備について維持保全を推進し、安全性を確保します。（行政） ・事業者は、災害に強く都市環境にも配慮した良好な住環境づくりに取り組みます。（事業者）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
* 特定建築物の耐震化率	90.25%（R6）	92%	95%
* 認定長期優良住宅の割合	28.6%（R6）	33%	35%

* 特定建築物…「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する、多数の者が利用する建築物及び危険物を取り扱う建築物のうち、一定規模（階数、面積）以上の建築物

* 認定長期優良住宅…「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に示されている、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として、所管行政庁から認定を受けた住宅

第6章

道路

第1節 国・県道

現状と課題

【1. 一般国道の整備】

- ❑ 一般国道については、延長約 152.5km のうち 97.9%が改良されています。
- ❑ 国道 10 号は、塩浜町～門川町加草間（約 5.3km）について、朝夕の交通混雑が常態化しており、混雑解消の対策に取り組むよう国に働きかけていく必要があります。
- ❑ 国道 10 号延岡南道路は、* 中型車以上が利用しやすくし、地域の生活道路に入り込みにくくすることで、地域の安全性を向上させることを目的として、令和 2 年 3 月 30 日より料金を変更するとともに、新たな料金所が延岡南 IC に設置されました。
- ❑ 国道 218 号は、北方町に架かる干支大橋、天馬大橋、ひつじ橋、槇峰大橋の補強・補修工事により橋梁の耐震化が行われております。延岡市舞野工区、高野工区の歩道整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。

【2. 県道の整備】

- ❑ 主要地方道と一般県道は、延長約 167.0km のうち 49.4%が改良されています。
- ❑ 県道は、通学路になっている所もあり毎年、関係機関共同による通学路点検を行う等、安全対策が望まれています。
- ❑ 主要地方道は、稲葉崎平原線構口工区、平原工区の 4 車線化に合わせた無電柱化、北方土々呂線沖田工区、小野工区、北川北浦線三川内工区、小長谷工区の未改良部分の整備が行われておりますが、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- ❑ 一般県道岩戸延岡線桑平橋工区は、老朽橋の架替、黒岩工区、妙工区、宇和田工区は、道路改良、大野 1 工区は、歩道整備が行われており、安心・安全な交通を図るため早期完成が望まれています。
- ❑ 山間部の利便性の向上と観光振興に資するため、板上曾木線板下工区、上祝子綱の瀬線片内工区の未改良区間の整備が行われており、今後の整備促進には既存の地元整備期成同盟会との連携が大変重要です。

国・県道の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

道路区分	路線数	延長(m)	道路比率	改良延長(m)	改良率
国 道	4	152,510	47.7%	149,320	97.9%
県 道	20	167,014	52.3%	82,585	49.4%
計	24	319,524	100.0%	231,905	72.6%

資料：道路施設現況調書(宮崎県県土整備部道路保全課)

注) 現道、旧道及び新道を含む。有料道路及び自転車道を含む。改良率は幅員 5.5m 未満を含む。

* 中型車…総重量 5t 以上 11t 未満かつ乗車定員 11 人以上 29 人以下の自動車

取組項目（役割分担）

(1) 一般国道の整備促進

- ・行政は、関係団体と連携しながら、渋滞対策や交差点改良・歩道設置等の安全対策の早期整備及び大規模橋梁の耐震化の整備促進について要望します。（行政）
- ・行政は、関係団体と連携しながら、延岡南道路利用料金引き下げによる周辺道路への効果の検証を行うため、交通量調査等を実施し、国道 10 号の状況を検証しながら、交通混雑の解消について要望します。（行政）

(2) 一般国道の維持管理

- ・ 行政は、関係団体、市民と連携しながら、一般国道の適切な維持管理について要望します。（行政・関係団体・市民）
- ・ 市民は、国が実施するボランティアサポートプログラム、道守活動に積極的に参加し、引き続き道路の美化清掃等に取り組みます。（市民）

(1)主要地方道の整備促進

- ・行政は、関係団体と連携しながら、県道稲葉崎平原線構口工区、平原工区の４車線化と無電柱化等の未改良部分の整備促進について要望します。（行政）
- ・行政は、県道北川北浦線三川内工区、小長谷工区及び県道北方土々呂線沖田工区、小野工区の整備促進について要望します。（行政）

(2) 一般県道の整備促進

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、未改良部分の整備促進、安全性と利便性の向上について要望します。（行政・関係団体・市民）

(3) 県道の維持管理

- ・行政は、関係団体、市民と連携しながら、県道の適切な維持管理について要望します。
（行政・関係団体・市民）
- ・市民は、県が実施する道路愛護活動支援事業等に積極的に参加し、引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。（市民）

(4) 通学路の安全対策

- ・行政は、関係団体、市民と連携し、共同による通学路の点検を通学路安全プログラムにより今後も継続的に行いながら、通学路の安全対策について要望します。（行政・関係団体・市民）

内容	現状	R12	R17
国道の改良率	97.9% (R6)	98.0%	98.1%
県道の改良率	49.4% (R6)	49.8%	50.2%



第6章

道路

第2節 市道

現状と課題

【1. 幹線市道の整備】

- 都市計画道路は、令和7年4月1日時点で82.7%が整備済（暫定供用含む）であるが、長期未着手の路線も残っています。
- 一、二級市道においては、令和2年度までに行った舗装の状態調査により、調査路線の約69.5%（約L=138km）で修繕が必要と判断されました。これらの箇所すべてを整備するには、膨大な費用と期間が掛かるといった課題があります。
- 歩道のバリアフリー化など障がい者等に優しい道路の整備が求められています。

【2. 都市計画道路の見直し】

- 計画決定後長期未着手となっている都市計画道路においては、人口減少と少子高齢化の進行、市街地拡大の収束など社会経済情勢の変化により、計画決定された時点の必要性や位置付けに変化が生じています。

【3. 橋梁・トンネルの長寿命化】

- 市道にある687の橋梁と9のトンネルは、高度経済成長期に建設された施設が多く、建設後50年を経過するものが今後20年で82%を超える等、施設の老朽化に伴う補修や架け替え費用が急速に増加するという現状があります。

【4. その他市道の整備】

- 幅員狭小道路は、緊急車両の乗り入れや車の離合等に不便なことから、早期の整備が求められています。
- 市道延長1,459kmのうち未改良延長は443kmあり、そのうち435kmは、車道幅員が3.5m未満の道路で、改良箇所が膨大であるという現状があります。

【5. 道路の交通安全対策】

- 市内の道路には歩道未設置箇所や見通しの悪い交差点など、様々な問題を抱えた路線が数多く存在します。
- 安心・安全な道路環境を確保するために、通学路の整備をはじめ早急な交通安全対策の取組を行っております。

【6. 道路の維持管理】

- 道路の維持管理は、道路損壊等の早期発見と迅速な修繕を行うことが求められ、行政・関連団体・市民が連携する必要があります。
- 道路の附属物（街路灯、標識、路側構造物等）が、老朽化しているものが数多く存在します。
- 市道の延長は1,459kmと長大で、全路線の草刈り等の頻度を上げることは容易ではありませんが、特に「まちな顔」となるエリア等で十分な草刈りが実施できていない現状があります。
- 道路愛護の啓発を図ることにより、市民生活に欠かせない身近な道路として市民一人ひとりの道路愛護意識を高めることが必要であります。

市道の現況（令和7年4月1日現在）

道路延長(km)	改良		舗装		橋梁 (本)	トンネル (本)	路 線 数	
	改良延長(km)	改良率	舗装延長(km)	舗装率				
1459.0	1016.3	69.7%	1284.0	88.0%	687	9	一級市道	70路線
							二級市道	69路線
							その他	3,746路線
							計	3,885路線

改良率は、改良延長を道路延長で割ったもの（道路幅員4.0m以上）

施策の展開	取組項目（役割分担）
1.幹線市道の整備 都市計画道路の整備を行うとともに、地域の状況に応じた整備、舗装の長寿命化や安全性、利便性の向上に取り組めます。	(1) 都市計画道路の整備 ・行政は、未整備の都市計画道路について、必要性を検証した上で、整備優先度を勘案し、計画的な事業の実施を検討します。（行政） (2) 一、二級市道の整備 ・行政は、古川松山線、西出北通線、三須小野線等の拡幅及び歩道新設や既存歩道のバリアフリー化を実施します。（行政） ・行政は、「道路長寿命化修繕計画」により計画的な舗装の修繕や更新の実施を図ります。また、維持管理費のコスト縮減と平準化に努めます。（行政）
2.都市計画道路の見直し 様々な土地利用がなされている区域を通過しており、区間毎における整備の必要性について再検証する等、適切な見直しを図ります。	(1) 都市計画道路の見直し ・行政は、長期未着手の都市計画道路については、区間毎に地域の実情を踏まえた上での必要性や実現性の評価による結果をもとに「延岡市都市計画道路見直し方針」の改定を行い、都市計画道路の見直しを図ります。（行政）
3.橋梁・トンネルの長寿命化 計画的な修繕や更新を実施することで橋梁・トンネルの長寿命化に取り組めます。	(1) 橋梁・トンネルの長寿命化 ・行政は、「定期点検要領」に基づき5年に1度の定期点検を行い、長寿命化修繕計画により計画的な修繕や更新の実施を推進します。また、早期に補修を行うことで長寿命化を図るとともに、維持管理費のコスト縮減と平準化を図ります。（行政）
4.その他の市道の整備 地域性や利用状況にあった整備をすることで、利便性・安全性の向上に取り組めます。	(1) その他の市道の整備 ・行政は、地域の状況に応じた生活道路の整備を実施します。（行政） ・行政は、特に緊急車両の通行に支障をきたしている路線等の部分的改良や離合箇所の設置を、安心安全プラスワン改良事業により順次取り組めます。（行政）
5.道路の交通安全対策 各路線で抱える問題、地域性、利用状況を的確に把握し、車両や歩行者等の安全の確保に取り組めます。	(1) 道路の交通安全対策 ・行政は、道路の安全を確保するための安全点検を推進し、その結果、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ等の安全施設及び区画線の設置や更新を実施します。（行政） ・行政、関係団体、市民は、通学路安全プログラムにより国・県・学校等と共同で通学路の点検を今後も継続的に行いながら、通学路の危険箇所情報を共有、把握し、交通事故数の減少を目指します。（行政・関係団体・市民）
6.道路の維持管理 道路や道路附属物を適切に維持管理することで良好で安全な状態を目指します。	(1) 道路の維持管理 ・行政、関係団体、市民は、協働による道路パトロールの充実を図り、道路及び附属物損傷等の早期発見に努め、修繕や草刈り等、適切な維持管理を推進します。また、積極的に道路愛護の啓発を行います。（行政・関係団体・市民） ・市民は、ふれあいロード事業や市道草刈り奨励事業、協働・共汗道づくり事業、クリーンアップ宮崎等に積極的に参加します。（市民） ・行政は、「まちの顔」となるエリア等については、イベント時期を考慮する等、草刈りや路面補修頻度を上げる等の取組みを実施します。（行政） ・市民は、道路の異常等を発見した際は速やかに通報システム（延岡市民レポート）等を活用し、関係機関に連絡することで未然に事故防止を図ります。（市民）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
市道の改良率	69.7%（R7）	70.4%	71.1%
協働・共汗道づくり事業実施延長（累計）	20,013m（R7）	24,000m	28,000m
修繕が必要な橋梁の着手率	24.9%（R7）	30.25%	35.9%

第7章

住宅

第1節 住宅等

現状と課題

【1. 良質な民間住宅ストックの形成】

- ❑ 高齢化の急速な進行に対し、高齢者の多くが居住する持家のバリアフリー化など超少子高齢・人口減少化社会に向けた住まいの安定への対応が求められています。
- ❑ 災害時において少しでも被害を低減するために、住宅の耐震化、災害発生時に備えた住宅関連事業者との協力体制づくり等、総合的な防災・安全対策が課題となっています。
- ❑ 脱炭素社会の実現に向けて、省エネ性能の優れた住宅の新築や改修について一層の促進が課題となっています。

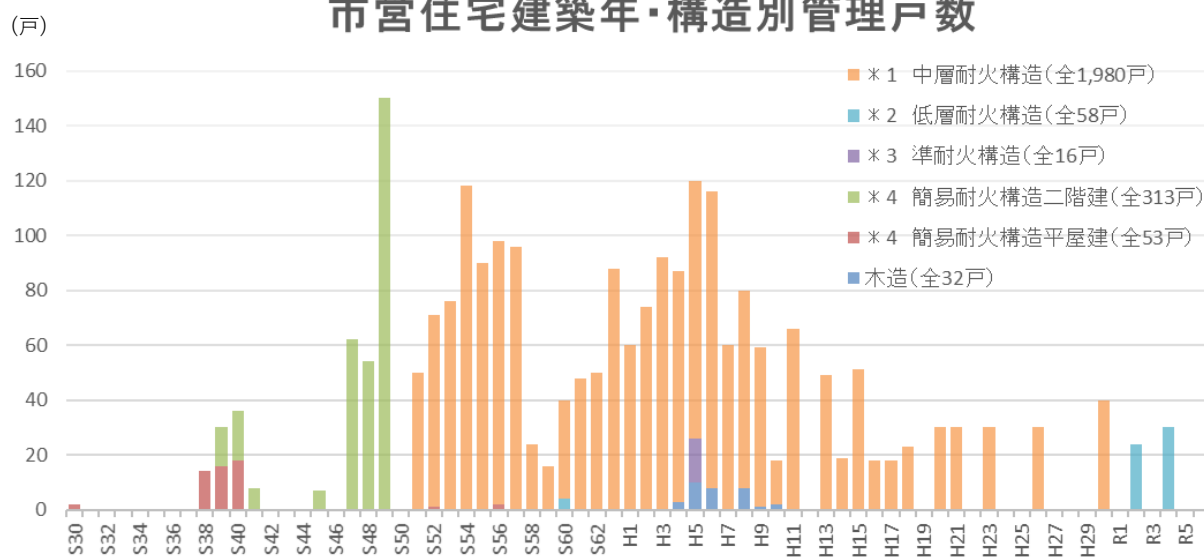
【2. 市営住宅の整備】

- ❑ 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために整備されています。現在の高齢化社会においては、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットとしての役割を果たしています。
- ❑ 少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、多様化するニーズに応えた住宅を供給することが課題となっています。
- ❑ 既存の市営住宅のうち高度経済成長期に数多く建設した建物が、すでに更新期を迎えています。持続可能な長寿命化計画に基づく、住宅の建て替え・耐震化・改修に伴う国庫補助金等の安定的な財源確保が課題となります。
- ❑ 既存の市営住宅では、建物や設備の老朽化、入居者の高齢化が進んでいます。居住水準の向上、安全で快適な住環境を持続していくため、適切な改善、改修、維持管理を行い、建物の長寿命化を推進するとともに、集約化を図るなど、財政負担の軽減につなげることが課題となっています。

【3. 市営住宅の管理】

- ❑ 指定管理者制度の導入により、市民の利便性向上をはじめ、コスト縮減や住宅使用料等の収納率の上昇につながる等、一定の効果が上がっています。住宅セーフティネットとして、より質の高い管理を行っていくため、指定管理者に対する的確な指導、評価を行っていくことが課題となっています。また、社会情勢、地域特性等による空き住戸の増加傾向も課題となっています。

市営住宅建築年・構造別管理戸数



*1…3～5階建ての耐火構造（公営住宅法施行令第1条第1号に規定する構造。鉄筋コンクリート造）をいう。

*2…1～2階建ての耐火構造（公営住宅法施行令第1条第1号に規定する構造。鉄筋コンクリート造）をいう。

*3…公営住宅法施行令第1条第2号に規定する構造（軽量鉄骨造）をいう。

*4…平成5年改正以前の公営住宅法施行令第1条第2号に規定する構造（コンクリートブロック造）をいう。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 良質な民間住宅ストックの形成

住情報提供を充実させ、延岡らしい良質で環境に配慮した住まいづくりを目指します。また、住宅リフォーム等を通して耐震化の促進や、高齢者や子育て世代が環境や健康に配慮した安全安心で快適に住み続けることのできる住まいづくりを目指します。

(1) 安心・快適で環境に配慮した住情報の提供

- ・行政は、延岡の気候風土に適し環境に配慮した良質な住まいづくりに関する情報や、耐震改修などの災害に強い住まいづくりに関する情報を提供し、より幅広く啓発するための民間組織の育成や総合的な住情報提供のイベントを開催します。（行政）
- ・延岡市住まいづくり協議会は、建築士会等と連携して安心して住み続けられるための住情報の提供を行います。（関係団体）

(2) 安心して住み続けられるためのリフォームの促進

- ・行政は、持家住宅・賃貸住宅のバリアフリー化や木造住宅等の耐震化等を支援し、民間事業者との連携による住宅リフォームを促進します。（行政）
- ・市民は、民間事業者等と連携しながら、住宅のバリアフリー化や耐震診断・耐震改修に取り組みます。（市民）

2. 市営住宅の整備

住宅に困窮する低額所得者、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者、子育て中の世帯が安心して住み続けることのできる住宅セーフティネットとしての機能向上を図ります。また、改修・改善による建物の長寿命化を推進します。

(1) 建て替えの推進

- ・将来の人口減少・少子高齢化社会を見据えつつ、多様な住宅確保要配慮者に対して的確に市営住宅を供給できるよう、コスト縮減に取り組みながら長寿命化計画に基づき、計画的な建て替えを推進します。また、供給戸数の適正化を図ります。（行政）

(2) 市営住宅の改善

- ・長寿命化計画に基づき、居住水準の向上や安全・安心な住環境整備を行い、建物の効率的な活用、及び長寿命化を図るため、市営住宅の改善事業を推進します。（行政）

3. 市営住宅の管理

指定管理者、市の緊密な連携によるきめ細やかなサービスの提供を行い、市営住宅の効率的な維持管理に取り組みます。また、空き住戸の減少に努めます。

(1) 維持管理の効率化

- ・行政は、指定管理者に対し適切な指導や評価を行うとともに、緊密な協力関係を図り、市営住宅の維持管理の効率化を推進します。（行政）
- ・指定管理者は、市と緊密に連携しながら、市民のニーズに応じた市営住宅の維持管理に努めます。（指定管理者）
- ・行政は、空き住戸の有効的な活用や、市営住宅数の適正化を図り、空き戸数の縮減を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
耐震性を有する住宅ストック（住宅の耐震化率）	83.1%（R5）	90%	95%
建て替える市営住宅の戸数の割合（一ヶ岡D団地）	0%（R7）	15%	100%

第7章

住宅

第2節 空き家

現状と課題

【1. 管理不全な空き家の発生抑制】

- 本格的な人口減少社会を迎え、中古住宅や建物跡地などが供給過多になることが見込まれることから、今後、生活環境の悪化や防災、防犯面において多くの問題を生み出す「管理不全な空き家」の増加が懸念されます。
- 管理不全な空き家とならないために、*所有者等自らが住宅等として利用している段階から、空き家にならないための対策や、空き家となった場合に速やかに対応するための多様な情報提供が求められます。
- 空き家となった建築物については、管理不全になることを防ぐために、速やかに空き家の現状把握及び所有者等の特定を行い、早期対応を促すことが重要です。
- 中古住宅等であっても、リフォーム等による適正な市場価値が維持されることで不動産市場への流通が期待されることから、所有者等が住宅等を健全な状態に保つことができるよう支援する必要があります。

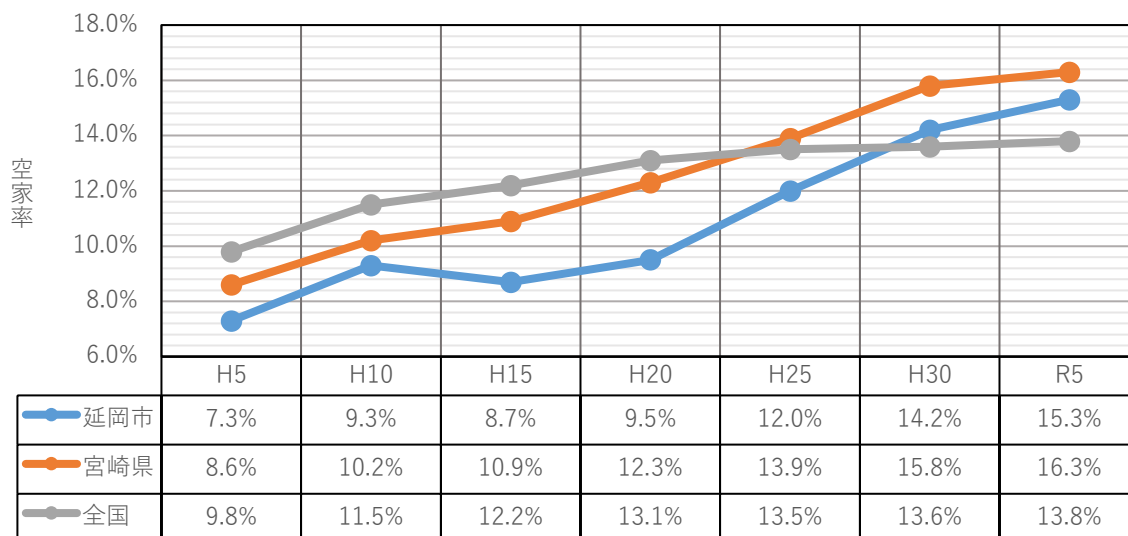
【2. 管理不全な空き家の解消】

- 管理不全な空き家は近隣住民等からの情報提供が最も多いため、速やかに現状の把握、所有者等の特定を行い所有者等に対する指導等を進めていく必要があります。
- 所有者等の死亡により管理不全となっている空き家については、早い時期に相続人に適切な助言や情報提供を行うとともに、相続権を有していることを知らない相続人も存在することから、個人情報保護を遵守したうえでより丁寧に助言や情報提供を行う必要があります。
- 所有者等が空き家の管理や修繕等を行う事業者を知らないことにより、管理不全な空き家となっている場合もあるため、所有者等が必要とする事業者の的確な情報提供が求められます。
- 不良度の高い空き家については、現状を解消するための支援や行政処分等の措置を適宜行う必要があります。

【3. 空き家の流通促進】

- 不動産市場への流通がままならない低廉な空き家、利用見込みのない空き家、所有者等の諸事情により管理が困難な空き家については、不動産市場への誘導施策の充実が求められます。
- 空き家の所有者等に対して、空き家の市場流通に関する助言等の信頼度を高めるため、市場価値や立地条件、中古物件の需要度合いなど、本市における不動産市場の動向をアップデートしておく必要があります。

空家率の推移（平成5年～令和5年）



*所有者等…所有者（相続人を含む。）又は管理人

（出典：住宅・土地統計調査（総務省））



施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 管理不全な空き家の発生抑制

空き家となる要因とその回避策や、将来、管理不全な空き家にさせないための方策など、空き家の管理意識付けを進めるとともに、空き家管理の重要性、空き家を放置した場合のリスクなどの情報の提供のほか、様々なサポートにより、周辺の住環境の維持・保全を促進することによって、管理不全な空き家の発生抑制を図ります。

(1) 適正管理意識の高揚

- ・行政は、空き家となる要因とその回避策、将来、管理不全な空き家にしないための方策について、チラシの配布や出前講座を行い、適正管理意識の高揚を図ります。（行政）
- ・自治会その他各種団体は、管理不全な空き家の発生抑制対策に対する構成員の理解と協力を得るため、積極的に出前講座を活用します。（各種団体）
- ・市民は、空き家対策関連のイベントや出前講座に参加し、管理不全な空き家にしないための理解を深めるよう努めます。（市民）

(2) 適正なリフォームの促進

- ・行政は、住宅等の長期的な利用ができるよう適正なリフォームを促進します。（行政）
- ・現住宅等の所有者等は、空き家となった場合においても円滑に対応できるように、必要に応じ補修や改修に取り組むよう努めます。（現住宅等の所有者等）

(3) 管理不全化の防止

- ・行政は、速やかに空き家の現状を把握し、所有者等の特定を進め、空き家の状況に応じ管理不全状態にならないために必要な助言等を行い、適正な管理を促します。（行政）
- ・空き家の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家に関する施策に協力するよう努めます。（空き家の所有者等）

2. 管理不全な空き家の解消

管理不全な空き家を要因とする周辺の生活環境への影響を抑制し、改善を図るため、空き家の管理や補修を行う事業者の案内、所有者等に対する適正な助言及び除却支援を行うとともに、必要に応じて法的措置を講じるなど、不良空き家や*特定空き家等の解消を推進します。

(1) 不良個所の改善

- ・行政は、管理不全な空き家の不良個所の状況に応じた適正な助言に加え、空き家の管理や補修業務を行う事業者を案内します。（行政）
- ・空き家の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家に関する施策に協力するよう努めます。（空き家の所有者等）

(2) 不良空き家の解消

- ・行政は、不良空き家の除却をしようとする所有者等を支援します。（行政）
- ・不良空き家の所有者等は、除却を含めた適正な処分を検討します。（不良空き家の所有者等）

(3) 特定空き家等の解消

- ・行政は、特定空き家等の所有者等に対し、*空き家特措法に基づく助言・指導、勧告、措置命令により、所有者等自らが必要な措置を行うよう求めつつ、倒壊などによる周囲への影響度等を勘案し、代執行等の必要な措置を行います。（行政）
- ・特定空き家等の所有者等は、助言・指導、勧告、措置命令に従い、自ら適切な措置等を行うよう努めます。（特定空き家等の所有者等）

3. 空き家の流通促進

不動産市場への流通がままならない低廉な空き家、利用見込みのない空き家、所有者等の諸事情により管理が困難な空き家の市場流通の促進を図るとともに、空き家の有効利用を含む空き家全般の相談窓口の充実を図ります。

(1) 空き家・空き店舗・跡地の利用促進

- ・行政は、「空き家・空き店舗・跡地バンク（略称：空き家等バンク）」の利用促進をはじめ、空き家の不動産取引が活発に行われるよう支援します。（行政）
- ・所有者等は、積極的に空き家等バンクの利用を検討します。（所有者等）
- ・空き家等バンクの登録物件の担当不動産業者は、積極的な物件の宣伝活動をし、早期に成約ができるよう買主等とのマッチングを行います。（担当不動産業者）

(2) 相談窓口の充実

- ・行政は、多岐に渡る空き家問題に対応できるよう、専門的な知識を有した相談員を配置し、相談窓口の充実を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現状	R 12	R 17
「空き家・空き店舗・跡地バンク」登録累計数	189 戸 (R7)	240 戸	300 戸

* 特定空き家等・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいいます。

* 空き家特措法・・・空き家対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第8章

公園緑地

現状と課題

【1. 都市公園等の整備】

- ❑ 公園は、市民のふれあう憩いの場や子どもたちの安全な遊び場、あるいはスポーツ・レクリエーションの場としての重要な公共施設であるとともに、良好な都市景観の形成、観光拠点、災害発生時の避難場所・災害復興拠点等多くの役割を果たしています。
- ❑ 公園の整備状況は下記の表のとおりであり、本市の一人当たりの都市公園面積は15.42㎡/人（令和7年4月現在）で、国の示す標準面積10.0㎡/人以上を満たしていますが、施設の老朽化が進んでいます。また、公園に対する要望も少子高齢化社会を反映し、子どもの遊び場としての公園から、子どもから高齢者まで利用できる公園へと変化している現状があります。
- ❑ 本市の自然公園は、日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3カ所があり、15,983haが指定されています。また祖母・傾・大崩山系は2017年6月にユネスコの国際会合においてユネスコエコパークとして登録されています。

【2. 維持管理の充実】

- ❑ 本市の都市公園は下記の表のとおりであり、市が主体的に公園施設等の維持管理を行っていますが、さらに公園利用者が安全で快適に使用できるよう、市民及び公園緑地愛護団体等の協力を得ながら維持管理をしています。近年、公園緑地愛護団体については、新しい団体が加入する一方で、高齢化により活動が継続できない団体が増えている現状もあります。

【3. 花と緑のまちづくり】

- ❑ 豊かな緑と背景に咲く四季折々の草花や花木は、市民の日々の生活に潤いを与えてくれます。本市は昭和48年に「緑化都市宣言」を行い、様々な機会を通じて緑化推進に努めています。

都市公園



妙田公園（INOBECH スポーツパーク）



西階公園の大型複合遊

都市公園以外の公園



川島ふれあい公園の大型複合遊具

供用開始している都市公園箇所

区分	種別	箇所数	面積(ha)	構成比	備 考
都市公園	街区公園	83	17.34	10.6%	桜ヶ丘第1街区公園他
	近隣公園	4	10.48	6.4%	浜川公園、一ヶ岡中央公園、大武公園、土々呂公園
	地区公園	1	5.8	3.6%	妙田公園
	運動公園	1	46.8	28.8%	西階公園
	特殊公園	5	47.9	29.5%	城山公園、愛宕山笠沙の御碕公園、今山公園、延岡植物園、岡富公園墓地
	都市緑地	19	30.91	19.0%	第一五ヶ瀬川市民緑地他
	緑道	1	3.4	2.1%	浜川緑道
	計	114	162.63	100.0%	

資料：都市計画資料(令和7年4月)

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.都市公園等の整備

遊具や休憩施設等の老朽化については、公園施設長寿命化計画等に基づき、施設の更新・維持保全を図ります。また、公園利用者の意見を踏まえながら、すべての人が快適に利用できる施設整備をこれまで以上に図るとともに、災害時には避難者や発生する災害ごみ等の受け入れの役割を担う防災機能をもった都市公園等の整備を行います。

(1) 憩いの場の創出

- ・行政は、公園整備において、ユニバーサルデザインに配慮した遊具や休憩施設等、すべての人が安心して集い、遊び、くつろげる憩いの場をつくるとともに、利用者の意見を踏まえた再整備を行い、地域との連携により管理できる公園にしていきます。(行政・市民)
- ・行政は、制約なく伸び伸びと遊べ、自然を活かし触れ合う公園機能の確保や、公園の整備に民間活力を導入することを検討します。(行政・事業者)

(2) 地域の特色を活かした公園整備

- ・行政は、城山公園について、城跡景観向上を目的に樹木の剪定・伐採及び石垣ライトアップ等を行い、歴史的・文化的シンボルとしての整備を推進します。併せて石垣の保全・保護を行います。(行政)
- ・行政は、地域の特色や目的・役割に応じた公園整備を推進します。(行政)
- ・市民は、市外から訪れた方に、城山公園、今山公園、愛宕山笠沙の御碕公園(あたごやかかさのみさきこうえん)等の利用を勧め、歴史文化や景勝地を通して本市の素晴らしさを伝えます。(市民)

(3) 愛宕山カフェの検討

- ・行政は、日本夜景遺産に選ばれている愛宕山笠沙の御碕公園において、市民の憩いの場とともに観光客誘致に繋げるため、民間活力の導入も踏まえたカフェの整備を検討します。(行政)

(4) 植物園の魅力アップのための整備

- ・行政は、今後の植物園の魅力アップについて、検討委員会や「若者が描くまちづくりミーティング」など、市民の意見を踏まえながら、民間活力の導入も含め、自然と親しみ緑あふれる楽しい空間としての整備を行います。(行政)

(5) 災害時対応や防災機能を持つ公園の整備

- ・行政は、災害時の避難所や災害ごみステーションとしての役割を担う施設の充実を図ります。(行政)

2.維持管理の充実

今後もさらに市民と行政が協働して公園施設の維持管理が強化できるような環境づくりを推進します。また、公園の情報発信を行います。

(1) 市民協働による公園管理

- ・行政は、市民との協働により、公園の維持管理を行う公園緑地愛護団体等を増やすとともに、団体が活動しやすい環境づくりを推進します。(行政・市民)
- ・行政は、公園の植物管理については、専門家の助言を得ながら行います。(行政)

(2) 長寿命化や省エネを踏まえた施設の維持保全・更新

- ・行政は、公園施設の日常的な維持保全(清掃、保守、点検)に加え、専門業者による定期点検の場を活用した健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行います。(行政)
- ・行政は、延岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、公園の照明施設のLED化への更新を行います。(行政)

(3) 公園の情報発信

- ・行政は、市のホームページ等を活用し、公園の管理の状況や設置している施設等の情報をわかりやすく発信することに努めます。(行政)

3.花と緑のまちづくり

公共空間の花や緑を増やし適切に管理することはもとより、市街地の大部分を占める民有地の緑化についても、「延岡市花と緑のまちづくり推進協議会」を中心に、市民の自主性を尊重しながら、活動を支援していきます。

(1) 市民協働による緑化推進

- ・行政は、市民との協働により、市内の緑化美化、園芸教室、相談業務の充実やフラワーフェスタ等のイベントに取り組みます。(行政・市民)

(2) 公共施設の緑化

- ・行政は、市民連携のもと、延岡植物園で栽培した花苗を市内の街角花壇や歩道のプランター等に植え付け、適切な管理を行います。(行政・市民)
- ・行政は、公園や街路の樹木についても適切な管理を行うとともに、地域住民、樹木の専門家の意見を踏まえながら、老齢木の植え替えも含め緑化の維持に取り組みます。(行政・市民・事業者)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
*公園施設長寿命化事業 完了公園数	48公園(R7)	61公園	90公園
公園緑地愛護会の団体数	109団体(R7)	115団体	120団体

*公園施設長寿命化事業…延岡市公園施設長寿命化計画に基づいた公園内の遊具などの施設の老朽化対策を行う事業

第9章

景観

現状と課題

【1. 景観計画の推進】

□ 本市は、海・山・川など豊かな自然に恵まれており、市街地については、大崩山・行滕山を背景に広大な河川空間と愛宕山・城山・今山が四季折々に醸し出す構図など、素晴らしい地域固有の景観の特性を有しています。また、時を告げる城山の鐘に象徴されるように城下町としての文化を感じられる面もあるものの、戦災により城下町のたたずまいの多くが失われ、いかに城下町としての風情を伝えていくかが課題となっており、橋の多い河川景観や巨大な煙突の工場群も本市の特徴の一つとなっています。その先人から受け継いだ伝統と風格ある景観を保全し、市民一人ひとりが誇りを感じる魅力あるまちづくりを進めるため、平成20年に景観法に基づく*景観行政団体に移行し、平成22年には新たに延岡市景観計画を策定しています。

【2. 公共空間の先導的整備】

□ 景観計画では、川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川の主要な公共施設を*景観重要公共施設に指定しました。先導的な整備としては、「城山公園（延岡城跡）城跡景観等に関する提言書」に基づき行った城山公園の城跡景観向上や城山周辺の公共施設建設など、景観に配慮した整備が取り組まれています。

【3. 景観形成の促進及び意識啓発】

- 景観計画では、全市域を景観計画の区域とし、景観形成上特に重要な地区である城山周辺地区及びシンボルロード周辺地区を*景観形成重点地区として指定しました。
- 樹形や樹高など美観に優れ、地域の象徴的な存在となっている北方町三桧小学校跡地にあるセンダンの木を*景観重要樹木として指定しました。
- 魅力ある景観づくりを推進することを目的として、令和元年に延岡市景観形成活動支援補助金交付要綱を制定しました。

景観形成重点地区	城山周辺地区	シンボルロード周辺地区
景観形成方針	城山の歴史や自然と調和した、落ち着いた風格のある城下町景観づくり	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり
区域図	図で着色している箇所を対象区域とします。	図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。

出典：延岡市景観計画（届出の手引き）

* 景観行政団体…景観法により定義される景観行政を司り、景観計画を策定する団体
* 景観重要公共施設…景観計画の中で、景観形成上特に重要な公共施設として定めた道路、河川、公園等
* 景観形成重点地区…景観計画の中で、景観形成上特に重要な地区として定めた重点的・先導的に景観形成を推進する地区
* 景観重要樹木（建造物）…景観計画に定めた方針によって指定する良好な景観を形成している樹木(建造物)

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1. 景観計画の推進

良好な景観を保全、創出するため、延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努めます。

(1) 景観計画の推進

- ・行政は、延岡市景観計画における良好な景観の形成に関する方針に則り、景観行政を総合的に推進します。(行政)

2. 公共空間の先導的整備

良好な景観形成への誘導を図るため、魅力ある公共空間の創出を図り、公共空間の先導的整備を進めていきます。

(1) 公共空間の先導的整備

- ・行政は、景観重要公共施設に指定した川中地区における道路、橋梁、都市公園、河川の主要な公共施設について、魅力ある公共空間の創出を図ります。特に城山公園については城跡景観向上に取り組めます。(行政)

3. 景観形成の促進及び意識啓発

景観法に則り、市内全域で地区住民との合意形成を図りながら、民間の建築物等を含めた総合的な景観の形成に向けた取組を行うとともに、地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与している建造物について景観重要建造物として指定を行います。また、県と連携を図りながら景観形成活動を支援します。

(1) 景観形成の誘導

- ・行政は、良好な景観の形成を図るために、延岡市景観計画において定めた建築物等の色彩の基準や届出を要する行為の規模等に適合するよう、施主や設計・施工者に対して助言・指導を行います。また、景観形成上特に重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、その保全に努めます。(行政)
- ・市民及び事業者は、美しい景観づくりのために、地域の清掃や花植え等による演出を行うとともに、住宅や事業所等の新築や壁面等の塗り替えを行う場合、周辺と調和した建物となるように配慮します。(市民・事業者)

(2) 市民意識の啓発

- ・行政は、市民及び事業者と、相互に連携し協働して景観形成の推進を図ります。また、市民の景観に対する理解や関心を高めるため、良好な景観形成に関する表彰や、県が募集している「美しい宮崎づくり活動団体」に登録された、市内の団体が行う景観の保全や創出等の活動に対して支援を行います。(行政・市民・事業者)

主要な指標

内容	現状	R12	R17
美しい宮崎づくり活動団体数	12 (R7)	13	14



景観重要樹木 (指定 第1号 センダン)



第17回延岡市景観賞 最優秀賞 (生活協同組合 コープみやぎ北小路店)

景観重要樹木 指定 第1号	
樹 種	センダン
樹 齢	112年 (指定時点)
幹 周	5.7m
樹 高	23.0m
所在地	延岡市北方町板下戊 465 三柱小学校跡地
指定年月日	平成26年12月4日



第17回延岡市景観賞 優秀賞 (あつきこころカフェ&サウナ)



第17回延岡市景観賞 優秀賞 (さわ小児科クリニック)

第10章

水道

現状と課題

【1. 安全な水道】

- 本市の水道普及率は、令和6年度末で98.9%に達しており、市民生活の重要なライフラインとしての役割を担っています。近年は、水道水の安全性の確保に対するリスクが高まっており、今後も清浄で、豊富で低廉な水を安定して供給出来るよう効率的で効果的な施設運営や事業投資に取り組む必要があります。

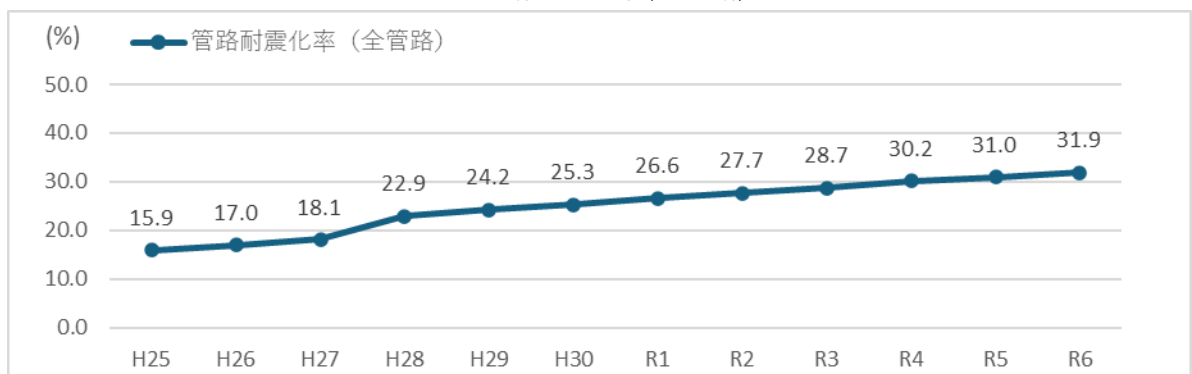
【2. 強靱な水道】

- 本市の水道は昭和27年に起工後、拡張事業で整備が進められてきました。一部では、耐用年数を経過し老朽化が進んだ施設もあることから、大規模地震における被害発生予防と被害拡大の防止に向けた対策を進めることが重要であります。被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設や、避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化を図る等、災害に強い施設づくりと計画的な更新を行う必要があります。
- 大規模災害に備え、円滑な初動体制の確立や応急給水、応急復旧及び応援受入れ等に関する訓練を行うなど、さらなる災害対応体制の強化を充実させる必要があります。
- 水道施設の更新や耐震化には、多額の費用が必要なため、国の財政支援制度を積極的に活用し、計画以上の耐震化に取り組んでいます。

【3. 水道事業の持続】

- 給水人口や水需要が減少している状況であります。これらを踏まえ、管理運営費の縮減や国の財政支援制度の有効活用など、計画的かつ効率的な、事業運営を継続する必要があります。

管路耐震化率(全管路)



※令和6年2月 能登半島地震

石川県能登町での本市職員による給水活動の状況

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.安全な水道「いつ飲んでも安全な信頼される水道」

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水道（必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道）を目指します。

(1) 安心して飲める良質な水道及び、適正な水質管理体制

- ・行政は、ホームページ等を活用し、水道事業や水質検査結果等について広報を行います。（行政）
- ・行政は、水源環境を注意深く監視し、適正な浄水施設の維持管理に努めます。（行政）
- ・行政は、良好な水源を確保・保全し、水源に応じた施設整備と水質管理を徹底するとともに、水源地の適正な保安全管理を実施します。（行政）
- ・行政は、指定給水装置工事事業者に対する説明会や研修会を開催し、事業者への指導や啓発を適切に行います。（行政）

2.強靱な水道「災害に強く、たくましい水道」

中長期の更新計画を適宜、見直ししながら、水道施設の統合や老朽管の布設替え等の投資を効率的に行えるよう取り組みます。

(1) 危機管理に対応できる水道

- ・行政は、水道施設の耐震化やバックアップ体制を構築し、緊急時や災害時の影響範囲を最小限にとどめます。（行政）
- ・行政は、職員による給水車操作訓練を実施します。（行政）
- ・行政は、断水時の給水活動や広報の迅速化を図ります。（行政）
- ・行政は、災害時に対応できるよう関係団体との調整を図ります。（行政）

(2) 適切な施設更新、耐震化

- ・行政は、老朽化した水道施設の計画的な更新を進めます。（行政）
- ・行政は、国の財政支援制度等を積極的に活用することで、水道施設について、「延岡市新水道ビジョン」（令和7年度改定）に基づき、計画以上の耐震化を進めます。（行政）

3.水道事業の持続「いつまでも皆様の近くにあり続ける水道」

水道事業を持続するために、施設の統廃合や*ダウンサイジングに計画的に取り組み、効率的な事業運営を行います。また、国の財政支援制度の活用を図ることで財源の確保を行い、経営の安定化を図ります。

(1) 長期的に安定した事業基盤

- ・行政は、「延岡市新水道ビジョン」（令和7年度改定）に基づき、計画的かつ効率的な事業運営を推進します。（行政）

(2) 人口減少社会を踏まえた対応

- ・行政は、給水人口や水需要が減少した状況においても、国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
耐震化率（全管路）	31.9%（R6）	38.0%	43.0%



本市住民及び職員による応急給水訓練の様子

*ダウンサイジング…もののサイズを小さくすること。コスト（費用）の削減や効率化を目的として、今後予想される必要な施設能力にあった最小限のサイズ（規模）にすること。

第 11 章 下水道

現状と課題

【1.環境保全のための汚水処理】

- ❑ 本市の下水道は昭和 27 年に事業に着手して以来、順次整備区域を広げ普及促進に努めてきました。これにより、令和 6 年度末には水洗化率が 97.1%となりましたが、市街化区域内においても整備に着手できていない地区が残されています。
- ❑ 大規模災害に備えるため、地震・津波等の対策事業や老朽化した施設(管路及び処理場等)の改築更新を行っています。
- ❑ 下水処理場では、処理過程で発生する汚泥の堆肥化や消化ガスを燃料として発電し処理場の電力として利用することにより循環型社会の構築に取り組んでいます。
- ❑ 管路の整備が完了し供用開始された地区において、下水道への接続が行われていない家屋が残っています。

【2.施設の統廃合による強化】

- ❑ 下水道施設の多くが改築更新の時期を迎え、今後、多額の費用が必要になることから、建設コストの縮減や維持管理費低減が見込める施設統廃合の取り組みを強化する必要があります。

【3.浸水対策のための雨水処理】

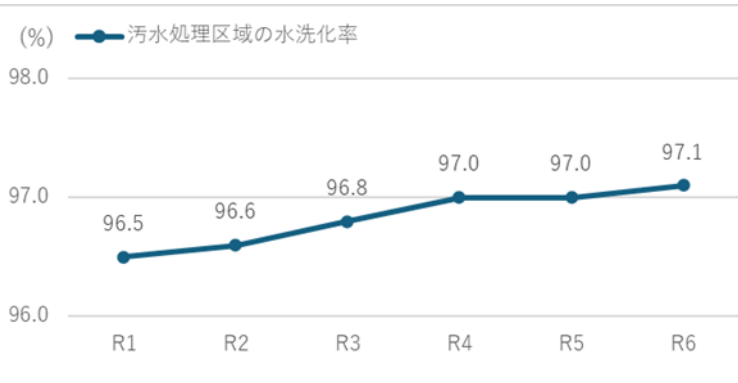
- ❑ 頻発する浸水被害を軽減させるため、関係機関と調整しながら浸水対策事業を進めていますが、浸水被害が頻発する区域において浸水対策事業の未整備地区が残されています。

【4.経営の効率化】

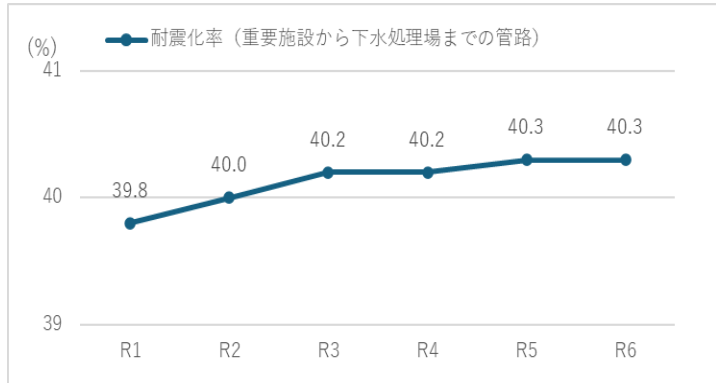
- ❑ 本市の下水道事業経営は、多数の老朽化施設の更新費用や浸水対策の費用が増大する中であって、収入の根幹である下水道使用料収入が減少しており、公営企業として安定した経営基盤を構築するためには、さらなる経営改善に取り組む必要があります。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
汚水処理区域内人口	98,037人	97,231人	96,114人	94,810人	93,351人	92,248人
水洗化人口	94,572人	93,919人	93,075人	91,934人	90,578人	89,557人
水洗化率	96.5%	96.6%	96.8%	97.0%	97.0%	97.1%
耐震化率（重要施設から下水処理場までの管路）	39.8%	40.0%	40.2%	40.2%	40.3%	40.3%

汚水処理区域の水洗化率



耐震化率(重要施設から下水処理場までの管路)



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.環境保全のための汚水処理

現在事業を行っている地区については早期完成に努め、整備に着手できていない地区についてもさらなる普及促進に取り組みます。

また、処理場やポンプ場等の老朽化対策については、日常の維持管理を行いながら計画的な改築更新、地震・津波対策に継続して取り組みます。

汚水の処理過程で得られる資源の有効活用を行うことにより、循環型社会の構築に貢献します。

供用開始された地区においては整備効果を高めるため水洗化の取り組み等を行います。

2.施設の統廃合による強化

「延岡市下水道広域化推進総合事業に関する計画」や「社会資本総合整備計画」に基づき適正な維持管理を行うため、施設の統廃合を進めます。

3.浸水対策のための雨水処理

浸水被害を軽減するため緊急性や経済性を考慮した施設整備に努め、既存施設の徹底した点検及び維持管理による「水害に強いまちづくり」を目指します。

4.経営の効率化

公営企業として安定した経営基盤の構築を目指します。

- (1) 公共下水道の整備

- ・行政は、現在事業を行っている大武地区や岡富地区、古川地区等の整備に取り組み、早期完成に努めます。（行政）
 - ・市民は、下水道が整備された地区においては、下水道管への早期接続を行い、河川等の水質悪化を防止するため、生活環境の改善に努めます。（市民）
- (2) 施設の更新と耐震対策・維持管理

- ・行政は、建設から長期間経過し老朽化の著しい施設について、「延岡市下水道ストックマネジメント計画」や「延岡市上下水道耐震化計画」に基づき計画的な改築更新と地震・津波対策を実施し、安全・安心な暮らしの実現を推進します。また、下水処理場及びポンプ場等施設等の維持管理については、引き続き包括的民間委託に取り組み、下水道事業の持続可能な運営に向けた取り組みとして＊「ウォーターPPP」の導入についても検討を行います。（行政）
- (3) 循環型社会の構築

- ・行政は、汚水の処理過程で発生する汚泥を、肥料として再利用することにより、資源の有効活用と廃棄物の削減を行います。（行政）
 - ・行政は、汚泥処理により発生する消化ガスを再生エネルギーとして有効活用し、処理場内の電力として使用します。（行政）
- (4) 水洗化の促進

- ・行政は、未接続家屋への水洗化の促進や「下水道の日」のイベント、「処理場見学会」等を通し、下水道の役割や大切さについて啓発を行います。（行政）

- (1) 処理場等施設の統廃合

- ・行政は、設備の更新時期を迎えた大峡地区の農業集落排水施設について、公共下水道区域への管路接続による統合を行い、処理場を廃止することで、建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。（行政）
 - ・行政は、北浦地区の農業集落排水施設について統廃合を行い処理場を廃止することで、建設コストの縮減や維持管理費の低減を図ります。（行政）

- (1) 雨水処理施設の整備

- ・行政は、雨水の排除及び浸水被害の軽減を図り市民の安心な暮らしの実現を推進するため、富美山雨水ポンプ場の建設など施設の整備を行います。（行政）
 - ・行政は、雨水路に堆積した土砂の撤去やポンプ場、樋門の動作点検、土嚢の確保等を事前に行い浸水被害の未然防止に努めます。（行政）
 - ・市民は、整備された管路及び施設の効果を高めるため身近な排水溝の清掃や突発的な降雨による浸水を防止するための土嚢設置など地域で取り組む自助・共助の活動に参加します。（市民）

- (1) 安定した経営基盤の構築

- ・行政は、国庫補助金や地方交付税措置等の国の財政支援制度を有効に活用するとともに、管理運営費の一層の縮減により経営の効率化に努めます。（行政）

主要な指標			
内容	現 状	R 12	R 17
＊水洗化率	97.1％（R6）	97.1％	97.2％
耐震化率（＊重要施設から下水処理場までの管路）	40.3％（R6）	44.9％	45.1％

＊ウォーターPPP…水道、下水道、工業用水などの水インフラ分野における官民連携方式。

＊水洗化率算定式…水洗化率＝（水洗化人口）÷（汚水処理区域内人口）

＊重要施設…災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第 12 章

河川・砂防・港湾・海岸

現状と課題

【1. 河川・砂防】

- 五ヶ瀬川、大瀬川、北川をはじめ国・県が管理している一級、二級合せて 65 の河川があります。
- ＊L1 津波対策、高潮対策・耐震対策等の河川整備の取組が行われています。
- 行政、学識経験者、市民が参加する会議で北川の様々な問題解決への取組が行われています。
- 国の新たな制度を活用して、山林、農地の荒廃等による河川への流出土砂等の撤去に取り組んでおり、土砂の搬出先の確保が課題となっています。
- 自然環境や景観、歴史、文化資源を保全するとともに河川環境にも配慮した維持管理や施設整備等を継続して行うといった課題があります。
- 市民が河川に親しみ、河川環境に対する理解を深める取組を市民協働で行ってありますが、引き続き「まち」と「河川」が一体となった良好な水辺空間の形成に努める必要があります。
- 近年の激甚化する豪雨災害等の影響で、小規模な河川の氾濫や内水による、浸水被害も多数発生しており、気候変動による降雨量の増加等への対策が必要となっている。

- 本市には、2,331 カ所の土砂災害警戒区域等があり、県と市において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めていますが、その整備率は低く、施設整備を促進していくことが課題となっています。

【2. 港湾】

- 本市には、延岡港、延岡新港、古江港、熊野江港の 4 つの地方港湾がありいずれも県が管理しています。
- 延岡港は、砂利等の取扱貨物量で県内 7 番目、延岡新港は、化学製品など一般物資の貨物取扱量で県内 4 番目となっています。
- 施設の適正な維持管理と長寿命化対策、大規模地震や＊L1 津波に対する防災対策等の課題があります。

【3. 海岸】

- 海岸線延長は、約 110km あり、赤水町以南と東海町以北が日豊海岸国定公園に指定されております。
- 台風、津波、侵食等の災害から人命や財産を守るとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用の確保が求められています。
- 南海トラフを震源とする地震の被害軽減のためにハード（＊L1 津波）・ソフト（＊L2 津波）対策を組み合わせた多重防御に取り組むことが求められています。

各港別取扱貨物量

港 別	貨物量（＊フレートトン）
宮崎港	6,771,272
細島港	3,176,731
油津港	1,314,933
延岡新港	290,486
内海港	123,402
福島港	113,374
延岡港	79,153
その他	6,752

資料：宮崎県HP(令和4年：速報値)

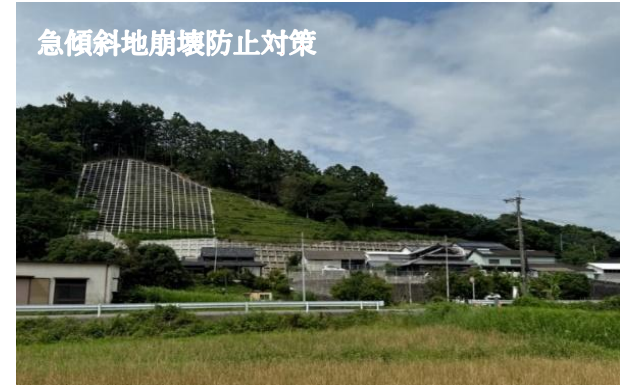
＊L1 津波…発生頻度（数十年から百数十年に一度程度）は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

＊L2 津波…発生頻度（数百年から千年に一度程度）は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

＊フレートトン…港湾取扱貨物量の単位（1 フレートトン＝容積で 1.133 m³か重量で 1,000 kg）

施策の展開	取組項目（役割分担）
1.河川及び砂防の整備とまちづくり 災害に強い河川の整備と環境や景観、歴史、文化資源の保全に取り組みます。 また、安心安全なまちづくりを進めるため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組みます。 流域全体で水害を軽減させる治水対策に取り組みます。	(1) 河川改修及び地震津波対策の整備促進 ・行政は、関係団体と連携しながら一、二級河川の改修や河道掘削等を国・県に働きかけていきます。（行政） (2) 小規模河川の整備及び浸水対策 ・行政は、小規模河川の適正な維持管理と地域の状況に応じた河川の整備を実施します。（行政） ・行政は、市管理河川について浸水被害を未然に防止するための河川整備や土砂撤去等を進めます。（行政） (3) 河川環境整備・保全 ・行政は、関係団体と連携しながら河川の環境整備や保全について要望します。（行政） ・市民は、県が実施する河川パートナーシップ事業等に積極的に参加し引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。（市民） (4) 河川愛護とまちづくり ・市民は、河川の環境や保全について理解を深めます。（市民） ・行政は、関係団体と連携しながら川に親しむ様々な啓発やイベントを実施します。（行政） ・河川空間を活かした地域の賑わい創出を目指し、五ヶ瀬川など河川とまちが融合した魅力的な河川空間の整備・活用等を行います。（行政・企業・市民） (5) 流域治水への対応 ・行政は、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、企業や市民と協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めます。（行政・企業・市民） (6) 砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設の整備促進 ・行政は、関係団体と連携しながら、土砂災害警戒区域等の防災対策施設整備をさらに進めていくため、予算の確保を国・県に働きかけていきます。（行政）
2.港湾の整備 地震津波対策を充実させ、各港湾の特性を活かした利用の促進に取り組みます。	(1) 地方港湾の整備 ・行政は、施設の長寿命化対策と地震や津波に対する防潮堤の早期整備について要望します。（行政）
3.海岸の整備 津波被害軽減のためにハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御や海岸侵食への対応、海岸の保全に取り組みます。	(1) 防災 ・行政は、南海トラフを震源とする地震の被害軽減のために国・県・市でそれぞれの役割を認識し連携協力しながらハード・ソフト対策を組み合わせた多重防御の取り組みを図ります。（行政） (2) 海岸侵食の対応 ・行政及び市民は、県に対し海岸侵食の原因を究明するとともに早期に侵食対策を行うよう要望します。（行政・市民） (3) 海岸の保全 ・市民は、県が実施する川や海の応援団、「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業等に積極的に参加し、引き続き清掃等の協働活動に取り組みます。（市民）

主要な指標			
内容	現状	R12	R17
* 急傾斜地整備率	16.6%（R7）	16.9%	17.6%



* 急傾斜地整備率…急傾斜地整備率 ＝ 急傾斜地崩壊防止対策済箇所 ÷ 土砂災害特別警戒区域内急傾斜地箇所数

砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の整備促進

【事例】急傾斜地崩壊防止対策のために法面保護工等を整備します。

基本的な整備方針としては、対策の効果や経済性を考慮し、簡易法枠工法による整備を採用し、家屋への被害をなくすことを目的としています。

第13章

中山間地域

現状と課題

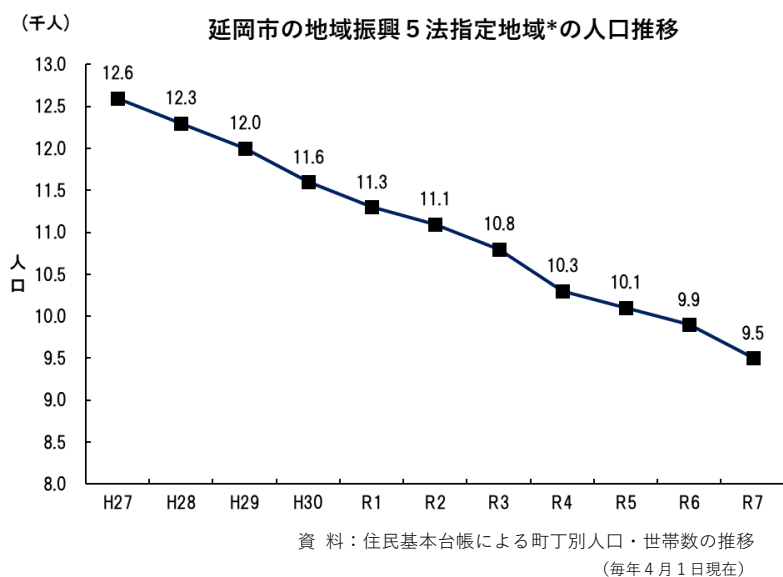
【1. 持続可能な中山間地域づくり】

□ 本市の＊中山間地域には、人口減少の著しい過疎地域をはじめ、交通条件や自然的条件等に恵まれない辺地地域、離島振興法による指定を受けた島野浦島など、様々な地域があります。本市では、これらの地域について、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るため、道路交通網等の生活基盤の整備や離島・過疎地域等高校生修学支援事業等による経済的な支援等を行うとともに、地域住民団体の活動への支援等により、地域活性化に取り組んでいます。一方、これらの地域では、若年層を中心とした人口の流出と少子高齢化の進行が重要な課題となっています。

【2. 豊富な地域資源の活用による地域振興】

□ 東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の整備進展により、交流人口拡大への期待が高まるなか、さらに激化する地域間競争を勝ち抜くため、中山間地域における魅力あふれる食や、美しい自然等の豊富な地域資源を活かした取組が求められています。また、人口減少が著しい地域においては、定住施策の推進が課題となっています。

□ 宮崎県(延岡市、高千穂町、日之影町)と大分県(佐伯市、竹田市、豊後大野市)にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、独特な景観美と原生的な自然を併せ持ち、その豊かな自然を人々が敬い、守り、その恵みを上手に活用しながら暮らしてきた地域であることが認められ、2017年(平成29年)6月14日に＊ユネスコエコパークとして登録されました。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、登録を契機として、地域の豊かな自然環境や自然への畏敬の念とともに発展してきた人々の営みをしっかりと次世代へ継承していくことを目指し、貴重な生態系の持続的な保全や学術的研究等への支援、自然と共生した持続可能な地域発展の取組を、関係機関が一体となって進めています。



島野浦島「島野浦神社秋季大祭」



北方町「干支の町フェスティバル」



北浦町「海鮮!山鮮!きたうら市!」



北川町「ホテルまつり」

＊中山間地域…宮崎県中山間地域振興条例に基づく地域(延岡市においては、旧北方町、旧北浦町、旧北川町、旧南方村、旧南浦村)

＊ユネスコエコパーク…正式名を「生物圏保存地域(英名:Biosphere Reserves)」という。

生物多様性の保全、持続可能な開発、学術的支援を目的として、1976年(昭和51年)にユネスコが開始した。

＊地域振興5法指定地域…国の過疎法、離島振興法、山村振興法、半島振興法及び特定農山村法で指定された地域(延岡市においては、旧北方町、旧北浦町、旧北川町、島野浦島)



施策の展開

取組項目（役割分担）

1. 持続可能な中山間地域づくり

中山間地域において住民が持続的に安心して生活することができるよう、生活利便性の向上と地域間格差の是正を図るとともに、地域産業の活性化や生活サービスの機能維持、担い手の育成・確保等による、持続可能な地域づくりに取り組みます。

(1) 生活基盤の整備

・行政は、過疎債や辺地債を最大限に活用して、生活関連道路等のさらなる整備を計画的に行うとともに、水道未普及地域への対策や合併処理浄化槽への転換に対して必要な支援を行います。（行政）

(2) 離島振興及び離島航路の維持・確保

・行政は、国、県の施策を最大限に活用しながら離島振興を図るとともに、島野浦島の魅力を活かした食や体験活動を通して、交流人口の増加や新たな雇用の創出につなげるための取組を推進します。（行政）
・市、国、県、地域住民及び航路事業者は、離島航路確保維持改善協議会等を通じて連携しながら、離島航路の維持確保と利便性の向上に努めます。（行政・市民・事業者）

(3) 生活サービスの機能維持

・行政は、道の駅や商工会等と連携を図りながら、それぞれの周辺集落の生活サービス機能を維持する取組を推進するとともに、地域住民の意見を踏まえながら、公共交通空白地域におけるコミュニティバスの運行など、生活利便性の向上に努めます。また、A I オンデマンド交通の導入を推進するとともに、市民が主体となった移動手段の確保に向けた取組を促進するなど、市民の移動手段の確保や利便性の向上に努めます。（行政・関係団体）

(4) 地域コミュニティの維持

・行政は、地域のリーダー候補となる人材の育成支援を行い、地域コミュニティの充実を推進します。また、「地域おこし協力隊制度」等を活用し、地域コミュニティのさらなる活性化を図るとともに、定住等を支援し地域を牽引していく人材の確保に努めます。さらに、地域住民が地域課題を共有し課題解決への取組を主体的に実施できる仕組みづくりを推進します。（行政）
・市民は、地域の振興と交流を促進するため、自らの活動の活性化や交流の活発化を図るとともに、次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で見守ることのできる環境づくりに努めます。（市民）

2. 豊富な地域資源の活用による地域振興

地域が有する資源や特性等を活かした取組により、地域住民と行政が一体となった魅力的な中山間地域づくりを推進し、交流人口及び定住人口の拡大を目指します。

(1) 特色ある地域づくりと産業の振興

・行政は、地域との連携をさらに密にしながら、切れ目ない取組で特色ある地域づくりを推進するとともに、豊かな自然環境を活かした体験型の観光振興や、豊富な農林水産資源を活用した6次産業化等の取組を推進し、中山間地域の産業活性化を促進します。（行政）
・事業者は、創意と工夫を図りながら、中山間地域の魅力を活かした新商品開発や新規事業の展開等により、新たな雇用の創出や地域の振興、産業活性化に貢献します。（事業者）

(2) 交流人口の拡大と定住促進

・行政は、交流人口の拡大を図るため、関係団体や他自治体と連携し、道の駅や「うみウララ」エリアの魅力向上に努めるとともに、大崩山を含む祖母・傾・大崩山系のユネスコエコパーク登録を契機とした地域活性化やブランド価値の向上等への取組を進めていきます。また、産業活性化による雇用拡大や安定的な雇用環境の確保等への取組、SNS等を活用した地域の魅力の情報発信に努め、定住促進を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現 状	R12	R17
* 中山間地域の主要施設利用者数	799,537 人／年（R6）	894,600 人／年	984,100 人／年

* 中山間地域の主要施設…道の駅北方よっちみろ屋、道の駅北浦、道の駅北川はゆま、須美江家族旅行村、延岡市島野浦島開発総合センター、鹿川キャンプ場、ETO ランド、ホテルの里休暇村、祝子川温泉美人の湯

第 7 部

まちを支える市役所

第 1 章 市民協働

第 2 章 広報・広聴

第 3 章 地域や行政の DX

第 4 章 効率的な行政経営

第 5 章 人材の育成と確保・人事管理及び組織整備

体 系 図

第 1 章 市民協働

- 1.市民協働の推進
 - (1) 協働に関する意識の醸成
 - (2) 市民との連携によるまちづくり
- 2.まちづくり活動の支援・育成
 - (1) まちづくり活動の支援
 - (2) 次世代の人材育成
- 3.市の意思決定等における市民参画の促進
 - (1) 市民参画の促進
 - (2) 市政への市民参加の拡充
- 4.自治会活動の推進
 - (1) 自治会への加入促進
 - (2) 役員のなり手不足対策

第 2 章 広報・広聴

- 1.「市民目線」の広報活動の展開
 - (1) 広報活動の充実
- 2.市民との対話機会の拡充
 - (1) 広聴活動の充実
- 3.情報公開制度の適正な運用
 - (1) 情報公開制度の適正な運用

第 3 章 地域や行政の DX

- 1.地域 DX の推進
 - (1) データ活用による各種分野の DX の推進
 - (2) マイナンバーカードを含む IT インフラの利活用の推進
 - (3) デジタルデバイド対策と DX 人材育成の推進
- 2.行政 DX の推進
 - (1) 生成 AI 等を活用した市民向けサービスの提供
 - (2) フロントヤード改革の推進による利便性向上及び業務効率化
 - (3) 庁内の DX 人材の確保・育成
 - (4) 情報セキュリティ対策の徹底

第 4 章 効率的な行政経営

- 1.適正な行政運営
 - (1) 適正な行政運営
 - (2) 多様な人材が参画する行政運営
- 2.健全財政の維持
 - (1) 歳入の確保
 - (2) 歳出の見直し
 - (3) 長期的視点での財政運営
 - (4) 財政状況の情報発信
- 3.適正な公共施設維持管理等の推進
 - (1) 適正な公共施設維持管理等の推進
 - (2) PPP/PFI 等の導入検討

第 5 章 人材の育成と確保・人事管理及び組織整備

- 1.人材の育成・確保
 - (1) 人材育成の充実強化
 - (2) 人材の確保
 - (3) 職場環境の整備
 - (4) デジタル人材の育成・確保
- 2.人事管理
 - (1) 業務に応じた適正な定員管理
 - (2) 働き方改革の推進
 - (3) 給与の適正化
- 3.組織の整備
 - (1) 効果的・機能的な組織の整備

第1章

市民協働

現状と課題

【1. *市民協働の推進】

- 自治会を中心とした地域活動や個人や活動団体が行うまちのにぎわいを創出するまちづくり活動など、市民が主体となった活動も様々な分野に広がりを見せており、「市民まちづくり活動支援事業」への応募件数も増加しています。
- こうしたまちづくり活動に加え、協働・共汗に関する事業については、「道づくり」を契機とし、その後、農業、林業、公園、津波避難路など様々な分野に広がりを見せ、さらには大規模な自然災害の発生に備え、自主防災組織が結成され、防災訓練等を通して、地域全体の絆を深めるような市民協働による取組や災害ボランティア活動も行われています。
- 一方、市民ニーズや価値観が多様化する中、市民生活の様々な分野に対応する、よりきめ細やかな取組が求められるとともに、市民協働のまちづくりの充実を図る観点からも、継続的な情報発信や、さらなる啓発活動の必要があります。
- また今後、さらに充実した地域社会を実現するためには、自助・共助・公助の役割分担と合わせて、官・民が協力して市民協働を進めていく必要があります。

【2. まちづくり活動の支援・育成】

- 「市民まちづくり活動支援事業」の実施により、市民の自主的なまちづくり活動を財政面から支援するとともに、市民活動コーディネーターや市民活動の拠点施設である「エンクロス」「延岡市民協働まちづくりセンター」などと市民活動者との連携が図られ、市民活動が活発化してきています。
- まちづくり活動を行う団体においては、構成員の高齢化や後継者不足の問題が深刻化してきています。

【3. 市の意思決定等における市民参画の促進】

- 各種の計画づくりや事業採択の選定過程等において、行政サービスの受け手の視点を取り入れる等の観点から公募も含めた市民参画を進めてきています。

【4. 自治会活動の推進】

- 現在、区長連絡協議会及び市では加入促進活動を行っています。しかし、加入世帯の高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化により、未加入世帯も増加しており、加えて自治会役員のなり手不足も課題となっています。



臨時相談窓口での市民活動コーディネーターによる相談対応の様子

* 市民協働…市民、事業者や行政等の地域社会を担う多様な主体が対等な立場で、それぞれの目的の実現や共通する課題を解決し、より良いまちをつくるため、相互に尊重し合い、お互いの特徴を活かして連携・協力していくこと。

施策の展開

取組項目 (役割分担)

1.市民協働の推進

さらなる協働意識の啓発・醸成を図るため、情報の共有化、協働体制の充実等を図り、市民や市民活動団体と連携していきます。

(1) 協働に関する意識の醸成

- ・行政は、「市民協働まちづくり指針」に基づき、啓発等を実施し、協働意識の醸成に努めます。また、協働に関する他自治体等の情報収集に努め、理解を深めるとともに、市民への情報発信に努めます。（行政）
- ・市民は、協働に関する情報収集に努め、理解を深めます。（市民）

(2) 市民との連携によるまちづくり

- ・行政は、行政課題や市民の様々な課題の解決方法として、「市民協働」による取組を積極的に推進し、市民、市民活動団体等との連携を図りながら、魅力的なまちづくりを推進するとともに、情報発信に努めます。（行政・市民・市民活動団体等）

2.まちづくり活動の支援・育成

市民活動を積極的に支援していくとともに、市民一人ひとりが自分たちのまちに愛着と誇りを持ち、積極的にまちづくりに参加して自らの役割と責任を果たすよう、市民活動の中心となる人材や新たな団体の育成に努めます。

(1) まちづくり活動の支援

- ・市民協働まちづくりセンター等による市民活動団体等の支援を図るとともに、市民まちづくり活動支援事業や市民活動コーディネーター業務の充実等による市民主体の新たなまちづくり活動をより一層支援します。（行政）

(2) 次世代の人材育成

- ・行政は、市民活動団体等と連携しながら、次世代を担う人材や新たな活動を行う団体の育成を図ります。（行政・市民活動団体等）

3.市の意思決定等における市民参画の促進

市の各種計画づくりや事業実施等に関し、様々な市民の意見が反映されるよう、市民参画の促進に努めます。

(1) 市民参画の促進

- ・各種計画づくりや事業採択の選定過程等において、公募委員も含めた市民参画を進めていきます。（行政）

(2) 市政への市民参加の拡充

- ・「延岡市政政策等の形成過程における市民等参加条例（パブリックコメント条例）」等を活用しながら、積極的な情報の発信や意見等の聴取を進め、市民の市政への参加機会の拡充を図ります。（行政）

4.自治会活動の推進

自治会への加入促進策と役員のなり手不足対策について連絡協議会と連携していきます。

(1) 自治会への加入促進

- ・様々な機会や媒体を活用するとともに、「区長さんの活動の手引き」に各自治会での好事例を掲載して活用するなど加入促進に取り組んでいきます。（行政・自治会）

(2) 役員のなり手不足対策

- ・「区長さんの活動の手引き」に各自治会での好事例を掲載して活用するとともに、年度当初に集中する事務手続きの負担軽減を図るため「区長寄り添いコーナー」を設置するなど、役員のなり手不足対策に取り組んでいきます。（行政・自治会）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
市民協働まちづくりセンター市民活動登録団体数	98 団体 (R6)	104 団体	109 団体
市民まちづくり活動支援事業（年間活動件数）	32 件 (R6)	34 件	36 件
自治会加入率	69.9% (R6)	70.0%	70.0%

第2章

広報・広聴

現状と課題

【1. 「市民目線」の広報活動の展開】

- 市民と行政とが協働して、安心かつ快適なまちづくりを進めていくためには、市民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、市民の意向を施策に反映させることが不可欠です。
- 本市では、これまで広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティ FM、LINE、Facebook 等、様々な手段を活用し、市民への情報提供に努めています。
- 公募委員や有識者などの外部委員で構成される「広報のあり方検討委員会」の意見等に加え、職員の広報力を高めるための研修を行うことで、これからも行政が保有する情報を市民目線でわかりやすく提供していくとともに、すべての市民に情報が伝達されるよう、戦略的な視点で発信することが重要です。

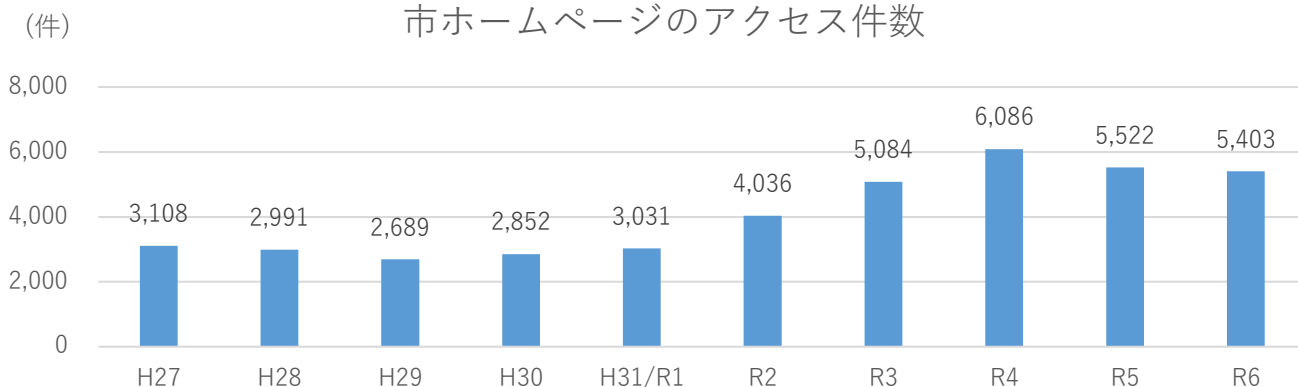
【2. 市民との対話機会の拡充】

- 本市では市長が直接、市民との意見交換会等を通して市政に対する意見・提案・要望等の把握に努めていますが、幅広い年代、職業の方が参加できるような工夫が必要になってきています。
- これまでパブリックコメントを年間 25 件程度行い、市民の意見を施策等に反映させることや各種審議会委員への市民参加等によって直接意見を聴取する場を設けてきました。
市民参画をさらに推進していくため、「延岡市政策等の形成過程における市民等参加条例（パブリックコメント条例）」を活用して広聴機能の充実に図ります。
- 電子メールによる「市民の声」や「市民の声の意見箱」を市役所や総合支所・支所に設置することにより、市政に対する市民の意見聴取を行っています。

【3. 情報公開制度の適正な運用】

- 本市では、延岡市情報公開条例に基づいて、市が保有する情報を市民に公開しています。
直近5年の開示請求件数を見ると、年度あたり平均 128 件程度で推移しており、情報公開制度が市民に活用されています。
今後とも市政に対する市民の理解と信頼が得られるよう、本市の諸活動について市民への説明責任を果たしていかなければなりません。

市ホームページのアクセス件数



施策の展開

取組項目（役割分担）

1.「市民目線」の広報活動の展開

「広報のべおか」の発行や「ケーブルメディアワイワイ」「FMのべおか」における市政番組の内容の充実を図るとともに、ホームページやLINE、Facebook等、様々な手段を活用した積極的な情報発信を引き続き行います。情報発信にあたっては、様々な情報の収集から統合、調整を行い、効果的な手段を選択し、全庁的な方向性を持った戦略的情報発信に努めます。また、市民から望まれる紙面構成や番組制作のあり方に対するニーズを把握し、より効果の高い広報活動を行っていきます。市民や地域においても、行政から発信される情報に積極的に触れるだけでなく、魅力のある地域活動等の情報を行政に提供し、双方向のコミュニケーションを図りながら本市の認知度向上に寄与します。

(1) 広報活動の充実

- ・ 広報紙、ホームページの内容の充実とケーブルテレビやコミュニティFMの市政広報番組等の内容をより身近な関心のあるものにし、市民目線で親しみやすいものにします。また、LINE、Facebook等を積極的に活用した情報の伝達など様々な手段や機会を通じて市政情報の発信を推進します。（行政）
- ・ 広報紙等の内容については、より分かりやすく興味の持てるものとするため、外部人材の有効活用といった手法も含め、新たな編集・制作方法を検討します。（行政）
- ・ 公募委員や有識者などの外部委員で構成される検討委員会を通じて、各広報メディアの問題点や改善点を抽出し、効果的・効率的な情報発信の方法について検討していきます。（行政）
- ・ 職員の広報力を強化し、市民に対しわかりやすい情報発信を行うため、ホームページやSNS等に関する研修を実施します。（行政）
- ・ AIを活用した自動情報収集プログラムでWEB上に公開されている市内のイベント情報を自動集約し、効率的に情報を入手することで、地域活性化や市民サービスの向上の推進を図ります。（行政）
- ・ 行政から発信される幅広い情報に積極的に触れ、地域の出来事や行政の取組みについて理解を深めます。（市民、地域）
- ・ 地域の良い取組みや活動に関わる情報を行政に提供するとともに、YouTube等のSNSを活用した幅広い情報発信をすることで、本市の認知度向上を図ります。（市民・地域）

2.市民との対話機会の拡充

さらに市民の市政に対する意見を幅広く把握し、的確に市政に反映させるために、市民との意見交換会の内容を充実させ、市民の声の活用や、「延岡市政等形成過程における市民等参加条例」を適切に運用し、広聴活動の充実を図っていきます。

(1) 広聴活動の充実

- ・ 市民との意見交換会、意見箱や電子メール、広報紙等を活用した市民の声の聴取、パブリックコメントの実施、各種審議会への市民の参画等を促し、広聴活動の充実を図ります。（行政）
- ・ 「延岡市政等形成過程における市民等参加条例」を適切に運用し、意見募集していることを広く市民に周知して意見の集約に努めます。（行政）

3.情報公開制度の適正な運用

情報公開制度の適正な運用と市民への周知により、市政の透明化を図り、本市の諸活動について市民への説明責任を果たしていくよう努めます。

(1) 情報公開制度の適正な運用

- ・ 行政文書の開示請求に対しては、迅速な開示手続に努め、個人情報の保護に配慮した開示を行う等、今後とも情報公開制度の適正な運用を図ります。また、「広報のべおか」やホームページ等を活用し、引き続き情報公開制度の周知に努めます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
延岡市のホームページのアクセス数	5,403 件/日 (R6)	5,425 件/日	5,464 件/日
タウンミーティングの開催数	—	7 回/年以上	7 回/年以上

第 3 章

地域や行政の DX

現状と課題

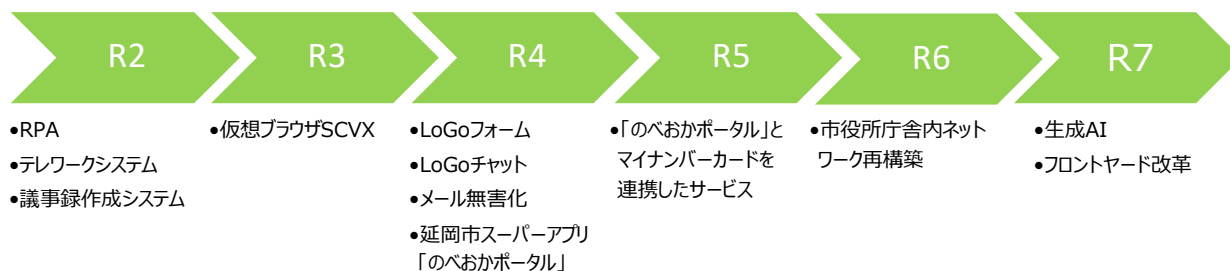
【1. 地域*DX の推進】

- ❑ 令和 4 年度にケーブルテレビ網光化事業が完了したことにより、市内一円で高速インターネットが利用可能な環境が整備されました。また、公衆無線 LAN の整備を進めており、「平常時・災害時共通災害に強い地方創生ネットワーク構築事業」では、市内の主要施設や学校等 52 カ所（令和 7 年度末）にアクセスポイントを設置しています。
- ❑ 国のデジタル田園都市国家構想交付金等を活用して、救命救急医療の対応力を強化するための「『空飛ぶクルマ』も見据えた新たな救急搬送体制づくり事業」や、*データ連携基盤を活用した「新時代ヘルスケア推進事業」、子どもや家庭が抱える潜在的なリスクを可視化し支援へとつなげる「こどもデータ連携実証事業」等、各分野で様々なデータを活用し、DX を推進しています。
- ❑ 本市のマイナンバーカードの保有枚数率は 82.7%（令和 7 年 12 月末）となっており、行政手続きの申請や図書館での本の貸し出しに利用する等、カードを活用した本市独自の取り組みが行われています。
- ❑ 急速に進展するデジタル社会において、すべての人がその恩恵を受けられるよう、デジタルデバйд（情報格差）の解消を目指し、スマートフォンの教室等を開催しています。また、IT カレッジやコワーキングスペースにおけるセミナー等を通じて、民間の DX 人材の育成も推進しています。

【2. 行政 DX の推進】

- ❑ *RPA による定型的かつ定量的な事務の自動化や、音声認識技術を利用したシステムによる議事録作成支援等、各種 ICT ツールを活用することで、業務の効率化を図っています。
- ❑ 将来の人口減少を見据え、現状の行政事務のさらなる効率化が求められており、生成 AI を始めとする ICT ツールの利活用を進めることにより、さらなる事務の迅速化・効率化に取り組んでいく必要があります。
- ❑ 各種行政手続きにおいて、オンライン申請の拡大を進めており、さらなる市民の利便性の向上と業務効率化、事務処理ミスの低減を図るため、国の採択を受け*フロントヤード改革に取り組んでいます。
- ❑ 急速に進展するデジタル社会に対応した各種施策を展開するにあたり、外部専門人材や民間企業等との連携や、DX に関する知識やデータ収集・分析等の*EBPM スキルを向上させるための研修等を実施し職員の育成を進めています。
- ❑ セキュリティインシデントの防止に向けて、個人情報の取り扱いやセキュリティポリシーの遵守について職員研修を実施しています。

ICTツールの導入状況



* DX（Digital Transformation）…デジタル技術を活用して、業務の仕組みや流れを根本的に改革すること。「Transformation」の「Trans-」を「X」と表現する慣習から「DX」と略。

* データ連携基盤…異なるシステムやデータソースからデータを集約し、一元管理するためのプラットフォーム。

* RPA（Robotic Process Automation）…ソフトウェアロボットを用いて人間が行う定型的な業務を自動化する技術。

* フロントヤード改革…行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取り組み。

* EBPM（Evidence-Based Policy Making）…データや科学的根拠に基づいて政策を立案・実行する手法。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.地域 DX の推進

国・県の動向やこれまでの実績等を踏まえた、本市のデジタル施策の指針である「延岡市 DX 推進計画」に基づいて、データ連携基盤やマイナンバーカードを含む IT インフラを活用して、地域における各種分野の DX の推進に取り組むほか、国の方針等への対応を検討します。また、地域との連携強化を通じて、デジタルデバイドの解消を図り、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指します。

(1) データ利活用による各種分野の DX の推進

- ・行政は、これまで国の交付金等を活用して行ってきた救急医療や子育て分野等における DX の取り組みを継続して実施します。（行政）
- ・国のデジタル基盤共通化や医療 DX に関する方針等への対応を検討します。（行政）
- ・市と事業者は、オープンデータの公開を進め活用を推進します。（事業者・行政）

(2) マイナンバーカードを含む IT インフラの利活用の推進

- ・行政は、事業者等とも連携し、公衆無線 LAN やデータ連携基盤、マイナンバーカード等の IT インフラを活用し、新たなサービスの提供を検討します。（事業者・行政）
- ・市民は、積極的にマイナンバーカードを取得し、様々な場面で利用します。（市民）

(3) デジタルデバイス対策と DX 人材育成の推進

- ・行政は、引き続き定期型や講師派遣型のスマートフォン教室を開催するほか、交流の場を兼ねたサロン型の教室の開催やデジタルのお困り事に寄り添う「デジタル支援員（仮称）」の任命制度について検討を行います。（行政）
- ・行政は、事業者と連携して IT カレッジ等のセミナーを開催し、地域におけるデジタル人材の育成を図ります。（行政・事業者）
- ・市民は、積極的にスマートフォン教室等に参加します。（市民）

2.行政 DX の推進

本市の未来を支えるためのデジタル施策の指針である「延岡市 DX 推進計画」に基づいて、生成 AI 等の活用のほか、自治体における住民と行政の接点（フロントヤード）や行政事務等（バックヤード）を含めた改革を推進します。そのために、必要な庁内の DX 人材の確保や育成、情報セキュリティ対策の強化により、持続可能な行政運営を実現することを目指します。

(1) 生成 AI 等を活用した市民向けサービスの提供

- ・生成 AI 等の技術を活用し業務の効率化を図るとともに、市民向けのサービスの提供について検討します（行政）
- ・行政手続きのオンライン申請を促進する中で、様式の統一化等を図るほか、*BPR も同時に進めていくことにより、さらなる市民サービスの向上に努めます。（行政）
- ・行政はデジタル施策やサービスの周知を図り、市民は積極的にサービスを活用します。（行政・市民）

(2) フロントヤード改革の推進による利便性向上及び業務効率化

- ・行政は、フロントヤード改革の横展開やワンストップ窓口の導入検討、*eL-QR による電子決済に取り組み、利便性向上、業務効率化、事務処理ミスの低減を図ります。（行政）

(3) 庁内の DX 人材の確保・育成

- ・総務省の「人材育成・確保基本方針策定指針」等を参考にしながら、人材育成方針を策定し、必要な人材の確保・育成に取り組めます。（行政）
- ・データの集積や可視化を行うことにより、職員が根拠に基づいた事業の立案等に取り組むことができる環境の構築を進めます。（行政）
- ・外部専門人材の確保や民間企業等と連携し DX 人材の実践力向上に努めます。（行政）

(4) 情報セキュリティ対策の徹底

- ・国の方針等に基づき、情報セキュリティポリシーの見直しを行いながら、個人情報の取り扱い等を徹底するため、全職員を対象としたセキュリティ研修を行います。（行政）
- ・行政は、システム事業者等と連携し、大規模災害等の発生時における*ICT-BCP の見直しや非常時訓練等を行い、接続可能な行政運営の実現を図ります。（行政・事業者）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
マイナンバーカードを活用したオンライン申請手続数	44 手続（R6）	150 手続	200 手続
行政手続き等における市民満足度	44%（R6）	70%	75%

* BPR（Business Process Re-engineering）…業務プロセスを根本的に見直し、再構築する手法。

* eL-QR…地方自治体が発行する納税通知書や請求書に印刷される二次元コード。

* ICT-BCP(Information and Communication Technology-Business Continuity Plan) …災害等の緊急時に情報システム等を素早く復旧させ、事業の継続を目指す計画。

第4章

効率的な行政経営

現状と課題

【1. 適正な行政運営】

- ❑ これからの行財政改革には、従来のような経費削減に主眼を置いた改革に加え、デジタル化の推進も含め、市民一人ひとりのニーズに応じてよりきめ細かな行政サービスを提供していくための改革、さらにはその実現のため歳入を増やす改革により、将来にわたって市民一人ひとりが安心・満足して幸せに暮らせる豊かなまちを実現するための基盤を築いていく必要があります。
- ❑ 今後、人口減少社会における持続可能なまちづくりや地方創生に向けて、デジタル化による行政の効率化と市民サービスの向上の両方を目指すとともに、新たな財源確保策による歳入の確保等、長期総合計画や総合戦略に基づく取組と行財政改革を一体的に進めることにより、効果的で効率的な行政運営を進めていく必要があります。
- ❑ このような中、社会状況の変化や複雑化、多様化する地域課題に的確に対応していくため、官民連携の推進により様々な主体との連携を図りながら、これまでリモート相談体制やオンライン申請、デジタルチケットの発行、Webによる転入・転出等の手続き案内、公共施設のオンライン受付等を導入しています。

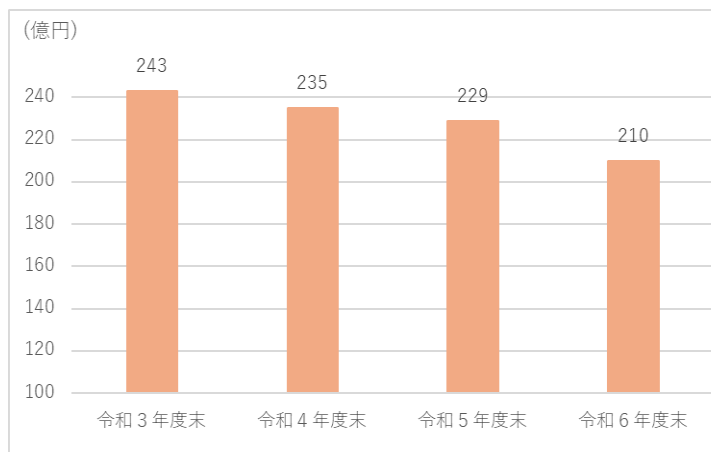
【2. 健全財政の維持】

- ❑ 財政の安全性や再生の必要性を判断する指標である健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は、いずれの指標も国の示す早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれています。
- ❑ 歳入において、市税収入は平成27年度以降増加傾向ですが、景気動向に左右されやすい側面があることに加え、今後は少子高齢化や人口減少等により、大幅な増収は見込めない状況にあります。また、市税とともに歳入の根幹をなす地方交付税も減少傾向にあります。
- ❑ 基金については、長期にわたるコロナ禍や物価高への対策、防災対策、令和9年の「国スポ・障スポ」開催に向けた大型プロジェクトなどを積極的に進めてきたことから、基金残高は減少しています。
- ❑ 市債については、将来の財政負担を考慮し、事業の選択・重点化を行うことで市債の発行額を元金償還額の範囲内に抑えることとしているため、市債残高は減少しています。
- ❑ 歳出については、医療・福祉といった社会保障関係経費の増加に加え、老朽化に伴う公共施設の更新等により、財政需要の拡大が見込まれます。

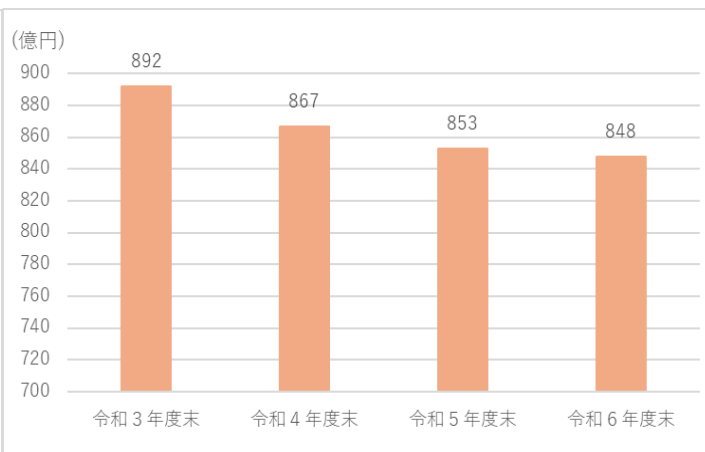
【3. 適正な公共施設維持管理等の推進】

- ❑ 延岡市公共施設維持管理計画では、目標年次を2060年度として、施設保有量を30%程度削減する目標を設定しました。今後は、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画に基づき、公共施設の適正管理の具体的な取組を進めていく必要があります。また、未利用財産については、有効な活用を図り、維持管理費の軽減や財源確保につなげる必要があります。
- ❑ 効果的かつ効率的な公共施設の整備等を進め、財政負担の軽減や良質な行政サービスの提供を図るとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、公共施設の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する*PPP/*PFIなど多様な手法の導入を推進しています。

基金の残高（一般・特別・企業会計の合計）



市債の残高（一般・企業会計の合計）



* PPP（Public Private Partnership）…指定管理者制度や公設民営業務委託など行政と民間が協力して公共サービスを提供する仕組み。

* PFI（Private Finance Initiative）…PPPの一種で民間資金を使って公共施設を整備・運営すること。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.適正な行政運営

地方創生に向け、第3期延岡新時代創生総合戦略に基づく取組を推進するとともに、行財政改革大綱に基づき、有識者や市民の意見も反映させながら、デジタル基盤の共通化、クラウド化、*EBPMを推進し引き続き効果的で効率的な行政運営を図ります。

官民連携を推進することにより、複雑化、多様化する地域課題に対応した低コストで効果的な公共サービスを提供できるよう努めます。

(1) 適正な行政運営

- ・第3期延岡新時代創生総合戦略や行財政改革大綱に基づき、地方創生に向けた取組や、行財政改革実施計画の取組を推進し、生成AI、*RPAの導入や指定管理者制度の活用、*フロントヤード改革、内部業務のペーパーレス化等により、コストの削減や業務の効率化を図ります。（行政）

(2) 多様な人材が参画する行政運営

- ・計画の策定や事業の実施にあたっては、パブリックコメントの適正な実施等により、有識者や市民の意見を反映させる等、行政運営への市民参画の促進を図ります。（行政）
- ・官民連携を推進し、民間人材を活用する等、多様な人材が参画することで、コスト削減と効果的な公共サービスの提供を図ります。（行政）
- ・デジタル技術を積極的に活用するDX人材を育成し、さらなる業務効率化を図ります。（行政）

2.健全財政の維持

市税については、課税客体の適正な把握や収納率の向上に努め、確実に歳入を確保します。

国や県等の補助制度については、有効活用を図るとともに、新たな財源確保の取組を推進します。

予算編成においては、事務事業の選択と重点化を図ります。

市債については、新規発行の抑制及び地方交付税措置のある有利な市債の活用にも努めます。

基金については、適切な活用にも努め、健全で持続可能な規律ある財政運営に努めます。

(1) 歳入の確保

- ・市税に関する啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化等により課税客体の適正な把握に努めます。また、納付手段の拡充や効率的な滞納整理の実施により、確実な歳入確保の実現を図ります。また、新たな財源の確保のため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進、公共施設へのネーミングライツの導入を推進するとともに、新たな取組による財源確保を推進します。（行政）
- ・国や県の様々な財政支援策も積極的に活用します（行政）

(2) 歳出の見直し

- ・事務事業の見直し等により、経費の節減に努めます。（行政）

(3) 長期的視点での財政運営

- ・安定的な財政運営を図るため、有利な市債や基金の適正な活用等により、長期的視点に立った計画的な運営に努めます。（行政）

(4) 財政状況の情報発信

- ・予算、決算、市債残高、健全化判断比率など財政の状況について、分かり易い情報発信に努めます。（行政）

3.適正な公共施設維持管理等の推進

延岡市公共施設維持管理計画及び個別施設計画に基づき、長期的な視点から公共施設の維持管理や未利用財産の有効活用にも努めます。また、効果的かつ効率的な公共施設の整備等を進め、財政負担の軽減や良質な行政サービスの提供に努めます。

(1) 適正な公共施設維持管理等の推進

- ・施設保有量の最適化や施設の維持管理に要する予算の平準化に努めます。また、未利用財産は、有効活用又は処分に努め、維持管理費の負担軽減や財源確保を図ります。（行政）

(2) PPP/PFI等の導入検討

- ・経費節減効果の見込める一定規模以上の施設の改修や新設については、様々な機能が集約される施設の複合化やPPP/PFI手法の導入を検討し、建設費や維持管理費の削減に努めます。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
フロントヤード改革対象手続きのオンライン申請利用率	28% (R6)	85%	90%

*RPA（Robotic Process Automation）…ソフトウェアロボットを用いて人間が行う定型的な業務を自動化する技術。

*EBPM（Evidence-Based Policy Making）…データや科学的根拠に基づいて政策を立案・実行する手法

*フロントヤード改革…行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取り組み。

第 5 章

人材の育成と確保・人事管理及び組織整備

現状と課題

【1. 人材の育成・確保】

❑ 職員の人材育成については、これまで、職場内研修（OJT）を基本としながら、職場外研修及び自己啓発を3本柱として効果的な研修などを実施し、職員の資質向上と能力開発に努めてきました。このような中、生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展などにより地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化していることから、これまで以上に市民目線や使命感を持って課題を解決していく「人材の育成」が求められていることに加えて、民間企業との人材獲得競争の激化などに伴う「人材の確保」、多様な人材の活躍を可能にする「職場環境の整備」、デジタル社会に対応できる「デジタル人材の育成・確保」を図ることが必要となっています。

【2. 人事管理】

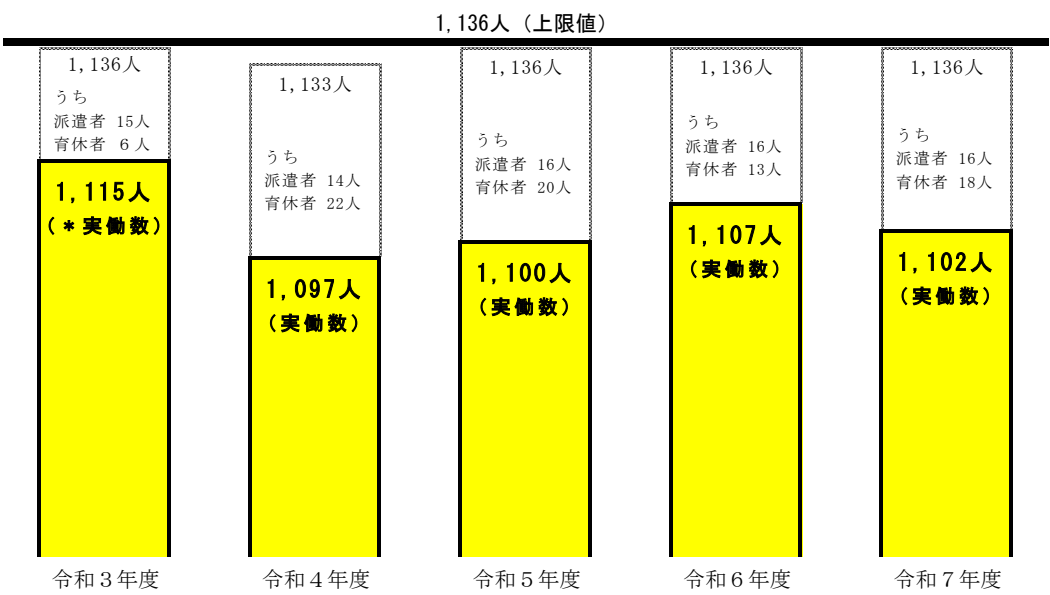
❑ これまで数次にわたって行財政改革に取り組んできた結果、職員数については一定の適正化が図られています。今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足や定年引上げなどにより職員の年齢構成の変化が見込まれる中、任期付職員や再任用職員、会計年度任用職員などの多様な任用形態の活用を図るとともに、正規職員の育児休業の取得状況や派遣研修者の数などを勘案したうえで、実際に業務に従事することのできる実働数をベースとして定員管理を行うことによって、様々な市民ニーズや行政課題に対し迅速かつ的確に対応できる人事管理が求められます。

❑ 給与については、制度、水準ともに、国や県、他の地方自治体と均衡のとれたものとなっています。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、県や他の地方自治体との均衡を踏まえた上で適正に維持していく必要があります。

【3. 組織の整備】

❑ 時代に応じた行政課題にスピード感を持って対応するため、市民に分かりやすく、より効果的・機能的な組織づくりが求められています。

職 員 数 （ 各 年 4 月 1 日 現 在 ）



* 実働数…国県等への派遣職員、育児休業取得者を除く職員数。

施策の展開

取組項目（役割分担）

1.人材の育成・確保

地方創生の実現や市民サービスの向上に向けて、常にアンテナを高くするとともに、柔軟な発想や政策形成能力を身につけ地域づくりを革新的に進めることができる地域の*イノベーターとしての人材の育成を図ります。

職員一人ひとりが市民のニーズや地域の課題を把握するとともに、市民目線と使命感を持って働くなど、職員の意識改革を図ります。

社会経験や専門性を有する人材など多様な人材を確保し、組織力を高めていきます。

全ての職員がライフステージにかかわらず、その能力を最大限に発揮し、限られた時間で効率良く高い成果を上げることができる職場環境の整備に努めます。

行政サービスの DX を主体的に実現することができるデジタル人材の育成・確保に努めます。

(1) 人材育成の充実強化

- ・「人材育成・確保基本方針」に基づき、引き続き職場内研修（OJT）を基本としながら、職場外研修や自己啓発支援などを計画的かつ効果的に実施することにより、職員の資質向上と職位に応じた能力の開発を図ります。（行政）
- ・専門研修機関をはじめ、国、県及び民間企業などに職員を派遣するほか、民間企業との合同研修を実施することなどにより、様々な課題に即応でき、既成概念にとらわれない「地域のイノベーター」役を担うことができる人材の育成を図ります。（行政）
- ・多様化・高度化する市民ニーズや地域課題を的確に捉え、市民満足度を高めるために、常に市民目線と使命感を持って業務の遂行に当たるよう、実践的で参加型の職員研修や人事評価制度、働き方改革などを通じて革新的な行政職員としての意識改革を図ります。（行政）
- ・一人ひとりの意識改革と同時に組織マネジメントが重要であり、管理監督者の高いマネジメント能力が必要となることから、管理監督者を対象とした「リーダーシップ育成」や「マネジメント力向上」を目的とした研修を継続するとともに、対象を一般職にまで拡大して実施します。（行政）

(2) 人材の確保

- ・職員採用試験において、複雑・多様化する行政課題に対応できる多様な人材を確保するため試験方法を工夫するとともに、「人間力」を重要視した選考に努めます。（行政）

(3) 職場環境の整備

- ・全ての職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、意欲を持って職務に従事できる環境の整備に努めます。（行政）

(4) デジタル人材の育成・確保

- ・デジタル時代の市民ニーズに合った行政サービスを提供するため、必要となるデジタル人材の人材像を明確化したうえで、育成・確保に努めます。（行政）

2.人事管理

事務事業の見直しや働き方改革を推進するとともに、必要なマンパワーを確保したうえで、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮される適材適所の人員配置を行うことによって、さらに効率的な運営体制の確立を目指します。

職員の資質向上と能力開発を図り、組織の活性化と運営力の向上に努めます。

国、県や他の地方自治体と均衡のとれた適正な給与制度及び水準の維持に努めます。

(1) 業務に応じた適正な定員管理

- ・引き続き、事務事業の効率化や外部人材の登用、多様な任用形態の活用、民間活力の導入などについて検討するとともに、新たな施策などへの取組に伴う体制強化とのバランスを取りながら、適正な定員管理と職員配置を図ります。（行政）

(2) 働き方改革の推進

- ・事務事業の見直しや、デジタル技術の活用による業務の効率化のほか、職員応援制度（助っ人ちゃん）の再検討やワークステーションの活用などによって、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、柔軟な勤務時間制度など多様な働き方の導入を進めることにより、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図りながら、市民サービスの維持・向上に努めます。（行政）

(3) 給与の適正化

- ・国の動向を踏まえ、県や他の地方自治体とも均衡のとれた適正な給与制度及び水準の維持に努めます。（行政）

3.組織の整備

時代に応じた行政課題に即応し、市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる、効果的・機能的な行政組織の整備を図ります。

(1) 効果的・機能的な組織の整備

- ・時代に応じた行政課題に即応し、市民のニーズに迅速かつ的確に対応できる、効果的・機能的な行政組織の整備を図ります。（行政）

主要な指標

内容	現状	R12	R17
職員数	1,102 人 (R7) (実働数)	* 1,136 人以下 (実働数ベース)	1,136 人以下 (実働数ベース)

*イノベーター…新しいものを最も早く取り入れる者、革新者。

*1,136 人以下…「第 6 次延岡市長期総合計画」において「主要な指標」としていた職員数（国県等への派遣職員、育児休業取得者を含む在籍職員数）を準用。

